

社会 保障 研究

第2卷
第1号
2017年

核家族の個人化と社会保障

..... 武川 正吾

特集：小さな世帯の増加と社会保障

小さな世帯の増加と社会保障

..... 白波瀬佐和子

親の配偶関係別にみたひとり親世帯の子どもの貧困率

—世帯構成の変化と社会保障の効果—

..... 田宮 遊子

単身高齢者の精神的健康—ジェンダーの視点による検討—

..... 末盛 慶

母子世帯と子どもへの虐待—抑うつ分析も含め—

..... 山野 良一

单身男性介護者に惹起する生活問題とその支援策に関する一考察

—「男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究」の結果を中心にして—

..... 和気 康太・望月 孝裕

家族社会学における「小さな世帯」

..... 池岡 義孝

子どものいる世帯の貧困の持続性の検証

..... 暮石 渉・若林 緑

社会保障研究 第2巻第1号 (2017年)

目次

巻頭言

核家族の個人化と社会保障	武川 正吾	2
--------------	-------	---

特集：小さな世帯の増加と社会保障

小さな世帯の増加と社会保障	白波瀬佐和子	4
親の配偶関係別にみたひとり親世帯の子どもの貧困率 —世帯構成の変化と社会保障の効果—	田宮 遊子	19
単身高齢者の精神的健康—ジェンダーの視点による検討—	末盛 慶	32
母子世帯と子どもへの虐待—抑うつ分析も含め—	山野 良一	45
単身男性介護者に惹起する生活問題とその支援策に関する一考察—「男性介護者に 対する支援のあり方に関する調査研究」の結果を中心に—	和気 康太・望月 孝裕	60
家族社会学における「小さな世帯」	池岡 義孝	77
子どものいる世帯の貧困の持続性の検証	暮石 渉・若林 緑	90

社会保障と法

(社会保障と法政策) 遺族年金の法的論点と法政策—生計維持要件を中心として—	黒田有志弥	107
(社会保障判例研究) 遺族厚生年金の受給者たる配偶者の生計維持要件	黒田有志弥	110

情報

OECD Family Databaseの概要—家族政策とその成果に関する国際比較データベース—	竹沢 純子	119
韓国の社会保障 (第5回) 韓国の公的扶助について	小島 克久	122
「長寿化・高齢化の総合的分析及びそれらが社会保障等の経済社会構造に及ぼす人口 学的影響に関する研究」(平成26～平成28年度) について	別府 志海	126
社会保障サービスの受益・業務負担軽減に向けた地域組織の空間的配置・人的連携 の基礎的研究	西村 幸満	129

書評

角谷快彦著 『介護市場の経済学—ヒューマン・サービス市場とは何か—』 (名古屋大学出版会, 2016年)	岸田 研作	132
---------------------------------------------------------	-------	-----

新刊紹介

岩本康志・鈴木亘・両角良子・湯田道生著 『健康政策の経済分析：レセプトデータ による評価と提言』(東京大学出版会, 2016年)	泉田 信行	136
---------------------------------------------------------------------	-------	-----

巻頭言

核家族の個人化と社会保障

国勢調査によると1960年には4人に達していた日本の平均世帯人数は、調査の回を重ねるごとに減り、1990年には3人を切り、2015年には2.38人と最低記録を更新した、日本社会における世帯規模の縮小は着実に進行している。この傾向が続くことは国立社会保障・人口問題研究所の推計結果にも示されている。特に単身世帯の増加には目を見張るところがあり、総世帯数に占める単身世帯の割合は1970年代に20%前後だったのが現在は3割を超え、2030年には4割に近づくと推計されている。

世帯規模の縮小は、従来、核家族化の進展として理解されることが多かった。時代が新しくなるにつれて大家族から核家族への変化が進むというわけである（ちなみに核家族は人類学者や社会学者が学術用語として使い始め、これが流布して日常言語のなかでも用いられるようになった言葉である）。しかしこれは誤解を生みやすい捉え方でもある。

というのは、核家族は家制度が廃止された戦後社会になって生まれ、またその後の工業化や都市化のなかで増え続けたとは必ずしも言えないからである。伝統的な日本の家族の典型が三世同居の直系家族であったことはよいとしても、核家族が数のうえで例外的存在だったということはなかった。明治以降の近代化のなかで子どもの死亡率が低下し人口爆発が起こってからは、同じ家族のなかのきょうだい数が増え始めたため、生家にとどまって家長となる子ども（多くのばあい長男）は別として、それ以外のきょうだいたちは、みずからが家長（あるいはその配偶者）となって核家族を形成したからである。もともと核家族は多かったのである。したがって世帯規模の縮小は核家族化の結果としてだけでとらえることはできない。

近年では、歴史人類学者エマニュエル・トッドのように、人類の家族の原初形態は核家族であり、それ以外の直系家族や複合家族は核家族が歴史的に進化した結果だとする学説も登場した。そうになると直系家族から核家族への変化が歴史の進歩であるとか近代化の産物であるとかは言えなくなる。

世帯規模の縮小は出生率の低下と、既婚子ども世帯と老親との同居率の低下によるところが大き

い。前者に関しては長らく社会問題として認知されているので、いまさらいうことはないかもしれない。後者についても、別居の理由はともかく、高齢者世帯のうち既婚の子ども世帯との同居率は、国民生活基礎調査によれば、1980年には5割を超えていたのが、2000年代半ばには4分の1を下回るまでになっている。

以上に加えて、社会学者が、家族の個人化と呼ぶ変化が世帯規模の縮小に拍車をかけている。集団としての家族の一体性が弱まっているという意味においても、また家族が離婚の増加によって不安定となり解体しやすくなっているという意味においても、さらに、そもそも家族を形成しない個人が増えてきているという意味においても、家族の個人化（単身世帯を家族と呼ぶか否かは定義の問題だが）が進んでいることは間違いない。

その結果、かつて一人暮らしといえば、結婚前の若者か、独身を貫くか配偶者と離死別した高齢者と想定されていたが（後者がいちばん多いことはいまでも変わらないが）、現在では、中高年世代のあいだでも非婚による単身世帯が増えている。

総じて言えば、再生産の単位であったはずの家族が変化して「小さな世帯」が増え、またその多様化が進んでいるのである。

これまで社会保障は各種環境の変化に適応するために制度変更を繰り返してきたが、「小さな世帯」の増加に対しても同様であるべきであろう。本特集に寄稿された論文は、そのために踏まえるべき事実を提供している。

例えば、「小さな世帯」のもとでは家族だけでなく親族によるリスクプール機能も喪失していること、同じくひとり親世帯といっても相対貧困率の程度や社会保障による貧困削減率が異なること、単身高齢者のメンタルヘルスは男女で異なること、子どもの虐待や抑鬱へのサポートが「小さな世帯」では弱まること、男性介護者には固有の問題があること、小さな世帯と社会保障をめぐる論争は過去にもあり、現在もそれを踏まえるべきであること、子どもの貧困は母子家庭の場合に抜け出すのがむずかしく、学齢期以前にひとり親となるとさらに困難であること、等々。

本特集によって「小さな世帯」が抱える社会保障の問題に関する理解が深まっていくことを望む。

武川正吾

（たけがわ・しょうご 東京大学大学院人文社会系研究科教授）

小さな世帯の増加と社会保障

白波瀬 佐和子*

抄 録

本稿は、戦後日本の世帯規模の縮小について、生活保障の観点から広く検討することを目的とする。特に、急激に進行した産業構造の変化は人口構造の変化も促して、いま、日本は最も高齢化した国となった。その急激な人口変動は、人々が実際に生活する世帯／家族のあり方と連動し、そこでの変化は格差を伴って進行していた。

本稿は大きく2部から構成されている。前半は、世帯規模の縮小を、国勢調査データを用いて年齢構成や世帯構造に着目し明らかにしていく。後半では、世帯規模の縮小について、特に同居に着目して、その貧困回避機能の程度を探る。実証データを用いた分析結果から、高齢者や母子世帯といった高い貧困リスクを抱える者にとって、同居は現時点では最も有効な貧困回避の手段であった。一方、一人親となった娘を引き取る親もまた経済的に楽でない状況があり、親を引き取る余裕のない現役世代の状況も明らかになってきた。その結果、世帯のリスクプール機能に大きく依存しない、公助、共助のあり方を今一度検討すべきことを本稿の結論とした。

キーワード：世帯規模、世帯構造、三世帯世帯、母子世帯、同居効果

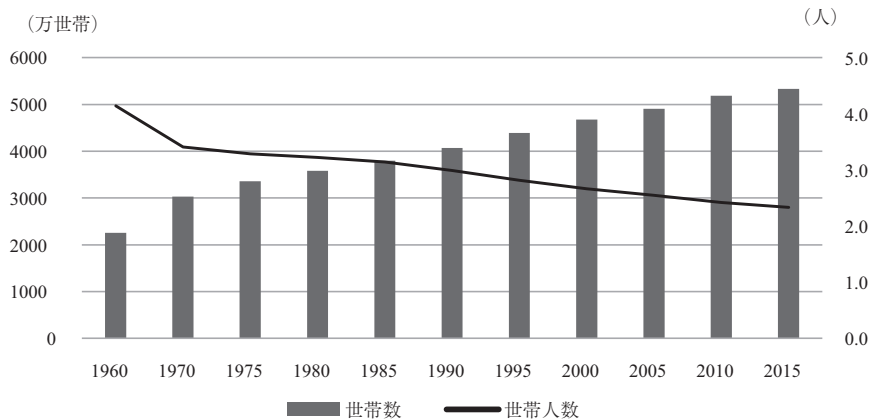
社会保障研究 2017, vol.2, no.1, pp.4-18.

I はじめに

社会保障を議論するにあたって、社会の近代化・産業化を切り離すことはできない。日本も戦後、奇跡的と称された高度経済成長に入って、潤沢な財源をもとに日本社会は福祉国家化へと大きく舵をきっていく。しかし1973年、福祉元年と銘打って積極的に福祉政策が展開されようとした矢先、第一次オイルショックが勃発した。低成長期に突入した日本は限りある財源を横目に社会保障

制度の組み直しが求められるようになる。ここで忘れてはならないのは、その背景で着実に進行していた人口変動である。1970年、全人口に占める65歳以上人口比が7%を超えて、1970年代半ば、合計特殊出生率が人口置換水準を下回った。つまり、この時期、いまでいう少子高齢化の流れが本格始動した時期でもある。このような人口変動はまた、人々が生活する場である家族/世帯の構造そして機能をも変えていった。近代化・産業化に代表される社会変動は、人口や家族・世帯の姿にも少なからぬ影響を及ぼした。

*東京大学大学院人文社会系研究科 教授



出所：総務省統計局「国勢調査」時系列データ表2より筆者作成。

図1 全世帯数と1世帯あたり平均人数、および65歳以上割合の趨勢

図1は、1960年以降の世帯数と1世帯当たり平均世帯員人数の変化である。両者の変化は逆向きであって、全体世帯数は1960年2,254万世帯から2010年には5,333万世帯へと5割以上の増加率となっている。一方、1世帯当たりの平均世帯員数は1960年に4.14人から2015年には2.33人と5割の減である。少子高齢化の中、2015年国勢調査結果から、2015年10月1日現在の総人口は1億2,709万4,745人と、2000年調査に比べて0.8%（96万2,607人）減となった¹⁾。これは1920年に国勢調査が実施されて以来はじめての人口減少となる。一方、その間、世帯数は伸びていった。つまりは、1世帯当たりの世帯人数が減少したことになり、2035年には2.20人にまでになると予想されている²⁾。

また、ここでの世帯規模の縮小は特に、人口高齢化と密接に関連して進行している。1960年における65歳以上人口割合は5.7%であったものが、2015年には26.6%と、4倍近くにも膨れ上がった。その高齢者たちの暮らし方の変化が世帯規模の縮小とも関連して進行したことは容易に想像できる。本稿では、国勢調査データを中心に世帯に関

連する変化を確認すると共に、その変化の意味について、社会保障との関連から多世代同居に注目した家族の機能の中身を社会調査マイクロデータ分析結果から検討する。

II 変動する世帯構造/変わる家族

日本の社会保障は家族機能と密接に議論されており、特に、扶養という概念が鍵になる。副田（1971）は生活問題という枠組みから扶養に早い段階から着目した一人であり、この概念こそが社会保障と家族をつなぐ点で重要である。

高齢化の進行は就労、特定企業からの離脱が進むので、不就労状況をより積極的に取り組んだ生活保障の枠組みの重要性が高まる。社会保障といった場合でも、リスクの対象事象を、失業、職場での事故といった労働者の立場を前提として設定される傾向にあるが、労働者であることを必ずしも想定できない高齢者をどう組み込むか。さらには、家計を支える稼得者がほかの家族員を扶養するという前提をどれくらい柔軟にするかが、こ

¹⁾「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果 要約」（総務省）<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon1/pdf/youyaku.pdf>（2017年3月20日アクセス）。

²⁾「日本の世帯数の将来推計（全国推計）-2010（平成22）年～2035（平成47）年-（2013（平成25）年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2013/hhprj2013_honbun.pdf（2017年3月20日アクセス）。

のたびの世帯規模の縮小にあたってわれわれに突きつけられた課題である。また、生活保障といった場合、その対象や問題とする事象はより多様で、また複雑でもある。不就労を一つとっても、働かないという状況は積極的に求職しているにも係らず仕事が見つからないのか、働きたいけれど疾病や障がいのために働くことができないのか、その意味は大きく異なる。前者については、職業訓練や学び直しの機会や経済的支援の提供、さらには地元企業に雇用の機会を依頼する、というような工夫が考えられる。さらには、職業訓練以前に、心身への専門的ケアの提供も必要になってくるだろうし、障害者雇用を促進するにあたって一企業の厚意に依存することなくより広く地域、国レベルでのサポートが求められる。また、80歳以上の超高齢層になってくると健康上に問題が出てきて働くことができない状況が増えてくるので、不就労状況を前提とする家族内外からの支えあいのしくみが一層重要になる。

そこで、本稿では家族・世帯に着目して社会保障を検討することで、広い生活保障のあり方を模索する。日本の社会保障を位置づける際に、家族・世帯は社会的な支えあいを受ける手前の福利サービスの提供の主体であり、かつて「含み資産」というかたちで生活保障機能を担う強い前提でもあった。戦後の厚生行政において、家族による含み資産の位置づけを明示的に記したのが1978年『厚生白書』である。戦後の『厚生白書』の流れをみるにつけても、貧困、退役軍人保障は中心的なテーマであるが、人口は1956年白書においてもテーマになっている。その中で、1962年『厚生白書』のテーマは「人口革命」と銘打たれ、そこで初めて中高年齢層を中核とする世帯の福利について言及されている。中高年齢層は親世代と子世代の生活保障を提供する中核的な人口層としての位置づけである。しかしその後、世帯の概念は明示

的に扱われないが、1977年『厚生白書』において「空の巣 (empty nest)」が言及された。いわゆる老人のみによって形成される世帯の増加であり、そこには夫婦のみ世帯に比べて一人暮らし高齢者についても言及がある。そして、1978年『厚生白書』においては、「これまで社会保障の含み資産とされていた家族」という文言が登場し、そこでいう含み資産とは三世帯同居として明確に位置づけられている³⁾。

産業構造が変化し、都市化の進行に伴って、家族規模が縮小していった。そこでの同居人数の変化は、世帯内の関係をも変えていった。世帯の構成員は親族に限定されるようになり、世帯類型も単純化していった。2015年国勢調査結果によると、総世帯数に占める親族のみによって構成される世帯割合は82.1%、一人暮らし世帯14.5%を加えると9割以上となる。一方、非親族を含む世帯は0.9%のごく少数派に過ぎない⁴⁾。2014年に国立社会保障・人口問題研究所によって実施された「世帯動態調査」結果から、一人暮らし、二人暮らしの増加は、世帯内の関係性や中身も単純化させることに繋がる、との指摘がある⁵⁾。

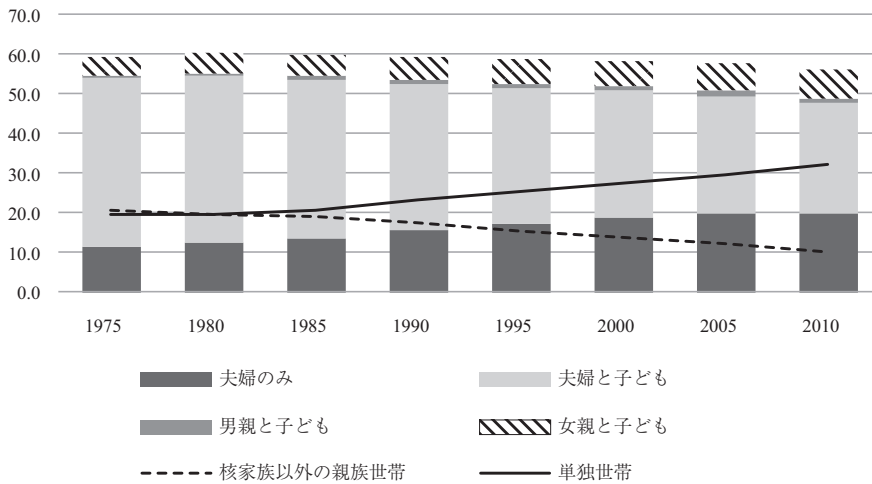
III データからみる世帯変動：どこで世帯の縮小が起こっているのか

どこで世帯の縮小が認められるのか。図1から、世帯規模の縮小が全体的に起こってきたことは確認できたが、もう少し詳しく世帯の変化を探ってみよう。その前に、そもそも世帯とはどう定義されてきたのか。現在の国勢調査で適用されている世帯とは、1985年以降の「一般世帯」「施設等の世帯」に大きく区分したものであり、それまでは「普通世帯」と「準世帯」とされてきた。ここでいう一般世帯とは、大きく複数人数で構成される場合と単身で構成される場合がある。後者について

³⁾ 「過去の白書」から、http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/ (2017年3月27日アクセス)。

⁴⁾ 「平成27年国勢調査 人口等基本集計 全国結果」第6表よりhttp://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001077438&cycleCode=0&requestSender=search (2017年3月26日アクセス)。

⁵⁾ 「第7回世帯動態調査 結果の概要 (要旨)」http://www.ipss.go.jp/ps-dotai/j/DOTAI7/kohyo/NSHC07_gaiyo.pdf (2017年3月20日アクセス)。



出所 「人口統計資料集 (2016年)」表7-11。

図2 家族類型分布の変化 (%)

は、住居や世帯を共にしていても生計を別にして
いる間借り、寄宿舍・単身寮に住む場合は単身者
として世帯を構える場合を含む。

一般世帯における家族類型分布の変化を、本格的な
少子高齢化に突入した1970年代半ばからみて
みたのが図2である。ここでまず気がつくのは、
いわゆる核家族世帯割合は1970年代半ば以降、
それほど大きく減少しているわけではないことである。
家族類型として大きく変化したところは、夫
婦のみ世帯割合が11.6%から19.8%へと上昇し、
単独世帯もまた19.5%から32.4%へと大きく上昇
した。一方、夫婦と子ども世帯の割合は1970年代
半ば、核家族の7割を占めていたが、2010年には核
家族世帯の半数のみを占めるに至った。さらに、
まだ数としては少ないものの、女親と子ども世帯
は1975年4.6%に過ぎなかったものが2010年には
7.4%と上昇している。つまり、平均世帯人数減
少の一つの原因は、子ども数の減少と一人親世帯
の増加にあることが想像できる。国立社会保障・

人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査
(夫婦票)」によると、完結出生児数は1952年3.2人
であったものが2015年には1.94人と2010年調査の
1.96人よりもさらに低下した⁶⁾。2015年調査結果
において、子どもがいない夫婦(15年~19年の結
婚年数を経過した夫婦を対象)は6.2%と上昇傾
向にあり、子ども1人と回答した夫婦は18.6%と
前回調査の15.9%よりも上昇した。このように、
子ども数の低下は世帯規模の低下に寄与した。

もう一つの核家族世帯を構成するのは一人親世
帯である。すでにみたように、母子世帯数は上昇
している。二人の親と一人の親は単に数の違い以
上の意味を持ちうる。事実、昨今の子どもの貧困
は一人親世帯、特に母子世帯との関連で議論され
ることが多い(阿部2008;湯澤2004)。2010年国勢
調査から母子世帯の子ども数の分布をみてみる
と⁷⁾、半数は1人、38%が2人と、二人親世帯に比べ
て子ども1人割合が高い⁸⁾。

以上、子どものいる世帯の世帯員数の減少は、

⁶⁾ 「第15回出生動向基本調査 第II部夫婦調査の結果概要」(国立社会保障・人口問題研究所) 図表II-2-1より http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_gaiyou3.pdf (2017年3月20日アクセス)。

⁷⁾ ここでいう「母子家庭」とは、「母親と子どもからなる世帯」のうち、未婚、死別、離別の女親と20歳未満の子どものみからなる世帯とする。 <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/final/pdf/01-13.pdf> (2017年3月20日アクセス)。

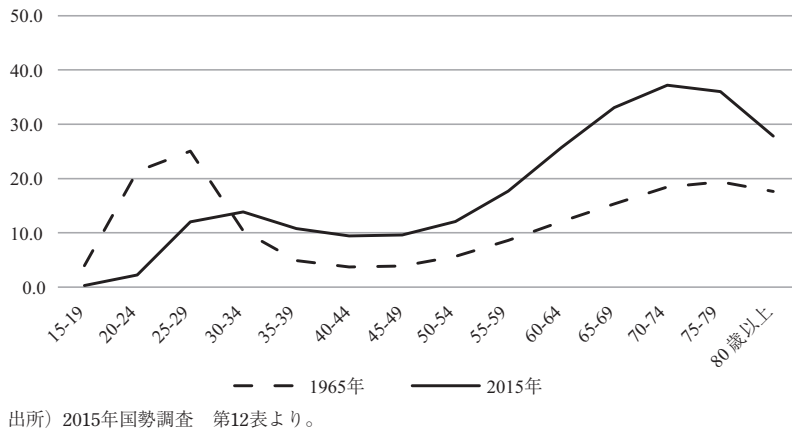


図3 世帯主年齢別全世帯に占める夫婦のみ世帯割合 (%)

子ども数の減少と結論づけてもよい。既婚カップルの子ども数の減少に加え、一人親世帯の増加もまた平均子ども数を下げる効果を持ちうる。

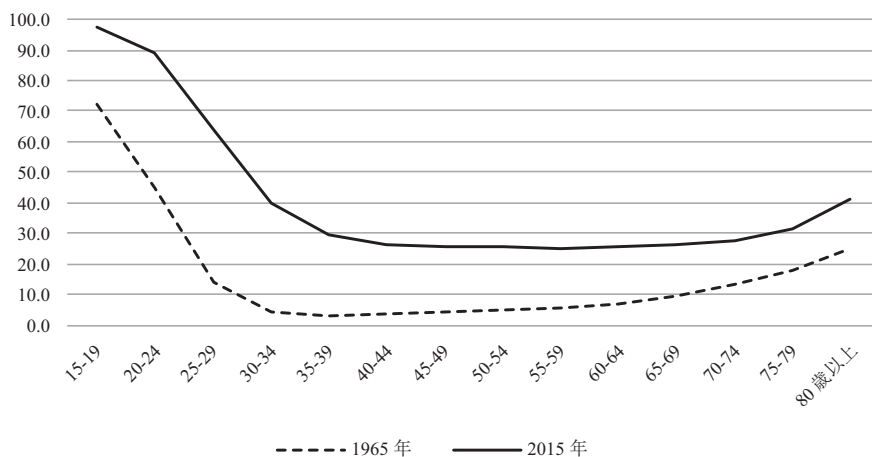
図3は世帯主年齢階層別の夫婦のみ世帯割合の変化を1960年代半ばと2010年代半ばで比較してみた。ここでは明らかなのは、若年層の晩婚化・未婚化を反映しているように1965年時点で、20代では2割以上が夫婦のみ世帯であったのに対し、20代前半では2%程度しか夫婦のみ世帯はおらず、20代後半でも12.0%と、50年間で大きく減少している。その後、晩婚化を反映させるように、30代に入って夫婦のみ世帯は50年前よりも高い値となるが、これは1960年代には多くの夫婦が子ども誕生によって夫婦のみ世帯カテゴリーから離脱することで同割合が減少するが、2015年では晩婚化で夫婦のみ世帯の形成時期が遅くなると同時に子どもがいないカップルもまた増えることからそれほど夫婦のみ世帯の割合が変化しない状況と解釈できる。また、特に65歳以上高齢世帯主において、これまで子世代との同居というパターンから夫婦のみ世帯を維持するパターンへと、高齢期の世帯構造が変化していった。もちろん、ここでのデータは横断的な国勢調査であるので、厳密な世帯構造の変容を時間軸に沿って検討することはできないが、それでも、世帯動向の大まかな傾向を図3か

ら想像できる。

世帯規模の縮小でまず頭に浮かぶのは単独世帯、いわゆる一人暮らし世帯の増加である。図4は、世帯主年齢別にみた一人暮らし割合を2時点間比較したものである。どの世帯主年齢層においても一人暮らし世帯の割合は上昇しており、特に40代以前の比較的若い年齢層において一人暮らし世帯が上昇している。高齢化と共に強調されてきた高齢一人暮らしの割合の上昇はそれほど大きくない。ただ、図4はあくまで世帯主からみた単独世帯割合であって、世帯主になる確率が年齢階層によって異なることを注意しなければならない。例えば、20代前半、若年層の晩婚化・未婚化も手伝って、全体世帯主のうち20代世帯主割合は8.0%という少数派である。しかし、20代前半世帯主のうち、9割近くが一人暮らし（学生等）である、というのが図4の結果の読み方である。

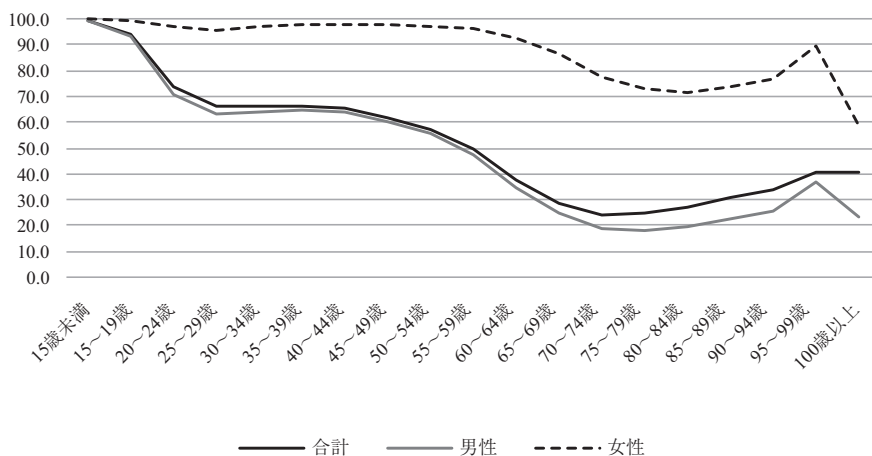
図5は未婚者の年齢階層別、親族のみ世帯割合をみたものである。ここで興味深いのは、男女で大きく状況が異なることである。まず、男性についてみると、30代まで未婚男性の3分2以上は親族と同居しているが、60代まで同割合は一貫して減少する。一方、未婚女性については、60代前半まで親族と生活しており、自らが世帯主になる場面は一人暮らし、あるいは未婚で子どもを持つと

⁸⁾ ここでの統計は調査時点のことであり、離死別した者がその後再婚した場合には既婚者として分類される点は留意されたい。



出所) 2015年国勢調査 第12表より。

図4 世帯主年齢別全世帯に占める単独世帯割合 (%)



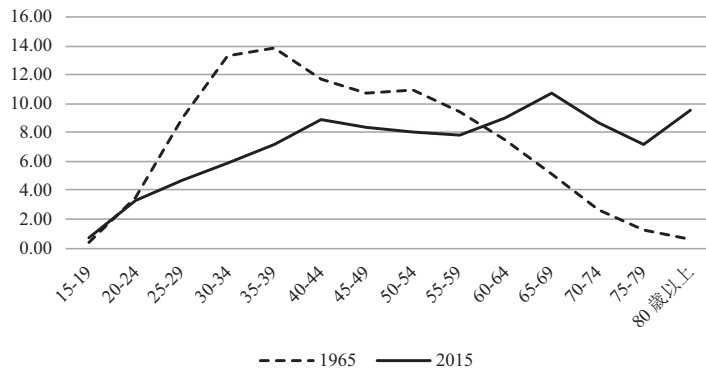
出所：総務省統計局「平成27年国勢調査（全国結果）」表16-2。

図5 未婚者の年齢階層別、親族のみ世帯割合 (%)

いった状況に限定される。女性の貧困はじめ、さまざまな問題が世帯というフィルターに覆われ見えにくい。それは、家族と同居することで経済的な困難を回避する可能性が高まる一方で、家族という殻の中で問題が隠蔽されるリスクもまた負うことにも通じる。

すでに言及したように、世帯構造を見る場合、世帯主年齢分布の変化はつねに考慮すべき重要なポイントである。誰が居を構え、その長となる者の年齢分布を1965年と2015年で比較したのが、図

6である。高度経済成長期、日本は労働人口が多い人口ボーナスの状況にあったが、世帯分布からみてもその事実を伺うことができる。30代をピークとする山型を描き、65歳以上の世帯主割合は1割にも満たない。それがいま、世帯主年齢分布は高齢層に引っ張られる形になり、かつてのピークにあった30代層は6から7%程度と50年前の値の半分以下となった。その代わりに、65歳以上世帯主は36.7%と全体の3分の1以上を占め、50年前の対応する値が9.7%であったことを考えると、世帯主



出所：2015年国勢調査 第12表より。

図6 世帯主年齢分布 (%)

年齢は大きく高齢化したことが明かである。

ただ、世帯主を誰にするかは、各世代の裁量に任されており、収入の多少や住民基本台帳の届出と常に整合的ではない。厚生労働省が実施する「国民生活基礎調査」によると、「年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から申告された者」⁹⁾とされている。もっとも現実には、世帯の生計を主として支える者と世帯主であることとは高い相関がある¹⁰⁾。この50年間、大きく変化した世帯主年齢分布の背景には大きく二つのことが考えられる。一つは、若年層の高学歴化、晩婚化・未婚化に伴い自らの世帯を構える時期が遅れがちになったこと、もう一つは、高齢層の一人暮らし、夫婦のみ世帯の増加というように、高齢期に多世代世帯からの世帯分離が進行したことである。

以上のように、世帯規模の変化をデータから概観してきたが、この世帯規模の縮小は、(1) 晩婚化、未婚化という結婚行動、(2) 子どもを持たない、あるいは少ない子どもを出産するという出産行動、そして(3) 高齢期を子どもとの同居によって過ごしてきた時代から、高齢夫婦のみ、あるいは

は高齢一人暮らしが増えた、という3つによることが大きい。このような世帯規模の縮小は社会保障の観点から何を意味するのか。

すでに「はじめに」でも述べたように、日本は家族を含み資産として、社会保障制度に積極的に位置づけてきた。それはまた、家庭基盤の充実(自由民主党1979)という用語によっても言い換えられ、家族機能の重要性が強調され、確認され続けてきた。しかし、具体的に家族の機能とは何であり、その機能は実際どの程度劣化したのか。その具体的な中身が見えてこない。そこで本稿の後半において、同居に着目して、家族の機能を世帯員の経済的ウェルビーイングの程度から実証データを分析・検討してみたい。

Ⅳ 高齢期における世帯分離と所得格差

日本は他国に類をみない速さで高齢化が進行した国であり、総務省統計局が公表した65歳以上人口率の最新データは27.3%である¹¹⁾。急激な高齢化は、高齢者たち自身が生活する場の形をも変えていった。事実、1970年代半ば、65歳以上高齢者

⁹⁾ <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/yougo.html>より(2017年3月27日アクセス)。

¹⁰⁾ 例えば、平成25年国民生活基礎調査によると、世帯主でありかつ最多所得者である場合は88.9%であり、そのうち仕事ありと回答したものは68.7%であった。ここでの分母には、親から仕送りで生活する学生や、一人暮らしの高齢者も含まれている。

¹¹⁾ 「統計からみた我が国の高齢者(65歳以上)」(統計トピックスno.97, <http://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics97.pdf>)から、平成28年9月15日現在の人口推計による。

のいる世帯の半数以上は三世帯世帯であったが、2010年代半ばには、一人暮らし世帯と夫婦のみ世帯の合計が過半数になった。若い世代と同居することで生活の場を共有し、同じ世帯内で高齢者たちは生活保障を享受していた。これがいわゆる「含み資産」と想定される場面である。しかし、1960年代、人口に占める高齢者割合は6%弱と1割にも満たない。それがいま、4人に1人以上が65歳以上となった。高齢期になると子世代と同居して老後を過ごすことは、人口高齢化がそれほど進行していない時代においては規模としてはそれほど大きくなく、その限定的な対象規模の少なさが社会保障給付費を抑えていたのであって、長寿になり健康に問題を抱える介護リスクも1960年時点と今とは大きく異なる。事実、1960年当時の平均寿命は男性65.3歳、女性70.2歳であり、65歳時点の平均余命は男性11.6歳、女性14.1歳であった。それが2014年時点では、平均寿命は男性80.5歳、女性86.8歳になり、65歳時の平均余命は男性19.3歳、女性28.2歳となった。65歳の高齢期に突入した後も、平均して20年ほどの余命が残されていることになる¹²⁾。最近の人口高齢化は、65歳以上に突入する年齢層が大きいというよりも、高齢期に突入してからそのステージに留まる確率の上昇(長寿化)によるところが大きく、特に、健康にも問題を抱える確率が高くなる75歳以上年齢層の伸びが大きい。言い換えれば、長寿化リスクを抱える人口の拡大に伴い、家族だけでそのリスクを抱えることができなくなったという状況が生まれたといえる。それは、家族機能の低下、家族規範の後退というよりも、長寿リスクの高さが総体として上がることに伴ってリスク分散の場所を世帯よりも広い場所に拡大することが必要になってきたという構図である。藤崎(1988)は「開く家族」として、家族内で長寿リスク、介護リスクを抱えることの限界に警告を発した。中川(2004)も、介護の社会問題を家族機能の縮小というだけでは説明しきれないとし、家族への負荷が高まっているとする。その負荷は、そもそも特定の家族モデ

ルを想定したこれまでの日本における社会保障制度の限界に通ずるとする、警告と受け止めることができる。

家族機能の具体的な例として多世代の同居がある。高齢期における所得格差の大きさはすでに指摘されている通りであるが、その背景には世帯構造が大きく関係している。結論からいうと、三世帯同居か否かが高齢者の経済的福利度の程度を大きく左右してきた。事実、三世帯同居にある高齢者とそうでない高齢者、特に一人暮らし高齢者の間での経済格差が大きいことが、高齢期における大きな経済格差となって健在化していた(白波瀬2002)。世帯主年齢階層別のジニ係数をみると、1980年代には高齢層に向けて格差が拡大する右上がりのカーブを示す(Shirahase 2013)。それが近年になるほど高齢層の高まりが抑えられてきた。この変化には、高齢者が生活する世帯構造の変化が関係している。かつて高齢者の多くは子世代と同居することで、家計の収入構造に主たる稼得者である子の収入が入っていた。そのことは、現役世代の収入を共有する形で高齢者の経済的福利度が提供されていたことを示唆する。一方、高齢者の一人暮らし、夫婦二世帯が増加することは、所得構造に三世帯でみられるような現役世代の所得が混入せずに公的年金のみで生計をたてる場合が増え、世帯規模を考慮しても経済的福利度が低下することは想像に難くない。さらには、若年・壮年層の相対的な所得低下に伴い、三世帯世帯の経済状況が相対的に低下したことも見落とせない(白波瀬2010)。

高齢期の所得格差については大きく二つの見方がある。ひとつは、高齢期における所得格差は現役層に比べて低下する、という見方である(Fuchs 1984; Hurd and Shoven 1985; Pampel)である。ここでは、高齢期になると引退することで就労収入による効果がなくなり、年金をはじめとする社会保障給付費によって生活が支えられることになり、就労収入に比べて社会保障給付に伴う格差が低いとされる。もう一つの見方は、現役時代

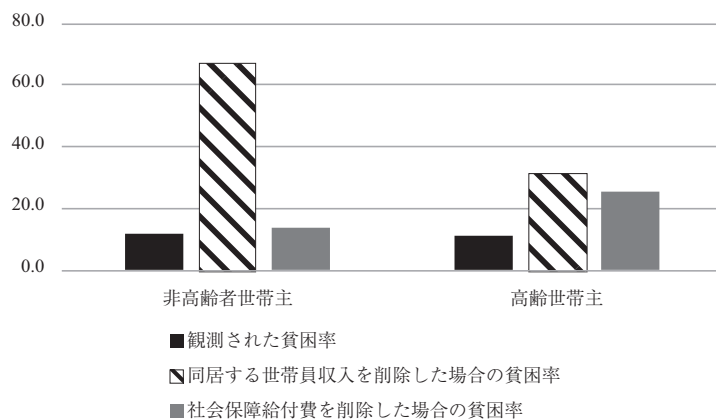
¹²⁾ 「人口統計資料集 2016年版」(国立社会保障・人口問題研究所)表5-12より(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2016.asp?chap=0>) (2017年3月21日アクセス)。

の収入とも関連して高齢期は不平等が蓄積されて拡大するというものである (Crystal and Shea 1990; Ferraro and Shippee 2009)。単に貯蓄に代表される経済的資産のみならず、余暇の過ごし方や人的ネットワークなど文化的資本としても蓄積された不平等が健在化する。そこで、高齢層の所得格差の変化をみてみると (Shirahase 2015)、格差の程度は縮小し特に高齢層の底上げが起こったことが判明した。そこには、高齢層の就労率の変化と所得構造の変化が関係しており、かつては自営業を中心に高齢層においても自身の稼得収入によって格差が説明される傾向にあった。日本の高齢者の就労率は高く、高齢期に入ると引退していくヨーロッパとは状況が異なっていた。言い換えれば、高齢層内で仕事をするかしないかの間でも差があって、それが高齢層の大きな格差となって顕在化していた。1985年まで自身の年金権を持たなかった高齢女性たちは、特に一人暮らしの場合、高い経済的困難を抱える傾向にあった。事実、1980年代半ばには高齢女性の一人暮らしにおける貧困率は7割近くもあった。それが、社会保障制度の充実に伴い底上げされて格差が縮小された。また、同時に、高齢層においても非正規雇用が増え、働くか働かないかに伴う経済格差がそれほど小さくなった。このように、三世代で生

活するか、就労の有無による経済状況の違いが縮小したことが、高齢層内の格差低下につながった。

さらに、三世代世帯内でも変化が起こっている。高齢者の経済的福利度を考える意味でも重要な変化は、だれが世帯主になるかである。かつて高齢者のいる世帯は現役の子ども (息子) が世帯主となっていたケースが多数派であったが、高齢者自身が世帯主となる (世帯主を継続する) 場合が増えてきた (白波瀬2010)。例えば、1980年半ば、三世代世帯のうち世帯主が高齢者である場合は37.7%だったのに対して、2010年には53.1%と三世代世帯の過半数が高齢世帯主となった。世帯主が高齢者か否かで、それほど大きな貧困率の差はないが、世帯主が高齢者か否かによって高齢者と同居する者の収入が貧困回避に及ぼす効果は異なる。図7は、三世代世帯において、同居者がいないと想定した場合の貧困率と公的年金を中心とする社会保障給付費がゼロと想定した場合の仮想的貧困率、そして実際に観測された貧困率を、世帯主が高齢者の場合と高齢者以外の場合について示したものである。

世帯主が高齢者でない場合の三世代世帯の貧困率は12.0%であるが、もし同居者がいないと想定すると67.5%に貧困率は上昇する。一方、世帯主



出所：国民生活基礎調査 (2010年)。

白波瀬「高齢層の経済格差に関する実証研究－世帯構造と所得構造の変化に着目して－」日本社会学会報告 (2015年9月)。

図7 高齢者のいる三世代世帯の同居と社会的移転による貧困回避程度 (%)

が高齢者の場合の貧困率は11.1%であるが、同居者がいないと想定した場合の貧困率は31.6%となり、公的年金をはじめとする社会保障給付がまったくないと想定した場合は25.3%へと上昇する。ここから特に、若年世代と同居することで、高齢者は貧困リスクが大きく下げられたとみなすことができる。たとえ、高齢者自身が世帯主役割を継続しなければならないとしても、若年世代との同居は貧困リスクを下げる。一方、社会的移転による貧困リスクの低下は同居に比べると限定的である。

高齢期になって一人で暮らす、夫婦だけで暮らすことにあたって、2つの側面がある。一つは、子世代と同居せずとも生活していける、という高齢者自身の経済力の向上である。それは、高齢期の主な収入源となる年金水準が上がった結果ともみることができる。もう一つは、同居相手の息子世代が親の面倒をみる余裕がなく、同居できないという側面がある。いずれも、同居メカニズムの詳細な検討をもってしか明らかにすることができないが、単に親世代と子世代の同居に対する意識の変化以上の要因が、同居行動には介在していると考えられる。例えば、同じ三世帯世帯においても、経済状況は異なる。苦しい若年労働市場があり、年老いても家計を支える稼得者としての役割を継続し、世帯主であり続けなければならない現状がある。高齢者にとって、同居による貧困回避程度は子世代が世帯主であるほうが高く、ここから、高齢者側の要因もさることながら子世代にも親との同居を受け入れることができるとみる。高齢者自身が世帯主となる場合は、子世代を扶養する役割を継続し、社会保障給付費が重要な生活費となって世帯内のリスクプーリング機能をかろうじて遂行している現実も垣間見える。

V 母子家庭の貧困回避

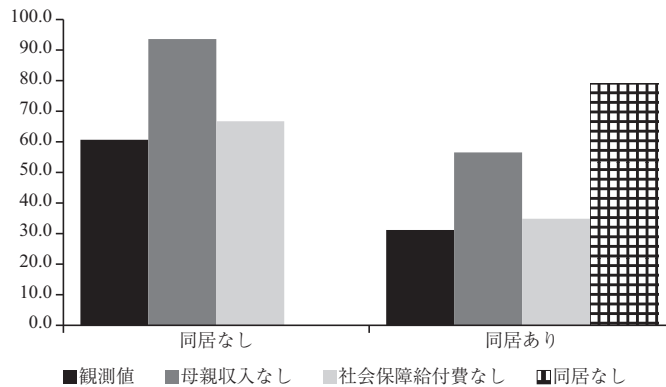
近年、母子家庭の増加は子どもの貧困という観点からも多くの注目を浴びている（阿部2008）。

母子家庭の高い貧困率は国際的にみても共通しており（Blank 2011）、日本での母子家庭の貧困率は国際的に高い（阿部・大石2005）。その一方、日本における母子家庭の母親の就労率が高いことは特徴的である（藤原・湯澤2010；Shirahase 2013）。事実、母子家庭の母親は日本における典型的なワーキングプアであり、就労が母子家庭の貧困回避に与える限定的な効果もまた確認されているところである（Shirahase 2013）。Magnuson・Smeeding（2005）も、世代間同居は経済的に不利なものたちにとっての重要な救済方法であるとする。母子家庭の場合も例外ではない。

日本の母子世帯は、2011年「母子世帯等調査」（厚生労働省）によると¹³⁾、同居者ありとした割合が32.5%と、ほぼ3分の1が誰かと同居しており、そのうち86.7%の多数派が親と同居していると回答している。ちなみに父子家庭にいたっては、61.3%が誰かと同居しており、親と同居しているのはそのうちの92.6%であった。母子家庭の母親の80.6%は就労しており、そのうちの58.8%はパートアルバイトである。母子世帯の就労収入は6割以上が200万円未満である。

国際的にみても、母子世帯の貧困率は高い（白波瀬2010）。しかし、OECD統計にて対象とされる母子家庭とは、ほかに同居人がいない、母親自身が世帯主である場合である。しかし、ほかに同居人がいないとするのは3分の2であって、あとの3分の1は親をはじめとするほかの家族員と同居していて、彼女たちは国際比較統計の対象外になる。ほかに同居者がいる母子世帯は、同世帯の世帯主が母親以外の親である場合がほとんどである。同じ母子家庭でも、母親自身が世帯主となって子ども以外に同居人がいない場合と、親と同居する場合とは、貧困率が大きく異なる（Shirahase and Raymo 2014）。同居人がいない場合の母子家庭貧困率は6割とOECD等で提示されている数値に近い。しかし、親と同居する場合の貧困率は3割程度となり、1990年代半ば以降、これら二つの値の違いに大きな変化はない（Shirahase and

¹³⁾ 平成23年「全国母子世帯等調査結果報告」http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/dl/h23_05.pdf（2017年3月24日アクセス）。



出所：Shirahase and Raymo (2014) Figure4より。

図8 世帯構造による母子家庭の貧困率(%)：観測された値と反実仮想的な値

Raymo 2014)。そこで、同居による貧困回避の効果をみるため、高齢者においてもみたように、母子のみ世帯と親と同居する世帯の貧困率について、母親自身の収入がない場合、社会保障給付費がない場合、そして同居人がいない場合についての仮想的な貧困率をみてみた(図8)¹⁴⁾。

その結果、母子のみ世帯の観測された貧困率は6割と高いが、母親収入がないと仮定すると9割以上の貧困率となる。一方、社会保障給付費がないと仮定した場合の貧困率は実際の観察値とそれほど異ならず、社会的移転に伴う貧困回避機能は極めて限定的であることが確認された。同様に親と同居する世帯についてみると、母親による収入がないとすると貧困率は31.2%から56.5%へと上昇するが、社会保障給付費による効果は母子のみ世帯と同様にほとんどみられない。一方、同居人がいないと想定した場合の貧困率は79.2%と観測された値より倍以上になる。つまり、同居することで母子家庭の貧困リスクが大きく改善されていることが確認された。さらに、同居人がいないと想定した場合の貧困率79.2%は、母子のみ世帯の貧困率60.7%より高く、母子のみで生活できないほど苦しい者が親元に戻っている状況もまた垣間見ることができた。しかし、一人親となった娘を引き取る親もまた決して経済的に楽ではなく、親自

身もまた苦しい状況にある中娘を引き取っている状況もみえてきた(Shirahase and Raymo 2014)。豊かな親が子どもを助けるという構図よりも、苦しいながらも共に暮らすことで経済的困難を乗り切っているという状況である。

以上、高い貧困率を呈する代表例の一つである母子家庭においても、同居による貧困回避の事実が認められた。児童扶養手当をはじめとする社会保障給付費は彼女らにとっての貧困回避の効果は極めて限定的であって、社会的支援の不足を補うかのように親との同居を通して貧困を回避する現状が見えてきた。しかし、ここでの同居は、受け手としての親の側も決して余裕があるわけではなく、親との同居を母子世帯の経済的困難を克服する手立ての一つと積極的に位置づけることへの限界もまた示唆された。同居を、貧困をはじめとする社会的リスクへの対処策として位置づけるのは、そもそも頼ることのできる親がいない場合、親自身が経済的困難を抱える場合を無視することに通じる。母子家庭の経済状況を改善するには、働けど働けど楽にならない状況の打破を目指した職業訓練の提供と子どもの福祉の提供という二つの政策を同時進行で進めるほかない。母子家庭の貧困率の高さは、母の低い学歴に起因し、低賃金の仕事にしか就くことができない状況をまず打破

¹⁴⁾ 詳しい算出方法は、Shirahase and Raymo (2014) を参照のこと。

しなければならない(湯澤・藤原・石田2012)。そのためには、母親の労働者としての立場を正面から受け止め、彼女たちが自立した家庭を営むことができるような仕事の確保に向けた雇用政策の展開と子育て支援の提供が鍵となる。その一方で、子どもの貧困で代表されるような、子どもの進学等の機会の不平等を克服すべく教育、医療へのアクセスの確保も緊急に検討されなければならない。給付つき税額控除や消費税還付といったことが取り出さされているが、母子世帯のみならず子どものいる世帯への経済支援という枠組みから、手当と税優遇措置の連携が求められる。日本の課税単位は個人であるが、含み資産で代表される世帯/家族が提供する基礎的生活保障が重要な意味をもつ日本において、課税を世帯単位とすることも、今一度検討してもよいのではないだろうか。

VI 考察

戦後の急激な産業構造の変化は被雇用者を増大させて、都市化を促した。その結果、使用人や雇い人、徒弟といった非家族生活者は減少し、世帯規模の減少を後押しすることになった。世帯規模を縮小させた原因として大きく二つ考えられる。一つが子ども数の減少(少子化)であり、もう一つが高齢者による一人暮らし、夫婦のみ世帯の増加である。特に後者については、1980年代以降提唱された「日本型福祉社会」の基盤としての多世代同居の減少という、日本社会の諸政策に一定の家族像を想定することの限界を露呈させることにもなった。まだ少数派といえども母子世帯の増加に伴う小さな世帯の増加も見落とせない。

家計を支える夫(父)の安定的な雇用を前提とした家族があり、日本的雇用を支える企業福利が相まって、家庭における子どもや高齢者は被扶養者として生活保障が提供されていた。しかし、マクロな経済環境は変わり、家族の構成、家族の構成員一人一人の生き方(ライフコース)もまた変化していった。その一つの現実を示すのが、世帯規模の縮小ともいえる。

本稿では、同居に注目して含み資産としての家

族機能を検討してきた。近年増加が認められる母子家庭や高齢世帯という経済的困難を抱える世帯にあつての多世代同居は、社会的移転やみずからの収入による貧困回避機能を補うかのように、重要な生活保障機能を果たしていた。言い換えれば、同居を頼りに貧困を回避し、さらには就業継続のための子育て支援を同居をもってしか期待できないという現実がある。もちろん、個々人の選択、家族の戦略としての同居を真っ向から否定するものではない。事実、同居による貧困回避機能は、少なくとも本稿のデータで見限り社会保障機能よりも高いことが確認された。親一人で生計を立て、子どもを育て、経済的困難を克服することができなければ、親と住むことで貧困リスクを分散するという、同居はある意味合理的な選択といえる。しかし、親との同居選択がどの程度積極的なものだったかは疑問の余地がある。実際のデータから、社会支援の不足を補うかのように、限定的な社会的支援メニューゆえの同居選択の側面も垣間見え、将来に向けた政策という観点から含み資産としての同居を積極的に奨励するのは少々慎重になるべきだ。

かつての高齢者は世帯主の地位を次なる世代の息子に譲り、子世代との同居を通して自身が所得保障も含む生活保障を享受し、このような同居の形を、「含み資産」として形容してきた。大きな世帯はリスクプールという観点から小さい世帯よりも優れていることは容易に想像できる。しかし、社会保障制度の前提としていた標準的な家族/世帯は減少して、世帯の中だけでさまざまな社会的リスクを負うことはますます難しくなった。何よりも、これまで以上に長寿化が進み、高齢者が抱えるリスクの中身自体も複雑になった。その結果、世帯を超えたりリスク分散の場を広げていく必要は高まっている。言い換えれば、長寿リスクの拡大に伴い、家族だけでは同リスクに対応することへの限界がきている。それは、家族機能の低下、家族規範の後退というよりも、長寿リスクの規模的拡大の受け皿を、既存の世帯/家族を超えたところで準備しなくてはならなくなったと解釈するのが妥当である。

社会保障制度は助け合いの制度である。ただ、その助け合いには、自助、公助、共助と大きく3つのアクターがおり、これだけ全体人口が高齢化し、世帯規模が縮小して全体の世帯構造が変化する中、3者の役割分担や比重の違いについても早急な見直しが必要になっている。自助を公助の対極に置くことなく、共助を公助の逃げ場にするのではなく、新たな助け合いのメカニズムを再構築しなければならない。少なくとも、社会保障制度を、より広く生活保障の観点から検討する意味は重要になっていることは確かである。ひとびとがみな結婚して新たな世帯を形成するわけではなく、高齢期を子世代と同居して過ごす者が少なくなっていることを鑑み、世帯内のリスクプール機能に大きく依存しない、公助、共助のあり方を検討すべきときである。

謝辞

本研究はJSPS科研費（JS25000001）の助成を受けて実施された研究の一部である。この場を借りてお礼申し上げたい。

参考文献

- 阿部彩・大石亜希子（2005）「母子世帯の経済状況と社会保障」, 国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』, 東京大学出版会, pp.143-161。
- 阿部彩（2008）『子どもの貧困－日本の不公平を考える』, 岩波新書。
- Blank, Rebecca M. (2011) *Changing Inequality Vol. 8*, University California Press.
- Crystal, Stephen and Dennis Shea (1990) “Cumulative Advantage, Cumulative Disadvantage, and Inequality among Elderly People,” *Gerontologist*, 30, pp.437-443.
- Ferraro, Kenneth F. and Tetyana P. Shippee (2009) “Aging and Cumulative Inequality: How Does Inequality Get under the Skin? *Gerontologist*, 49, pp.333-343.
- Fuchs, Victor R. (1984) “Though Much is Taken: Reflections on Aging, Health, and Medical Care,” *Health and Society* 62, pp.143-166.
- 藤原千沙・湯澤直美（2010）「被保護母子世帯の開始状況と廃止水準」, 『大原社会問題研究所雑誌』, No.620, pp.49-63。
- Furstenberg, Frank F., Jeanne Books-Gunn, and S. Philip Morgan (1987) *Adolescent Mothers in Later Life*, Cambridge University Press.
- Hurd, Michael D. and John B. Shoven (1985) “The Distributional Impact of Social Security,” In D. Wise ed., *Pension Labor, and Individual Choice*, University of Chicago Press, pp. 193-222.
- 自由民主党（1979）『日本型福祉社会』, 自由民主党広報委員会出版局。
- MacIver, Robert M. and Charles H. Paige (1950) *Society: An Introduction Analysis*, Macmillan.
- Magnuson, K., & Smeeding, T. (2005) “Earnings, Transfers, and Living Arrangements in Low-income Families: Who Pays the Bills?” Paper presented at the National Poverty Center Conference on Mixed Methods Research on Economic Conditions, Public Policy, and Family and Child Well-Being. Ann Arbor, MI. (June).
- 中川清（2004）「家族をめぐる社会政策の展開と現局面」, 『三田社会学』, 第9号, pp.15-30。
- Pampel, Fred C. (1981) *Social Change and the Aged: Recent Trends in the United States*, Lexington Books.
- Reiss, Ira L. (1965) “The Universality of the Family: A Conceptual Analysis,” *Journal of Marriage and Family*, 27, pp.443-453.
- 白波瀬佐和子（2010a）『生き方の不平等 お互いさまの社会に向けて』, 岩波新書。
- （2010b）「高齢期の世帯変動と経済格差」宮島洋・西村周三・京極高宣編『社会保障と経済2 財政と所得保障』, 東京大学出版会, pp.241-260。
- Shirahase, Sawako (2013) *Social Inequality in Japan*, Routledge.
- Shirahase, Sawako and James M. Raymo (2014) “Single Mothers and Poverty in Japan: The Role of Intergenerational Coresidence,” *Social Forces*, 93, pp.545-569.
- Shirahase, Sawako (2015) “Income Inequality among Older People in Rapidly Aging Japan,” *Research in Social Stratification and Mobility*, 41, pp.1-10.
- 総務省統計局「国勢調査」
- ① http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001007704&cycleCode=0&requestSender=search.
- ② http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001007702&cycleCode=0&requestSender=search (2017年3月20日アクセス)。
- ③ <http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2016.asp?chap=7> (2017年3月20日アクセス)。
- ④ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001077438&cycleCode=0&requestSender=search (2017年3月20日アクセス)。
- ⑤ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001077438&cycleCode=0&requestSender=search。
- ⑥ http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001077438&cycleCode=

0&requestSender=search。

⑦http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001077438&cycleCode=0&requestSender=search。

副田義也 (1971)「生活構造の基礎理論」, 青井和夫・松原治郎・副田義也編『生活構造の理論』, 有斐閣。
湯澤直美 (2004)「日本における母子世帯の現代的態様

と制度改革」, 『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』, 第6号, pp.45-66。

湯澤直美・藤原千沙・石田浩 (2012)「母子世帯の所得変動と職業移動：地方自治体の児童扶養手当給付資格者データから」, 『社会政策』, Vol.4, pp.97-110。

(しらはせ・さわこ)

Increase in the Number of Small-size Households and Social Security System in Japan

Sawako SHIRAHASE*

Abstract

This study aims to discuss the decline in household size in Japan after World War II, from the perspective of livelihood security. Japan became the most aged society as a result of the rapid industrialization and the consequent demographic transformation. Such a change in the demographic structure occurred in association with the change in the household/ family structure, and it differentiated the society.

The study consists of two parts. First, it presents how the decline in household size occurred in association with the change in the age and household structure, from the Census data. Second, it discusses the benefits of co-residence to keep away from poverty. According to the analyses, co-residence is one of the most useful methods of avoiding poverty for socially fragile people such as single mothers and the elderly. The study also confirmed that parents who take care of their children with financial problem have their own economic difficulties too. Therefore, the study concludes saying that society has to urgently devise ways to implement the new system of public and mutual help without being heavily dependent on pooling social risks exclusively within the household/ family.

Keywords : The household size, the household structure, three-generation household, single mothers, the impact of co-residence

* Professor, Graduate School of Humanities and Sociology, the University of Tokyo

特集：小さな世帯の増加と社会保障

親の配偶関係別にみたひとり親世帯の子どもの貧困率 ——世帯構成の変化と社会保障の効果——

田宮 遊子*

抄 録

本研究は、ひとり親世帯に属する子どもの相対的貧困率を推計し、貧困率の変化要因について、親の配偶関係や性別による違い、社会保障の制度改革の影響に焦点をあてて検討した。分析には、「国民生活基礎調査」個票データを用いた。ひとり親世帯の子どもの貧困率は、離別母子で最も高く、次いで死別母子と未婚母子・父子の貧困率が高い傾向にある。父子世帯の子どもの貧困率は、母子世帯よりも低位に推移していた。次に、税・社会保障制度による貧困削減効果は、母子世帯において死別の場合により大幅な効果がみられた。離別母子では、2006年以降一定の貧困削減効果がみられるようになった。さらに、ひとり親の子どもの貧困率の変化の要因分析の結果、当初所得での貧困率を上昇させる主要因は当初所得の変化であるが、2000年代後半以降はそれを税・社会保障の貧困削減効果で相殺することで貧困率の上昇を抑制していた。離別母子の増加といったひとり親の構成割合の変化は、当初所得の影響よりは小さいものの、貧困率の引き上げに一定程度寄与していた。

キーワード：子どもの貧困、貧困率の動向、貧困率の変化要因、離別・死別・未婚のひとり親

社会保障研究 2017, vol.2, no.1, pp.19-31.

I はじめに

日本において、子どものいる世帯のうち、特にひとり親世帯の相対的貧困率が高く、その経済的貧困は深刻な水準にある。ただし、同じひとり親世帯であっても、離別か死別か未婚かという親の配偶関係の違いや、母子世帯か父子世帯かという親の性別の違いによって、経済的状況は異なっている。親の配偶関係や性別によって所得水準が異なるのは、一般的には、就労によって得られる収入の差によるが、特にひとり親世帯に関しては、

社会保障制度の違いによる影響が無視できない。ひとり親の配偶関係や性別によって、社会保障の受給可能性は異なっており、死別の場合には年金が、離別・未婚の場合には児童扶養手当が主として支給の対象となる。父子世帯に関しては、児童扶養手当や遺族基礎年金といったひとり親を対象とした社会保障の対象に含まれるようになったのは近年のことである。

現在、ひとり親のなかでは社会保障の水準が相対的に高い死別母子世帯が減少する一方で、離別や未婚の母子世帯が増加傾向にある。こうした人口学的な特徴は、ひとり親の子どもの貧困率全体

*神戸学院大学経済学部 准教授

を悪化させる要因になっている可能性がある。また、児童扶養手当、遺族基礎年金、児童手当や生活保護といった社会保障の制度改正も、ひとり親の子どもの貧困率の変化に影響を及ぼしていると考えられる。

そこで本研究では、ひとり親の配偶関係や性別、社会保障制度と子どもの貧困率との関係について検討する。具体的には、①ひとり親の配偶関係と性別が子どもの貧困率にどの程度の違いをもたらすのか、②ひとり親の配偶関係、性別によって税・社会保障制度の貧困削減効果には違いがあるのか、③ひとり親の配偶関係の変化や社会保障の制度改正は子どもの貧困率の変化にどの程度の影響を及ぼしているのか、という3点について分析を行う。

II 先行研究

ひとり親の子どもの相対的貧困率については、ふたり親世帯の子どもの比較から、その特徴が示されている。厚生労働省による相対的貧困率の公表統計によれば、1985年から2012年の間、大人が二人以上と子どもからなる世帯の貧困率が9.6%から12.7%の間を推移しているのに対し、大人が一人と子どもからなる世帯では、50.1%から63.1%の間を推移しており、ひとり親世帯の貧困率の高さが目立つ〔厚生労働省(2014)〕。また、阿部(2010)は、1995年、2004年、2007年の「国民生活基礎調査」を用いて子どもの貧困率を推計している。子どもが属している世帯類型ごとに見ると、母子世帯の貧困率の高さが突出していることが示されている〔阿部(2010), pp.45-48〕。

ただし、母子世帯が貧困世帯に占める割合は小さく、全世帯の貧困率に与える影響は限定的であることが指摘されている。「所得再分配調査」の個票データを用いて貧困率を推計した橘木・浦川(2006)によれば、相対的貧困率でみた貧困世帯に占める母子世帯のシェアは1995年で4.6%、2001年で4.7%と大きくはない。また、相対的貧困率

全体への寄与率(貧困者に占める各世帯類型の割合)は、単身世帯が12.4%(1995年)、20.2%(2001年)、高齢単身世帯が21.1%、20.9%であるのに対し、母子世帯では4.6%、4.7%と比較的小さい〔橘木・浦川(2006), pp.80-89〕。

このようなふたり親世帯との比較や、各世帯類型との比較からひとり親世帯の貧困の程度を考量するだけでなく、ひとり親世帯内の貧困率の違いについても検討されている。就労状況の違いと貧困率の関係に着目した分析として、Förster and Mira d'Ercole(2005)、および、OECD(2008)では、親が就労しているか否かによる各国の貧困率の差を示している。2000年〔Förster and Mira d'Ercole(2005), pp.34-35〕、および、2000年代半ば〔OECD(2008), pp.137-138〕のいずれの時点においても、親が就労しているひとり親世帯の貧困率は無業の場合と比べて低下する傾向にあり、OECD平均値で見ると、就労することはひとり親の貧困リスクを約6割低下させていた。ところが、日本ではこの傾向に反して両者の差が小さく、2000年時点ではむしろ就労している場合に貧困率が高くなっている。親が就労しているひとり親世帯の貧困率は、2000年時点でトルコに次いで、2000年代半ばでは比較している国の中で最も高い数値となっている。日本のひとり親は就労していても貧困から脱することのできないワーキング・プアの特徴が顕著であることがわかる。

西文彦・菅まりの一連の研究では、近年のひとり親世帯の人口動態の特徴について、2000年の「国勢調査」の公表統計、および、2005年の同調査の全数の約1%を抽出した「国勢調査抽出速報集計用データ」から分析されている¹⁾。1990年以降、母子世帯は増加傾向にあり、配偶関係別にみると、離別と未婚で増加傾向にあり、死別は減少傾向にある〔西・菅(2006a;2006b;2006c)〕。また、家族類型にも特徴が認められており、母子世帯では、母と子以外の親などの世帯員を含む世帯が3割を占め、また、その数が増加している。核家族以外の母子世帯の増加率は、2000年から2005年に

¹⁾ 西・菅の研究では、「子と同居で配偶者のいない15～49歳の女性」をシングル・マザー、「子と同居で配偶者のいない15～49歳の男性」をシングル・ファーザーと定義し、子どもの年齢の制限はおいていない。

かけて26.4%増と、母と子のみの母子世帯の同期間の増加率8.8%を大幅に上回っていた〔西・菅(2007b)〕。父子世帯については、配偶関係(離別・死別・未婚)別の割合に母子と大きな違いはないが、親等を含む核家族以外の世帯の割合が高く、父と子のみの核家族世帯の割合を上回るという特徴が示されている〔西・菅(2007a;2007b)〕。

核家族以外のひとり親世帯が増加傾向にあるなかで、親と子のみの独立母子世帯か、それ以外の大人(主として祖父母)と同居している同居母子世帯なのかという世帯構造の違いについて、子どもの貧困率との関係に着目した最初の研究が阿部(2005)である。阿部(2005)では、「国民生活基礎調査」の1998年、1999年、2001年の個票データを用いてひとり親の子どもの貧困率を推計している。同居母子世帯の子どもの貧困率は、独立母子世帯の半分程度であることから、親などとの同居が母子世帯の経済状況の改善に寄与している。同じく「国民生活基礎調査」の1986年から2007年までの大調査年の個票データを用いたShirahase and Raymo(2014)でも、母と子以外の同居者の有無別に母子世帯の貧困率を推計している。母と子のみの母子世帯の貧困率は52~65%の間を推移しているが、親などと同居している同居母子世帯については貧困率が半減しており、同居母子世帯を含めた母子世帯全体で貧困率を推計すると51~61%の間を推移し、同居母子世帯を含めない場合の貧困率を12~20%低下させていた。また、同居母子世帯において、同居している者の所得が無かった場合、その貧困率(1995年から2007年までの平均値)は31%から79%に上昇すると推計されている。これは、母親本人の収入が無かった場合の貧困率、社会保障給付が無かった場合の貧困率のいずれの場合の推計値よりも高位であった。このことから、同居母子世帯では同居している親の所得をシェアすることで母と子のみの母子世帯よりも貧困リスクを低下させることが示されている〔Shirahase and Raymo(2014)〕。

核家族以外のひとり親世帯の増加だけでなく、離別・未婚が増加し、死別が減少傾向にあるというひとり親の人口学的変化もまた、貧困率の変動

に影響を及ぼす可能性がある。例えば、「平成23年度全国母子世帯等調査」では、ひとり親世帯は、親の配偶関係、性別によって異なる経済的状況下にあることが示されている。母子世帯の母の年間就労収入の平均は、死別で256万円、離別で176万円、未婚で160万円であり、世帯の年間収入の平均はそれぞれ、451万円、276万円、306万円と、死別で高く生別(離別、未婚)で低い傾向がある。また、母子世帯全体でみた母の年間就労収入の平均は223万円、世帯の年間収入の平均は291万円であったのに対し、父子世帯では、それぞれ、380万円、455万円であり、母子世帯の収入は父子世帯の6割程度にとどまっている。このように、ひとり親の配偶関係や性別によって所得水準が異なる傾向がみられるが、親の配偶関係別の子どもの貧困率については、先行研究では推計されていない。

次に、ひとり親の子どもの貧困率の増減要因について検討した研究として、まず、家族構成の変化と子どもの貧困率の変化要因を推計している Eggebeen and Lichter(1991)が挙げられる。Eggebeenらは、1960年から1988年までの米国の子どもの貧困率の変化について、子どものいる家族の5類型(夫婦世帯、夫婦とほかの成人の世帯員のいる世帯、母子世帯、母子世帯とほかの成人の世帯員のいる世帯、父子世帯)の構成割合、親の就労状態、親の人種による変化がどの程度寄与しているのか、センサスの個票データを用いて推計している。それによれば、1960年から1988年までの母子世帯や未婚の親の増加といった家族構成の変化は、子どもの貧困率の上昇に顕著な影響を及ぼしており、家族構成が1960年水準であったならば、1988年の米国政府の子どもの貧困率の公式値は3分の1に低下する。また、1980年代の子どもの貧困率上昇分の46%(絶対貧困基準でみた貧困率)、同59%(相対貧困基準でみた貧困率)が家族構成の変化によるものと推計されている〔Eggebeen and Lichter(1991)〕。

日本のひとり親に関する研究では、阿部(2006)が「所得再分配調査」の個票データを用いて1987年から2002年の子どもの貧困率の変化要因を分析している。阿部(2006)では、Förster and Mira d'

Ercole (2005) が1990年代半ばから2000年までのOECD加盟国の相対的貧困率の変化要因について、世帯の有業者数の変化による効果、税・社会保障の再分配効果、市場所得の貧困率の効果の3要因に分解して分析した方法 (Shift-share分析) を応用し、子どものいる世帯における母子世帯割合の変化による効果、税・社会保障の再分配効果、市場所得の効果の3要因に分解して子どもの貧困率上昇の要因を推計している。それによれば、1987年から2002年までの子どもの貧困率の上昇は、母子世帯以外の有子世帯の市場所得での貧困率の上昇の影響が大きく、母子世帯割合の増加の影響は小さいという結果が示されている (阿部2006)。

Ⅲ 使用データと分析方法

本研究では、ひとり親世帯の貧困率がどのように推移しているのか、貧困率の増減要因は何かを明らかにするために、ひとり親の配偶関係と社会保障の再分配効果に焦点をあて、貧困率の推計と要因分解をおこなう。

本稿の分析には、厚生労働省「国民生活基礎調査」を使用する。同調査は、3年ごとの大規模調査とその間の簡易調査とがあるが、ひとり親世帯の子どもについて十分な標本数を確保するため、本研究では前者を使用する。具体的には、1995年、2001年、2007年、2013年に実施された大規模調査の個票データを用いる。本研究は経済的貧困に着目することから、国民生活基礎調査の調査票のうち、主として所得票の個票データを用い、補足的に世帯票を所得票とマッチングさせたうえで用いる。

ここでひとり親世帯の子どもとは、配偶者のいない女親・男親と同居する未婚の20歳未満の子と定義する。ひとり親世帯には、ひとり親と子どものみからなる世帯だけでなく、ほかの世帯員のいるひとり親世帯も含める。ほかの世帯員のなかには、子どもからみた続柄で、祖父母、おじやおば

といった者が含まれるが、最も多いのが祖父母であるので、三世代同居世帯がほかの世帯員のいるひとり親世帯の大勢を占めると考えられる²⁾。

本分析はひとり親世帯の構成による貧困率の違いに着目することから、ひとり親世帯を親の配偶関係と性別とで分類する。すなわち、離別母子世帯、離別父子世帯、死別母子世帯、死別父子世帯、未婚母子・父子世帯の5つのカテゴリーに分ける。未婚ひとり親世帯はその標本数が少数であったため、未婚母子と未婚父子をひとつのグループにまとめる。そのうえで、まず、ひとり親世帯の5類型別に子どもの相対的貧困率を算出する。ここでの相対的貧困率は、等価可処分所得の中央値の50%に満たない者の割合とする。

次に、税・社会保障制度による再分配効果をみるために、当初所得、可処分所得それぞれの貧困率を推計する。ここで当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、財産所得、仕送り、企業年金・個人年金等、そのほかの所得 (社会保障給付金を除く) を合計したもの、可処分所得は、当初所得から税金、社会保障料をマイナスし、社会保障給付金 (公的年金・恩給、雇用保険、児童手当等、そのほか社会保障給付金) を足したものと定義する。

本稿では、阿部 (2006) で推計された子どもの貧困の変化要因についての分析手法をひとり親世帯の子どもに適用し、貧困率の増減の要因を3つの要素、すなわち、ひとり親の構成割合の変化、当初所得の変化、税・社会保障による貧困削減効果に分解した貧困率のShift-share分析を行う。貧困率の変化の要因をみるために、まず、ひとり親世帯の子どもの貧困率をひとり親世帯の構成比 (α)、可処分所得の貧困率 $\{PR(DI)\}$ 、当初所得の貧困率 $\{PR(MI)\}$ 、税・社会保障による貧困削減効果 $(1-\beta)$ に分解する (1式)。次に、調査時点 (t_1) からその後の調査時点 (t_2) で、3要素のうち2要素は一定とし1要素のみ変化したと仮定して貧困率を推計する。すなわち、 t_1 、 t_2 間で当初所得の変化が貧困率に及ぼした影響をみるためには、当

²⁾ 「平成23年度全国母子世帯等調査」では、子ども以外に同居している者がいる世帯のうち、約7割が親との同居であった。

初所得で算定した貧困率は t_2 時点の値を用い、ひとり親の構成比、税・社会保障による貧困削減効果は t_1 時点の値で固定し、貧困率を推計する。また、税・社会保障による貧困削減効果の影響をみる場合には、ひとり親の構成比、当初所得で算定した貧困率は t_1 時点の値で固定し、ひとり親の構成比の変化による影響をみる場合には、当初所得で算定した貧困率と税・社会保障による貧困削減効果の値は t_1 時点で固定して貧困率を推計する。

$$\begin{aligned} \text{PR}(\text{DI})_t &= \sum \text{PR}(\text{DI})_t^i \\ &= \sum [\text{PR}(\text{MI})_t^i \times (1 - \beta)_t^i] \times a_t^i \dots\dots (1) \end{aligned}$$

$\text{PR}(\text{DI})_t^i$: ひとり親の各タイプ(i)の t 時点での可処分所得で算定した貧困率

$\text{PR}(\text{MI})_t^i$: ひとり親の各タイプ(i)の t 時点での当初所得で算定した貧困率

$(1 - \beta)_t^i$: ひとり親の各タイプ(i)の t 時点での税・社会保障による貧困削減効果

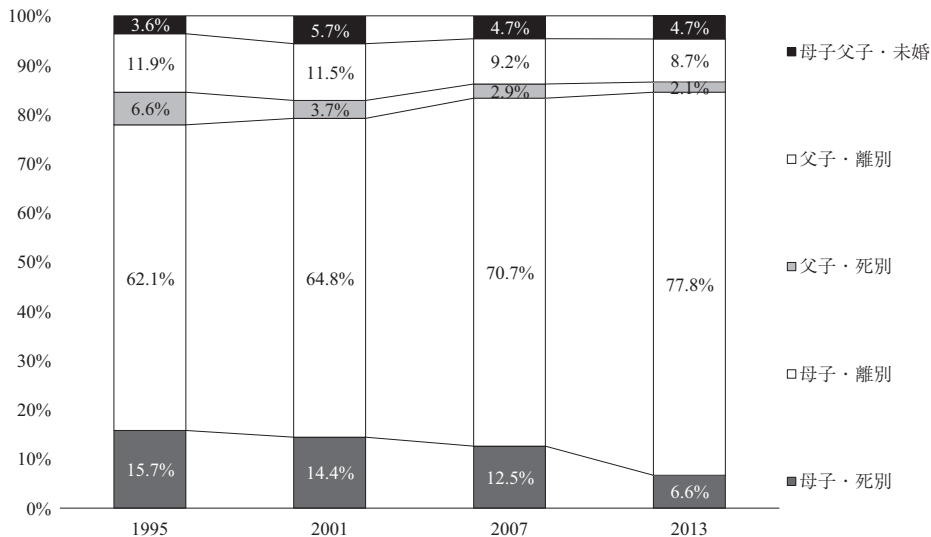
a_t^i : ひとり親の各タイプ(i)の t 時点での構成比

Ⅳ 分析結果

1 ひとり親世帯の子どもの構成割合

まず、ひとり親世帯に属する子どもについて、ひとり親世帯の5分類（離別母子世帯、離別父子世帯、死別母子世帯、死別父子世帯、未婚ひとり親世帯）に分け、その構成割合の変化をみていく（図1）。2013年時点でひとり親世帯の子どもの大半が離別母子世帯に属しており、死別、未婚はともに1割を切り、離別・死別父子世帯はあわせて1割強となっている。1995年からの変化をみると、離別母子が約6割から約8割を占めるまでに増加する一方で、死別母子は16%から7%へと半減している。未婚ひとり親世帯の割合には大きな変化はなく、4~6%の間を推移している。離別・死別父子世帯は、1995年の約2割から約1割程度の割合に低下している。

ここで、本分析で用いるデータの標本の特徴を国勢調査から確認しよう。2010年の国勢調査から母子世帯と父子世帯の定義が拡張された。従来



注：ひとり親世帯とは、ひとり親と20歳未満で未婚の子どもから成る世帯、および、ひとり親と20歳未満で未婚の子どもとそのほかの世帯員から成る世帯を含めたものである。

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より筆者推計。

図1 ひとり親世帯の子どもの構成割合の推移（国民生活基礎調査）

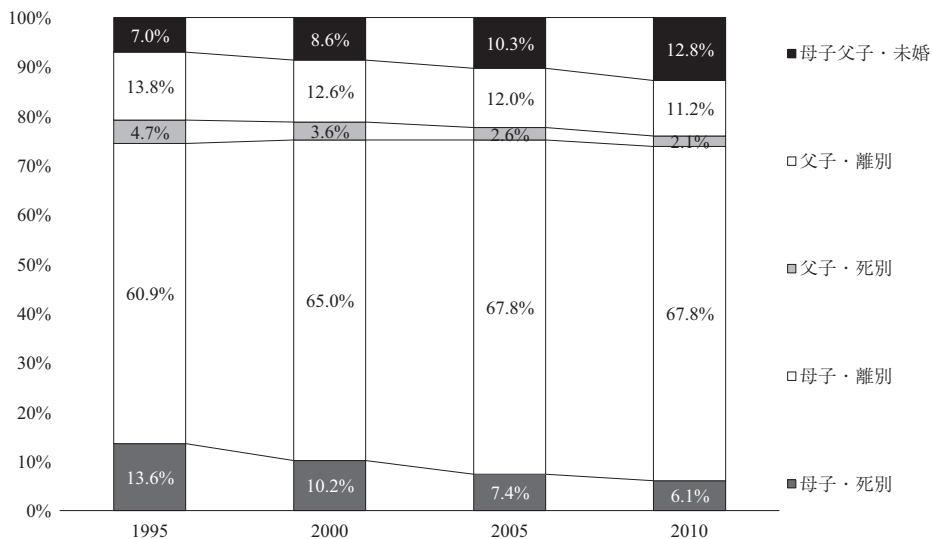
「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯」に加え、母子（父子）および「他の世帯員」を含めた一般世帯も集計されることとなった。ひとり親世帯では、三世帯同居を含めた核家族以外の世帯が増加している傾向にあることから〔西・菅（2007a；2007b）〕、この定義の拡張で、母子・父子世帯に属する子どもをより正確に捕捉できるようになっている。図2は、国勢調査のひとり親世帯の新定義に基づく遡及データを本研究の5類型にあわせて、その割合を示している。ただし、本研究では子どもの数をベースにしているのに対し、国勢調査では世帯数を示しているため、単純な比較はできない。国民生活基礎調査でのひとり親の子どもが属する世帯の構成割合（図1）と国勢調査での母子・父子世帯の構成割合（図2）とを比較すると、構成比の増減についてはおおむね同様の傾向を示している。すなわち、離別母子が多数を占め、かつ、増加傾向にある一方で、死別母子が減少傾向にあり、また、父子世帯の割合は低下傾向にある。た

だし、未婚母子・父子については、国勢調査に比べて国民生活基礎調査でその割合が小さくなっている。また、国勢調査では未婚母子・父子が増加傾向にあり、2005年時点で死別母子世帯の割合を超えるに至っている。本研究のデータでは、未婚母子・父子が過少に、離別母子が過大に捕捉されている可能性があることに留意が必要となる。

2 ひとり親世帯の子どもの貧困率の推移

ひとり親世帯の子どもの属する世帯を5分類（離別母子、死別母子、離別父子、死別父子、未婚母子・父子）に分け、それぞれの相対的貧困率を算出した。図3は各世帯類型の貧困率の1994年から2012年までの推移を示している。

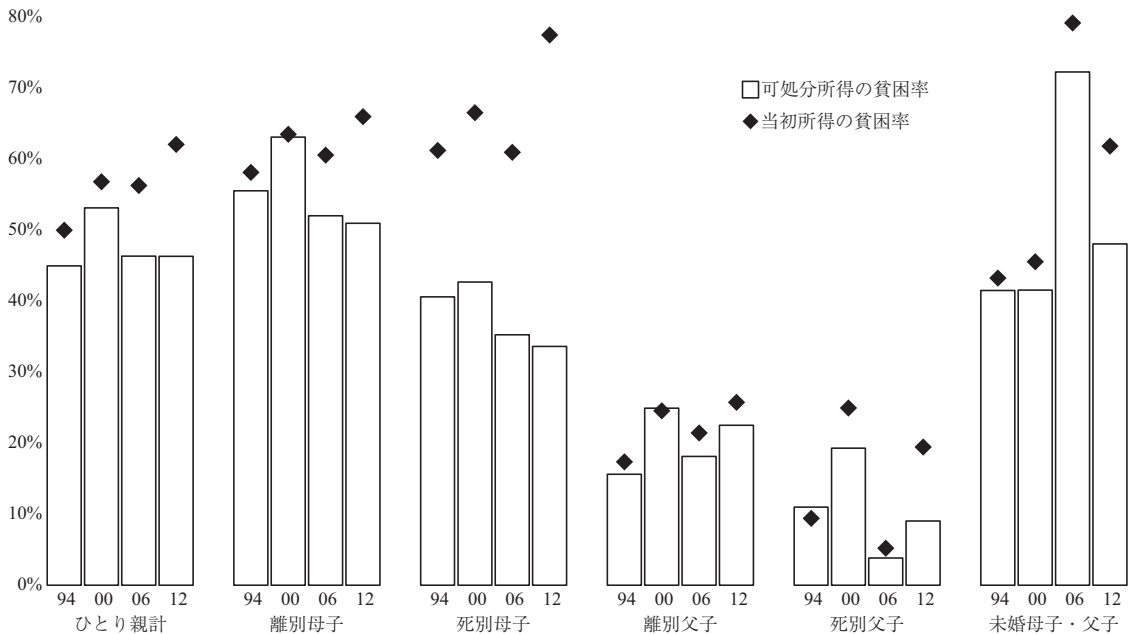
まず、ひとり親の子ども全体の子どもの可処分所得の貧困率に着目すると、1994年の45%から2000年にかけて上昇し、同年をピーク（53%）に2006年にかけて低下し、以後46%でほぼ横ばいとなっている。可処分所得の貧困率を配偶関係別にみると、離別母子世帯の子どもの貧困率が顕著に高い。離



注：ここでの母子（父子）世帯とは、「国勢調査」の「女親（男親）と子供から成る世帯」のうち、「未婚、死別又は離別の女親（男親）と未婚の20歳未満の子供のみから成る世帯」、および、「未婚、死別又は離別の女親（男親）とその未婚の20歳未満の子供およびほかの世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る世帯」を合わせたものである。これらの合計値から構成割合を算出している。

出所：総務省統計局（2014）、「表13-7」, 「表13-10」より筆者作成。

図2 母子・父子世帯の構成割合の推移（国勢調査）



注：当初所得でみた貧困率が50.0%で、可処分所得でみた貧困率が45.0%の場合、5.0 (=50.0-45.0) ポイント分が税・社会保障による貧困削減効果となる。

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より筆者推計。

図3 ひとり親世帯の子どもの再分配前後の相対的貧困率の推移（配偶関係別，性別，%）

別では1994年から2000年にかけて56%から61%に上昇した後、2012年にかけて51%に低下した。死別母子世帯の子どもの貧困率は、1994年の41%から2012年には34%に低下している。これはひとり親全体の貧困率よりも低い値で推移しており、その差は13%ポイントまで拡大している。未婚母子・父子世帯の子どもの貧困率は、1994年の42%から2006年は72%にまで上昇し、2012年には48%に低下している。ただし、未婚母子・父子世帯の子どものについては、標本数が少ないことに留意する必要がある。父子世帯の子どもの貧困率は、母子世帯よりも低位に推移している。離別父子世帯の子どもの貧困率は約16%から約25%の間で増減しており、死別父子世帯では約4%から約20%の間で推移している。母子世帯の子どものと同様に、死別よりも離別で貧困率が高い。

3 再分配前後の所得でみたひとり親世帯の子どもの貧困率

次に、税・社会保障による貧困削減効果をみるために、可処分所得でみた貧困率と、当初所得でみた貧困率とを比較する（図3）。ひとり親世帯全体では、当初所得でみた貧困率よりも可処分所得でみた貧困率が低位となる傾向があり、税・社会保障制度による貧困削減効果がみられる。ただし、1994年と2000年はその効果が弱く、5%ポイント以下の削減にすぎない。2006年と2012年は一定の再分配効果がみられ、それぞれ、約10%ポイント、約16%ポイント貧困率を引き下げていた。

ひとり親世帯の類型別にみると、死別母子世帯の子どものでは、当初所得での貧困率が5類型中最も高いが、税・社会保障での再分配効果が大きく、可処分所得でみた貧困率は離別母子よりも低位に推移している。しかも、死別母子への貧困削減効果は年々上昇しており、1994年では21%ポイント、2012年では約44%ポイント貧困率を引き下げ

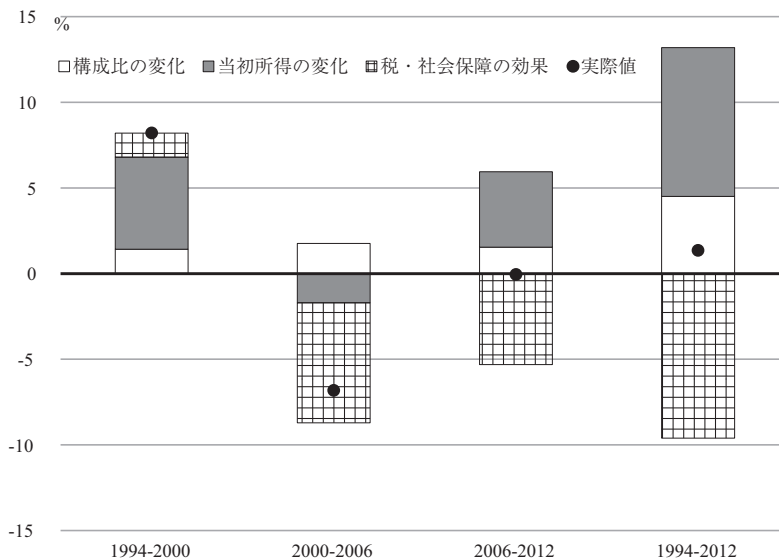
ていた。他方で、そのほかの世帯類型では、貧困削減効果は小さく、当初所得でみた貧困率と可処分所得でみた貧困率との差が小さい。2012年になってようやく、離別父子を除く離別母子、死別父子、未婚母子・父子で貧困率の削減効果が10%ポイントを超えた。ひとり親世帯の子どもの最大多数を占める離別母子では、2006年と2012年で貧困削減効果が強くなっており、それぞれ、約9%ポイント、15%ポイント貧困を抑制していた。父子世帯の子どものは母子世帯に比べて貧困率が低位にとどまっているが、税・社会保障による貧困削減効果は弱く、1994年の死別父子、2000年の離別父子では、可処分所得でみた貧困率がむしろ高くなる、いわゆる逆転現象がみられた。

4 ひとり親世帯の子どもの貧困率の変化要因

以上のように、親が死別か離別かで子どもの貧困率に大きな差があるなかで、離別母子と比べて相対的に所得が高く、可処分所得でみた貧困率も低い死別母子が減少する一方で、離別母子世帯に属する子どもの割合が増加していることは、ひと

り親の子どもの貧困率全体を高くする要因となっている可能性がある。また、税・社会保障による貧困削減効果は死別母子で高く、離別では2006年以降プラスの効果が見られるようになってきていることから、ひとり親の子どもの貧困率と社会保障制度との間に何らかの関係があると推測される。そこで、ひとり親世帯の子どもの貧困率の変化要因を分析するために、貧困率の変化を3要素（ひとり親の配偶関係の構成割合の変化、当初所得の変化、可処分所得の変化）に分解し、3要素がどの程度貧困率の変化に寄与しているか分析した（図4）。

1994年から2012年にかけて、ひとり親の子どもの貧困率は、45.0%から53.2%の間で増減したが（図3）、この間、税・社会保障が貧困率を低下させ、当初所得とひとり親の構成比の変化が貧困率を引き上げる要因となっていたことが確認できる（図4）。次に、貧困率の増減要因を6年ごとにみていくと、まず、ひとり親の構成比の変化は、各期間2%ポイント未満の範囲で貧困率を引き上げていた。他方で、当初所得の変化や税・社会保障制



注：各要素の変化分が0以上の場合、貧困率を引き上げる要因となったことを示し、マイナスの値の場合、貧困率を引き下げる要因となったことを示す。

出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」より筆者推計。

図4 ひとり親世帯の子どもの貧困率の変化要因

度による影響は、各期間で変動幅が大きく、また、貧困率を引き上げた期間、引き下げた期間とがあり、正負の方向が一貫していない。1994年から2000年の間、貧困率は8.2%ポイントと大幅に上昇している。この期間は当初所得の変化分が貧困率を大きく引き上げているが、税・社会保障も貧困率を上昇させる要因となっている。2000年から2006年の期間には貧困率が6.8%ポイントと大幅に低下したが、その要因としては税・社会保障による貧困削減効果が大きい（-7.0%ポイント）。くわえて、この間、当初所得の変化分も貧困率を引き下げていることが特徴的だ。つづく2006年と2012年の間の貧困率の変化はほぼ横ばい（0.1%ポイント低下）であった。これは、当初所得の変化、および、人口構成の変化による貧困率の引き上げを相殺できるほどに税・社会保障による貧困削減効果（-5.3%ポイント）があったことによる。

各変化要因に着目すると、ひとり親の構成比の変化は、各期間ほぼ一定に貧困率の引き上げに寄与していた。母子世帯のなかでも相対的に所得の高い死別母子世帯が減少する一方で、所得の低い離別母子世帯が増加することで貧困率を一定程度高めていると考えられる。当初所得の変化分については、就労収入の低下や、無業者の増加が貧困率を引き上げる要因となるが、2000年から2006年の期間のみ、貧困率を低下させている。この間、同データでひとり親世帯の当初所得の中位値は215万円から220万円に増加していることから、就労等による収入の上昇が貧困率を引き下げる要因となっていたことが確認できる³⁾。税・社会保障制度については、1994年から2000年の期間に貧困率を高める方向に機能していた。これは、ひとり親世帯が負担する税・社会保険料負担に比べ、社会保障制度からの給付水準が高くなかったことを

示している。つづく2000年から2006年、2006年から2012年の2期間では、いずれも社会保障による貧困削減効果が観察され、貧困率の上昇を抑制している。

V 考察

ここで、以上の分析をまとめよう。まず、ひとり親世帯に属する子どもの貧困率は、ひとり親の配偶関係と性別による違いがみられ、死別の場合に離別よりも低位にとどまり、また、母子よりも父子で低い水準であった。また、税・社会保障制度による貧困削減効果は、母子世帯に関して親の配偶関係が死別か生別（離別・未婚）かで異なり、前者でその効果が大きい。再分配前後の貧困率をみる限り、ひとり親世帯の子どもの約6割から8割を占める離別母子世帯の子どものみでは、税・社会保障による貧困削減効果が2000年まではきわめて限定的であったが、2006年以降その効果が一定程度みられるようになった。さらに、貧困率の増減要因についての分析では、当初所得の変化が貧困率上昇の主因であるが、ひとり親の構成割合の変化も、各期間一定程度貧困率を引き上げる方向に寄与していたことがわかった。また、税・社会保障による再分配効果については、1994年から2000年の期間で貧困率を引き上げていたが、それ以降の期間では貧困削減効果が大きくなり、貧困率の上昇を抑制していたことが明らかになった。

これらの分析結果について、ひとり親を対象とした社会保障、ひとり親の就労状況や世帯の特徴をふまえて解釈してみよう。まず、母子世帯の場合、おおむね、死別、離別、未婚の順で当初所得の貧困率が高い傾向があるが、可処分所得でみた貧困率は、離別、未婚、死別の順で高くなる。当初所得での貧困率が死別母子で高いのは、寡婦の

³⁾ また、「全国母子世帯等実態調査」では、この間シングルマザーの無業者が若干低下している（2003年16.7%、2006年14.6%）。同調査の就労収入の平均額も増加しており（162万円、171万円）、この期間のシングルマザーの就労状況の改善が確認できる。2011年の同調査でも前回調査より就労収入が増加しているが、この年の調査より収入に関する設問が変更されており、それ以前の調査との単純な比較ができなくなっている。すなわち、2007年調査までは収入金額を選択する方法であったが、2011年調査から収入金額を記入する方法に変更されており〔厚生労働省（2012）、表16-（1）-1、注5〕、本調査をもって時系列変化をみる際には留意が必要であろう。

就業率が離別の母より低いことがその要因と考えられる。他方で、死別母子の可処分所得でみた貧困率が離別母子の貧困率よりも低くなるのは、死別母子世帯に対する社会保障（遺族基礎年金、遺族厚生年金）の給付水準が高いことによると考えられる。逆にみれば、年金による所得保障の水準が高いことが、死別の母の就労率を低くする要因となっている可能性がある。

さらに、貧困率の時系列の変化を社会保障との関係から解釈してみよう。1996年と2000年の可処分所得でみた離別母子の貧困率は、当初所得でみた貧困率と大差がない。特に2000年の貧困率の削減幅はわずか0.4%ポイントにとどまっていた。1994年から2000年の期間に貧困率が大幅に上昇しており、これは当初所得による影響だけでなく、税・社会保障も貧困率の上昇に寄与していたことが貧困率の変化要因の分析から示されている。2000年までの貧困率の上昇をもたらした社会保障の要因として、1998年の児童扶養手当の制度改革が考えられる。この年、児童扶養手当の一部支給を受けられる所得の上限が、272万円（収入ベースで408万円）から、192万円（収入ベースで300万円）に大幅に引き下げられた。その結果、手当の支給が停止される者の割合が急増した〔田宮（2010）〕。児童扶養手当の対象者を厳しくすることが、貧困率を悪化させた可能性がある。

一方、2000年から2006年の期間の貧困率の低下は税・社会保障の効果によるところが大きく、また、2006年から2012年の期間も当初所得と構成比の変化による貧困率の上昇を再分配効果が相殺していた。また、2006年、2012年の両年において、離別母子、未婚母子・父子だけでなく、死別母子でも再分配後に貧困率の大幅な改善がみられることから、2000年以降の貧困削減効果は、配偶関係にかかわらず、すべてのひとり親世帯が対象となる社会保障制度によるものと推測される。つまり、2000年以降の貧困率の低下は、生活保護受給者の増加や、児童手当ならびに子ども手当の拡充の影響が大きく、児童扶養手当の影響は限定的で

あったと考えられる。

この間の児童扶養手当の制度改革は、2002年に実施されている。それまでの二段階支給（全部支給4.2万円、一部支給2.8万円、2011年度月額）から、所得に応じて42,370円から1万円まで（2012年度月額）10円刻みで手当の支給額を減額させる方式にかわった。あわせて、一部支給を受給できる所得の上限を年収ベースで300万円から365万円（所得ベースで230万円）へ引き上げる一方で、全部支給額を受給できる所得が204.8万円（所得ベースで90.4万円）から130万円（同57万円）へと大幅に引き下げられた。この制度改革は給付の抑制と拡充の両面をもつ。貧困線付近の低所得のひとり親で、従来全部支給を受けていた者が一部支給になる場合に給付削減となるが、新制度の手当の減額幅は減額であり、しかも所得が低い層では減額幅が小さい。このことから、制度改革による給付削減が貧困率を高める効果は限定的であったと考えられる。他方、新制度で手当が増額になるのは、従前に一部支給の児童扶養手当を受けていたが新制度で2.8万円以上の一部支給を受けることになった者、および、旧制度で支給が停止されていた年収300万円から365万円までの者で、改正後は支給停止が解かれる者である。貧困率に影響を及ぼすのは前者であるが、その数は少数にとどまろう。

生活保護に関しては、この間母子世帯の世帯保護率が上昇傾向にあり⁴⁾、貧困率を引き下げる一定の影響があったと推測される。さらに、児童手当に関しては、2000年以降制度拡充が図られた。旧児童手当、子ども手当、新児童手当と短期間で制度名が変わるなかで、その支給対象児童の拡大（2000年、2004年、2006年、2010年）、ならびに、支給額の引き上げ（2007年、2010年）という二方向からの制度拡充が進んだ（表1）。児童扶養手当とは対照的にはほぼ一貫して拡充されてきた児童手当は、貧困率削減に一定程度寄与したと考えられる⁵⁾。

また、社会保障ではなく、就労収入を含む当初

⁴⁾ 母子世帯の世帯保護率は、2000年10.61%、2006年11.75%、2012年16.23%と上昇傾向にある〔国立社会保障・人口問題研究所、「『生活保護』に関する公的統計データ』〕。

表1 児童手当の制度改正の概要（2000年以降）

制度名	年	支給対象児童	支給額（月額）
旧児童手当	2000年	3歳未満から 小学校就学前まで引き上げ	第1・2子 5千円 第3子以降 1万円
	2004年	小学校3学年修了まで	
	2006年	小学校修了まで	3歳未満 1万円
	2007年		第1・2子 5千円 第3子以降 1万円
子ども手当	2010年4月～2011年9月	中学校修了まで	一律 1.3万円
子ども手当特別措置法	2011年10月～2012年3月		3歳未満 1.5万円
			3歳以上小学校修了まで 第1・2子 1万円 第3子以降 1.5万円
新児童手当	2012年4月	中学校修了まで	中学生 1万円
			〈所得制限内〉 3歳未満 1.5万円 3歳以上小学校修了まで 1・2子 1万円 第3子以降 1.5万円 中学生 1万円 〈所得制限超〉 5千円

出所：筆者作成。

所得の改善による貧困率の抑制については、2000年から2006年の期間の変化分の分解においてのみ観察された。この時期、ひとり親世帯の当初所得の中位値が上昇しており、また、無業割合も低下していることから、就労収入が増加し、貧困率の削減効果をもったと考えられる。しかしながら、2006年から2012年の期間には再び貧困率を引き上げる要因に転じている。就労状況の改善は貧困率の改善に寄与するが、それが景気の動向に付随した一時的なものであるのか、中長期的に安定して改善が進んでいるものなのか、慎重に判断する必要性を示唆している。

最後に、未婚ひとり親と父子世帯に属する子どもの貧困率について若干の考察をおこなう。ただし、いずれも国民生活基礎調査では標本数が小さい点に留意が必要である。まず、未婚ひとり親の貧困率は、当初所得、可処分所得でみた貧困率ともに離別よりも低くなっていた。これについて

は、未婚ひとり親については、ほかの世帯員と同居しているひとり親世帯の割合が離別世帯よりも高い〔西・菅（2007b）〕ことと関係しているかもしれない。収入のある世帯員が増えることで、未婚ひとり親世帯では世帯所得が相対的に高くなっている可能性がある。

次に、父子世帯については、市場所得でも可処分所得でも、その相対的貧困率は母子世帯よりも低位にとどまっている。ただし、税・社会保障による貧困削減効果は小さい傾向が続いていたが、離別父子では2006年以降貧困削減効果の若干の改善がみられる。これは、児童手当の改善に加え、2010年から父子世帯も児童扶養手当の支給対象になったことが影響している可能性がある。死別父子世帯については、2012年に税・社会保障による貧困削減効果が大幅に高まったが、離別父子と同様に、児童扶養手当の支給対象が拡大されたことによる効果であるかもしれない。2014

⁵⁾ 田中・四方（2010）では、2008年の家計データを用いて、子ども手当が増額された場合の貧困削減効果についてマイクロ・シミュレーションをしており、子ども手当が1.3万円を導入された場合はひとり親世帯の子どもの貧困率の削減効果はみられないが、2.6万円にした場合7.3%ポイントの貧困削減効果が見込まれるとしている。また、田中（2017）は、「全国消費実態調査」の2014年調査で子どもの貧困率が低下している要因として、子ども手当の導入を経た児童手当の給付水準の引き上げの影響がある可能性を指摘している。

年から死別父子に対しても遺族基礎年金が支給されることになっており、今後のデータではさらに貧困率の削減効果が高くなる可能性がある。

謝辞

本稿の分析は、厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究」の一環として、厚生労働省「国民生活基礎調査」の昭和61年から平成25年の個票を、統計法第32条に基づく二次利用申請による使用の承認（厚生労働省発統0909第4号、平成22年9月9日付）を得て集計したものである。本研究はJSPS科研費JP26360057の助成を受けている。

参考文献

- 阿部彩（2005）「子どもの貧困」, 国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』, 東京大学出版会。
- （2006）「貧困の現状とその要因 1980～2000年代の貧困率上昇の要因分析」, 小塩隆士, 田近栄治, 府川哲夫編『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』, 東京大学出版会。
- （2010）「日本の貧困の動向と社会経済階層による健康格差の状況」, 内閣府男女共同参画会議監視・影響評価専門委員会『生活困難を抱える男女に関する検討会報告書－就業構造基本調査・国民生活基礎調査 特別集計－最終報告書』, pp.37-55。http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/konnan/pdf/seikatsukonnan.pdf（2017年3月1日最終確認）。
- 厚生労働省（2012）「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/dl/h23_29.pdf（2017年3月1日最終確認）。
- （2014）「平成25年 国民生活基礎調査の概況」, http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/16.pdf（2017年3月1日最終確認）。
- 総務省統計局編（2014）『日本の人口・世帯：平成22年

国勢調査最終報告書（上巻－解説・資料編）』, 日本統計協会。

橋本俊昭, 浦川邦夫（2006）『日本の貧困研究』, 東京大学出版会。

田中聡一郎, 四方理人（2010）「給付つき税額控除と子ども手当の貧困削減効果—マイクロ・シミュレーションによる分析」『貧困研究』, 第5巻, pp.99-109。

田中聡一郎（2017）「子どもの貧困率2%ポイント減を考える—平成26年全国消費実態調査の検討から」『週刊社会保障』, 第71巻第2913号, pp.54-59。

田宮遊子（2010）「母子世帯の最低所得保障」, 駒村康平編『最低所得保障』, 岩波書店。

西文彦, 菅まり（2006a）「シングル・マザーの最近の状況（その1）」『統計』, 第57巻第1号, pp.73-77。

——（2006b）「シングル・マザーの最近の状況（その2）」『統計』, 第57巻第2号, pp.83-86。

——（2006c）「シングル・マザーの最近の状況（その3）」『統計』, 第57巻第11号, pp.81-86。

——（2007a）「シングル・ファーザーの最近の状況」『エトトレ・ラ』, 第156号, pp.30-33。

——（2007b）「シングル・マザーとシングル・ファーザーの比較分析」『統計』, 第58巻第9号, pp.63-65。

Esgebeen, David J. and Daniel T. Lichter（1991）“Race, family structure, and changing poverty among American children.” *American Sociological Review*., Vol.51, No.4, pp.801-817.

Förster, Michael and Marco Mira d’ Ercole（2005）“Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s” OECD Social, Employment and Migration Working Paper, No.22, OECD, Paris.

OECD（2008）*Growing unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, OECD, Paris.

Shirahase, Sawako and James M. Raymo（2014）“Single Mothers and Poverty in Japan: The Role of Intergenerational Coresidence.” *Social Forces*, Vol.93, No.2, pp.545-569.

（たみや・ゆうこ）

Change in the Poverty Rate of Children in Lone Parent Households by the Difference in the Marital History of the Parents: the Influence of Family Structures and the Social Security System

Yuko TAMIYA*

Abstract

In this study, the relative poverty rate of children belonging to lone-parent households was estimated, and the change factors of poverty rate are examined with a particular focus on the differences found by the parent's marital history, by gender, as well as the influence of the transfers. For the analysis, the microdata from the "Comprehensive Survey of Living Conditions" was used. Differences were found in the poverty rate of children belonging to lone-parent households based on the marital history of lone-parents as well as the gender of the lone-parent. The trend showed that the divorced lone-mother households had the highest poverty rate followed by widowed and unmarried. The poverty rate of children in lone-father households was trending lower than in lone-mother households. Next, the effectiveness of taxation and social security system on poverty reduction substantially differed depending on whether or not the lone-mother households were due to being widowed or divorced, and a major reduction in poverty level was seen in cases where the mothers were widowed. In the case of divorced lone-mother households, since 2006, a certain amount of poverty reduction due to the effect of the taxation and cash transfers could be observed. Additionally, upon analyzing the change factors in children's poverty rate in lone-parent households since the year 2000, it was found that while the increase in the poverty rate had much to do with the changes of market income, since the latter half of the 2000's, that rise of poverty rate had been canceled out and controlled by the redistributive impact of transfers. While the impact of the changes in the composition ratio of lone-parents, such as the increase in divorced lone-mother households, are less than that of market income, it has to a certain extent contributed to the rise in the poverty rate.

Keywords : Child Poverty, Trends in Poverty Rate, Change Factors in Poverty Rate, Marital History of Lone Parents

* Associate Professor, Kobe Gakuin University

特集：小さな世帯の増加と社会保障

単身高齢者の精神的健康 ——ジェンダーの視点による検討——

末盛 慶*

抄 録

近年、世帯構造の中で単独世帯が増えている。高齢年代においても単独世帯が増えている。かつ、先行研究では単身高齢者の精神的健康上の課題が指摘されている。そこで本研究では、世帯人数と高齢者の精神的健康との関連、および単身高齢者の精神的健康の規定要因を明らかにすることを目的とする。用いるデータは日本版General Social Survey2012の60歳以上の男性886名、女性1043名である。分析の結果、①男性は配偶状態や家族関係の状況が精神的健康と関連を示すが、女性ではこうした関連が全く見られないこと、②男性の配偶状態と精神的健康の関連性の約半分は社会経済的地位の低さによることが示された。女性において、家族関連変数が精神的健康と関連を示さない理由として、日本の伝統的な性別役割分業の存在が指摘された。米国と日本を含めた東アジア諸国とでは結婚がもつ健康上の恩恵に差異がある可能性も指摘された。

キーワード：高齢者、単独世帯、配偶状態、ジェンダー、精神的健康

社会保障研究 2017, vol.2, no.1, pp.32-44.

I はじめに

本稿の目的は2つある。1つめは、世帯人数と高齢者の精神的健康との関連を明らかにすることである。2つめは、単身高齢者の精神的健康の規定要因を明らかにすることである。2つの目的を主にジェンダーの視点から検討する。以下、問題の背景を記す。

戦後の家族の変化の大きな特徴の1つは、世帯規模の縮小である（石原2008）。近年の世帯構造

の変化でいえば、単独世帯が増加している（山内2012）。特に単身の高齢者が増加しており、この流れは今後も続くと予測されている（国立社会保障・人口問題研究所2013）。

単身高齢者に関しては、社会保障、社会老年学、社会学、ジェンダーなどの幅広い分野で検討が進められている（藤森2010：齊藤2013：山田2016：上野2007）。本論文では、単身高齢者の精神的健康に着目する。その理由は大きく2点ある。

1点目は、近年のうつの問題への注目がある¹⁾。厚生労働省が示した医療計画では、がん、脳卒中、

*日本福祉大学社会福祉学部 准教授

¹⁾うつに関しては、国別で罹患割合は無視できない差が生じている。国による精神疾患の頻度の差は疫学研究最大の謎の1つと指摘されている（川上2012）。ちなみに日本は、世界的にみると精神疾患の発症率では低位グループに入っており、米国やフランスなど個人主義が強い国でうつ病の発症率が高くなっている（川上2012）。

急性心筋梗塞、糖尿病に続き、精神疾患が加わり、5大疾病の1つに精神的健康が取り上げられている。それだけ精神的健康が注目されているということである²⁾。

2つめは、単身高齢者の中でも男性のうつ問題が指摘されている点である。単身の高齢者男性において、うつ状態にある割合が特に高いことが報告されている(末盛2007a)。うつと自殺の関連が指摘され、自殺予防という観点からも高齢者の精神的健康は重要なテーマとなっている(木村2011)。以上の背景から、単身高齢者の精神的健康を明らかにする社会的な意義は小さくない。

高齢者の精神的健康に関しては、これまでも国内外で多くの研究が行われてきた。しかし介入可能性が低いことから、世帯の状況と精神的健康の関連を中心に検討するものは少なく、その関連をジェンダーの視点で計量的アプローチで読み解く研究はさらに少ない。日本の場合、他国に比べ伝統的な性別役割構造が強く維持されているため、高齢者の精神的健康のあり方がジェンダーによって影響されている可能性は否定できない。

そこで本研究では、ジェンダーの視点を軸としながら、世帯人数と高齢者の精神的健康の間どのような関連がみられるのか、そして単身高齢者の精神的健康はどのような要因によって規定されているのかを全国代表サンプルのデータを用いて明らかにすることを目的とする。

II ジェンダーと健康

本論文では、単身高齢者の精神的健康に問題意識を置いている。これを検討する際にジェンダーの視点を重視している。本題に入る前に、ジェンダーと健康の関係について素描しておこう。

人々の健康を扱う研究分野は多岐に渡る。その1つに社会疫学という分野がある(近藤2013)。その分野の中でジェンダーと健康という研究群が存在している(本庄・神林2015)。

ジェンダーと健康の関連に関する研究では、

ジェンダーと健康は関連をもち、時に強い関連を示すと考える。ただ、ジェンダーと健康に関する研究動向を概観した本庄・神林(2015)によれば、社会疫学全体の中でジェンダーの視点で健康を読み解く研究は必ずしも多くないという。

本稿でジェンダーと健康に関する先行研究の全容を紹介する紙面上の余裕はない。そこでジェンダーと健康の関連を考える上で象徴的な3つのテーマを以下で扱う。具体的には、出生性比、自殺、平均寿命の3つである。

出生性比とは、子どもが生まれるときの性別による比のことである。男子の出生児数を女子の出生児数で割ることで算出される。一般的に男子の方が出生児数が多いため、出生性比は男子が女子を上回ることが多い。

生物学的に考えれば、国によって出生性比に大きな差が生じることは考えにくい。しかし、実際には国により出生性比が異なる(林2001)。具体的に言えば、アジア諸国において男子の出生比が高くなる傾向がある。佐野(2012)によれば東アジア地域における出生性比は「女性100に対して男性119」となっている。出生性比の世界の平均は「女性100に対して男性107」であり、東アジアでは男子の出生児の割合が高い。率直に言えば、東アジアでは男子に比べ女子が生まれにくいのである。この背景として東アジアにある男児優先の文化つまりジェンダーの存在一が考えられる。これは生まれる前の時点で、性による命の差異が生じていることを意味している。

こうした状況は「失われた女性たち(missing women)」と呼ばれている(佐野2012)。健康に関する現在の研究の主流は現在生きている人々を研究対象とすることが多い。しかし、そもそも生を受けることができない命が存在し、そのことにジェンダーが深く関わっていることはもっと注視されるべきである。

ひとの人生が始まるか否かという瞬間だけでなく、人生の過程においても、ジェンダーと健康の間に関係がみられる。ここでは、本稿のテーマと

²⁾精神疾患の1つにうつがある。うつが自殺のみならず、身体機能や認知機能の低下とも関連していることも精神疾患が注目される背景にある(西・藤瀬・池田2014)。

近い自殺をとりあげる。

自殺に関しては性差があることが知られている。自殺は男性が多い。平成27年の自殺者数は24,025人で、その69.4%は男性である（内閣府自殺対策推進室2016）。自殺は、重要な健康指標の1つと言えるが、その自殺にジェンダーが影響している。

人生の後半においても健康上の性差は生じる。日本は世界有数の長寿国であり、女性の方が平均寿命は長い。厚生労働省の2015年の簡易生命表によれば、日本の平均寿命は女性で87歳、男性で80.8歳となっている。健康寿命においても、女性の方が長い。女性は男性に比べ寿命という意味では優位な状況にある。他国においても、女性の方が男性より寿命が長い国が多い。

こうした知見を聞くと、女性の方が男性より長生きであることが普遍的な現象であるかのように思えてくる。しかし、事実はそうとも言えない。1990年代後半においてネパールやモルディブでは女性より男性の方が平均寿命が長かった（高濱2001）。歴史的な視点でみていくと、日本も必ずしも遠くない過去に女性より男性の方が平均寿命は長い時期が存在している³⁾。

以上を参照すると、人間の健康は生物学的に決定されているように見えるが、社会や時代の影響を受けていることが理解できる。私たちの健康が社会的に構成される部分の中で、ジェンダーが広く、かつ深く作用していることを理解しておきたい。

Ⅲ 高齢者の精神的健康に関する先行研究—世帯の状況と性差に注目して

上記で、ジェンダーと健康の関連について素描した。次は、より本稿の研究目的に近い高齢者の精神的健康に関する先行研究を概観する。ここでは、世帯の状況および配偶状態と精神的健康の関連を扱った研究を中心に検討する。まず海外の先行研究からみていこう。

同居人の有無と精神的健康の関連をみたものとして、Chou et al. (2006)の研究がある。著者らは、香港の人口センサスの60歳以上の2,003名のデータを分析対象にして、世帯の状況と抑うつとの関連をみた。社会経済的地位やソーシャルサポートの個々の変数を統制した場合は、独居の方が抑うつを多く抱えていたが、統制変数をすべて投入した時点で、独居か否かと抑うつとの関連の有意性は消失した。

配偶状態と精神的健康に関しては、米国の研究を中心に有配偶の方が精神的健康が良好である知見が多い（Simon 2002）。こうした中、Inaba et al. (2005)は、日米の全国規模の代表サンプル（日本6,985名、米国8,111名）を用いて配偶状態と抑うつとの関連をみた。分析の結果、日米両国ともに有配偶の方が抑うつが低いという結果を報告している。

韓国の研究では、違った結果も報告されている。韓国の大規模調査「加齢に関する縦断調査」の45～85歳の男性4,016名、女性5,003名のデータを用いて、配偶状態とうつ傾向の関連をみた（Janga et al. 2009）。分析の結果、男性においては有配偶の方が抑うつ傾向が低かったが、女性においては有配偶とそれ以外の群とでうつ傾向に有意差が生じていなかった。

次に、国内の研究状況を確認しよう。まず世帯の状況と精神的健康の関連についてみてみよう。日本でも独居において抑うつ傾向が高いことが先行研究において指摘されている（木村2011）。世帯の状況と精神的健康の関連を検討している研究としては、斉藤・藤原・小林他（2012）がある。この研究では、埼玉県和光市の住民基本台帳を用いて1人世帯および一般世帯を対象とした調査データの中で、2,644人を対象として分析を行った。実質独居と名目独居（台帳上は1人世帯になっているが実際には同居者がいる世帯）、一般同居の3つの群にわけ分析を実施した。分析の結果、実質独居および名目独居は実質同居に比べ、抑うつ傾向が高いことが示された。

³⁾1921～25年で女性より男性の方が平均寿命が長い県が山形、岐阜、福井、徳島、1歳時平均余命でみると、東京、神奈川、愛知、大阪などでもこうした現象が起きていた（高濱2001）。

上の研究は、世帯の状況と高齢者の精神的健康の関連を検討しているが、配偶状態を統制していない。同居人の有無および配偶状態が精神的健康にどのような関連をもっているのかを検討した研究としては、藤原・小林・深谷他（2012）がある。埼玉県和光市に住む1,435名を分析対象に、経済階層および暮らし向きと心理的健康指標との関連をみるものである。その分析の中で、世帯の状況と配偶状態を統制変数として投入している。分析の結果、独居の方が、かつ、無配偶の方が抑うつ傾向が高いことが示されている（藤原・小林・深谷他2012）。

藤原らの研究は、同居人の有無および配偶状態と高齢者の精神的健康の関連を検討しているが、その関連性の性差を検討していない。同居人の有無と高齢者の精神的健康の関連の性差を検討したものとしては、小林・藤原・深谷他（2011）がある。データは埼玉県和光市在住の独居者948人、同居者1,426人である。本研究の目的は、孤立高齢者におけるソーシャルサポートの利用可能性と心理的健康の関連をみるものだが、分析の中で、独居や別居かによって抑うつに差が生まれるか、かつ両者の関連に性差がみられるかを確認している。分析の結果、同居に比べ独居の方が抑うつ傾向が有意に高かった。しかし、同居人の有無と性差の交互作用は抑うつに関して有意な影響を示していない。つまり、男性あるいは女性にとって独居が精神的健康に対して特別にネガティブな効果をもつという関連性は示されなかった。

ここまでは世帯構成と高齢者の精神的健康の関連に関する先行研究をみてきた。以下は、単身高齢者の精神的健康を直接扱った研究を検討する。

1人暮らしの高齢者の精神的健康の規定要因を検討したものとして、安藤・小池・高橋（2016）がある。この研究では、横浜市に居住する671名の1人暮らし高齢者のデータをもとに分析が行われた。従属変数は孤独感となっている。分析の結果、女性より男性の方が、低学歴の方が、近所づきあいがなしの者の方が、別居子および友人と会う頻度が少ないほど、孤独感が強いことが示された。男女で共通して孤独感と関連を示したのは友

人と会う頻度であったため、著者らは単身高齢者に関しては選択的で互惠的な友人関係が重要になるという見解を示している（安藤・小池・高橋2016）。

以上を総合すると、世帯状況と精神的健康の関連に関しては、独居であること、無配偶であることと精神的健康の低さは関連しているように思われる。しかし、国や性別によって結果に違いもみられ、明確な結論は下しにくい。

以上の研究結果を総合的に勘案し、以下のような仮説を設定する。仮説3に関しては、韓国の先行研究の結果やGove（1972）の見解も参考している。

仮説1：世帯人数が多い方が、高齢者の精神的健康が良好である

仮説2：無配偶より有配偶の方が、精神的健康が良好である

仮説3：世帯人数や有配偶の健康上の恩恵は男性では見られ、女性では見られない

IV 方法

1 データ

本論文では、日本版General Social Survey JGSS 2012のデータを用いる。調査対象の母集団は、満20～89歳の男女であり、層化2段抽出法により対象者を抽出している。抽出数は9,000人である。有効回答は4,667人であった。このうち、本分析で用いるのは性別の記入が確認された60歳以上の男性は886名、女性1,043名である。なお単身高齢者の分析対象者数は男性105名、女性180名である。

2 変数

従属変数は精神的健康である。精神的健康は、「おちついておだやかな気分でしたか」「活力（エネルギー）にあふれていましたか」「落ち込んでゆううつな気分でしたか」（逆転項目）の3つの質問項目の合計得点である。数値が高いほど、精神的な健康状態が良好であることを意味する。尺度の信頼性を示すアルファ係数は、0.643である。

主たる独立変数は、世帯人数、配偶状態である。世帯人数は、1人世帯、2人世帯、3人世帯、4人以上の世帯の4つのカテゴリーである。配偶状態は、有配偶、離婚、死別、未婚の4つのカテゴリーである。

統制変数は、性別、年齢、学歴、世帯年収、就業の有無、運動習慣、友人との会食、家族との夕食である。性別、年齢、就業の有無は基本的属性として、学歴と世帯年収は社会経済的地位を示す指標として、運動習慣は日常生活の状況を統制する意味合いで投入した。以下、統制変数の説明である。

性別は、男性、女性の2値である⁴⁾。年齢は実年齢である。学歴は、中学卒、高校卒、短大・高専卒、大学卒の4つのカテゴリーで構成した。世帯年収は4つのカテゴリーである。具体的には、70万円～250万円未満、250～450万円未満、450万円～750万円未満、750万円以上である。就業の有無は、就業している者（一時休業中を含む）とそうでない者の2値である。運動習慣は、「あなたは現在定期的に運動やスポーツを行っていますか」という質問を用いた。選択肢は、ほとんどしない、月に1回から年に数回程度、週に1回程度、週に数回以上である。数値が高いほど、運動習慣があることを意味する。

友人関係および家族関係の状況を測定する項目として、友人との会食の頻度と家族との夕食の頻度の変数を用いた。質問文は「あなたは以下のことをどのくらいの頻度で行っていますか」というものである。友人との会食の頻度は、年に1回程度からほとんどなし、月に1回程度、週に1回程度、ほとんどなしである。どちらの項目も数値が多いほど、頻度が多いことを意味する。家族との夕食の頻度の選択肢は、ほぼ毎日、週に1回から数回程度、月から年に数回程度、ほとんどなしである。

3 分析

分析は大きく2つにわけられる。1つめは世帯人数と高齢者の精神的健康の関連に関する分析である。2つめは、単身高齢者に分析対象を絞った分析である。具体的には、単身高齢者の精神的健康の規定要因に関する分析を行う。

1つめの分析に関しては、世帯人数、配偶状態、世帯年収など相互に関連が予想される変数を独立変数として用いているので、モデルを複数たてて分析を行う。統制変数の入れ方により世帯人数や配偶状態と精神的健康の関連性がどう変化するかを見ていくためである。用いる分析手法は一般線型モデルである。

V 分析

1 分析その1—世帯人数と精神的健康の関連について

世帯人数と精神的健康の関連を見る場合、世帯人数だけでなく、本人の配偶状態との関連も同時に見ていく必要がある。なぜなら、世帯人数の影響と考えたものが実は配偶状態によることや、その逆もありえるからである。例えば、単身世帯の場合、無配偶である可能性が高いことを考えれば、この点が理解できるだろう。本節では、まずこうした諸変数と精神的健康との関連に関する分析を行う。

まず世帯人数と精神的健康の関連を分析した。分析手法は一元配置分散分析である。男女込みの全体の分析では有意な関連は示されなかった ($F=1.424$ $df=3$ ns)。しかし性別で分けると、男性においては世帯人数と精神的健康の間に有意な関連がみられた ($F=2.945$ $df=3$ $p<.05$)。1人世帯の男性の精神的健康の数値がほかの世帯類型に比べ有意に低い結果が得られた⁵⁾。一方、女性では、両者の間に関連がみられなかった ($F=.578$ $df=3$ ns)。

⁴⁾性別は2値であるため、セクシュアルマイノリティに関する分析は行えない。近年の質問紙調査の性別を聞くところでは、男性、女性、答えたくないといった聞き方もなされている（愛知県2016）。

⁵⁾1人世帯の平均値10.06であり、95%信頼区間は9.57-10.54。2人世帯の平均値10.74であり、95%信頼区間10.53-10.96。3人世帯の平均値は10.80信頼区間は10.47-11.13、4人以上の世帯の平均値は10.58、95%信頼区間は10.27-10.89であった。

表1 精神的健康を従属変数とした一元配置分散分析

	df	F値		
		全体	男性	女性
性別	1	1.078	—	—
世帯人数	3	1.424	2.945*	.578
配偶状態	3	2.409	5.433**	.777

**p<.01 *p<.05.

出所：著者作成。

次に配偶状態と精神的健康との関連を分析する。分析の結果、配偶状態と高齢者の精神的健康の間に男女込みの全体では有意な関連はみられなかつた (F=2.409 df=3 ns)。しかし、性別で分けると、異なつた結果が得られた。分析結果、男性において配偶状態と精神的健康の間に有意な関連がみられた (F=5.433 df=3 p<.01)。結果をみると、未婚男性の精神的健康が最も低く (以下カッコ内は平均値9.32)、有配偶男性の精神的健康 (10.75) が高い傾向がみられた。離別 (10.19) と死別 (10.18) の男性は両者の中間に位置している⁶⁾。

一方、女性においては、配偶状態と精神的健康との間に有意な関連がみられなかつた (F=.777 ns)。女性の場合、有配偶女性 (10.55) より未婚女性の精神的健康 (10.97) の方が精神的健康の数値が高い傾向さえみられた。

最後に、性別と精神的健康の関連をみてみよう。分析結果、性別による有意差はみられなかつた (F=1.078 df=1 ns)。男性の方が数値上若干高めではあつたが、誤差の範囲を超える差ではなかつた。先行研究では、男性より女性の方が精神的健康が低い傾向があるが、今回の分析では明確な性差はみられなかつた。

以上の分析結果を3点にまとめられる。①単身世帯の男性の精神的健康が低い、②未婚男性の精神的健康が低い、③女性は世帯人数とも配偶状態ともに精神的健康と有意な関連を見せない、である。

ここでいくつかの問いが浮上してくる。1つめの問いは、単身世帯の精神的健康の低さは、世帯人数によるものなのか、配偶状態によるものなのかである。

かである。例えば、単身であることより、無配偶であることが男性の精神的健康を低める可能性を考へることができるといふことである。ここまでの分析では、世帯人数や配偶状態と精神的健康とが男性において有意な関連を持っている。しかし、その関連の背景には第3の要因が存在する可能性がある。世帯人数や配偶状態と精神的健康との間に見える関係は疑似的なものかもしれない。

2つめの問いは、世帯人数にせよ配偶状態にせよ、精神的健康とみられる関連は真と言へるのかということである。ここまでの分析では、世帯人数や配偶状態と精神的健康とが男性において有意な関連を持っている。しかし、その関連の背景には第3の要因が存在する可能性がある。世帯人数や配偶状態と精神的健康との間に見える関係は疑似的なものかもしれない。

背景要因の1つとして考へられるのは、本人の社会経済的地位である。つまり、単身男性の高齢者の精神的健康が低く見えるのは、単身であるということより、社会経済的地位の低さが背景にある可能性がある。単身男性はほかの世帯に比べ、経済状況が厳しいことが考へられ、そのために精神的健康が低下することも考へられる。

3つめの問いは、家族外の社会関係が高齢者の精神的健康に与える影響をどう考へるかという論点である。ここまで世帯人数や配偶状態と精神的健康の関連をみてきた。しかし、高齢者は家族だけと社会的な関係を取り持つわけではない。先行研究でも、高齢者の精神的健康に関しては、友人などの家族外の社会関係が重要な影響を与えることが報告されている (安藤・小池・高橋2016)。そこで、友人など家族外の社会関係と家族に関わる要因のどちらが高齢者の精神的健康を支えていくのかという問いも重要になる。

以上に示した問いを踏まえて、以下分析を進める。

2 分析その2—単身高齢者の精神的健康がなぜ低いのか？

まず1つめの問いから分析を始める。男性の精神的健康に影響を与えるのは、世帯人数か配偶状態かを明らかにする。

モデル1では、独立変数として世帯人数、配偶状態を入れ、精神的健康の関連を分析した。統制変

⁶⁾ 以下が各カテゴリーの平均値の95%の信頼区間である。有配偶10.59-10.90, 離別9.18-11.20, 死別9.61-10.75, 未婚8.23-10.41。

表2 精神的健康を従属変数とした一般線型モデル (男性)

	df	モデル					
		1	2	3	4	5	6
		F値					
年齢	1	.165	.178	.031	.004	.049	.031
世帯人数	3	.327					
配偶状態	3	2.678*	5.398**	2.565+	2.484+	2.388+	2.039
学歴	3			4.604**	3.480*	2.759*	2.846*
世帯年収	3			3.234*	2.659*	2.136+	2.249+
就業の有無	1				.711	.337	.717
運動習慣	3				5.497**	3.805*	4.144**
友人との会食	3					6.881**	6.264**
家族との夕食	3						3.105*
R ²		.020	.019	.065	.086	.113	.127
調整済R ²		.012	.014	.051	.067	.091	.101

**p<.01 *p<.05 +p<.10.

出所：著者作成。

数は年齢のみである。

分析の結果、世帯人数の影響は消失し、配偶状態の有意性が確認された⁷⁾。つまり、単身であることより、無配偶-特に未婚であること-が男性高齢者の精神的健康を下げていると考えられる。世帯人数と配偶状態は関連性が高いため、以降の分析モデルでは、世帯人数をはずし、配偶状態を独立変数とする。

モデル2では、配偶状態と精神的健康の関連を確認した。統制変数は年齢のみである。結果は、配偶状態と精神的健康の間に有意な関連が示された (F=5.398 df=3 p<.01)。

モデル3では、本人の社会経済的地位に関する変数を投入した。具体的には、本人の学歴と世帯年収である。配偶状態と精神的健康の関連が本人の社会経済的地位によってどれほど説明されるのかを検証する。分析の結果、配偶状態の検定統計量 (F値) が約半分に減少している。つまり、配偶状態と精神的健康の間にみられた関係性の約半分は本人の社会経済的地位によって説明されるということである。一方、配偶状態と精神的健康の関連性は10%の有意水準で残っている。

モデル4では、統制変数の追加を行う。就業の有無と運動習慣である。分析の結果、就業の有無

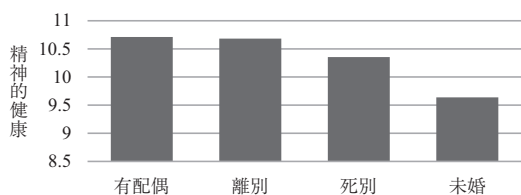
は有意な関連は見られなかったが、運動習慣と精神的健康の間には有意な関連がみられた。具体的には、運動習慣の高まりと精神的健康の高まりが正に有意な関連を示した。一方、配偶状態と精神的健康の関連性を示すF値にはほとんど変化せず、有意な傾向を保っている。

モデル5では、配偶状態の重要性は、家族外の友人と比較してどの程度重要と言えるのかを検証する。具体的には、友人との会食の頻度を投入した。

分析の結果、友人との会食は有意な関連性を精神的健康と示した (F=6.881 df=3 p<.01)。友人との会食の頻度の高まりと精神的健康の高まりが正に有意に関連していた。この一方、配偶状態は10%水準で有意な関連を保持している。友人との会食を投入したことにより、配偶状態の影響力がやや減少したが、その関連性の度合いに大きな変化はない。この結果からすると、男性の場合に配偶状態と精神的健康との間にみられる関係は、友人関係によって代替されうるものではないと言える。

以上の統制変数を入れた結果得られた配偶状態と精神的健康の関連に関するグラフを図1に示した。この結果をみると、死別、未婚で精神的健康

⁷⁾世帯人数の変数を2群にして、独居かそれ以外のダミー変数にして投入することも試みた。しかし、このダミー変数も精神的健康と全く関連を示さなかった (F=.094 df=1 ns)。



出所：著者作成。

図1 配偶状態と精神的健康の関連 (男性)

が低い傾向がある。有配偶と離別は比較的精神的健康が高い。

最後のモデル6では、家族との夕食の頻度を投入した。この変数の投入は、配偶状態と高齢者の精神的健康の関連に関する解釈をより精緻にするために投入した。分析の結果は家族との夕食が有意な関連を示し、配偶状態が精神的健康との間にもっていたF値も減少し、関連性の有意性も消失した。この結果により、配偶状態が男性高齢者にもっていた関連性は家族との夕食を含めた家族との日常的なコミュニケーションの存在であることが推測できる。

以上の結果をまとめると、①男性の配偶状態と精神的健康の関連性の約半分は社会経済的地位によって説明でき、配偶状態と精神的健康の関連性そのものはそれほど強いものではない、②配偶状

表3 精神的健康を従属変数とした一般線型モデル (女性)

	df	モデル		
		1	2	3
年齢	1	1.008	1.481	3.001+
世帯人数	3	.751		
配偶状態	3	.597		
学歴	3		.609	.332
世帯年収	4		2.696*	1.293
就業の有無	1		7.069**	6.871**
運動習慣			10.043**	8.179**
友人との会食	4			5.089**
家族との夕食	4			.748
R ²		.020	.067	.093
調整済R ²		.012	.052	.070

**p<.01 *p<.05 +p<.10.

出所：著者作成。

態と精神的健康の関連性は友人関係によって代替されうるものではない、③配偶状態と精神的健康の関連の内実は家族とのコミュニケーションであることが示唆された。

次に、女性の分析を行う。男性の結果と比較することにより、高齢者の精神的健康をジェンダーの視点から理解することが目的になる。男性の場合と同じ変数を用いた分析を女性に対して行った。女性の場合、ここまでの分析で配偶状態および世帯人数が精神的健康と関連を示していないので、モデルの構成はよりシンプルなものとした。

モデル1では、年齢、世帯人数および配偶状態を同時に投入したが、どの変数も精神的健康と有意な関連はみられなかった。一元配置分散分析でも、世帯人数と配偶状態を同時に投入しても、精神的健康との関連がみられないため、以降のモデルでは両変数を投入しないことにする。

モデル2では、年齢、学歴、世帯年収、就業の有無、運動習慣を投入した。この中で、精神的健康と有意な関連を示したのは世帯年収 (F=2.696 df=3 p<.05)、就業の有無 (F=7.069 df=1 p<.01)、運動習慣 (F=10.043 df=3 p<.01) である。世帯年収の高まり、就業していること、運動習慣があることと精神的健康の高まりの間に正の関連がみられた。

モデル3では、友人との会食、家族との夕食を投入した。分析の結果、友人との会食は精神的健康と有意な関連を示した (F=5.089 df=3 p<.01)。友人との会食の頻度の高まりと精神的健康の高まりが有意な関連を示した。一方、家族との夕食は精神的健康と有意な関連を示さなかった (F=.748 df=3 ns)。

以上、男性と女性の結果が示された。両者の結果の差異としては3点ある。

1点目は、男性では配偶状態や家族との夕食が精神的健康と関連性を示した一方、女性においては、こうした関連は見られなかったことである。女性においては、有配偶か無配偶であるか、家族との夕食の頻度によって精神的健康に差異は生じていなかった。

2点目は、女性の場合、家族関係よりも、友人関

表4 単身高齢者の精神的健康を従属変数とした一般線型モデル

	df	F値	
		男性	女性
年齢	1	2.363	3.356+
学歴	2	.687	.160
世帯年収	1	1.694	.176
就業の有無	1	.082	9.923**
運動習慣	2	1.251	7.904**
友人との会食	2	3.596*	.284
家族との夕食	2	.271	.953
R ²		.169	.127
調整済R ²		.074	.066

**p<.01 *p<.05 +p<.10.

出所：著者作成。

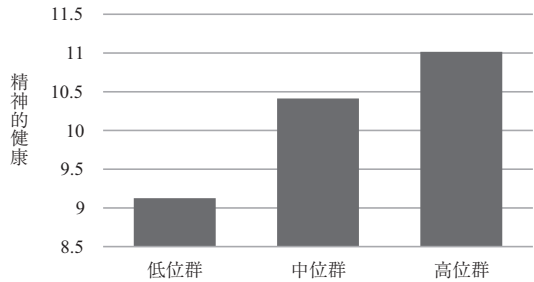
係、就業の有無、運動習慣の状況が精神的健康と関連していたことである。女性の場合、家族の状況より、家族外の生活をいかに活発に取り組んでいるかということが精神的健康と関連していた。

3点目は、社会経済的地位と精神的健康の関連性である。男性においては、学歴が低いほど、世帯年収が低いほど、精神的健康が低くなる傾向がみられた。しかし、女性の場合、本人の学歴と精神的健康の関連はみられず、世帯年収と精神的健康の関連性も男性より弱いものだった。

3 分析3—単身高齢者の精神的健康の規定要因に関する分析

ここまで単身高齢者とそれ以外の世帯構成の者も含めて分析を行ってきた。以下では、単身高齢者に絞って分析を進める。具体的には、単身高齢者の精神的健康を男女別に分析を行う。投入する変数は、これまで用いてきたものと同様である。

まず男性の結果からみていこう。単身男性の精神的健康を従属変数とした一般線型モデルによる分析を行った。結果をみると、全体に有意な関連を示す変数が少ない。こうした中、友人との会食の頻度のみが精神的健康と有意な関連を示した(F=3.596 df=3 p<.05)。友人との会食の頻度が高まるほど、単身高齢者男性の精神的健康は高まっていた(図2)。世帯年収、学歴、運動習慣、家族



出所：著者作成。

図2 友人との会食の頻度と精神的健康の関連 (単身男性)

との夕食の頻度に有意な関連性はみられなかった。

女性に関しては、就業の有無と運動習慣が精神的健康と有意な関連を示した。就業していること、運動習慣があることと精神的健康の高まりが正に関連した。一方、学歴、世帯年収、友人との会食、家族との夕食に有意な関連はみられなかった。あと年齢も10%水準だが、有意な傾向を示した⁸⁾。

以上の結果をまとめると、単身世帯においては、男性は友人との会食が、女性に関しては就業の有無と運動習慣が精神的健康と有意な関連を示した。

VI 考察とまとめ

本稿には大きく2つの目的があった。1つめの目的は、世帯人数と高齢者の精神的健康との関連を明らかにすることである。2つめは、単身高齢者の精神的健康の規定要因を明らかにすることである。以上の結果を整理し、考察を深めたい。

まず世帯人数と高齢者の精神的健康との関連性に関する結果を整理する。男性に関しては、以下の3つの知見が得られた。1つめは、世帯人数および配偶状態と精神的健康の関連に関する知見である。一元配置分散分析の時点では、世帯人数と高

⁸⁾ 関連性の方向は、年齢が上がるほど精神的健康が上昇するというものだった。結果の解釈としては精神的に健康な女性が生存、かつ本調査に回答していると考えられる。

齢者の精神的健康の間に有意な関連がみられた。しかし、配偶状態も投入した分析では世帯人数の有意性は失われた。つまり、この結果から言えることは、世帯人数が精神的健康ともっていた関連性は配偶状態によるものということである。つまり、単身世帯ほど、精神的健康が低く見えるのは、配偶状態—特に未婚であること—によって生じていたということである。以上の結果から、仮説1は支持されず、世帯の人数のみで高齢者男性の精神的健康を推し量るのは困難であることが示された。

2つめは、配偶状態と精神的健康の関連についてである。分析の結果、未婚者の精神的健康が低いことが示された。しかし、この配偶状態と精神的健康との関連は男性のみに限られ、かつその関連もそれほど強いものではなかった。学歴や世帯年収を統制変数として投入すると、配偶状態と精神的健康との関連の強さはほぼ半減し、有意水準も低下した。つまり、配偶状態と精神的健康の間にみられた関係性の約半分は本人の社会経済的地位の低さによってもたらされたものだった。以上から、仮説2に関しては部分的な支持にとどまった。

加えて、両者の関連は家族との夕食を投入することにより有意性が消失した。この結果から、配偶状態と精神的健康の関連の実質は家族内での日常的なコミュニケーションであることが示唆された。家族関係の状況が高齢者の精神的健康に影響するという指摘は先行研究で示されており、本結果はこうした先行研究の知見と整合的と言える(島田・山崎・中野他2012)。逆に言えば、有配偶であることは、男性高齢者の精神的健康を支える家族内コミュニケーションの機会を供給しうる構造となっている可能性が示唆された。

知見の3つめは、高齢者男性の精神的健康と友人との会食の重要性である。今回、投入した変数の中で最も強い関連を見せたのは友人との会食であった。高齢男性において、友人とのふれあいが本人の精神的健康を支える可能性が示唆された。高齢者の友人関係と精神的健康のつながりを指摘する研究は多く、この結果も先行研究の知見に

沿ったものと言える(小林・藤原・深谷他2011)。

次に、単身高齢者の精神的健康の結果を整理する。大きく2つの知見があった。

1つめは、男性において精神的健康と関連したのは友人との会食のみだったことである。この結果も国内の先行研究の結果を引き継ぐものである(安藤・小池・高橋2016)。ほかの変数とは有意な関連がみられなかった。探索的にソーシャルキャピタルも投入してみたが、有意な関連はみられなかった。有意な変数があり見い出せなかったことから、単身高齢男性の精神的健康の向上に向けての具体的な示唆は多くは示せない。言えることは、本人の意向を重視しながら、外部の世界とのつながりを持たせることである。

2つめは、女性に関する結果である。女性においては、就業の有無、運動習慣が有意な関連を示し、就業しているほど、運動習慣があるほど、精神的健康が高いという関連性がみられた。一方、社会経済的地位は有意な関連を示さず、家族や友人との関係性も有意な関連を示すことはなかった。この結果からすれば、単身の高齢者女性の精神的健康の下支えには、家族外での就業と適度な運動が良いということになった。

最後に、ジェンダーの視点をもとにした仮説3に関する考察を行う。分析結果は仮説3を支持するものだった。なぜ男性では配偶状態などの家族関係に関する指標と精神的健康が有意な関連を示す傾向があるのに対して、女性においてはこうした関連は全く見られなかったのかという点を以下で考えていきたい。

解釈としてありうるのは、日本に残る伝統的な性別役割構造である。現在60歳以上の方たちは、男性は仕事、女性は家庭といった性別役割分業の中で生きてきた方たちが多い。女性たちは育児、家事、介護を担うことが多く、こうした役割は精神的健康にとって負担になる可能性もある。特に、高齢期の介護役割は高齢者のメンタルヘルスを低下させている(小塩2014)。有配偶女性の場合、介護などのケア役割に従事することが多いため、有配偶であることのベネフィットが女性で生じにくい可能性がある⁹⁾。女性が結婚しているこ

とによって健康上の恩恵を得るためには、現行の性別役割構造を根本的に変えていく必要があるだろう。

こうした考察は国際的な視点をもつことで、より大きな仮説を立てることもできる。先述した通り、韓国の女性でも有配偶とそれ以外で精神的健康に差異が生じていない (Janga et al 2009)。日本の全国代表サンプルのデータを用いて分析した Inaba et al (2005) の研究でも、男性に比べ、女性の有配偶であることの肯定的な効果は小さいものだった。

米国では、どの年齢段階においても結婚することでの精神的なベネフィットがあるという報告があることを踏まえると、米国と日本や韓国など伝統的な性別役割分業が残る東アジアでは結婚していることでの健康上の恩恵のあり方に差異がある可能性もある。結婚がもつ健康上の恩恵の文化差を明らかにすることは、家族をどう位置付けるかという各国の社会保障の基本的なあり方にも影響を与えうる。今後さらなる研究に期待したい。

最後に本研究の限界を3点ふれておこう。1点目は、今回は横断的な分析であり、因果関係を明らかにできない。精神的に健康なものが、友人関係を活性化させたり、運動の習慣を持つことができることも考えられる。高齢者の精神的健康を解き明かすためには縦断的分析や質的な研究が必要となる。

2点目は、地域差に関する分析を行っていない点である。高齢者の精神的健康には地域差もあることが考えられる。実際、先行研究では、都市度が高まるほど、うつ傾向の高齢者が高まるといった指摘もなされている (和久井・田高・真田 2007)。今後は、マルチレベル分析をとり入れ、地域差も考慮した分析を行っていく必要がある。

3点目は、理論的な問題である。本研究も含め、単身高齢者の精神的健康を計量的なアプローチで検討すると、各変数の関連構造は把握できるが、

やや平面的な検討になる。

相互作用論や家族戦略などの概念と多様な調査方法を駆使しながら、単身の方を含め、高齢者を行為主体として位置づけ、各高齢者がどのような工夫をしながら自分の生活を成り立たせているかを明らかにするよりダイナミックな研究が今後は求められる (安達1999: 田淵1999)。

謝辞

日本版General Social Survey 2012は大阪商業大学JGSS研究センター(文部科学大臣認定日本版総合的社会調査共同研究拠点)が実施した研究プロジェクトである。データを使用させていただいたことに、御礼申し上げます。

引用文献

- 安達正嗣 (1999) 『高齢期家族の社会学』, 世界思想社。
 愛知県 (2016) 『愛知県子ども調査(子ども票)』 http://www.pref.aichi.jp/uploaded/life/148431_193226_misc.pdf (2017年3月21日最終確認)。
 安藤孝敏・小池高史・高橋知也 (2016) 「都市部のひとり暮らし高齢者における孤独感の関連要因」『横浜国立大学教育人間科学部紀要III, 社会科学』, 18, pp.1-9。
 Chou KL, Ho AH, Chi I. (2006) “Living alone and depression in Chinese older adults”, *Aging and Mental Health*, 10(6), pp.583-91。
 土井由利子 (2006) 「ジェンダーと健康」川上憲人・小林康毅・橋本英樹編『社会格差と健康』, 東京大学出版会, pp127-146。
 藤森克彦 (2010) 『単身急増社会の衝撃』, 日本経済新聞出版社。
 藤原佳典・小林江里香・深谷太郎・西真理子・斉藤雅茂・野中久美子・稲葉陽二・福島富士子・星旦二・新開省二 (2012) 「地域高齢者における年取および暮らし向きと心理的健康指標との関連」『老年精神医学雑誌』, 23 (2), pp.211-220。
 Gove WALTER R. (1972) “The Relationship Between Sex Roles, Marital Status, and Mental Illness”, *Social Forces*, 51, pp.34-45。
 林謙治 (2001) 「ジェンダー問題としての出生性比—アジア諸国からの考察」阿藤誠・早瀬保子『ジェンダーと人口問題』, 大明堂, pp.21-42。

⁹⁾女性において有配偶の方がネガティブな影響が出ているという分析もある (末盛2007b)。そこでは配偶状態と主観的健康感の関連をみたが、分析の結果、男性の場合は有配偶の方が主観的健康感が高かったが、女性の場合、無配偶の方が主観的健康感が高かった。つまり、夫がいない女性の方が主観的健康感が有意に高かったのである。今回の分析でも有意差はないものの、未婚女性の方が有配偶女性より精神的健康が高い傾向にあった。

- 本庄かおり・神林博史 (2015) 「ジェンダーと健康」川上憲人・橋本英樹・近藤尚己編『社会と健康—健康格差解消に向けた統合科学的アプローチ』, 東京大学出版会, pp.95-113。
- Inaba A, Thoits PA, Ueno K, Gove WR, Evenson RJ, Sloan M (2005) Depression in the United States and Japan: gender, marital status, and SES patterns. *Social Science & Medicine*, 61(11), pp.2280-92.
- 石原邦雄 (2008) 『家族のストレスとサポート (改訂版)』, 放送大学教育振興会。
- Janga, Soong-Nang, Kawachia, Ichiro, Chang, Jiyeun, Boob, Kachung, Hyun-Gu Shin, Hyejung Leeb, Sung-il Choc (2009) “Marital status, gender, and depression: Analysis of the baseline survey of the Korean Longitudinal Study of Ageing (KLoSA)” *Social Science & Medicine*, Vol69, 11, pp1608-1615.
- 川上憲人 (2012) 「世界及び日本の精神疾患の疫学 WHO世界精神保健調査から」『心の社会』, 43 (1), pp.58-65。
- 川上憲人・橋本英樹・近藤尚己編 (2015) 『社会と健康：健康格差解消に向けた統合科学的アプローチ』東京大学出版会。
- 木村真人 (2011) 「高齢者のうつ状態—多元的アプローチ」, 『老年精神医学雑誌』, 22 (8), pp.920-927。
- 小林江里香・藤原佳典・深谷太郎・西真理子・斉藤雅茂・新開省二 (2011) 「孤立高齢者におけるソーシャルサポートの利用可能性と心理的健康：同居者の有無と性別による差異」『日本公衆衛生雑誌』, 58 (6), pp.446-456。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2013) 『日本の世帯数の将来推計 (全国推計)』。
- 近藤克則 (2013) 『健康の社会的決定要因：疾患・状態別「健康格差」レビュー』, 日本公衆衛生協会。
- 内閣府自殺対策推進室 (2016) 『平成27年中の自殺の状況』。
- 西良知・藤瀬昇・池田学 (2014) 「高齢者のうつ病」『臨牀と研究』, 91 (5), pp.639-642。
- 小塩隆士 (2004) 「中高年のメンタルヘルス：「中高年者縦断調査」によるパネル分析」『経済研究』, 65 (4), 332-344。
- 斉藤雅茂 (2013) 「高齢期の社会的孤立に関連する諸問題と今後の課題」『老年社会科学』, 35 (1), pp.60-66。
- 斉藤雅茂・藤原佳典・小林江里香・深谷太郎・西真理子・新開省二 (2012) 「同居者のいる住民基本台帳上の一人世帯高齢者の特性」『老年社会科学』, 33 (4), pp.527-537。
- 坂上祐樹・土屋政雄・堀口逸子・岩田昇・竹島正・川上憲人 (2013) 「日本の大都市圏におけるこころの健康に関する疫学調査研究：WHO「世界精神保健プロジェクト」」『順天堂医事雑誌』, 59 (4), pp.347-352。
- 佐野麻由子 (2012) 「開発・発展におけるジェンダーと公正」宮島喬・杉原名穂子・本田量久編『公正な社会とは—教育・ジェンダー・エスニシティの視点』, 人文書院, pp.240-258。
- 島田今日子・山崎幸子・中野匡子・斉藤恵美子・渡辺幸子・安村誠司 (2012) 「同居家族からのソーシャルサポートが高齢者のうつ傾向発生に与える影響：5年後の追跡調査」『老年社会科学』, 34 (3), pp.350-359。
- Simon RW (2002) “Revisiting the relationships among gender, marital status, and mental health” *American Journal of Sociology*, 107(4): pp.1065-1096.
- 末盛慶 (2007a) 「家族生活」近藤克則編『検証「健康格差社会」：介護予防に向けた社会疫学的大規模調査』, 医学書院, pp.75-81。
- (2007b) 「配偶者の有無と高齢者の主観的健康感：移行効果の検証」, 『現代と文化』日本福祉大学研究紀要, 116, pp.25-35。
- 田淵六郎 (1999) 「「家族戦略」研究の可能性：概念上の問題を中心に」『人文学報。社会福祉学』, 15, pp.87-117。
- 高濱美保子 (2001) 「途上国における死亡の男女格差」阿藤誠・早瀬保子『ジェンダーと人口問題』, 大命堂, pp.43-66。
- 上野千鶴子 (2007) 『おひとりさまの老後』, 法研。
- 和久井君江・田高悦子・真田弘美・金川克子 (2007) 「大都市部独居高齢者の抑うつとその関連要因」『日本地域看護学会誌』, 9 (2), pp.32-36。
- 山田昌弘 (2016) 『家族難民 中流と下流——二極化する日本人の老後』, 朝日新聞出版。
- 山内昌和 (2012) 「単独世帯の動向と今後の見通し」『家計経済研究』, (94), pp.18-30。

(すえもり・けい)

Mental Health of Elderly Adults in Japan: Marital Status, Gender, Household Conditions

Kei SUEMORI*

Abstract

One of the most prominent changes in the type of family structure in Japan is the increase in one-person households. Previous studies indicated elderly people who live alone have low mental health than other groups. This article examines the relationship between household conditions, marital status and mental illness. We used General Social Survey in Japan 2012 (JGSS2012). Bivariate and multivariate analyses suggested that mental health are higher in married persons, more contacts with friends, more contacts with family members for men, but there is no association between family variables and mental health for women. In the analysis for men who living alone, the contact with friends only associated their mental health. We argue that traditional gender role structure in Japan might make women psychologically stressed more than men. It is possible that the relation between marital status and mental health is different among US society and East Asia society including Korea and Japan.

Keywords : Elderly Adults, Living Alone, Marital Status, Gender, Mental Health

* Associate professor, Nihon Fukushi University Faculty of Social Welfare

特集：小さな世帯の増加と社会保障

母子世帯と子どもへの虐待 ——抑うつ分析も含め——

山野 良一*

抄 録

子ども虐待に関する統計調査において、父母がそろっている世帯と比較し、母子世帯などひとり親世帯は虐待の発生率が高いことが指摘されている。しかし、そうした子ども虐待の発生率の高さに関して、母子世帯等における虐待発生につながる世帯状況や要因等がほかの世帯とどのように相違するかは、理論的にも統計的にも日本においては整理がついているとは言い難い状況にある。本稿では、まず虐待の発生につながる世帯状況等の相違を母子世帯と二親世帯の母親についてのクロス分析において明らかにし、さらに虐待発生の主要な発生要因とされ、また虐待と同様ふたつの家族類型において疾患率が異なるとされる抑うつ問題について、「生活と支え合いに関する調査」のデータを用い多変量解析を行っている。結果からは、所得などのSESと母親が家族・親族などから受けるサポート量がふたつの世帯類型における違いを説明する主な要因であることが伺えた。加えて、子どもの虐待の発生要因の理論的な整理とともに、母子世帯と二親世帯で子ども虐待や母親の抑うつ発生率になぜ差が出るのかについての理論的な検討も行っている。

キーワード：子ども虐待、抑うつ、SES、サポート、ロジスティック回帰分析

社会保障研究 2017, vol.2, no.1, pp.45-59.

I 問題の所在

子ども虐待が日本において社会問題化してすでに久しいが、子ども虐待に関する統計調査において、ほかの世帯、特に父母がそろっている世帯と比較し、ひとり親世帯は虐待の発生率が高いことが繰り返し指摘されている。

例えば、5県27児童相談所において1992年1月から1994年末までに扱われ「社会福祉業務報告」に報告された419事例を分析した萩原・岩井（1998）

によると、父のみの世帯は12.1%（実父のみと継父のみの合計）、母のみの世帯は23.7%（実母のみと継母のみの合計）となり、合わせると35.8%に及んでいる（ともに祖父母の同居は不明）〔p.30〕。また、全国規模の調査としても、2008年に実施された全国児童相談所長会による「全国児童相談所における虐待の実態調査」のデータによれば、実父のみの世帯は5.0%（祖父母同居を含めると6.3%）であり、実母のみの世帯は27.0%（同31.3%）と把握されている。あわせて32.0%（祖父母同居を含めると、37.6%）となる〔丸山

* 名寄市立大学保健福祉学部 教授

(2009, p.142)。一方、一般人口では子どものいる世帯(約1,215万)のうち、ひとり親と未婚の子のみ世帯(核家族世帯)は、約82万(7.4%)でしかなく(平成20年国民生活基礎調査)、祖父母同居を含めても約146万世帯(平成23年全国母子世帯等実態調査。異なる調査、年度なので注意が必要であるが)、約11.2%でしかない。子ども虐待の問題を抱える世帯におけるひとり親世帯の多さが目立つ。

しかし、そうした子ども虐待の発生率の高さに関連して、ひとり親世帯における虐待発生につながる世帯状況や要因等がほかの世帯とどのように相違するかは、理論的にも統計的にも日本においては整理がついているとは言い難い状況にある。虐待の発生要因としては、いくつかのものがこれまで海外や日本の研究で検討されているが、そうした複数の中のどの要因によって、ひとり親世帯とほかの世帯における子ども虐待の発生率の違いが説明されるのかを実証的に分析する必要がある。これまで虐待問題における家族支援については、「標準的」とされる父母がそろった核家族を前提として支援方法が検討されることが多かったと思われるが、虐待ケースにおいて多くの割合を占めるひとり親世帯を援助する上でそうした違いを把握しておくことは実務的見地からも意義があると考えられる。また、子どもの権利の観点から虐待を予防することが社会の重要なアジェンダとなっている以上、ひとり親家庭においてなぜ虐待が発生しやすくなっているのかを科学的に検討することは、子どもをめぐる社会政策を推し進めていく上でも必要な研究のひとつとなるだろう。さらに言えば、ひとり親世帯における子どものアウトカムや生活状況のあり方は、海外では時に政治的にも科学的にも論争的な様相を帯びることがある〔例えば、McLanahan & Sandefur (1994), pp.7-11〕。子ども虐待がひとり親世帯で多いという点もそうした論争に巻き込まれる可能性を考えれば科学的な分析をしておく必要性はあるだろう。

本稿では、この点を虐待の発生につながる世帯状況等の相違の分析(分析1)だけでなく、虐待発生の主要な発生要因とされ、また虐待と同様ふた

つの家族類型において発生率が異なる、抑うつこの点からも分析を行う(分析2)。全体的な流れとしては以下ようになる。①まず既に発表されている山野(2013)において分析された「全国児童相談所における虐待の実態調査」の結果を基に分析1について検討する。その中では、山野(2013)の限界も指摘し分析2の必要性を論じる。②その上で、通常の論文とは順番はやや前後するが、①の結果も受け、虐待の発生要因の理論的整理を行いながら、なぜひとり親世帯で発生しやすくなるかを考察する。さらには分析2で行う抑うつについて、虐待との関連性、世帯類型によって発生率がなぜ異なるのかを米国の議論などを抑えながら理論的に若干検討する。③厚生労働省「生活と支え合いに関する調査」のデータを基に抑うつについての分析(分析2)を行う。④分析2および全体の研究を考察しまとめとする。

II 倫理的配慮

分析1については、使用した「全国児童相談所における虐待の実態調査」の活用にあたっては、全国児童相談所長会事務局に申請し承認を得た上で実施している。分析2については、使用した「生活と支え合いに関する調査」の個票データは、平成28年度科学研究費助成事業(基盤研究A)「子どもの貧困に関する総合的研究：貧困の世代的再生産の過程・構造の分析を通して」(研究代表者・松本伊智朗)のもとで、統計法第33条に基づき提供(承諾通知文書番号 厚生労働省発科0926第1号)を受けたものである。分析1, 2ともに個人や地域が推察されないように十分配慮して行った。

III 虐待が発生しているひとり親世帯(母子世帯)と二親世帯の世帯状況等の違い(分析1)

1 データおよび分析方法

山野(2013)は、2008年に行われた「全国児童相談所における虐待の実態調査」(以下「全児相調査」)の個票データを基に分析を行っている。「全児相調査」の目的は、「児童相談所において関わ

た児童虐待の実態を明らかにする」ことであるが、その中の「被虐待児童調査」は2008年4月から6月末までの間に全国の児童相談所で新規に受理された、虐待またはその疑いのあった全ケースについて、2008年9月1日現在で各児童相談所において質問票に基づいて記入されたものであり、回収率は99%とされている〔丸山（2009）、p.1〕。山野（2013）では、上記調査の個票データ（9,895ケース）のうち、虐待に該当したケースに絞り（8,108ケース）、さらにきょうだいケースを一世代としてまとめた6,764ケースが分析対象となっている。

山野（2013）の分析では、全児相調査において虐待があると児童相談所において判断された、ひとり親世帯と二親世帯（実父母世帯およびステップファミリー世帯）の世帯特徴や虐待につながる要因等の比較をクロス分析した。その場合、祖父母等親族などが同居しない、親と子どものみで構成されている世帯での比較を行った。ひとり親世帯と二親世帯において、養育者の数が異なる点が虐待とどのように関連しているかを、クロス分析の次元でも比較的簡単に把握するためには、祖父母等が同居していないケースの比較にしばらく分析の方が適切であると判断したためである。また、ジェンダーの違いに注目するために、母親が主な虐待者であるふたり親世帯と母が主な虐待者である母子世帯での比較、父親が主な虐待者であるふたり親世帯と父が主な虐待者である父子世帯の比較を行った。なお、本稿では紙幅の関係で父親間の分析結果は省略している。また、分析に利用したデータや質問票の項目について詳細な説明は山野（2013）を参照していただきたい〔pp.119-121〕。

2 分析1の結果

以下、母親についての分析結果であるが、一部省略し統計的に有意さを示した要因を中心にここでは示している。しかし、経済的な指標、就労に関する指標、虐待者の心身の状況、被虐待歴、育児疲れ、孤立については、ひとり親世帯の虐待を考える上で重要な要因であると考え有意でなくても数値を示した。なお、無回答・不明なケース数

は省略している。

表1が母子世帯と二親世帯（母親が虐待者）における母親についての分析結果である。データ数が多いため、効果量についても有意確率が0.05未満の場合は記載している。まず、虐待の種別についてはネグレクトの割合が母子世帯で高く、ふたり親世帯では身体的虐待、心理的虐待の割合が高かった。なお、性的虐待は母子世帯で少なく秘匿のため省いて計算している。

家庭の状況のうち、経済的困難、不安定な就労の割合は有意に母子世帯の方が高かった。特に、世帯の経済状況について詳しく見ると、生活保護世帯（約50%）や非課税世帯の割合（約28%）が母子世帯では高く、二親世帯では8割以上が課税世帯であった。その関連性を示す程度（効果量）は0.62と大きい。ただし、無回答・不明なケースも多い。虐待者（母親）の就労状況については、二親世帯で家事専念の割合が高く、母子世帯で正規、非正規、無職が高かった。効果量も大きかった。ほかの家庭の状況では、育児疲れの割合が二親世帯で有意に高く効果量も小さいながら見られた。孤立に関しては、有意な差は見られなかった。ほかの家族間の葛藤については有意差が見られ、二親世帯でその割合が高かったが効果量はほとんどなかった。

家庭の状況の項目の虐待者の心身の状況は有意な差が見られなかったが、より細かく尋ねている虐待者の心身状況（詳細）においては、精神病（疑）、知的障害（疑）、アルコール依存症（疑）、薬物依存症（疑）の項目が母子世帯において有意に割合が高かった。ただし前者3つは効果量がほとんどなかった。薬物依存は効果量が小さいながら認められたが度数そのものが少ない。

虐待者の生育歴については、ひとり親家庭の経験、継親子関係、施設体験において有意に母子世帯の母親において割合が高かった。しかし、継親関係、施設体験の効果量はほとんどなかった。被虐待体験については差が見られなかったが、約4分の1で該当する。ただし、虐待者の生育歴は、ほかの項目（家庭の状況、虐待者の心身状況（詳細）、虐待児の状況）に比べ、不明・無回答のケー

表1 二親世帯（母親が虐待者）と母子世帯の世帯状況や虐待につながる要因

	二親世帯 (母虐待)		母子世帯		p 値	効果量
	n	%	n	%		
虐待の種別 (注2)					<0.001	0.24
身体的	510	41.6*	367	27.7		
ネグレクト	423	34.5	776	58.5*		
心理的	294	24.0*	183	13.8		
家庭の状況 (注3)						
経済的困難	326	28.5	700	53.5*	<0.001	0.25
不安定な就労	145	12.7	313	23.9*	<0.001	0.14
虐待者の心身状況	502	43.9	561	42.9	0.596	
孤立	224	19.6	244	18.6	0.547	
ほかの家族間葛藤	102	8.9*	84	6.4	0.019	-0.05
育児疲れ	331	29.0*	251	19.2	<0.001	-0.12
世帯の経済状況					<0.001	0.62
生活保護	49	6.1	465	50.3*		
非課税	88	10.9	258	27.9*		
課税	667	83.0*	202	21.8		
虐待者の就労状況					<0.001	0.47
正規	127	10.7	238	18.8*		
非正規	268	22.7	415	32.8*		
無職	211	17.8	494	39.1*		
家事専念	536	45.3*	67	5.3		
その他	41	3.5	51	4.0		
虐待者の心身状況 (詳細) (注3)						
精神病 (疑)	255	24.6	327	28.5*	0.037	0.05
知的障害 (疑)	71	6.8	108	9.4*	0.028	0.05
アルコール依存症 (疑)	30	2.9	62	5.4*	0.003	0.06
薬物依存症 (疑)	4	0.4	39	3.4*	<0.001	0.11
虐待者の生育歴 (注3)						
ひとり親家庭	81	14.4	256	34.9*	<0.001	0.23
継親子関係	19	3.4	49	6.7*	0.008	0.07
施設体験	28	5.0	70	9.5*	0.002	0.09
被虐待体験	143	25.4	190	25.9	0.846	
被虐待児の状況 (注3)						
未熟児・低体重児	40	3.3*	21	1.6	0.006	-0.06
双胎児・多胎児	27	2.2*	9	0.7	0.001	-0.07
分離体験	28	2.3	69	5.3*	<0.001	0.08
身体発達障害	42	3.5*	28	2.2	0.046	-0.04
病弱	27	2.2*	9	0.7	0.001	-0.07
問題行動あり	159	13.2	208	16.0*	0.040	0.04

*調整済み残差が2を越えており、有意に頻度が多いと判断できるもの。

(注1) 全体で二親世帯（母虐待）は、1,262ケース、母子世帯は1,360ケースでの分析。不明、無回答は除いている。

(注2) 虐待の種別については、性虐待は除いている。

(注3) 家庭の状況、虐待者の心身状況（詳細）、虐待者の生育歴、被虐待児の状況は、それぞれの項目が該当する（ある）ケース数および割合のみを提示している。該当しない（ない）ケースは省略している。家庭の状況はどの項目も合計で、ふたり親は1,143ケース、ひとり親は1,309ケースである。同様に、虐待者の心身状況（詳細）は、ふたり親は1,038、ひとり親は1,147。虐待者の生育史は、ふたり親は562、ひとり親は733。被虐待児の状況は、ふたり親は1,209、ひとり親は1,296。

出所：山野（2013）。

スが多く、結果についても慎重に扱うべきである。

被虐待児の状況は、未熟児・低体重児、双胎児・多胎児、身体発達障害、病弱の項目において二親世帯で割合が高かった。分離体験や問題行動ありは、母子世帯で割合が高かった。しかし、すべて効果量は0.1未満であった。

3 分析1のまとめと限界

分析1では、虐待につながる家族状況等を、二親世帯（母が虐待者）と母子世帯で比較したものである。まず、特に虐待問題を抱える母子世帯の経済的状況の深刻さが目立つ結果となった。特に、生活保護世帯が半数を超えており、これは一般人口において母子世帯で生活保護を受給しているのは約9万世帯（平成20年被保護者調査）、母子世帯全体の約1割という数値と比較すると顕著な違いであるといえるだろう。非課税世帯も約3割近くあり、生活保護世帯と非課税世帯を合わせた約8割が低所得世帯と判断でき非常に高い割合といえるだろう。一方、母親が虐待者である二親世帯では、課税世帯が8割を超えている。同様に就労状況にも、特に母子世帯と二親世帯（母虐待者）で違いが見られたが、これは日本の二親世帯において母親は家事育児に専念し就労することが少なく、一方で母子世帯では母親は働いている場合が多いという性別役割の点から生じる部分が大きいのと考えられる。しかし、虐待問題を抱えるシングルマザーたちが、二親世帯の母親と比べても非正規就労が有意に多いという事実は、彼女たちの不安定な就労状況を浮かび上らせている。また、無職である割合も有意に高い。無職であることが虐待にどのようにつながっているかは、これまで日本ではあまり議論されてこなかったと思われるが、無職であることは職場という人間関係のつながりからも排除されることを意味しており、特に母子世帯を含むひとり親世帯では私たちが考慮すべき点なのかもしれない。親族、近隣、友人から孤立している割合は、母子世帯では比較して高いとは言えなかったが、本稿では省略した父子世帯では程度は小さいながら孤立の割合が二親世帯

（父虐待）と比較し高かった（約23%の父子世帯、二親世帯の場合は12%程度）。

虐待者の心身の状況を分析したところでは、二親世帯と母子世帯で大きな違いが見られたわけではなかったが、母子世帯の母親に精神疾患（知的障がいを含む）がやや多かった点は、母子世帯を支援する上では配慮が必要な点である。

また、母子世帯の母親たちの生育歴の分析では、不明・無回答の場合が多く参考値として扱うべきながら、子ども期のひとり親家庭や継親子関係、施設入所経験がやや多いことが判明した。母子世帯などひとり親支援を考える時、私たちは現在の家族構造などに注目しがちだが、実は彼らの生育史、特に原家族とどういった関係であったかを検討することがケース理解につながるのではないかと推察される。また、虐待ケースを理解する上では被虐待歴の有無は非常に重要なポイントとされるが、原家族の不安定さが、どのように現在の虐待につながっているかを考察するべきなのかもしれない。

子どもの状況では、二親世帯（母親が虐待者）の場合に子どもの障がい等がやや多く、母子世帯では分離体験や問題行動が多かった。特に問題行動が母子世帯で有意に多いことは重要な視点である。

分析1は限界も多い。ここでは、次の分析につながる点を主に上げるが、限界のひとつは分析1が2要因のクロス分析に留まっていることであろう。世帯状況の違いなどいくつかの要因の関連性が見られるとしても、母子世帯と二親世帯間の発生率の違いはそれらの要因で説明が十分に可能なのだろうか。また、擬似相関が隠されている可能性もあるだろう。例えば、経済状況との関連性は高いかもしれないが、それは学歴など虐待者の文化的な資本によって規定されているものかもしれない。さらに、Ⅲで触れるように子ども虐待の問題は単独の要因で生起するものではなく、いくつかの要因がからみあっていると理論的には考えられており、そうした観点からも2要因間のクロス分析には限界がある。

分析1が、クロス分析に留まっている理由のひ

とつとして、活用したデータが児童相談所で虐待と判断されたケースのみの分析となっていることもあるだろう。なぜ母親世帯で虐待が多いかを分析するためには、一般人口などにおいて虐待通報などに至るケースとそうでないケースを比較する必要があるだろう。残念ながら日本においてはこうした分析はまだ存在しない¹⁾。

分析2では、こうした限界を補うひとつの方法として、次の理論的考察においても触れる虐待の主要なリスク要因として取り上げられる抑うつを取り上げる。「生活と支え合いに関する調査」では、K6指標を用いて対象者の抑うつ状況を測定している。K6指標は、実際のうつ病や不安障害の患者を含む一般人口での妥当性を検証しほかの指標との間の信頼性も高いとされる〔川上他 (2004), 川上・高野 (2015)〕。いくつかの研究で用いられ、さらに実際のスクリーニングにも活用されている。子ども虐待を引き起こす要因としての抑うつが、母子世帯と二親世帯でどのように異なるか、ほかの要因とどのように関連しているかを分析することで分析1を補足する。

Ⅳ 理論的背景

1 子ども虐待の原因についての理論的背景

U.S. Department of Health and Human Services (US DHHS: アメリカ保健福祉省) が発行している、子ども虐待ケースに携わるソーシャルワーカーのための手引きでは子ども虐待の要因を整理している〔US DHHS 2003 p.27-34〕。この手引きがまず述べるのは、子ども虐待はひとつの要因から起きるものではないということだ。虐待が起きたすべての家庭に通じるような単独の原因は考えられない。もちろん、いくつかの要因はしばしば虐待が起きた家族に見られ虐待を起こすリスク要因とされるが、そうした要因の出現が必然的に虐

待に結びつくわけではない。

こうした前提を基に、US DHHS (2003) は要因を4つに整理している。親の要因、家族の要因、子どもの要因、環境的な要因の4つである。まず、虐待を起こしてしまう親たちの個人的な問題である。低い自己肯定感など性格的な問題と抑うつやアルコール依存など精神的な問題が上げられる(一方で、深刻な精神疾患はあまり多くないともされる)。いわゆる世代間連鎖の問題も指摘される点である。虐待問題を考えるとき、少なくとも虐待者がどういう家庭で育ってきたかは考慮に入れなければならないだろう。また、親の年齢も関連性が指摘されることはあるが研究では一致しない点だとされる。さらに、家族の要因としては本研究で中心的に取り上げるひとり親など家族構成の問題がある。DV、失業、貧困なども家族の要因として指摘されている。次に子どもの要因である。ひとつは、子どもの年齢である。年齢の若い子どもが被害者になってしまう割合が高いとされる(虐待の種別によって異なるが)。また、さまざまな障がいがあることが虐待のリスクを高める。最後に、環境の要因である。貧困、失業、孤立や地域の問題などが上げられる。貧困については、まず指摘しなければならないのは多くの貧困な家庭では虐待は起きていないという事実である。しかし、貧困が抑うつや社会的な孤立、依存の問題と結びつくとき虐待の可能性を高めてしまう。また、いくつかの研究は虐待をしてしまう親はそうでない親と比べ孤立を経験していることを示しており、サポートが少ないため虐待に至りやすい環境にあると言えるだろう。

上記のような要因の大半は、分析1で用いた「全児相調査」でも調査項目となっていた点である。一方、Chaffin et al. (1996) はこうした要因への注目はやや時代の変遷があるとする。虐待問題が社会化されはじめた初期の頃は、親の精神的な問題

¹⁾ 米国では、ひとり親世帯に限定したものではないが、一般人口のデータと児童保護機関への通告に至るケースを突合せ分析をしている研究がいくつか存在する〔例えば、Ben-David et al. (2015), Yang (2015)〕。また、日本でも自記式の虐待行為に関する指標を用いた調査はあるが、自記式の指標によるスクリーニングの精度は不明である。また、米国では自記式の指標によって虐待行為と判断されるケースと児童保護機関の通告に至るケースとの違いを指摘する研究が存在する〔例えば、Coulton et al. (2007)〕。

が注目されたが、後に家族や環境要因など社会的な要因が注目されるようになり、さらに親の問題も含めたこれら複数の要因相互の近接性や要因が互いに仲介しあうような複雑な絡み合いの問題として子ども虐待は考えられるようになってきたとする〔Chaffin et al. (1996), pp.191-192〕。ここには、生態学的理論の発展が大きく寄与しているだろう。虐待問題への生態学のアプローチは、虐待に至る親個人の問題や親と子どもの直接的な関係だけでなく、親や子ども個人と環境間の相互影響を重視する。親子間のマイクロシステム、家族が組み込まれている社会システムに作用するエクソシステムなど多層的なシステムで虐待問題を検討しようとする〔Belsky 1980〕。一方、Chaffin et al. (1996) は生態学的理論におけるマイクロシステムで最終的に残る（よってリスクアセスメントなど実務で重要になる）のは、貧困や孤立などの社会的要因と抑うつなどの精神医学的要因だろうとする〔p.192〕。そして、後者の虐待問題を抱える親のメンタルヘルスの研究群はふたつの主要な疾患の多さを指摘するとしている。抑うつと物質依存である。こうした指摘はほかの研究でも見られる〔US DHHS (2005), pp.399-402, Kohl et al. (2011)〕。物質依存の多さは米国の文化的な問題と考えられるが、抑うつに関しては日本でもその関連性を示す研究が存在し〔武内他 (2003), 佐藤他 (2013) など〕、虐待を引き起こす要因として主要なものと考えられるだろう。抑うつは、親たちが子どもに十分なケアをする能力を阻害する。子どもの状態に敏感に反応することを妨げネグレクト的な養育に導く。さらには、攻撃的な養育傾向になってしまうこともある。いくつかの研究によって、抑うつ状況にある親は怒鳴ったり子どもを叩いたりする傾向が高いことが示されている〔Kohl et al. (2011), pp.215-216〕。

2 ひとり親世帯の虐待・抑うつに関する理論的背景

子ども虐待とひとり親世帯の関連性を考察したものとしてGells (1989) がある。そこでは、ひとり親世帯で子ども虐待の発生率が高いことに関し

て、ふたつの仮説が立てられている。ひとつは、「parent-absent」仮説であり、ひとり親世帯では1人のみで養育しているため虐待のリスクが高まるというものである。パートナーがいないことによって子どもを養育する上で、時間に追われストレスを負いやすいとする。もうひとつは、「economic deprivation」仮説と呼ぶもので、ひとり親の大変さはふたり親世帯に比べ経済的な資源不足を背負っているからとする。

経済的に困窮した生活は、いくつかの経路を経て子ども虐待に影響を及ぼす〔山野 (2010), pp.212-228〕。特に、抑うつにもつながる経済的制約がもたらす心理的ストレスの問題が一般的には指摘されるだろう。一方で、豊かな人も失業や所得の減少を経験するとストレスを感じる。ところが、同じようなネガティブな経験であっても、低所得な人はより強くストレスを感じてしまう可能性がある。例えば、分析2で使用するK6指標を提案したケスラーも研究者の一人であるKessler et al. (1987) は、失業者たちの抑うつなどメンタルヘルスの研究において、同じように失業の経験をしていても経済的制約の少ない人に比べ多い人は、抑うつ問題などをより多く（約2倍）抱えてしまうとする〔pp.952-958〕。換言すれば、失業と抑うつなどメンタルヘルスの問題を仲介するのは貧困問題だということになる。

ひとり親世帯（主に母子世帯）の親たちの抑うつ割合の高さは、実証的にも指摘されることもあって米国では研究が数多く見られるが、理論的には子ども虐待問題と共通するよう見える。Hope et al. (1999) の整理によれば、貧困の問題、雇用状況（失業）、サポートの少なさ、ケアを一人で行うことからの責任から来るストレスの4つがそうした高さをもたらしているとする〔pp.1637-1639〕（なお、最後の点は、子どもの人数、年齢によって異なるとする）。一方、これらの要因は相互に背反しているのではなく関連性を持つことも指摘されており、特に2つの前者間と2つの後者間の関連性は高いとされる。

3 理論的背景のまとめ

分析1の結果と理論的考察から言える点として、ひとり親世帯と二親世帯の虐待発生率の違いを説明する可能性がある要因（それらは、虐待発生の主要な要因でもあるが）としては、ひとり親世帯が抱える社会経済状況（Socioeconomic status以下、SES）に関するもの（低所得などの貧困、失業問題など）と、ひとり親の孤立問題（サポートの少なさ、ケア責任の重さ）、さらに抑うつなどの精神的な不安定さなどをあげることができる。そして、分析2で目的変数として分析を行う、抑うつは虐待ケースでも母子世帯でも親たちが高い割合で抱える可能性がある問題であり、虐待発生率の世帯構成による相違を解明するには重要なテーマだと言える。抑うつ（特に、世帯構成による相違）を分析するにあたっては、虐待同様、SESと孤立（サポートの少なさ）の2要因が重要になるが、世帯構成の違い、抑うつ、SES、孤立はそれぞれに複雑に入り組んでいる問題群であり、それらを解きほぐすためには多変量解析を要する。換言すれば、母子世帯など世帯構成の相違、SES、孤立の問題などは独立して抑うつに関連するのかそれぞれが相互に仲介して関連しているかは不明であり、それぞれの要因をコントロールすることによって、はじめてそれらの関連性を明確にできる。そうした分析によって、支援や対策のあり方が検討される可能性もあるだろう。

V 母親の抑うつと家族構造

1 データおよび分析方法について

分析2において利用する「生活と支え合いに関する調査」は、5年おきに国立社会保障・人口問題研究所によって実施されているものであり、調査対象は国民生活基礎調査で設定された調査地区内より無作為に抽出した300調査地区内のすべての世帯の世帯主および20歳以上の世帯員であり、調査票への記入は世帯主と世帯員の自計方式である〔厚生労働省HP〕。また、調査票は、世帯票と個人票（20歳以上の家族全員が記入する）からなる。今回分析対象とした調査は、2012年7月実施のも

ので「結果の概要」が公表されており、それによると世帯票の有効回収率は68.3%、個人票の有効回収率は80.6%となっている〔国立社会保障・人口問題研究所（2013）、p.1〕。

分析2では、このうち世帯票と個人票を突合せ両方のデータがそろっているものから、20歳未満の子どもを育てている二親世帯、母子世帯の母親を抽出し分析対象とした。子どもの年齢を20歳未満としたのは、先述した「結果の概要」において子どもの定義を定めておりにそそえたためである。また、今回母子世帯のみを対象とし父子世帯を分析対象としなかったのはデータ数が少ないためであり、父子世帯は36ケースしか存在しなかった。また父母ともに同居していないデータも欠損扱いしている。

分析2では分析1と異なり、子どもの祖父母、おじおばなども同居している世帯も含み分析している。一方で、母子世帯の孤立の問題に焦点をあてるために（またGells（1989）の「parent-absent」仮説を基に）、家族・親族からのサポート量についても考慮に入れた分析を行っている。

分析2では、二親世帯と母子世帯の母親の抑うつ状況、さらにSES、母親が受けているサポート（以下、「受領サポート」）がどの程度異なっているかを分析し、さらにロジスティック回帰分析を用い、世帯構成による違いと抑うつの関連性に、SESおよび受領サポート状況を調整した上でも有意な差があるのかを分析する。ロジスティック分析で重要な要因とした抑うつ、等価所得、受領サポートの不明・無回答なケースは落としたため、計2,164ケースを対象とした。なお、分析2の予備的な研究として、山野（2017）がある。以下で利用する変数等の詳細や変数間のクロス集計なども発表しており参考にさせていただきたい。本稿では、次項の分析結果の中で主要な変数の尺度などについても若干触れている。

2 分析2の結果

(1) 母親たちの抑うつ状況

先述したように、「生活と支え合いに関する調査」ではK6という指標を用いて回答者の抑うつが

測定されている。K6は、4件法の6つの質問の点数の合計点を算出する（ひとつの質問ごとに0点から4点。合計は0点から24点になる。高くなるほど抑うつ状態が強いことを示す）。また、K6にはいくつかのカットオフポイント（その点以上であれば、抑うつ状態であると判断される点）が提案されているが、その中で川上・高野（2015）において「気分・不安障害相当」のカットオフポイントとして提示されている9点以上を本研究では用いる。国民生活基礎調査のデータを基にした先行研究（Kachi et al. 2016）でも同様のカットオフポイントを用いている。

表2からは、世帯構成ごとの抑うつ状況が分かる（この後記述するSES、受領サポートに関する統計量も記載されている）。母子世帯の方がK6が9点以上である割合が高く、二親世帯に比べ、約1.8倍違うことが分かる。なお、粗オッズ比は2.07である。

(2) 母親たちの社会経済状況 (SES)

(現在の)就業状況、学歴、15歳時の生活状況についての状況も表2から分かる。就業状況は、二親世帯と母子世帯で異なっているが、これは分析1でも述べたように、ジェンダー的な格差からくるものであろう。（なお、「生活と支え合いに関する調査」では正規労働か非正規労働かなど現在の就業の種類を尋ねる質問項目は見当たらなかった）。また、学歴も世帯構成で異なる。例えば、母子世帯では「小中学校」、「高校」、「その他」（専門学校等が考えられるだろう）の割合が高く、「短大、高専、大学、大学院」は二親世帯の方が高い。15歳時の生活状況も「ゆとりがある」、「普通」で二親世帯が高く、「苦しい」で母子世帯の方がやや高い。なお、これらの変数は無回答ケースを加えて分析している。しかし、無回答のサンプル数が少ないため無回答ケースをほかの項目と括っている場合がある。分析結果には影響はほとんどない。可処分所得（100万円単位）に注目すると、二親世帯の方が高い。また、標準偏差に注目すると、母子世帯は所得も低いしがばらつきも少ないことが見える。

表2 世帯構成別の抑うつ、社会経済状況、受領サポート

	二親世帯 n=1,929	母子世帯 n=235
抑うつ割合 (%)	14.5	26.0
就業状況 (%)		
就業	59.2	80.0
無職 (求職)	10.8	10.6
無職 (非求職・不明)・無回答	30.0	9.4
学歴 (%)		
小・中学校	1.3	6.4
高校	35.1	42.6
短大・高専・大学・大学院	43.7	26.8
その他	14.8	18.3
無回答	5.0	6.0
15歳時の生活状況 (%)		
苦しい	16.5	17.6
普通	53.2	49.8
ゆとりがある	18.5	14.9
無回答	11.9	14.9
等価所得 (百万円) (平均・標準偏差)	3.19 (1.923)	1.77 (1.626)
受領サポート (平均・標準偏差)		
家族・親族	8.5 (1.99)	6.9 (2.85)
友人・知人	4.2 (2.56)	4.1 (2.70)
近所の人	1.0 (1.69)	0.7 (1.24)

出所：筆者作成。

(3) 母親たちの受領サポート

「生活と支え合いに関する調査」では、回答者に10種類の事柄（サポート種類）ごとに、頼れる人の有無を複数回答で尋ねている。頼れる人（サポート提供者）のカテゴリーは、家族・親族、友人・知人、近所の人、職場の人など8つになっているが、このうち家族・親族、友人・知人、近所の人3つのサポート提供者について、それぞれサポート種類についてサポート提供者がいる場合には1点、いない場合には0点とし合計点を3つのサポート提供者ごとに算出し受領サポート量とした。換言すれば、例えば家族・親族に何種類ぐらゐのサポートを受けることができるかについて数量化したといえる²⁾。表2には、世帯類型ごとに比較したものを示している。まず、家族・親族からの受領サポートについては、母子世帯の方が平均では少ない。Gells (1989) が言う「parent-absent」仮説に通じるものであり、パートナーがいないことで育児等を一人で負いやすくなっていることが

見て取れる。一方で、標準偏差に注目すると、母子世帯は二親世帯にくらべばらつきがあることが分かる。また、友人・知人については差が見られない。さらに、近所の人については、差が見られるが、二親世帯も母子世帯もどちらも全体的に少なく、子育て世帯が全般的に近所から援助を得ることはできていないことの方が気になる点であろう。

(4) 抑うつを目的変数としたロジスティック分析

分析2の最後は、母親の抑うつ状況を目的変数としてロジスティック分析を行うが、分析に用いる説明変数は、世帯構成変数（二親世帯または母子世帯）、SESに関する4つの変数、受領サポートに関する3つの変数である。合わせて基本属性として、同居末子の年齢、同居する20歳未満の子ども数、同居する子どものうち男児の割合を投入した。ともに、子どもを養育するにあたっては影響が及ぶ要因と考えられる。なお、長子の年齢、母親の年齢でなく、かつ末子の年齢のみを用いたのは、多重共線性を考慮したのとほかの変数の選択の場合と比べモデルの当て嵌まり具合が良かったためである。

まず、モデル1では世帯構成変数と基本属性の変数のみで分析する。次に、モデル2では等価所得変数以外の3つのSESの変数を投入する。モデル3で所得変数のみを投入する。モデル2で、先に所得変数以外の3つのSES変数を先に加えておくことで所得がほかのSES変数による擬似的な関係なのかを伺うことができる。モデル4では、4つのSES変数をすべて抜いて3つの受領サポート変数を加える。最後にすべての変数を投入しモデル5とした。変数の出し入れによって、つまりモデルごとで、世帯構成変数などが示す、B値（非標準回帰係数）、オッズ比および統計的な有意さの変動を見ることによって、世帯構成と抑うつの割合の

関連性にどのような違いが生じるかを確認したい。また、合わせてモデル5で、母子世帯、二親世帯を含む母親全体の抑うつ状況に対する各変数の調整済みの関連性を確認する。

モデル1では、世帯構成変数（二親世帯基準）を見ると、母子世帯において0.1%水準未満で正の効果を示しており、基本属性をコントロールしても母子世帯の母は二親世帯に対して抑うつ状況の割合が高いことが分かる。オッズ比でも1.9倍の高さになっている。また、末子年齢と男児の割合の変数が5%水準で正の効果を示す。末子の年齢や子どもの中で男児の割合が高いほど、抑うつの割合が高い。

モデル2では、就業状況、学歴、15歳時の生活状況の3つのSES変数を投入した。就業状況（就業中が基準）のうち無職（求職）の場合、15歳時の生活状況変数（普通が基準）のうち、苦しい、ゆとりがある場合、1%水準で有意に正の効果が認められた。また、学歴変数には効果が認められない。世帯構成変数を確認すると、モデル1と比較して、B値（0.65→0.60）、オッズ比（1.92→1.83）とも大きな変化はなく、またモデル1と同様0.1%水準で統計的に違いがあり、これらのSES変数のみでは世帯構成による違いを十分には説明できないといえる。

モデル3では、等価所得変数の投入によって、母子世帯の効果はモデル2に比べオッズ比で1.83から1.52、B値で0.60から0.42に減っている。また、世帯構成変数は依然として有意なままではあるが、所得変数の投入によって5%水準での有意確率となり、ほかのSESをコントロールしても所得は母親全体の抑うつと独自の関連性があると言えるだろう。なお、SES全体では、オッズ比はモデル1から1.92→1.52、B値は0.65→0.42と減少している。さらに末子年齢と男児の割合はやはり5%水準で有意なままである。

モデル4ではSES変数をすべて抜き3つの受領サ

²⁾ 本質問（尺度）については、採点方法等が発表されていないが、例えば堀・松井（2001）によれば、野口裕二が提案した「高齢者用ソーシャル・サポート尺度」では本質問と似たような質問と方法を用い、本分析と同様サポート提供者がいる場合には1点、いない場合には0点とし合計点を算出しサポートが得られる程度としている〔pp.57-62〕。

ポート変数を投入した。受領サポート（家族・親族）変数の負の効果が認められた。家族・親族からのサポート量が多いほど母親の抑うつの割合が減ることが認められた。ほかのふたつの受領サポート変数は関連を示さなかった。3つの受領サポート変数を投入すると、モデル1との比較で母子世帯のオッズ比は1.92→1.42、B値は0.65→0.35、と下がり、5%水準での有意確率となっている。SES変数より大きく減少しており世帯構成による違いを説明する力は大きいことが推察できる。一方、受領サポートをコントロールしても母子世帯と二親世帯の違いは依然として有意なままであり、受領サポートのみでは母子世帯の抑うつ状況の高さは説明できないといえる。

最後に、すべての変数を投入してモデル5とした。世帯構成変数については統計的に有意ではなくなる。ほかの変数によって関連性が吸収されたことを示す。家族・親族からの受領サポートは1%未満水準で、等価所得、就業状況のうち無職（求職）、15歳時の生活状況のゆとりがある場合は1%水準で、男児の割合、15歳時の生活状況で苦しい場合、友人・知人からの受領サポートが、5%水準で母親全体の抑うつの割合に有意に関連していた。ただし、モデル全体の寄与率は11%であり（重回帰分析における調整済みR²値に比べ低く出るとされるが）、母親全体の抑うつ状況に関連するほかの要因が考えられる。また、どのモデルもモデル係数（ χ^2 値）は統計的に有意であり、HosmerとLemeshowの検定は有意確率0.05以上であった。多重共線性も確認したが問題なかった。

Ⅵ 分析2についての考察と全体のまとめ

1 分析2の考察

分析2からは、虐待の主な発生因とも考えられ、母子世帯において発生率の高さが見られる抑うつ状況について分析した。まず、クロス集計の結果からは、抑うつ状況にあると判断される割合は母子世帯ではかなり高かった。これは、米国の研究の結果とも一致する。約4分の1の母子世帯の母親（26%）が該当することは厳しい現実を示してい

るといえるだろう。

SESに関しては、世帯構成によって最も顕著な違いが見えたのは（等価）所得であろう。100万円以上の差が見られる。さらに、標準偏差も低くちらばりも少ないことが分かった。平均値が低いだけでなく、経済的に余裕のある母子世帯がかなり少ないことも推察される結果であった。母親の学歴、15歳時の生活状況にも違いが見えた。このように、母子世帯は原家族においても二親世帯に比べSESの点でハンディを背負い、これまで生活していたことが推察できる。一般的には、離婚するから母子世帯は経済的に大変になると指摘されることも多いと思われるが、こうしたデータからは、母子世帯の困難とはけっして離婚のみが導いたとは言えない部分も存在することが指摘できる。二世帯にわたって貧困状況が受け継がれている可能性を示す結果でもある。就業状況は、失業中（無職（求職））である割合は、二親世帯と母子世帯では同じ程度であった。

母親たちの孤立問題については、家族・親族からの受領サポートの少なさが顕著に母子世帯では見られた。これは、家族構造からくる部分が大きいと考えられるが（この分析では、親族と家族を分離していないため、同居でない親族からのサポートがどのように相違するかは不明である）、一方で母子世帯では散らばりがあることが分かった。つまり、母子世帯の中には二親世帯と同じ程度、親族などからサポートを受けている場合もあり、逆にかなり少ない程度のサポートしか受けていない場合もありえるということである。友人・知人については差が見られなかったが、山野（2017）では二親世帯と母子世帯では友人・知人からの受領サポートと抑うつの関連性に違いがある（母子世帯の方が関連性が高い）ことが分かっており、母子世帯を支援する上で、親族や友人からの孤立の問題は看過できない要素である。

ロジスティック分析では、母子世帯の抑うつの高さは、孤立（サポートの少なさ）の問題とSESのふたつの要因によって説明されることが分かった（どちらかのみでは十分には説明できなかった）。母子世帯が抱える2つの要因が絡んで抑うつ

表3 母親の抑うつ状況についてのロジスティック分析 (社会経済状況・受領サポート)

	モデル1			モデル2			モデル3			モデル4			モデル5		
	B 値	(標準誤差)	オッズ比	B 値	(標準誤差)	オッズ比	B 値	(標準誤差)	オッズ比	B 値	(標準誤差)	オッズ比	B 値	(標準誤差)	オッズ比
家族構成 (基準：二親世帯)															
母子世帯	0.65	(0.17)	1.92***	0.60	(0.17)	1.83***	0.42	(0.18)	1.52*	0.35	(0.18)	1.42*	0.18	(0.19)	1.20
末子年齢	0.03	(0.01)	1.03*	0.02	(0.01)	1.02	0.02	(0.01)	1.02*	0.02	(0.01)	1.02	0.01	(0.01)	1.01
子ども数	0.00	(0.08)	1.00	-0.03	(0.08)	0.97	-0.06	(0.08)	0.94	0.00	(0.08)	1.00	-0.06	(0.08)	0.94
男児の割合	0.33	(0.15)	1.40*	0.35	(0.15)	1.42*	0.34	(0.15)	1.40*	0.30	(0.15)	1.35*	0.32	(0.15)	1.37*
就業状況 (基準：就業中)															
無職 (求職中)				0.54	(0.18)	1.72**	0.47	(0.18)	1.60**				0.48	(0.18)	1.61**
無職 (非求職・無回答)				-0.26	(0.16)	0.78	-0.29	(0.16)	0.75				-0.33	(0.16)	0.72
学歴 (基準：高校)															
小中学校				-0.06	(0.42)	0.94	-0.13	(0.42)	0.88				-0.43	(0.45)	0.65
短大・高専・大学・大学院				-0.12	(0.15)	0.88	-0.04	(0.15)	0.96				-0.04	(0.15)	0.97
その他				0.22	(0.18)	1.25	0.24	(0.18)	1.27				0.25	(0.18)	1.28
無回答				0.24	(0.27)	1.27	0.27	(0.27)	1.31				0.29	(0.27)	1.33
15歳時の生活状況 (基準：普通)															
苦しい				0.45	(0.16)	1.56**	0.44	(0.16)	1.56**				0.37	(0.17)	1.45*
ゆとりがある				0.42	(0.16)	1.52**	0.42	(0.16)	1.53**				0.47	(0.17)	1.60**
無回答				0.12	(0.19)	1.12	0.11	(0.19)	1.12				0.04	(0.20)	1.04
等価所得															
受領サポート (家族・親族)							-0.12	(0.04)	0.89**				-0.10	(0.04)	0.91**
受領サポート (友人・知人)										-0.19	(0.03)	0.82***	-0.19	(0.03)	0.83***
受領サポート (近所の人)										-0.04	(0.03)	0.96	-0.06	(0.03)	0.95*
NagelkerkeR2値	0.02			0.05			0.06			0.08			0.11		

*p<.05**p<.01***p<.001.

出所：筆者作成。

の高さと世帯構成の関係を仲介していたことを示したといえるだろう。特に、孤立の問題は母子世帯と二親世帯における抑うつの発生率の違いだけでなく母親全体の抑うつの高さに最も強く関連しており、母子世帯を含めた母親たちの孤立問題に対するケアを充実させることの必要性が伺える結果であった。また、SESの中では、失業の割合についてはクロス集計からは世帯構成によって差は見られなかったが、ロジスティック分析では失業中であることは、母親全体ではほかの変数をコントロールしても有意に抑うつと関連していた。さらに、友人・知人の受領サポートと同様に、山野(2017)の分析からは失業と抑うつの関連性は二

親世帯と母子世帯では異なる(母子世帯の方が関連性が高い)ことが示されており、分析1で見た虐待との関連性も含め母子世帯の失業問題は、母子世帯の支援では見落としてはならない点である。また、所得に関しては世帯構成における抑うつの状況の違いを説明する場合にも、母親全体の状況を説明する上でも関連する重要な要因であることが分かった。特に、母子世帯の貧困状況が日本では深刻なことが指摘されているが、安定した雇用政策を含め経済的な支援を増やすことが母子世帯に対する社会政策としては重要であることが改めて伺われる結果であった。また、やや細かな点であるが、母親全体の抑うつを考える場合、男児の

割合が多いこと、15歳時の生活状況などが関連あることが分かった。特に、後者で15歳時の生活状況において「ゆとりがある」場合、抑うつの割合が高くなっていることは、子ども期には余裕があったが、現在は余裕がないことが抑うつをまねているのかもしれない。実際、子どもを育てている世帯の大半(46%)が、現在の生活状況を「苦しい」と答えている〔山野(2017)〕。子育て世帯全体が経済的に余裕を持てるような政策の必要性を示しているのかもしれない。

2 限界と全体のまとめ

本分析には、いくつかの限界もある。重要な課題のひとつとして、相関関係の分析に留まっており、因果関係を分析できていない点があるだろう。特に、ひとり親世帯における虐待の問題(特に貧困との絡み)、抑うつの問題に関しては、セレクション・バイアスが指摘される場合がある。もともと、抑うつ状況になりやすい人、暴力的で虐待を起こしやすい人が離婚しているのではないか〔Hope et al. (1999), p.1638など〕。虐待と貧困との関連性についても、第3の要因(例えば、個人の性格)が仲介しているだけなのではないかといった説明も理論的には可能であろう〔US DHHS (2003), p.33〕。こうした反論に対しては社会実験的な分析やパネルデータ分析が必要だが、日本ではまだそうしたデータや分析の存在は寡聞にして聞かない。

一方、米国では母子世帯と抑うつ、虐待と貧困に関するいくつかの実験的な研究が実施されており、貧困問題などは重要な要因とされている〔Hope et al. (1999), OECD (2011), pp.253-255, Berger & Waldfogel (2011) など〕。もちろん、今後日本でもそうした研究がなされることを期待するが、一方で仮に原因が明確でないとしても、本稿の分析からは、抑うつ状況や、貧困の中で、さらに家族・親族からのサポートを受けていない孤立状況の中で子育てをしている母子世帯が現状でかなりの割合で存在することが見えた。こうした状況は、(どのような性格や個性を持つ個人であろうと)子ども虐待の発生の可能性を高める環境で

あることは否めないだろう。また、実際、虐待問題を抱える母子世帯は、厳しい経済状況や雇用状況、母親の精神的疾患を背負いながら生活していることが分かった。さらに、母子世帯の抑うつ問題は相関の次元でありながら、ほかの要因をコントロールしても所得の低さや孤立との関連性があることが伺えた。抑うつ、貧困、孤立、こうした複数の要因が重なるとき、母親だけではなく、母子関係、さらには子どもの発達にささいな深い影響が及ぶ可能性が考えられるのであり、そうした条件を少しでも緩和する社会政策は必要であり支援の現場でも留意を要する点であろう。

参考文献

- 川上憲人・高野歩(2014)「一般住民におけるトラウマ被害の精神影響の調査手法」『厚生労働科学研究費補助金 被災地における精神障害等の情報把握と介入効果の検証及び介入手法の向上に資する研究 平成26年度 分担研究報告書』。
- 川上憲人・近藤恭子・柳田公佑・古川壽亮(2008)「成人期における自殺予防対策のあり方に関する精神保健的研究」『平成16年度厚生労働科学研究費補助金 自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究 分担研究報告書』。
- 厚生労働省HP「生活と支え合いに関する調査」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/123-1.html> (2017年3月12日最終確認)。
- 国立社会保障・人口問題研究所(2013)「2012年 社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査 結果の概要」<http://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/2012/seikatsu2012summary.pdf> (2017年3月12日最終確認)。
- 佐藤幸子・遠藤幸子・佐藤志保(2013)「母親の虐待傾向に与える母親の特性不安、うつ傾向、子どもへの愛着の影響：母子健康手帳交付時から3歳児健康診査時まで」『日本看護研究学会雑誌』, 36(2), pp.13-21。
- 武内珠美・辰馬麻未・藤田敦(2014)「虐待相当行為を含む母親の養育態度に関する研究：抑うつと育児ソーシャル・サポートに焦点をあてて」『大分大学教育福祉科学研究紀要』, 36(2), pp.105-117。
- 萩原玉味・岩井宜子(1998)『児童虐待とその対策：実態調査を踏まえて』多賀出版。
- 堀洋道・松井豊(2001)『心理測定尺度集Ⅲ心の健康をはかる』サイエンス社。
- 丸山浩一(2009)「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書, 財団法人こども未来財団。
- 山野良一(2010)「日米の先行研究に学ぶ 子ども虐待と貧困」松本伊智朗編『子ども虐待と貧困』明石書

- 店。
- (2013)「ひとり親世帯における虐待発生要因の特徴」『子どもと福祉』, Vol.6, pp.119-126。
- (2017)「母子世帯および子育て中の母親の社会経済状況, 社会関係資本, 抑うつについての研究: 「生活と支え合いに関する調査」データ分析から」『社会保育実践研究』創刊号。
- Belsky, J. (1980) "Child maltreatment: An ecological integration." *American Psychologist*, 35(4), pp.320-335.
- Ben-David, V., Jonson-Reid, M., Drake, B., & Kohl, P. L. (2015) "The association between childhood maltreatment experiences and the onset of maltreatment perpetration in young adulthood controlling for proximal and distal risk factors." *Child Abuse and Neglect*, 46, pp.132-141.
- Berger, L. & Waldfogel, J. (2011), "Economic determinants and consequences of child maltreatment." *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No. 111, OECD Publishing, Paris. <http://dx.doi.org/10.1787/5kgf09zj7h9t-en> (2017年2月11日最終確認)。
- Chaffin, M., Kelleher, K., & Hollenberg, J. (1996) "Onset of physical abuse and neglect: psychiatric, substance abuse, and social risk factors from prospective community data." *Child Abuse and Neglect*, 20 (3), pp.191-203.
- Coulton, C. C., Crampton, D., Irwin, M., Spilsbury, J. C., & Korbin, J. E. (2007). "How neighborhoods influence child maltreatment: A review of the literature and alternative pathways." *Child Abuse and Neglect*, 31, pp.1117-1142.
- Gells, R. (1989) "Child abuse and violence in single-parent families: Parent absence and economic deprivation." *American Journal of Orthopsychiatry*, 59 (4), pp. 492-501.
- Hope, S., Power, C., & Rodgers, B. (1999) "Does financial hardship account for elevated psychological distress in lone mothers?" *Social Science & Medicine*, 49 (12), pp.1637-49.
- Kachi, Y., Abe, A., Ando, E., & Kawada, T. (2016) . "Socioeconomic disparities in psychological distress in a nationally representative sample of Japanese adolescents: A time trend study." *Australian & New Zealand Journal of Psychiatry*, 1(9), pp.1-9.
- Kessler, R. C., Turner, J. B., & House, J. S. (1987). "Intervening processes in the relationship between unemployment and health." *Psychological Medicine*, 17, pp.949-961.
- Kohl, P. L., Kagotho, J. N., & Dixon, D. (2011). "Parenting practices among depressed mothers in the child welfare system." *Social Work Research*, 35(4), pp.215-225.
- Mclanahan, S., & Sandefur, G. (1994). *Growing Up with a Single Parent: What Hurts, What Helps*. Harvard University Press.
- OECD (2011), *Doing Better for Families*, OECD Publishing.
- U.S. Department of Health and Human Services. (2003) *A Coordinated Response to Child Abuse and Neglect: The Foundation for Practice*. <https://www.childwelfare.gov/pubs/usermanuals/foundation/index.cfmwww>. (2007年2月10日最終確認)。
- (2005). *National Survey of Child and Adolescent Well-Being (NSCAW). CPS Sample Component Wave 1 Data Analysis Report*. https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/opre/cps_report_revised_090105.pdf (2017年2月10日最終確認)。
- Yang M. (2015) "The effect of material hardship on child protective service involvement." *Child Abuse and Neglect*, 41, pp.113-125.

(やまの・りょういち)

Single Mother Households and Child Maltreatment: Including Thoughts on Depression

Ryoichi YAMANO *

Abstract

It has been stated that the incidence of child maltreatment in single mother households is higher than in two parent households according to some surveys in Japan. However, the reasons of this difference have not yet been studied theoretically and statistically. First, this paper tries to make it clear how different household conditions linked with child maltreatment occurrences through a cross section analysis. Additionally, using data from “The National Survey on Social Security and People’s Life”, this paper presents a multivariable analysis of depression, which is oftentimes thought to be the main factor of child maltreatment occurrence and the prevalence of which is different between the two type households. The results show that SES such as income and the amount of support from family and relatives can explain the differences significantly. Also, this paper theoretically considers the factors of child abuse occurrence and the reasons why there is disparity in the incidence of child abuse and mother’s depression between two type households.

Keywords : Child Maltreatment, Depression, SES, Social Support, Logistic Regression

* Professor, Nayoro City University

特集：小さな世帯の増加と社会保障

単身男性介護者に惹起する生活問題とその支援策に関する一考察 ——「男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究」の結果を中心にして——

和気 康太*1, 望月 孝裕*2

抄 録

2000年に介護保険制度が施行されて以降、要介護高齢者の日常生活を支える介護サービスは、質・量ともに充実してきた。しかし、いまなお家族の介護負担は小さくはない。また、家族介護の問題は、これまで女性の問題と考えられてきたが、世帯の縮小とともに、いまや年齢や性別にかかわらず生起する問題である。そのため、介護者に対して支援を行うことは喫緊の課題となっている。

本論は、介護者のなかの単身男性介護者に注目して、彼らの抱える生活問題をとらえ、家族を介護しながら自らの生活も維持・継続できるような支援を明らかにすることを目的としている。

既存の調査研究の結果から、①男性であることがあまり意識されておらず、介護者支援が十分な支援となっていない、②単身男性介護者は孤立しやすく、介護が終わったあとの生活を見据えた支援が必要である、③男性としてのアイデンティティを維持することができる就労の継続において、男性が介護休業制度などを活用しにくい制度となっていることがわかった。

単身男性介護者への支援では、介護をしながらも地域と職場との関係を維持できるよう総合的・包括的に支援することが重要になる。そのためには、就労と介護を同時に保障できる仕組みが必要である。

キーワード：高齢者介護、介護保険制度、単身男性介護者、介護者支援、地域包括ケアシステム

社会保障研究 2017, vol.2, no.1, pp.60-76.

I 背景

わが国の人口構造は、これまでに他国で経験がないような速さで高齢化している。医療技術の向上や生活環境の改善などによって、平均寿命は男性が80.75歳、女性が86.99歳（2015年）となり、長寿化している〔厚生労働省（2017）〕。その一方で、少子化も進展しているため、すでにわが国は2007年には超高齢社会に突入し、高齢化率は26.6%

（2015年）となっている〔総務省（2016）〕。

このようななか、高齢者の生活保障の一環として、2000年に介護保険制度が導入された。これにより、高齢者、特に心身の障害により、日常生活を営むうえで介護を必要とする高齢者は、日常生活に必要となる支援をサービスとして自分で選択し、利用できるようになった。そのため、介護保険制度導入前と比べて、介護サービスは、種類、量ともに増加している。このように、国は介護サービスの充実を図る一方で、保健施策や介護保

*1 明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授

*2 明治学院大学社会学部附属研究所 研究員

険の介護予防事業等を実施し、高齢者の健康寿命を延ばしたり、高齢者の多様なニーズに対応するために、地域のインフォーマルな支援の担い手などの、多様な資源を活用したりするなど、地域における介護基盤の整備を進めている。

しかし、実際にはそうしたサービスのみでは、特に在宅で生活している重度の要介護高齢者の生活を24時間365日にわたって支えることはできないなど、介護保険制度がもつ課題は少なくない。そして、要介護高齢者の日常生活支援の場面では、いまだに「家族」が大きな役割を担っているのが現実である。

このような要介護高齢者の介護では、従来、わが国では伝統的な社会規範から介護を担うのは、家族のなかの女性の役割であると考えられてきた。しかし、戦後、高度経済成長期から安定成長期を経て現在に至るまで、産業構造などの変化にともない、世帯の構成も変化している。一般世帯の平均世帯人員は2015年には2.49人となり、減少し続けている。また、65歳以上の高齢者がいる世帯は全世帯の47.1%を占め、その世帯数は増加する傾向にある。そのなかでも、世帯構造別では三世帯世帯が占める割合は減少し、単独世帯、夫婦のみ世帯、親と未婚の子のみの世帯といった、構成人員が少ない世帯の割合は増加する傾向にある〔厚生労働省（2016）〕。

このように、世帯規模が小さくなるにしたがって、家族の福祉機能も縮小している。そのため、従来の社会規範のもとに形成されていた、家族の介護は女性がするものという性別役割分業を維持することは難しくなっていて、性別や年齢にかかわらず、介護を担わなければならないという状況が起きている。このことは、主として女性が担っていた介護を、男性も担うようになっていくことを意味している。つまり、夫が妻の介護をする、息子が老親の介護をすることは現実に起きており、実際に15歳以上で介護をしている者の36.0%は男性である〔総務省統計局（2013）〕。そして、このような男性介護者は、今後も増加すると考えられている。

このように、世帯規模が小さくなるなかで、家

族のなかの誰かに介護が必要になった場合、介護を担う家族にかかる負担は大きなものになる。すなわち、家族を介護することは、いまや女性だけの問題ではなく、まさに男性自身の問題としても生起するようになってきているのである。このような状況から、家族介護者に対して、何らかの社会的支援を行うことは、喫緊の課題になっていると考えられる。

II 目的

要介護高齢者の日常生活を支えるためには、要介護者が自分に必要な介護サービスを利用するだけでなく、家族による介護を必要とする場合がある。その場合、現在のわが国の状況において、介護のリスクとは加齢により要介護状態になるというリスクだけではなく、家族が介護を担う、あるいは担わなければならないリスクでもあるといえる。つまり、高齢者の介護を担わなければならないという状況は、性別や年齢にかかわらず、誰にでも起こりうることであり、さらにいえば世帯当たりの人員が減少するなか、男性がひとりで介護に携わらなければならない状況も生じているのである。また、家族が介護をするということは、実際に要介護者の介護を担わなければならないだけでなく、介護者にとっては、介護が終わったあとの将来の生活をどうするかという問題も考えておかなければならないことを意味している。したがって、要介護者の日常生活の支援だけでなく、家族介護者の生活を支援するためのシステムを構築することは重要である。

家族介護者に対する支援に関する調査研究は、これまで主に2つの視座からアプローチされている。ひとつは寝たきりや認知症の高齢者の介護状況、あるいは介護における虐待や介護殺人などの状況を中心とする実態調査をもとにした研究がある。もうひとつは、精神医学、看護学、心理学の分野で実施されている介護負担（感）の研究がある〔笹谷（2012）〕。

笹谷によれば、これらの先行調査研究を通して介護者支援に必要な視点として次の点が挙げられ

ている。①およそ半数以上の介護者が身体的・精神的状態に問題がある。②虐待・殺人等の背景には介護疲れがある。そして、高齢、男性、未婚子の介護者にそのリスクが大きく、未婚の息子による介護がリスクになっている。③介護困難は多角的な視点から捉えなければならない。特に男性介護者においては、期待されてきたジェンダーと介護を担う現実との乖離や、男性という「性」に起因する困難を解決する必要がある。④特に未婚の息子においては、介護をするにあたって、就労・経済問題、介護技術や情報の低さ、異性介護をすることの困難、希薄な社会関係による社会的孤立に対応する必要がある。⑤在宅介護を継続するポイントとしてケアする人の身体的・精神的健康がある〔笹谷（2012）、pp.63-64〕。

この先行研究が示すように、家族介護者への支援をジェンダーの観点から、特に男性の家族介護者に対する支援を明らかにすることは重要である。しかし、これまでそのような視点をもった調査研究はほとんど存在しない。そうした状況のなかで、男性介護者の実態に関する調査研究が行われており、次のような知見が明らかになっている。

斎藤は、当事者組織活動に参加している男性介護者の実態を明らかにするため、当事者組織の会員を対象に質問紙調査を実施し、男性介護者に必要な支援を明らかにしている。質問紙調査の結果から、要介護者への介護サービスの利用（介護の外部化）に加えて、家族介護者への支援とレスパイトケアが必要であり、介護実態を踏まえた支援、とりわけ精神的サポートが重要であることを明らかにしている。そして、男性にとって仕事をするということは、安定的な収入を確保するという意味だけでなく、自分のアイデンティティを保つことや、精神安定になると考えている人は多いので、仕事と介護の両立は重要であるとしている。そして、その実現のためには介護をしながら仕事をするに対する職場の理解・協力と、働く介護者に合った介護サービスの提供など、男性介護者に対する経済的・精神的な支援が必要であるとしている〔斎藤（2011）〕。

また、松井は、これまでリスクが大きいとされている「老老介護」や「処遇困難」な事例としてあげられる息子介護者と比較して、相対的に「問題がない」家族介護者に注目して、調査研究を行っている。そして、男性介護者のセルフヘルプ活動への参与観察と聞き取り調査から、男性介護者が直面する介護困難について、①仕事と介護の両立困難、②女性用の衣類の買い物が容易にできないなどの家族役割遂行の困難、③母親に対する排泄ケアなどの際に起こる身体接触をともなう介護困難、④仕事を辞めて介護に専念する際に起きる介護の「仕事化」とそれに伴う困難の4つの視点があることを明らかにしている〔松井（2014）〕。

そこで本論では、上述の先行研究の成果を踏まえて、男性介護者に対して行われている支援の現状を明らかにし、その上で特に問題が潜在化していると考えられる単身の男性に注目して、彼らが介護者として、また社会の一員として活躍し、自身の生活を継続させるために必要な社会的支援を明らかにすることを目的とする。

そのために、まず一般社団法人全国介護者支援協議会が、男性介護者への支援がどのように行われているのかについて把握するために実施した調査研究の結果をもとにして、男性介護者の実態と必要な支援策について検討する。さらに、単身で介護を行っている男性介護者の経験から、彼らに特有の問題を分析し、その結果を踏まえて、単身男性介護者に必要な支援を検討することにする。なお、本論では、公刊されている『報告書』〔全国介護者支援協議会（2011）〕に記載されているデータを使用していることをお断りしておきたい。

Ⅲ 「男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究」の概要

1 調査研究の目的

本調査研究は、一般社団法人全国介護者支援協議会による「男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究事業（平成22年度・老人保健事業推進費等補助金・老人保健健康増進等事業）」において、全国の市区町村（以下、自治体と表記す

る)、社会福祉協議会(以下、社協と表記する)が実施している家族介護者支援体制の実態を把握するとともに、現状で行われている男性介護者を対象とした支援サービス体制、および支援内容などを調査することで、男性介護者支援に何が不足しているのかを明らかにすることを目的として実施されたものである〔全国介護者支援協議会(2011), pp.2-3〕。

2 調査研究の設計

本調査研究は、自記式による質問紙調査と、訪問面接調査(半構造化面接法で実施)で構成されている。

質問紙調査の対象は、自治体の高齢者・家族介護支援担当部署、社協の高齢者・家族介護支援担当部署、そして企業の人事労務担当部署の担当者である。また、訪問面接調査では、質問紙調査への回答結果にもとづき選択した自治体、社協、企業の担当者と、男性介護者(当事者)を調査対象としている〔全国介護者支援協議会(2011), pp.3-6, pp.123-125〕(表1)(表2)。

3 質問項目の設計

(1) 質問紙調査

自治体に対しては、自治体が行っている高齢者・家族介護者支援施策について明らかにするために、①在宅の要介護者に対する家族介護者および男性介護者の状況、②家族介護者および男性介護者に対する支援サービスの実施状況、③介護者と地域社会の関係、④自治体における高齢者虐待の状況および虐待対策の実施状況などを質問項目としている。

社協に対しては、社協が行っている高齢者・家族介護者支援施策について明らかにするために、①社協が行っている介護保険以外の在宅介護支援サービスの実施状況、②社協の家族介護支援者に対する相談窓口の状況、在宅の家族介護者・男性介護者の状況、③家族介護者と地域社会の関係、④社協の活動地域内における高齢者虐待の状況と虐待対策の実施状況などを質問項目としている。

企業に対しては、民間企業が行っている介護休業制度および復職支援制度について明らかにするために、①介護休業制度の取得状況、②介護休業

表1 質問紙調査の概要

	自治体調査	社会福祉協議会調査	企業人事労務調査
調査対象	市区町村1753箇所(2010年10月末)の高齢者・家族介護支援担当部署	全国の社会福祉協議会1756箇所(2010年10月末日)の高齢者・家族介護支援担当部署	「証券コード協議会」における業種(34種類)で分類し、無作為抽出した上場企業(2010年10月時点)1223社の人事労務担当部署
調査方法	郵送(配布・回収)による自記式質問紙調査	郵送(配布・回収)による自記式質問紙調査	郵送(配布・回収)による自記式質問紙調査
調査期間	2010年11月1日～12月18日 一次締切:2010年11月22日 未返送者への調査協力依頼の電話後 二次締切:2010年12月18日	2010年11月1日～12月18日 一次締切:2010年11月25日 未返送者への調査協力依頼の電話後 二次締切:2010年12月18日	2010年11月1日～11月15日
調査内容	自治体が行っている高齢者・家族介護支援施策について ・自治体の基本属性 ・在宅の要介護者に対する家族介護者・男性介護者の実態 ・家族介護者・男性介護者に対する支援サービスの実態 ・家族介護者と地域社会の関係 ・自治体における高齢者虐待の状況、虐待対策の実態	社会福祉協議会が行っている高齢者・家族介護支援施策について ・社会福祉協議会の基本属性 ・社会福祉協議会が行っている介護保険以外のサービスの実態 ・社会福祉協議会の家族介護支援担当相談窓口の実態 ・在宅の要介護高齢者に対する家族介護者・男性介護者の実態 ・家族介護者と地域社会の関係 ・社会福祉協議会活動地域内における高齢者虐待の状況、虐待対策の実態	民間企業が行っている介護休業制度および復職支援制度について ・企業の基本属性 ・介護休業制度の取得状況 ・介護休業制度に関する企業の独自運営規定 ・介護復職支援制度の利用状況 ・企業独自の介護支援制度の有無
回収状況	有効回収数789件(有効回収率45.0%)	有効回収数381件(有効回収率21.6%)	有効回収数70件(有効回収率5.7%)

〔全国介護者支援協議会(2011)〕

表2 面接調査の概要

	自治体調査	社会福祉協議会調査	企業人事労務調査	男性介護者調査
調査対象	「高齢者虐待・介護事件事案が発生した」と回答した自治体で、当該事案の発生後、高齢者支援や家族介護支援に対する取り組み方を変更したと回答のあった12自治体	「高齢者虐待・介護事件事案が発生した」と回答した社会福祉協議会で、当該事案の発生後、高齢者支援や家族介護支援に対する取り組み方を変更したと回答のあった2社会福祉協議会	本調査に回答のあった企業のうち介護休業制度の取得率が高い1企業	現在介護に携わっている男性介護者、または過去に在宅で介護を行っていた男性介護者 在宅介護者、介護離職者など、生活および経済環境の異なる男性介護者5名
調査方法	訪問面接法（半構造化面接）	訪問面接法（半構造化面接）	訪問面接法（半構造化面接）	訪問面接法（半構造化面接）
調査期間	2010年11月24日～12月20日	2010年11月24日～12月20日	2010年11月24日～12月20日	2010年9月17日～11月24日
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な虐待事案の内容 ・高齢者の状況 ・高齢者介護に対する認識 ・介護に関して地域コミュニティが果たす役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な虐待事案の内容 ・高齢者の状況 ・高齢者介護に対する認識 ・NPO・ボランティア団体の状況 ・介護に関して地域コミュニティが果たす役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度の取得状況 ・介護休業制度の運営に関する企業の独自規定 ・復職支援制度の有無および利用状況 ・介護休業制度以外の独自の介護支援制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用している介護保険サービスや支援サービスの内容 ・要介護者および面接対象者と地位との関係 ・介護に関する悩み、相談などの打ち明け先 ・在宅介護を決断した経緯

〔全国介護者支援協議会（2011）〕

制度に関する企業の独自運営規定、③介護復職支援制度の利用状況、④企業独自の介護支援制度などを質問項目としている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.3-6〕。

（2）面接調査

自治体と社協に対しては、①具体的な虐待事案の内容、②高齢者の状況、③高齢者介護に対する認識、④介護に関して地域コミュニティが果たす役割などについて質問し、企業に対しては、①介護休業制度の取得状況、②介護休業制度の運営に関する企業の独自規定、③復職支援制度の有無および利用状況、④介護休業制度以外の独自の介護支援制度などについて質問している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.123-125〕。

4 調査結果の概要

（1）質問紙調査

① 男性介護者に対する自治体・社協の担当者の認識

男性介護者は客観的事実として増加しているが、自治体と社協の担当者は、調査時点において過去10年間で男性介護者数が「増加している」（自治体：36.6%、社協：53.0%）、あるいは「将来的に増加していく」（同：55.5%、71.2%）と考えている。一方、今後の在宅介護における家族介護者

の主流に関しては、自治体担当者の65.9%、社協担当者の73.7%が「女性」と回答している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.26-29、pp.89-90〕。

② 男性介護者が増加したときに起こりうる問題

男性介護者が増加した場合に起こりうる問題について、自治体と社協の担当者がどのように考えているのかについて尋ねている。どちらも、「食事・洗濯・掃除など、生活技能の不足が問題になる」、「介護による不安や問題を1人で抱え込みやすくなる」と回答した担当者の割合が高い一方で、「介護を優先するために離職者が増える」と回答した割合はほかの選択肢に比べて低くなっている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.30-31、pp.90-91〕（図1）。

③ 男性介護者を対象とした相談援助

自治体の担当者に家族介護者に対する相談援助の実態について尋ねている。

まず、家族介護者に対する相談窓口であるが、「役所・役場の高齢者の介護を担当する窓口」が83.0%、「地域包括支援センター」が73.9%で、ほかの窓口に比べて高くなっている（図2）。

次に、相談窓口に来る男性介護者の割合については、自治体担当者の53.0%が「よく分からない」と回答している。しかし、それ以外の回答をみると男性介護者の割合を「20%以上」としたところが14.4%で一番高くなっている。

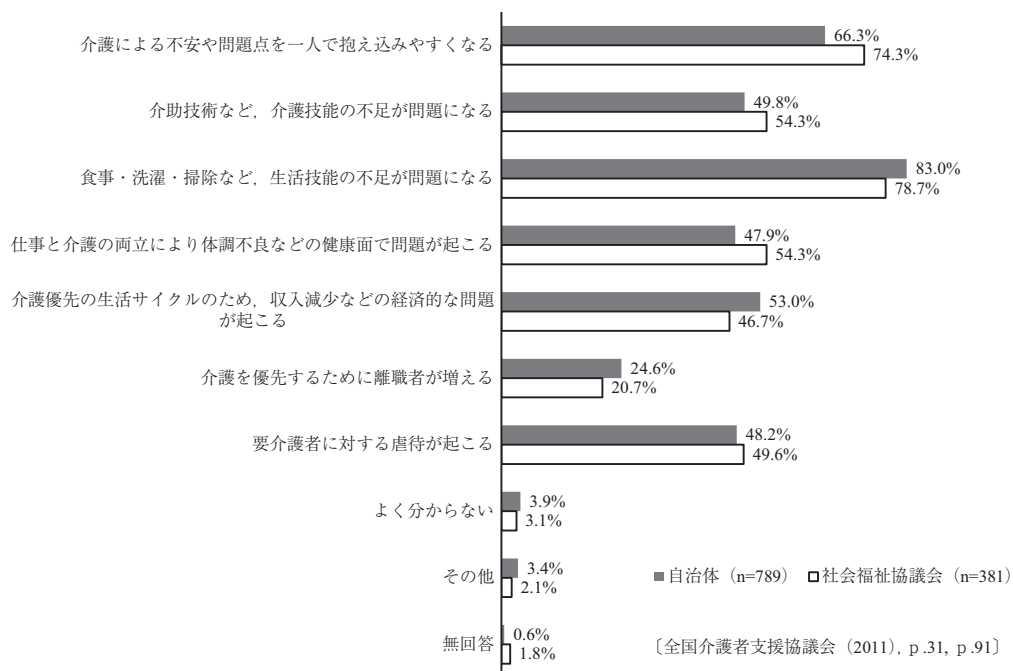


図1 男性介護者が増えた場合に起こりうる問題 (複数回答)

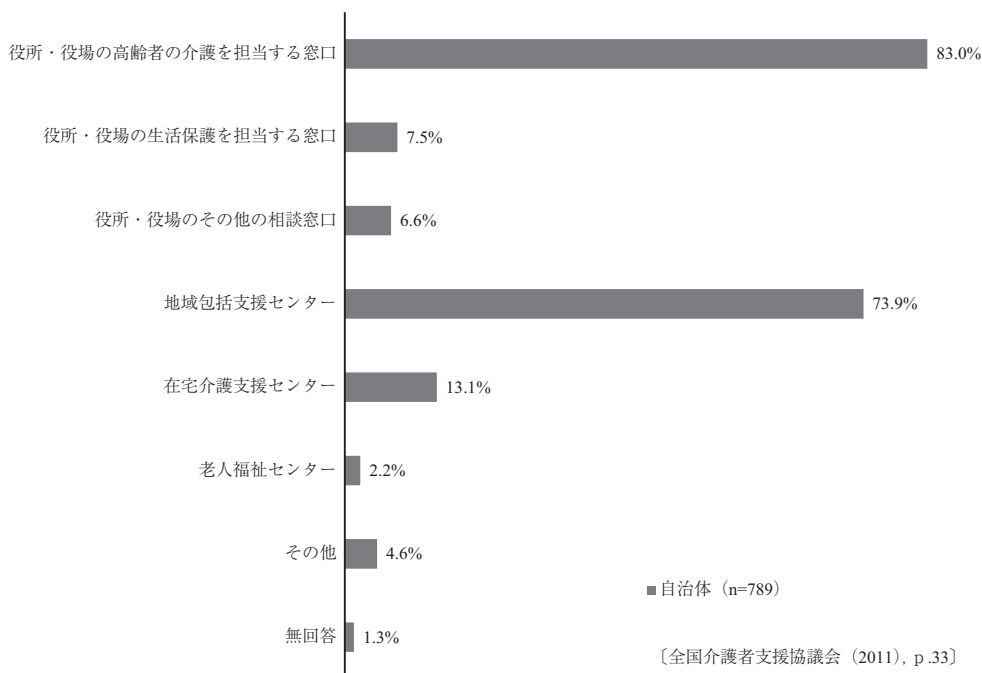


図2 男性が相談に来る窓口 (複数回答)

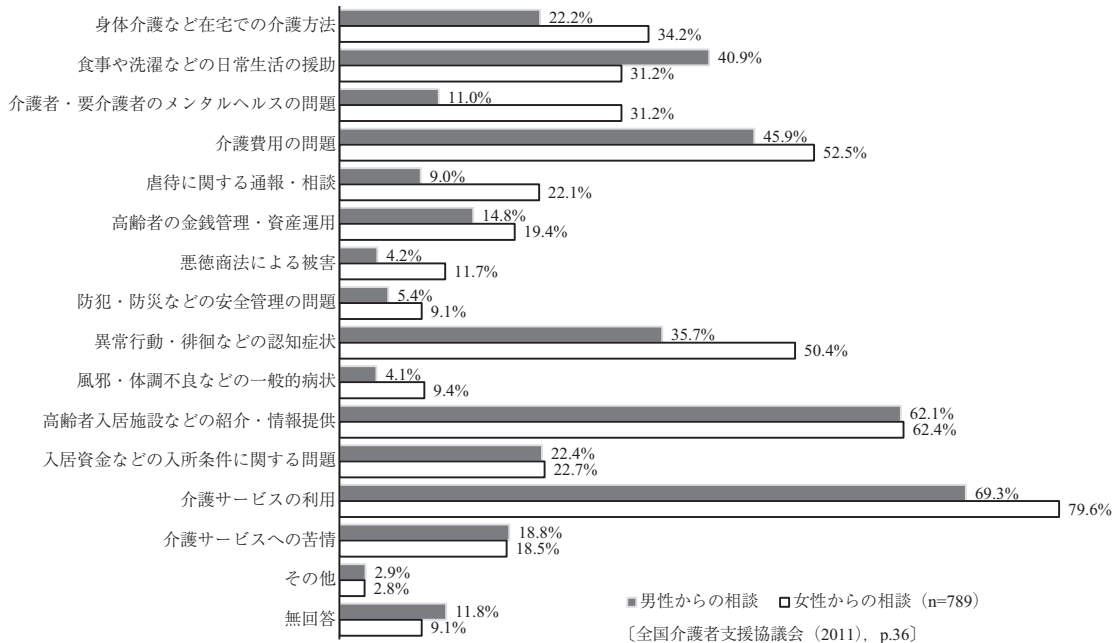


図3 自治体の相談窓口での相談内容（複数回答）

そして、その相談窓口における男女別の相談内容については、男女ともに介護サービスの利用に関する相談の割合が高くなっているなど、性別による差はあまりみられない。しかし、男性では食事や洗濯などの日常生活の援助に関する相談、女性では異常行動・徘徊などの認知症状に関する相談への回答率が高くなっている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.32-36〕（図3）。

④ 男性介護者向けのサービス

自治体を実施している家族介護者向けの介護サービスでは、「介護用品の支給（おむつなど）」（51.5%）と「介護手当（慰労金など）」（40.7%）の回答率が高く、それに続いて各種相談と介護予防（サロン活動など）、介護者の相互交流、住宅改修が30%を超える回答率となっている。社協が実施している家族介護者向けのサービスでは、「介護者の相互交流」（68.5%）が最も回答率が高く、「相談（介護・日常生活問題）」（57.9%）、「介護者教室（介護技術・認知症の対応方法）」（44.1%）の順になっている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.37-44, pp.72-86〕（図4）。

このように自治体、社協ともに家族介護者に対しては、介護保険外の財源でサービスを実施している。そして、自治体と比べて、社協は家族介護者向けのサービスをよく実施している。しかし、実施している家族介護者向けのサービスのうち、男性介護者を対象にしたサービスの有無について尋ねると、自治体では91.3%（「無回答」も便宜的に含めている）、社協では88.5%が「支援サービスはない」と回答している。

⑤ 男性介護者の増加により必要となるサービス
 男性介護者が増加することによって必要になると考えるサービスについて尋ねると、自治体と社協の担当者は、いずれも家事などの生活技能や介護技術の取得を目的とした介護者教室、ピア・カウンセリングなどの相互交流を含めた相談を中心とした支援・サービスへの回答率が高い。そして、この質問項目に関して、自治体担当者と社協担当者の認識は、ほぼ一致している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.44-47, pp.90-91〕（図5）。

⑥ 男性介護者と地域組織との関係

自治会・町内会、老人クラブなどの地縁型組織

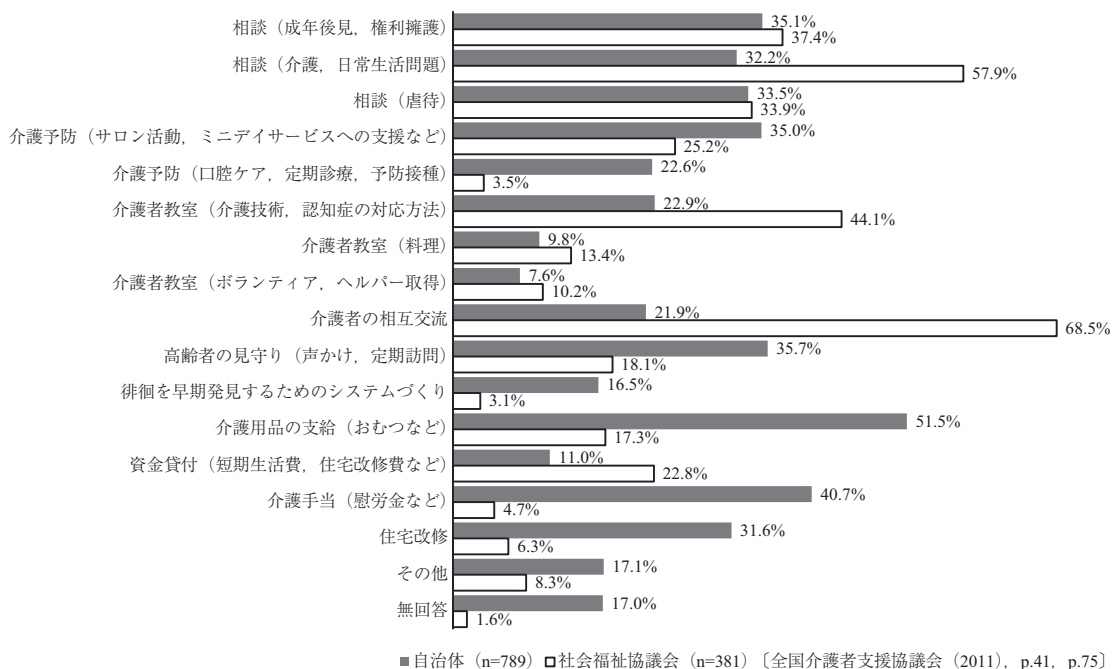


図4 家族介護者に対するサービス (複数回答)

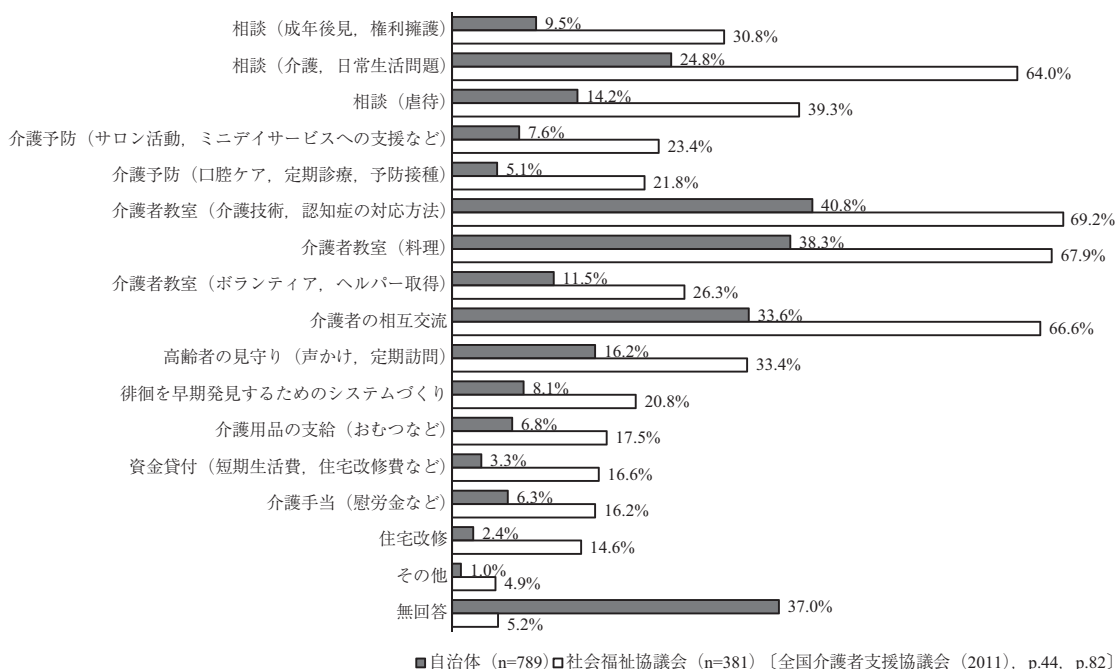


図5 将来必要だと思う男性介護者向け支援サービス (複数回答)

の活動内容については、自治体の71.7%、社協の76.9%が把握していると回答している。一方、NPOやボランティア団体などの機縁型組織の活動内容については、自治体の50.3%、社協の69.8%が把握していると回答している。

しかし、家族介護者と地域組織とを結びつけるような働きかけは、自治体および社協ともあまり行っていない。また、活動支援については、自治体、社協ともに地縁型組織の方を機縁型組織よりも支援しているが、両者ともその主な手段は、活動資金の助成と活動場所の提供である〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.48-52、pp.93-97〕（図6）（図7）。

⑦ 企業による男性介護者への支援

企業の人事労務部署の担当者を対象として実施した質問紙調査は、回答率が低いいため一般化できないと断ったうえで、次のような結果が報告されている。

介護休業制度について、制度導入以来、介護休業の「取得者がいる」と回答した企業は47.1%である。そのうち、調査時点において実際に「取得者がいる」企業は11.4%であった。なお、調査結

果から、介護休業制度取得者は、相対的に年齢が高い、女性の方が多いという特徴があり、管理職以外の者が取得していることが明らかになっている。

一方で、介護休業からの復職者については、40.0%の企業が「復帰者がいる」と回答している。しかし、97.1%の企業が介護休職期間中の「給与保障はない」、58.6%の企業が復職の「支援制度はない」と回答している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.107-122〕。

（2）面接調査の結果

面接調査については、自治体、社協、企業を対象とした3種類の質問紙調査の結果とほぼ同様の傾向がみられる。しかし、面接調査によって、質問紙調査で明らかにできなかった特徴的な点があることが報告されている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.129-154、pp.161-162〕。

以下、その特徴的な結果について列挙する。

- ① 自治体、社協、企業の担当者に対する面接調査
 - ・男性介護者には、「独善的・自己流の介護に固執

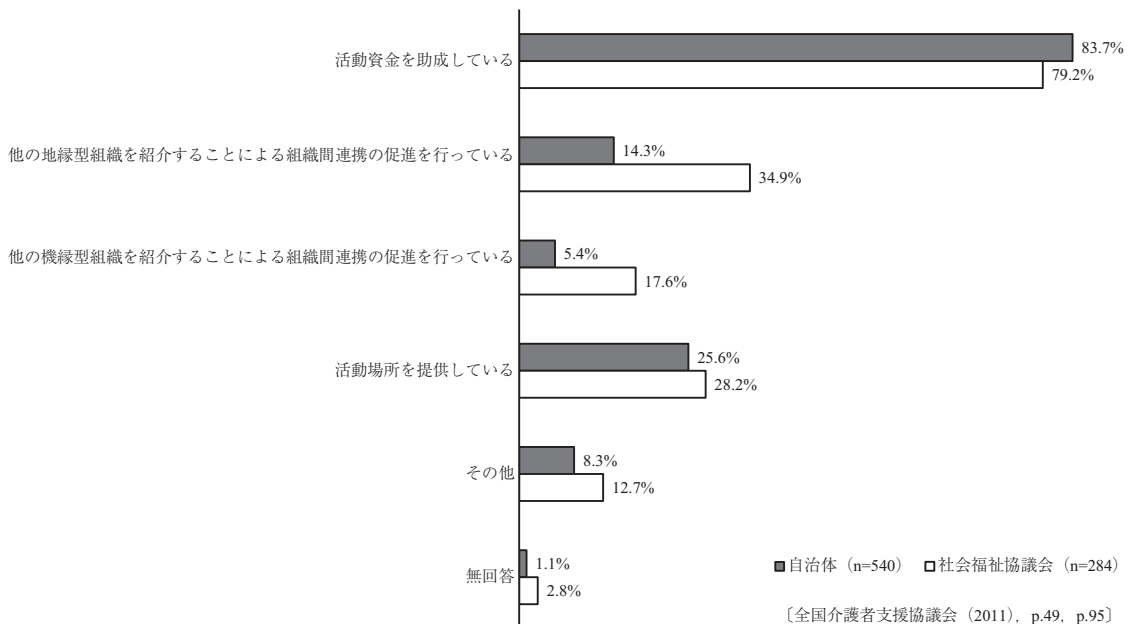


図6 地縁型組織への具体的な支援（複数回答）

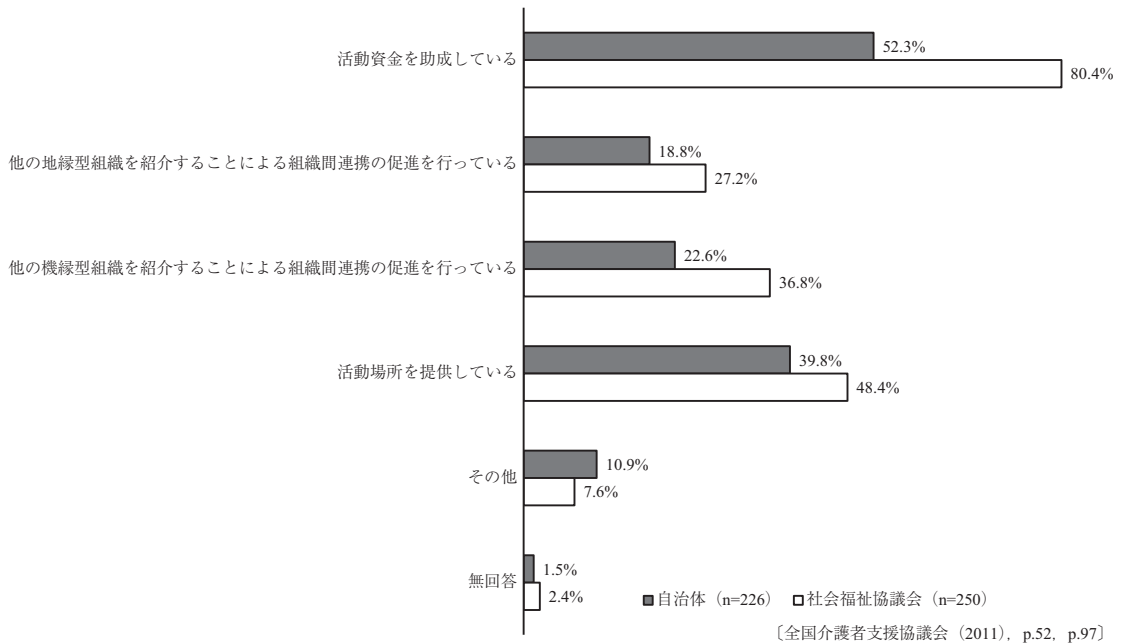


図7 機縁型組織への具体的な支援（複数回答）

する」傾向があり、経済状況によっては親の年金に依存する傾向がみられる。

- ・高齢者虐待については、民生委員の役割が重要になるが、民生委員の人的不足などにより連携がうまく取れていない。
 - ・男性介護者による高齢者虐待や介護を起因とする殺人事件などのような介護事件の後に、支援体制の変更をしたところでは、自治体が中心となり、介護者の地域支援に携わる関係者全員と情報を共有化し、事例の検証を通した「リスク管理」を行うようにしたところがある。
 - ・企業の方針として、地域密着の企業を掲げ、育児や介護に対する配慮を行っているところがある。その企業では、復職支援制度について、一時的に退職しても状況が落ち着いた時点で優先的に再雇用するという取り組みを行っている。
- ② 男性介護者への面接調査
- ・炊事や洗濯などの家事、食事・入浴・排泄などの介助や徘徊への対処などの介護は、男性介護者は不得意であり、しかも周囲の人に相談せずひとりで抱え込む傾向がある。ただし、それ

らも介護が長期間になることで、次第にスキルが向上し、介護があまり苦にならなくなる介護者もいる。

- ・現在実施されている在宅介護支援サービスはあまり利用されていない。男性介護者からは「要介護度に関係なく一時的に預かってくれる施設」や「生活支援サービス」が必要という意見がある。
- ・さまざまな理由で新しい地域へ移動した場合、地域での人間関係が希薄になり、介護をしても家に引きこもりがちになる。
- ・男性介護者の多くが、親の介護が必要になった時、勤務地、労働時間、昇級昇進などを考慮して退職することを選んでいる。
- ・介護が終わったあとの男性介護者のライフプランの設計にはかなり個人差があり、「漠然としている」「現時点ではない」などのように、次の人生へのステージに容易に移れない人もいる。

Ⅳ 男性介護者に対する支援とその対策

本調査研究の結果からも分かるように、男性介護者に対する自治体と社協の担当者の認識から、男性介護者は増加傾向にあるといえる。しかし、現実にはいまだに家族介護の担い手は、女性が中心であると考えられている。このような状況のなかで、男性介護者に対する支援の必要性とその対策について、上述の『報告書』では4つの論点を報告し、その対策を提言している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.162-166〕。

1 男性介護者の正確な把握とその工夫

男性介護者は、家族介護者の一部として捉えられており、彼らが介護をする際に直面する固有のニーズがあるにもかかわらず、その実態を捉えられていない。また、男性介護者は自らのニーズを表明しない、あるいは表明しにくい、などの理由から、なかなかその固有のニーズを、支援を行うサービス提供主体が把握しにくい面がある。

そのため、男性介護者のニーズを正確に捉えるには、その把握の方法を工夫する必要があると指摘している。例えば、「介護者教室」や「介護者の相互交流」に男性介護者が参加することを通して、彼らがつもつニーズを表明しやすくし、「男性介護者の会」などの当事者団体の組織化活動につなげていくことなどが挙げられている。このような取り組みは、男性介護者が介護の役割を遂行する上でも、男性介護者の支援を担う専門職が彼らのニーズを把握する上でも重要な意味をもつ。つまり、男性介護者のニーズの把握には定型的な方法があるわけではない。そこで、男性介護者のさまざまな活動への参加を契機として、その「声なき声」に耳を傾けるという工夫が、サービス提供主体には求められている。

2 家族介護者の性別に配慮した支援・サービス

すでに男性介護者が一定の割合を占めていること、そしてその割合が増加すると見込まれている

ならば、男性介護者にも配慮したサービスが必要であるとしている。例えば、ピア・カウンセリングのような、当事者による相談援助活動や、介護者教室の運営に男性介護者自身が参加していくような運営など、男性であることに配慮しながら支援につなげるように活動を工夫する必要がある。こうした配慮は、「介護者の相互交流」や「高齢者の見守り活動」などの、ほかのサービスでも同様に必要になるとしている。一方で、現在の男性介護者には、その生活習慣から、炊事や洗濯などの日常生活に関する支援の必要性が強いため、男性介護者に対する、家事援助系のサービス提供も重要になるとしている。

なお、サービスの提供に関して、経済的な配慮も必要であるとしている。特に息子が父母の介護者となる場合で、仕事をやめ、親の介護に専念しているときは、生活費を親の年金に依存しなければならない。そのため、経済的な問題から介護サービスの利用を抑制することが少なくない。こうした男性介護者にはサービス利用料を免除・軽減するといった配慮も必要になる。

3 男性介護者への支援における地域包括ケアの視点

地域包括ケアの実現には、いわゆる縦割り行政の克服など、制度的に解決しなければならない問題がある。そこでは、自治体、社会福祉法人、社協、福祉団体（民生委員協議会や老人クラブ、当事者団体など）、町内会・自治会、NPO法人、ボランティア団体、サービス事業者などの、多元的な地域組織が果たす役割は大きい。それゆえ、自治体や社協は、伝統的に結びつきの強い、地域の民生委員協議会（民生委員）や町内会・自治会との連携強化を重視している。しかし、今後は、このような伝統的な組織だけでなく、多様な目的をもった地域組織と、さまざまなきっかけを通して、地域包括ケアの実現という目的を共有したネットワークを形成することが重要になる。こうしたネットワークの形成は、社協だけでなく、地域包括ケアシステム構築の推進役として位置づけられている地域包括支援センターの果たす役割が

大きくなるだけに、その強化が喫緊の課題となる。

4 企業側の介護休業制度など家族介護者に対する制度への理解と運用

『報告書』は、労働環境における男性介護者への配慮についても言及している。すでに多くの労働者が、その両親あるいは配偶者の介護問題に直面するようになってきている。国（厚生労働省）は、こうした問題を解決するために「介護休業制度」を制定したが、その運用面において、いくつかの課題がある。つまり、本調査研究の結果から、①介護休業を取得できる、もしくは取得しやすいのは、女性の、管理職ではない労働者である。また、②一度この制度を利用して職場を離れると、復職が難しくなる。しかも、③半数以上の企業には復職支援の制度がないという現実がある。

こうした理念と現実の乖離から、企業は介護休業制度の定型的な運用にとどまることなく、制度を利用しやすくすると同時に、取得者への復職支援を行うこと、さらにその企業の特性に応じた、独自の「介護休業制度」を創設し、推進する必要がある。そして、このような独自の支援策を行う企業の努力に対して、国（厚生労働省）は福祉と労働の制度的連携を強化し、より一層の支援をする必要があるとしている。

V 単身男性介護者に起こる問題とその対策

ここまで『報告書』にもとづいて、男性介護者の実態把握から、男性が介護者となる場合のニーズとその支援策を検討してきた。しかし、この調査研究が対象としている男性介護者とは、男性介護者が主介護者になり、例えば主介護者のきょうだいなど、そのほかの家族が副介護者として主介護者と介護を分担したり、技術的、経済的、時には精神的にサポートしたりしている場合も含まれている。一方では、介護を担うほかの家族が全くいないために、自分が介護を担わざるを得ない状況のなかで、ひとりで介護をする、もしくはひとりで介護をしなければならぬ男性介護者も存在

する。本論の目的を果たすためには、後者の状況におかれている男性介護者にも焦点を当てて、彼らが家族の介護をする場合のニーズとその支援策を検討する必要がある。なお、上記のような状況にある男性介護者のことを、本論では「単身男性介護者」と呼ぶことにする。そこで、まず既述の面接調査の結果のなかから、単身男性介護者に起こりうる固有のニーズを分析し、その上でそうしたニーズに対応する支援策を検討していくことにする。

1 単身男性介護者に起こる固有の問題

はじめに単身男性介護者に起こりうる問題点を面接調査の結果から抽出すると、次の4点を挙げることができる。

第1は、炊事や洗濯、介護などの生活技能が不足しているという問題である。これは、特に介護を担い始めた時期に問題として表面化するようである。また、身体介護の場面では、介護者の介護技術が不足していることによって、要介護者の状況や必要な援助を理解することができないため、介護者の考えが要介護者のそれと合わずに口論になってしまうこともある。

第2は、単身男性介護者には自分自身が描く「自己流の介護」以外は認めない傾向があるという問題である。これについて、支援する立場である自治体や社協は、単身男性介護者には「独善的・自己流の介護に固執する傾向がある」と面接調査において回答している。これについて、単身男性介護者は、介護保険外のサービスが利用しにくい、悩みがあってもひとりで抱え込んでしまう、新しい地域に移動すると地域の人との人間関係が希薄になり、引きこもりがちになることがあるなどと回答をしている。このように、周囲の人との関係を断っていくことによって、要介護者と家族介護者は、ともに十分な支援が受けられないという悪循環を生み出す。そのため、問題が深刻化しやすいようである。

第3は、介護者の生活費の確保の問題である。単身男性介護者の生活費は要介護状態にある親の年金に依存している場合があるという、自治体や

社協の担当者の面接調査の結果がある。一方、介護者にとって介護を担うことは、どのようにして仕事と介護を両立するのかというよりも、現状では退職を選択せざるを得ない状況が存在するようである。そのため、家族の介護を理由として仕事を辞めてしまう場合、就労で得られる収入がなくなる。特に単身の場合には、ほかの家族と介護にかかる経済的な負担を分担できるというわけではないので、生活費の確保という点において問題となりやすいようである。

第4は、介護者が介護の終わったあとのことも含めて、将来の人生を展望できないという問題である。面接調査のなかで、将来について「漠然としている」「現時点ではわからない」という回答がある。自分が介護をする以外に代わりがない状況のなかで、介護をしなくてはならないという現実に対応するために、将来の自分の生活のことまで考えられない人もいることが分かる。

上述の点から、単身者の場合、生活技能や介護技術を獲得したり、相談したりできる相手が家族のなかにはいないことや、介護および介護にかかる費用を分担する相手が家族のなかにはいないという状況におかれることが少なくない。したがって、そうした状況のなかで、男性がひとりで介護を担おうとすると、男性固有の問題が生じることから、いずれも「社会的孤立」へとつながる可能性が高いと考えられる。このことから、要介護高齢者の日常生活を支援する場面において、家族による介護が大きな役割を担うのであれば、要介護高齢者のみならず、家族介護者に対して支援することも重要になる。特に社会的孤立につながりやすい単身男性介護者を支援する場合には、専門職による支援関係のなかに包摂した支援体制をつくる必要がある。以下、この点を踏まえて、単身男性介護者に必要な支援を孤立防止の側面から検討してみたい。

2 単身男性介護者の問題への対策

2.1 要介護者が利用するサービスと単身男性介護者が利用できるサービスの保障

まずは、要介護者が利用可能なサービスが保障

されていなければならない。現在も「地域包括ケア」の実現に向けて、要介護高齢者の生活を支える介護基盤の整備が図られているが、要介護者が利用できる介護サービスの量や種類をさらに整備し、その質を保障して、必要に応じてそれらを利用できるようにする必要がある。

このように、要介護者に対するサービスを保障したうえで、介護者に対する支援も必要になる。特に単身男性介護者の場合、家族のなかで介護について相談する人も、実際に介護を分担する人もいない。そのため、ひとりで懸命に介護に携わる傾向がある。このとき、介護に専念するあまりかえって問題が生じて、深刻化することになる。例えば、単身男性介護者は、利用するサービスなどが介護者の意に沿わないと、介護事業者との関係を悪化させてしまうことがある。そして、介護支援専門員（ケアマネジャー）が両者の関係を調整しようとしても、結果的にそれ以降、どのサービスも利用しないという状態を作り出す場合がある。このような状態になると、家族の介護機能が低下するだけでなく、要介護者を取り巻く支援関係も縮小し、社会的孤立状態を引き起こす可能性が高くなる。こうした状況を防ぐためには、要介護者へのサービスのみならず、単身男性介護者に対する相談援助サービスの保障が重要になる。

そのうえで、家族介護者が担う介護と、社会化された介護が担う介護の調整が必要である。家族が担う部分が大きいと、単身男性介護者の場合、対応できる生活技能や介護技術が伴わず、さらにひとりで懸命に介護を担おうとすれば、自治体や社協の担当者が語る「独善的・自己流の介護」となり、虐待につながるような不適切な介護をしてしまう恐れがある。また、場合によっては介護に対して消極的な態度となり「介護放棄」といった問題につながる恐れもある。

こうした男性の特性により引き起こされる「問題」に対応して、介護技術の不足への対応とともに、介護をひとりで抱え込まないような環境をつくりながら、単身男性介護者でも介護が担えるような支援体制を構築することが必要となる。そのため、特に単身男性介護者への支援として、要介

護者の介護ニーズに対応するだけでなく、家族介護者のニーズにも対応できる支援関係を、専門職を含めて形成できるシステムが必要である。

2.2 単身男性介護者の生活費（所得）の保障

要介護者や家族介護者に対するサービスが充実していても、その利用料が負担できなければ、サービスを活用することはできない。そのためには、介護サービスを利用しながら生活できる所得を保障することが必要である。それは、要介護者にとっては、自分の収入（年金や預金など）によって、介護サービス、そのほかの支援を受けながら生活できること、また介護者にとっては、家族の介護を担うことになっても、自分の生活を維持できる収入があることを意味する。面接調査の結果から、現状では要介護高齢者の収入だけでは必要なサービスを十分に利用できず、その費用を介護者が支出することによって支援が成り立っている場合がある。介護者の経済的負担が大きくなり、生活していくことが困難になれば、要介護者のために介護サービスなどの支援を利用しようというインセンティブが働きづらくなり、要介護者が適切な介護が受けられないばかりか、要介護者ともども孤立状態になることが考えられる。

また、介護者の生活費については、老齢年金の受給権がある男性介護者の場合は一定程度の収入を確保することができる。しかし、要介護者の年金によって、介護者の生活が成り立っている場合があることにも注目する必要がある。つまり、老齢年金の受給権がない、退職しても老齢年金が受給できるまでに長い期間がある、若い単身の男性介護者の場合には、介護後の生活において、新たなニーズを生み出しやすい状況があると考えられる。つまり、こうした男性介護者の場合、現在の生活と将来（介護後）の生活の両方を考えなければならないのである。たとえ現に介護に専念している状況において、親の年金によって自分の生活が保てていたとしても、介護が終わるとともにそうした生活も終わることになる。これらのことから、要介護者が利用できる介護サービスを保障したうえで、要介護者がサービスを利用するための

費用を含めた生活費と、介護者の生活費を保障することは、ほかの家族からの支援がない単身男性介護者の支援にとって特に重要である。

2.3 単身男性介護者の地域と職場における居場所の保障

男性介護者が単身で家族の介護を担わなくてはならない状況になっても、その地域で孤立しないよう、地域との関係性を維持し、孤立状態に陥らないような生活環境を保障する必要がある。単身男性介護者が地域の介護サービス、そのほかの支援を利用することによって、その地域の支援者と関わりをもてるような人間関係を構築していくことにより、単身男性介護者は地域の事業者や支援者によって技術的・精神的に支えられ、介護負担を軽減することができる。換言すれば、それは要介護者と単身男性介護者の双方にとって安心して暮らせる、なじみの生活の場（空間）となることである。われわれが、このような地域にしていくなめには、要介護者や介護者と、介護サービス事業者、地域組織、地域の支援者などとのネットワークをつくっていくことが重要になる。そこでは、介護者が、ほかの男性介護者を支援するという役割を担うことも可能になるに違いない。

また、男性が「仕事」をすることによって、自らのアイデンティティを維持できるということから、就労の保障も重要になる。それにはまず介護を担っている状況においても、就労を続けながら家族の介護にかかわることができるような労働環境が必要となる。つまり、単身男性介護者に必要なのは、安定した雇用関係のなかで、家族を介護しながら、自分の生活を継続できるような働き方ができる職場環境が重要なのである。そのためには、再雇用を前提とした離職や、短時間でも職場で活躍できるような働き方など、単身の男性でも介護を担えるような制度設計が必要になる。しかし、面接調査の結果から、これを実現させるためには、企業の相当な理解と努力にかかっているといえる。

この点についていえば、家族の介護にかかわる部分に対して、介護手当等を支給することによ

り、現在の生活費を確保することも検討する必要があるのではないだろうか。この場合の「介護手当」は、仕事において働き方を変更した分の所得減少の補償ともいえる。そのため、不足する介護サービスの、家族による代替に焦点をあてた手当ではないという点において、介護保険制度導入時に議論されたものとは目的が異なると考えられる。

VI 本論のまとめ

現在、わが国では地域包括ケアシステムの理念にもとづき、「住み慣れた地域」を基盤とした生活支援のしくみを構築することが政策課題となっている。そして、その実現のためには、利用者の多様なニーズに総合的・包括的に対応することが求められている。ここでいう「利用者」とは、介護が必要な高齢者だけを指すのではなく、家族介護者までも含めて考える必要がある。

しかし、家族介護者への支援は、十分に行われていない状況にある。本論ではこうした家族介護者のうち、単身で男性の介護者に焦点を絞って論じてきた。単身男性介護者は、彼らもつ固有のニーズから、介護を担うことで社会的孤立が助長される可能性が高い。そのため、要介護者の介護ニーズに対応すると同時に、単身男性介護者への支援も行われなくてはならない。そこでは、単身男性介護者が家族の介護をしながら生活をするため、要介護高齢者のニーズに対する医療や介護、そして福祉（生活支援サービスも含む）などの要介護者のサービス保障だけではなく、家族介護者の住宅や労働、所得といった介護者の日常生活の基盤をも保障する、多層的・多層的な支援体制が求められる。

そして、これらの支援は単に現金を給付したり、サービスを提供したりするだけでは実現しない。それには、家族の介護を契機として、医療・介護・福祉などの専門職、家族介護者、要介護者本人が相互に支援関係を築くことが必要となる。そして、家族介護者が介護のできるような状況を作るだけでなく、現在の生活と、将来の生活を維

持し、さらにはその生活の質（QOL：Quality of Life）を向上させながら、家族介護者もまた自己実現をしていかなければならない。そして、それを支援するためには、特に単身男性介護者の場合、家族としての役割を担いながら、地域と職場にも居場所をもち、自らのアイデンティティを保ちながら生活できる環境があることが重要になると考えられる。そのためには、単身男性介護者を、介護を担っている家族としてのみ捉えるのではなく、固有のニーズをもつ支援の対象者として、地域の支援関係のなかに包摂していくような取り組みが必要である。

単身男性介護者の場合、このような人間関係をもとにしたネットワークを通じてできる、地域での居場所と、仕事を通じてつくり上げた居場所の両方を、緩やかに維持し続けながら、生活していくことが重要になるのではないだろうか。そのためには、単身男性介護者に対して、就労と介護を同時に保障していくシステムが、これからより一層、必要になると考えられる。

謝辞

本論は、一般社団法人全国介護者支援協議会が受託した「男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究事業」（厚生労働省・平成22年度・老人保健事業推進費等補助金・老人保健健康増進等推進事業）の研究成果にもとづく論考である。本調査研究にご協力、ご回答くださった自治体、社協、企業および男性介護者の方々、またさまざまな資料やデータなどを提供していただいた全国介護者支援協議会のみなさまにはこの場をお借りして、心より感謝申し上げます。

執筆分担

本論は、I・VIを和気康太が、また、II～Vを望月孝裕が分担執筆している。

参考文献

- 厚生労働省（2016）「国民生活基礎調査」。
- （2017）「簡易生命表」。
- 斎藤真緒（2011）「男性介護者の実態把握と支援の課

題：男性介護ネット第1回会員調査から」(調査報告), 『立命館産業社会論叢』, 47 (3), pp.111-123。
笹谷春美 (2012) 「ケアをする人々の健康問題と社会的支援策」, 『社会政策』, 4 (2), pp.53-67。
全国介護者支援協議会 (2011) 『男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究事業報告書』 (平成22年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)。

総務省 (2016) 「平成27年国勢調査」。

松井由香 (2014) 「男性介護者の語りにみる『男性ゆえの困難』:セルフヘルプに集う夫・息子の事例から」, 『家族研究年報』, 39, pp.55-74。

(わけ・やすた)
(もちづき・たかひろ)

A Consideration on Issues of the Daily Living of Single Male Caregivers and the System of Social Support for them: Through Recent Researches on “Social Support for Male Caregivers”

Yasuta WAKE*¹ and Takahiro MOCHIZUKI*²

Abstract

The Long-Term Care Insurance for the elderly started in the 21st century in Japan. Since then, care services which support the daily life of the elderly have been substantial in both dimensions of quality and quantity. However, the burden of the family caregiving is still serious. The family caregiving has been considered as female matters. But it becomes universal regardless of the age and the gender. Therefore social supports for caregivers have been necessary. They are and will be urgent tasks in the Japanese society.

The purpose of this article is that social supports which can be made sustainable in the daily living and caregiving for the family are cleared through analyzing problems of livelihood of single male caregivers.

According to results of the existing researches including our one, following three points are clarified: 1) Social supports for single male caregivers are still quite few, and they don't function sufficiently. 2) Single male caregivers are tend to be socially isolated, and they need several supports which should be started fixedly at the next life stage of ending caregiving. 3) It is difficult for single male caregivers to make use of the system of compensations for the family caregiving in continuing an employment in terms of keeping male identities.

Keywords : Care for the Elderly, the Long-Term Care Insurance for the Elderly, Single Male Caregivers, Social Supports for the Caregivers, the Integrated Community Care System

*¹ Professor, Faculty of Sociology, Meiji Gakuin University

*² Researcher, Institute of Sociology and Social Work, Meiji Gakuin University

家族社会学における「小さな世帯」

池岡 義孝*

抄 録

本論文は、小さな世帯の増加と社会保障について、日本の家族社会学がこれまでどのような議論をしてきたかを検討することを目的とする。その目的を達成するために、検討の対象とするのは、今から約50年前の「核家族論争」の議論と、日本の家族社会学の創始者である戸田貞三による第二次世界大戦以前の1920年代の議論である。検討の結果、今からみるとかなり古いこの2時点においても、小さな世帯の存在を問題視し、それへの対策として社会保障の必要性を主張する議論があったことを再確認することができる。したがって、現代における小さな世帯の増加とそれに対する社会保障の拡充の問題を考える際には、これらの古い重要な議論を踏まえて検討する必要があるといえる。

キーワード：核家族論争，家族構成，世帯概念，社会保障，都市化

社会保障研究 2017, vol.2, no.1, pp.77-89.

I はじめに

「小さな世帯の増加」は、現代の今日的な現象に限定されるものではなく、戦後日本の家族変動の大きな特徴だった。戦後日本の家族社会学研究では、家族変動を家族機能の縮小と並んで、構成の単純化（＝核家族化）と規模の小規模化（＝小家族化）という特徴をもったものとしてとらえることが一般的だった¹⁾。その前提にあるのは、戦前の家制度のもとでの三世代家族を典型とする直系家族制から、核家族を典型とする夫婦家族制への家族変動の方向性で、それがそのまま核家族化、小家族化に重なっていたといえる。このうち、小家族化は一貫してとどまることを知らないが、構

成の単純化の方も、もうそれ以上分割できない最小限の安定した単位としての核家族にとどまることなく、さらにそれが分割され細分化され、あるいは家族を構成しない個人化の方向にまで突き進んでいるのが現状だ。そのことがまた同時に、家族の小規模化をさらに促進する要因ともなっている。今日の社会が直面している小さな世帯の増加は、したがって戦後の家族社会学の予想をはるかに超えて進行しているということができよう。

しかし、今から50年以上も前の高度経済成長期の1960年代に、今日あるこうした事態を重要なテーマとする論争があった。山室周平が提起し、主に森岡清美との間でかわされた「核家族論争」がそれである。さらに、この論争は、論争の過程で山室が日本の家族社会学の創始者である戸田貞

* 早稲田大学人間科学学術院 教授

¹⁾ 代表的なものとしては、森岡清美編（1972）などをあげることができる。

三を引き合いに出したことで、戦前の戸田貞三の家族研究に再度光を当てることになった。山室は、1920年代の段階ですでに戸田貞三が世帯の小規模化について今日にもつながるような論点を提起して、それが戸田の家族論の重要な部分ともなっていたことを指摘したのである。これらの論争や議論の論点は、いまわれわれが直面している小さな世帯の増加と、それに関連して社会保障による社会的な対応が必要な家族問題や社会問題をあわせて論じるきわめて重要なものだった。しかし、核家族論争は十分に論じられることなく終結してしまい、今日ではその論争や議論自体が忘れられつつあるのが現状である²⁾。戸田貞三の家族論についても、これまでの定説以上の議論がなされることはあまりない³⁾。しかし、現代の小さな世帯の増加と社会保障の問題を考えると、こうした過去の重要な議論からわれわれが学ぶことは予想以上に大きいのではないだろうか。

本稿では、家族社会学の研究のなかで、小さな世帯の増加とそれに関連する社会保障等の問題がこれまでどのように議論されてきたのかを検討する。具体的には、いまから約50年前の戦後の核家族論争と、約90年前の戦前の戸田貞三の家族研究を関連づけて検討し、それらが現代の小さな世帯の増加と社会保障をめぐる問題に対してもつインプリケーションを提示することにした。

II 核家族論争と小さな世帯

1 山室が提起した核家族論争

周知のように、「核家族論争」と一般に呼ばれる論争は、1963年の山室論文から開始されるものとされている。しかし、山室自身はそれに先行する2論文〔山室(1957b・1958)〕においても核家族論に対する疑義を提起していることを1963年論文の冒頭で明記していることから、山室のなかでは

1950年代後半からその構想はできあがっていたとみるべきだろう。ところが、山室が構想を練り問題提起をした1950年代後半ないし1960年代の前半段階では、小山隆をはじめとする戦後の日本の家族社会学者の大半は、すでに核家族論をおおむね支持し受け入れていた。なぜなら、戦後再出発した家族社会学は、戦前に支配的だった封建的な家および家制度を実践面でも研究面でも批判して乗り越え、戦後的な新しい民主的な家族モデルを提示するという使命を与えられていたからである⁴⁾。そのようななかで、アメリカの人類学者マードックが提示した核家族論〔マードック(1949=1978)〕は、戦後日本の家族社会学にとって研究面でもまた実践面でも願ってもない家族モデルと位置づけられた。山室に従って核家族論一般を規定すると、「核家族、すなわち夫婦とその子からなる家族をもって、それ自体として、あるいは複合家族を構成する不可欠な、最小限の単位として、歴史と地域をこえて普遍的に存在する家族形態であることを主張する学説」〔山室(1963a), p.24〕となる。この核家族論は、戦前の家制度のもとでの直系家族を、核家族を構成単位とする複合家族としてとらえ、それが分解して単体で存在する核家族へという図式によって戦後日本の家族変動を説明することができる点が、高く評価され支持されたのである。

山室は、それにあえて反対して核家族論を批判した。『ケース研究』の2号にわたって掲載された大部にわたる詳細な論考の批判のポイントは多岐にわたるが、本稿のテーマに引き寄せて絞り込むと、核家族を家族の安定的で最小限の単位と認めることはできないというものだった。戦後の復興の時代が終わりをつげ、高度経済成長に突入した1960年代当時の家族について起こりつつある問題を念頭において、核家族がさらに小さく分解して、父子、母子のダイアドや単身者になることを

²⁾ 論争の概要とそこでの言説の応酬については、池岡・木戸(1996)を参照されたい。

³⁾ 例外的な最近のものとして、シェアハウスなどの研究との関連で世帯と家計にアプローチしている久保田(2012)、戸田の研究を一部引き継いだ森岡の研究を継承する田中(2015)、さらに本稿の後段でふれることになる石黒(2007)や杉田(2010)をあげることができる。

⁴⁾ この点については、池岡(2016)を参照されたい。

重要視し、新しい家族理論はそれを含めて問題にすることができなければならない、と核家族論を批判したのである。つまり、山室は核家族論賛成派よりも、その当時にも増加しつつあった「小さな世帯」のことを重要視した問題提起をしたといえる。

2 山室が問題視した「小さな世帯」

では、山室は核家族が分解してできる「小さな世帯」を具体的にどのようなものとして把握し、それに対していかなる対策が必要だと考えていたのか。山室の先行する論文〔山室 (1957b)〕にもすでにその記述がある。この論文の主題は家族の歴史的発展であるから、その冒頭で、核家族論者の歴史を通じての普遍性の主張に疑問を提起して、「それぞれの歴史的事情の下で家族一夫婦家族ですら一を支えてゆくためには容易ならぬ困難性があった。同居しえなかった人々、離散を余儀なくされた人々、もともと家族を持ちえなかった人々。そうした人々も歴史的にはけっして少くなかった」〔山室 (1957b), p.1〕とする。そして、核家族論者がどの程度このような事実の理解の上に立っていたかという点について疑問を呈しているのである。また、同論文中の結語の「家族の近代化について」の項で、日本の事例ではないが、18世紀イギリスの産業化の過程で新興都市において工場労働に従事する労働者に関して「彼らの生活は雇傭され、賃金を支払われることによって支えられねばならないのであるが、往々労働の意欲をもちながら、労働の機会を与えられないために、自己の家族をつくることを引き延ばし、あるいは支えられなくなるという新たな問題を生ずるにいたっている」〔山室 (1957b), p.15〕としている。これは、18世紀のイギリスに関する記述だが、後述する戸田が注目した戦前の日本の都市における下層労働者の境遇と重なり、それを彷彿とさせるものとなっている。この論文における「小さな世帯」の具体例は、したがって、結婚しても別居状態であったもの、離散したもの、さらには結婚すらできなかったものということになる。

先行するこの論文が歴史的な考察を対象として

いたのに対して、1963年論文では、その当時における家族の現代化との関連で核家族論の問題点を取り上げている。具体的には、アメリカやイギリスにおける母子世帯の割合の増加であり、イギリスの東ロンドンについては「独居や別居の老人世帯が、老人を含む世帯の半ば以上にたつしている」〔山室 (1963b), p.19〕として、老人の単独世帯の増加を取り上げている。山室はここで、「小さな世帯」に対して「核家族に満たない世帯」〔山室 (1963b), p.19〕という印象的な表現も用いている。周到に準備された論考であるから、山室はこれらについて家族周期の観点から検討することも忘れてはいない。「家族の周期の点からみて、夫婦世帯は結婚当初、子なき場合、および子の独立後に当然生じうべき形態であり、また父子および母子世帯は両親が同時に死亡（失脚その他）しないかぎり必至であり、したがって、それらの形態が全世帯中に一定の割合を占めるべきは当然であり、いわばノルマルであるということができであろう。しかるに、それがアブノルマルと考えられるのは、それらの形態を存続させることが往々極めて困難であり、悲惨であるからであり、アブノルマルであるのは、それらの世帯そのものであるよりは、むしろ、それらがおかれた社会状況の側であるというべきであろう」〔山室 (1963b), p.21〕としている。山室はこれら「小さな世帯」がアブノルマルになることがあることを問題視したが、当時の日本の家族社会学者の多くは、これら「小さな世帯」をいずれは核家族を形成する、あるいは核家族を形成したあとにくるノルマルなものとしてとらえていた。その代表例が小山隆だった。山室は小山の昭和35年国勢調査の1%抽出結果にもとづく「核家族的」世帯の算出の仕方を取り上げて、それを批判している。すなわち、小山は「核家族的」世帯を65.1%と算出したが、そのなかには「本来の核家族世帯の他に、単独世帯、子のない夫婦世帯、および、配偶者のいずれか一方を欠く世帯を含んでいる点に留意する必要がある」〔山室 (1963b), p.17〕とし、それらを合わせた22.54%という割合は、本来の核家族世帯割合の42.56%の半数以上を占めていることを看

過するわけにはいかないと批判しているのである。

3 「小さな世帯」と社会保障

山室は、「小さな世帯」がアブノルマルなることを「社会状況の側」と関連させている。この「社会状況の側」とは、世帯がおかれている社会構造や社会の諸条件を指しているが、そのなかに生活が困難な世帯を支援する社会保障が含まれていることに注目すべきである。社会保障による支援があればこれらの「小さな世帯」もノルマルでありえるが、それがないとアブノルマルになってしまうと注意を促しているのである。すなわち、「問題は独居、別居、ないしは母子の世帯を必要に応じて選びとることを可能にするための、より基礎的、一般的な条件としての社会保障制度や経営体による保障が、他の国々においても逐次準備され、推進されつつあるという点にある」〔山室(1963b), p.21〕として、日本で立ち遅れている社会保障制度の整備の必要性を主張している。この点についての記述は入念で、さらに注も補足されている。「現代家族は一面において社会保障の推進との関連において、捉えらるべきであると同時に、それを必要とするごとき事態の進展との関連において捉えらるべきは、もちろんである。1929年の世界恐慌につづく深刻な不況を契機として、(中略)社会保障が、アメリカにおいては1935年の連邦社会保障法の制定によって、またイギリスにおいては、1948年のビヴァリッジ案の全面的実施によって実現されるにいたっているが、その推進には国によって遅速があり、日本においては、なお統一的な社会保障制度の実現にいたらず、部分的改善が行われているに過ぎない」〔山室(1963b), p.22〕。山室がこのように社会保障の重要性を強調するのは、1950年代の半ば以降、イギリスの東ロンドンの労働者地区の老人生活と家族・親族関係の研究に精力的に取り組んでおり、当時のイギリスの社会保障政策の推進に教えられるところが大きかったためである⁵⁾。

このように、1963年論文において「小さな世帯」として明記されているものの具体例は、母子世帯、父子世帯、単独世帯であるということになる。山室によれば〔山室(1963b), p.22〕、これらは家族の「現代化の過程において生ずる諸問題」であるとされ、それへの対応として社会保障制度の整備が急務であることを強調している。そして樹立されるべき「新しい家族の一般理論としての現代家族社会学」はそうした諸問題の解決に資するものでなくてはならないが、核家族論はそれをみたくすものではないと批判して論文を終えている。

4 森岡の反論と山室の再批判

これに対して、核家族論推進派の先頭に立っていた森岡清美から、直ちに反論論文が寄せられた〔森岡(1964)〕。そのなかで「小さな世帯」について論述されているのは次の箇所である。「比率が高まりつつある母子世帯と父子世帯をどのように把握するか、山室氏は、核家族論を去つて母子ダイアド論にまで下降する必要を、この辺に求めておられるようであるが、(中略)私は、父のいない世帯、母のいない世帯では、それぞれ父、母の役割を誰がいかように代行しているか、あるいはどの点で代行が困難であるのかを、核家族論的発想のもとに精査するのが、より生産的である、と考えるのである。(中略)現実に核家族の形態をとらない場合には、それはどうしてなのか、また、核家族に帰された例の四つの機能がどのような仕組みで果されているか、また果すことが阻まれているか、こういう点を調査する視角が、理念型としての核家族と現実との距離を手がかりとして、うち出されるのを重視するのである」〔森岡(1964), pp.25-26〕。このように、先行する山室論文に込めるかたちで、母子世帯と父子世帯が「小さな世帯」の具体例として取り上げられており、母子ダイアドを基本単位とするとして山室を批判している。また、この論文執筆時の戦略なのだろうか、これ以前の1950年代初めから森岡が自らの家族研究の中心的なテーマとして取り組んできた

⁵⁾ 山室(1957a)を参照のこと。

家族周期論を用いた反論は明示的にはまったくなされていない。むしろ、家族機能の代行や不全といった観点から核家族論の有効性を主張するものとなっている。さらえば、この論文の限りではあるが、「小さな世帯」に関わる諸問題に対して、山室のように社会保障の整備等の社会的対応策を提起することはなされていない⁶⁾。この反論論文を執筆した森岡のスタンスは、あくまでもアカデミックな観点から戦後家族社会学の基礎理論として核家族論を擁護することにあつたとみることができる。したがって、反論の最後を、「今日われわれが手にしうるメスのなかでは、ずば抜けた切れ味をもつ概念として、私はこれ(=核家族論、著者補足)を高く評価し、その能力の限界まで使いこなしてみる必要を痛感するものである」〔森岡(1964), p.26〕と結んでいる。

山室は、森岡のこの反論に応えるべく直ちに再批判の論考〔山室(1964)〕を執筆した。この論考で、先の山室の長大な核家族論批判論文の論点がきわめて明確なために整理されるが、「小さな世帯」についても、これまでの論考に比べて格段に具体的なカテゴリーが示され、それが生み出される社会的背景についても明示的に提示されている。「核家族を本来の意味でのIdealtypusとする核家族論は、近代化にともない、複合家族の内部において核家族のユニットが顕在化し、やがて『核分裂』する趨勢を巧みにとらえた点において有効であった。しかし、その後における『家族解体』や、就労事情、社会保障の推進等の諸変化にともない、単独、夫婦、父子、母子等のユニットがそれとして、定着化する可能性増大の兆しもない。とすれば核家族を、『安定的な』、最小限、かつ不可分のユニットとするIdealtypusによる現状把握には、自ら限界がある。現代家族社会学は、むしろ積極的にそれらのユニットをとりあげ、それらの離合集散の追求、究明を重要課題とすべきである」〔山室(1964), p.4〕。つまり、「小さな世帯」は核家族がさらに分裂した「単独、夫婦、父子、母子等のユニット」であり、それらは

「家族解体や就労事情、社会保障の推進等の諸変化」を背景にして増加し、定着するにまで至る可能性が高まっている。そうだとすれば、核家族を「安定的な、最小限、かつ不可分のユニットとする」核家族論には限界があり、現代家族社会学は、それらのユニットを取り上げ、それらの離合集散の追求、解明を重要課題とすべきだとしているのである。

山室としては、森岡の反論に応えたこの再批判の論考で論争のポイントを整理し、森岡の再度の反論を期待していたものと思われる。なぜなら、山室の「論争」に対するスタンスはつぎのようなものだったからである。「一般に、研究者の間においては、批判にたいし支持者の側からの反論が提起されるのは当然のことであつて、格別異とするには足りないし、反論にたいして、批判者の側から再批判が行われることもありうべきことである。そうして、そのようなプロセスの積重ねが、研究を推進させる上において不可欠であるし、また望ましいことでもあるという点については恐らく何人も異論のないところであろう」〔山室(1964), p.3〕。だが、結果的には、森岡から再反論が寄せられることはなかった。そこには、森岡なりの根柢があるとみることにもできる。反論論文の冒頭で森岡は、「この小論の意図は山室氏の高見を批判することにあるのではないから、いちいち氏の文章を引用しないし、また氏の述べられた範囲に議論を限定もしないであろう。目的とするところは、核家族論がいかように有用であるかを論じ、そして現代家族社会学の基礎理論をなおそこに期待しうるのではないか、ということを書いて、大方のご批判に委ねることにある」〔森岡(1964), p.22〕と自らのスタンスを限定しているからである。

論争が研究を推進させるうえにおいて不可欠であるという観点からは、森岡の再反論があることが望ましかったが、森岡からの再反論が寄せられることはなく、核家族論争は山室が1968年論文で自ら終結宣言をして終わってしまった⁷⁾。結果的

⁶⁾ もちろん、森岡には、森岡(1968)をはじめとする、家族と社会保障をテーマにした多くの研究成果がある。

⁷⁾ ただし山室は、その後の論考でも(例えば山室(1970a)), 核家族論批判をくり返している。

には、最初に核家族論反対の立場から問題提起をした山室が多くの論文を提示し、賛成派は森岡、松原、執行、老川がそれぞれ論文を提示しただけで終結してしまった。この重要な論争が、そうした批判、反論、再批判、再反論といった応酬が十分に行われることなく終結してしまったことは、家族社会学にとって大きな損失だったのではないかと、いまにして思うのである。

5 核家族論争の終結宣言と戸田家族論への架橋

山室は1968年の終結宣言論文で、これまでの批判論文をまとめるかたちで総括している。まず「小さな世帯」を取り巻く社会的状況について記述し、社会保障制度の整備の必要性を主張する。すなわち、他国においては第二次世界大戦前後から急速に発展した社会保障制度が社会政策の中心となっているが、日本の状況については1958年発行の『社会学辞典』の「社会保障」の項を引用して、「今日までのところ、健康保険や、生活保護法や失業保険などが分散的に改変をみただけで、統一的な生活保障制度は、財政的な理由から実施するに至っていない」〔山室(1968), p.18〕とする。そうした社会保障が未整備であることに加えて、従来からあった「家」による私的な保障にも期待できない状況のもとでは、「核家族を実質的に支えてゆくにも、頻頻容易ならぬ困難性がある。離別や、別居を余儀なくされる人人、結婚をひきのばされている人人、他方では老親との同居にあえいでいる人人、白眼視にたえて同居している老母たち、あるいはさらに形の上では核家族であつても、実質性を失つて形骸化し、空洞化している核家族の成員たち、のごとき人人も少なくはない。そうして、核家族の『普遍性』は、そうした人人にとつて焦燥と苦痛と屈辱を与える、いわば『高根の花』となる恐れもなしとしないのであつて、(中略)そのような人人の存在そのものが、『核家族』を『無力化』し、『戯画化』しているともいえそうである」〔山室(1968), p.18〕としている。「小さな世帯」で生活することを余儀なくされている人びとの側に寄り添った、これまでより

もさらに感情的ともいえる表現となっている。また、別の箇所〔山室(1968), p.21〕では小山批判を繰り返して、「母子世帯や単独世帯等までを『核家族的世帯』のなかに含めて『核家族化』の傾向が著しいとする見解もある」が、「結婚をひきのばされている人人、老親との同居にあえいでいる人人、白眼視にたえて同居している老母たち、あるいはさらに、夫=父の『蒸発』に泣く母子世帯の人人の立場に立つた場合、そのような『説明』で果して納得できるであろうか」と、その舌鋒はさらに鋭い。

ところが、この終結宣言論文には、少しときをおいて核家族論争の延長戦ともいえる新たな議論を生み出す「種子」が山室によって蒔かれていた。終結宣言論文なので、未練たっぷりではあるが「以上のように核家族論には問題が多いが、現に内外の広範な支持をえているので、比較研究の必要上からも『核家族』の概念を使用することが不可避であろう」〔山室(1968), p.22〕と、いちおうの終結宣言をしている。しかし、それと同時に、日本の家族社会学の創始者といわれる戸田貞三を引き合いに出している。つまり、戸田が、家族から分離して生活する「非家族的生活者」のことを戦前の1920年代から重要視していたことを新たに持ち出して、それが核家族が分解したより小さな単位である「小さな世帯」と重なり合うと指摘しているのである。

当時、戸田の家族論の評価としては、喜多野清一に代表されるように1937年の『家族構成』の前篇の第1章に依拠して「小家族論」であるとの位置づけが定着していた。この位置づけによれば、戸田の「小家族論」はマードックらの核家族論と結びつけられることになる。しかし、山室は後篇の第2章に着目して、「それ(=小家族論、著者補足)からはみ出す部分のあることを早くから洞察し、実証段階でそれを確認し、彼の理論全体のなかに位置づけていた」〔山室(1968), p.19〕ことを評価する。具体的には、第2章の冒頭の第1節「家族の内に於ける人々と外にある人々」で戸田が、大正9年の第1回国勢調査の千分の一抽出写しの分析にもとづいて「家族生活から離れた者が、事実上何

程あるであらうかと云う問題」〔戸田（1937），p.173〕に解答を与えているところである。

戸田は「抽出写しの普通世帯11,134通の一世帯ごとに、同居人、使用人、雇人、徒弟のごとき世帯主と近親関係にないものを一人一人抜き出し、検討を加え」〔山室（1968），p.20〕た結果、家族の外にある、つまり家族から離れて生活している者が全国民の1割以上いることを明らかにした。特にそれが、若年層では15-19歳の男子の33.9%、女子の30.1%、20-24歳の男子の36.3%、女子の17.2%と多いこと、さらに大都市である旧東京市では家族から離れて生活している者が全市民の27.3%、若年層では15-19歳の男子の71.7%、女子の53.0%、20-24歳の男子の69.2%、女子の43.8%に上ることを分析によって示して見せた。山室は、戸田がこうした結果から「都市化と家族の外にあるものとの間には正比の関係がある」〔山室（1968），p.20〕とみて、「此如き都市化の傾向を持つ地方が多くなるに連れて、又都市的生活形式が全国的に広がるに連れて、家族内の人々を外部に誘致する諸社会関係も亦全国的に増加するやうになり、その結果家族内に内的安定の場所を見出し得ぬ人々が将来益々殖へるやうになるであらう」〔戸田（1937），p.198〕と、将来予測をして憂慮しているとしている。その上で、特に家族から離れて生活している割合が高かった若年者を対象にした何らかの社会保障、社会政策が必要であるとしている論文の結論部分を引用している⁸⁾。「此等家族外に生活する者の大部分が心身未完成の若年者であるとせば、此等の者に生活安定と指導とを与へ得べき新なる社会関係が設立されなくてはならぬであらう。只だ此様な社会関係に家族と同様な機能を備えしめることは事実上困難である。従つて此様な社会関係が形造られるとしても、それは家族外に立つ者が家族内に復帰する迄、之に保護と指導とを与へると云う補足的機能を持つに過ぎないであらう。併し（中略）はあることによつて国民生活に起り得る不安が如何に縮少するかを

考へるならば、かかる社会関係の設立を等閑視することは出来ない。」〔戸田（1937），pp.199-200〕。山室は、戸田のいうこの「新たな社会関係」こそ、社会事業や社会保障のことであり、そこに自らと同じ問題意識をみたのである。

このように山室は、戸田が「家族は普遍的であり、あるいは普遍的であるとみるべきだとし、また『心身未完成の若年者』の『生活安定と指導』とを、とかく家族に負わせようと『家族に執着する』人人と戸田は明らかにちがった考えかたに立っていたといえるだろう」〔山室（1968），p.21〕として、戸田も核家族論反対派に立つもので、なおかつ社会保障の必要性を唱えていたと論じたのである。

Ⅲ 戸田貞三の「非家族的生活者」と「小さな世帯」

1 戸田批判の論点としての「非家族的生活者」

しかし、戸田の「非家族的生活者」は、山室がここで初めて取り上げたものではない。それどころか、戦後すぐの段階で、この点こそが戸田の家族論への批判の最大の根拠とされたものである。つまり、それまでは戸田家族論批判の最大のポイントとなっていたものを、山室はその逆に高く評価し、核家族論批判の有力な根拠になると位置づけたのである。

では、従来の戸田批判の論点はどのようなものだったのか。批判の中心にいたのは、戸田と対立する家族論を提示していた有賀喜左衛門の直弟子の中野卓だった。中野は、「日本の家族についての実証的、社会学的な研究は、戸田貞三の名著『家族構成』（昭和12年、弘文堂）を中心とする先駆的な研究によって大きな足場が置かれた」〔中野（1958），p.10〕と戸田をパイオニアとして評価する。しかし、戸田の家族の定義が、国勢調査のデータを用いたという資料的制約はあるものの、大きな問題を含んでいると批判する。すなわち戸

⁸⁾ 戸田の初出の1925年論文および1926年刊行の『家族の研究』に再録された論文と、集大成となる『家族構成』（1937）に再載された論文では結論部分の記述が大幅に修正されている。ここでは、引用した山室にしたがって、1937年のものを提示した。

田が、「家族の概念を明瞭に定義するために、『近親者が永続的に共同する意味を以て形造っている生計単位としての世帯』、すなわち『最も強く感情融合の行われ易い最近親者』である『夫婦及び親子等の近親関係にある者』らが形成している世帯である『親族世帯』こそが、『家族』であるとした」〔中野（1958）、pp.14-15〕点を批判している。批判のポイントは2点にまとめられる。第1点は、戸田が世帯のなかの「非家族的な生活者」を家族から除外して、家族を同居世帯中の親族にかぎるとした点である。第2点は、家族を、その中枢的部分である「本拠世帯」と他出家族員からなる周縁的部分である「分派世帯」を合わせてひとつの家族団体を形成しているとみるべきだという批判である。具体的な記述では、「過渡的・一時的には別居していても、なお家族の本拠たる世帯との間に、広い意味の家政上、家計上の共同をつづけている他出家族員（たとえば遊学中の学生・出稼ぎ者その他）があっても、これを家族の一員として正当に取扱うことを、考慮しておくべきだった」〔中野（1958）、p.15〕となっている。

いずれも批判点の背景には、有賀理論の中核にある日本の伝統的な「家」をもとにして「家族」を考えるとという志向性をみてとることができる。したがって、戸田のように、家族とは別に社会保障の必要性を説くのではなく、「家」による私的な保障を前提とした議論をしている。そのことは、つぎのような記述に示されている。「本拠世帯から、分派世帯ないしは準世帯内にある個人へ、あるいは他の世帯の中に非家族的成員として属している個人への方向で、またその逆の方向で、定期的あるいは臨時の場合に、送金や生活物資の現物支給が行われ、帰省や、別居先への訪問滞在、また同一家族構成員としての隔意ない通信などが、同居の場合に準ずる実質的な生活共同をなりたさせているならば、このような場合、同居世帯ほどの緊密な日常的な直接の生計単位さらには生活単位をなすものではないが、もうひとまわり広い意味での、主として家計的な『世帯』の単位がある」〔中野（1958）、p.17〕。この「家計的な『世帯』の単位」とは、まさに「家」のことにほかならない。

戸田は普通世帯のなかで生活するもののうち世帯主と親族関係にないもの、準世帯で生活するものを「非家族的な生活者」として、これらのものの困難な生活を支えるためには社会保障が必要であると説いた。それに対して中野は、それらを「他出家族員」とし、それらが形成する「分派世帯」は、「本拠世帯」と家計等が一体化しているものとして合わせて「家族」とした。したがって、中野によれば、「分派世帯」を形成する「他出家族員」の問題は社会保障の対象ではなく、日本の伝統的な「家」による私的な保障の対象だということになる。つまり、「小さな世帯」にまつわる問題を、家、家族に回収してしまう議論である。

戦前の1920年代の戸田の議論と、戦後の1950年代の中野の議論が、一見するとその時代が逆転しているかのような印象を与えるかもしれない。しかし、戦後の家族社会学は中野の戸田批判を受入れて、戸田の評価が定着することになる。それは森岡によるつぎのような評価である。「戸田は第1回国勢調査（1920）の1/1000抽出写しを根本資料とし、これに感情融合説を適用して、普通世帯中近親関係にある者だけの共同をもって事実上の家族とみなし、世帯主一族に対して一定の距離を置いていると考えるべき非親族を世帯から除外して家族構成を把握した。しかし家族は、世帯員のうち非親族あるいは遠縁の使用人・同居人を除く一方で、他出中の、したがって調査時点で世帯に含まれていない家族員を併せて成り立っている。（中略）資料の性質上他出家族員を計算に反映させることができないにせよ、少なくともその理論的把握はもっと的確にしておくべきであった」〔森岡（1972）、p.7〕。

この森岡による評価が、戸田家族論に対する一定程度の批判を含んだ定説として定着することになる。しかし、このような評価は果して正しかったのだろうか。その点を問題にして戸田家族論を再評価する論考が、山室の終結論文からちょうど10年後の1978年に宇野正道によって発表された。山室が蒔いた種子は、宇野によってようやく芽吹いたといえる。宇野は、それを皮切りに矢継ぎ早に論考を発表した〔宇野（1980・1981）〕。

2 宇野による戸田家族社会学の再評価

宇野は、戸田の家族社会学を理解するためには、その形成過程つまり初期研究を再検討する必要があるという山室の指摘は妥当であると評価している。しかし、それにもとづいて山室が発表した論文〔山室(1970)〕は、その点に明確に答えるものになっていないと批判して、宇野自らが「戸田の家族理論の形成過程を、戸田自身の論文についての学説史研究によって分析を進める」〔宇野(1978), p.40〕とする。では、戸田の家族社会学の形成過程の学説史研究によって宇野が明らかにした点は何か。

宇野の貢献は大きくは2点にまとめることができる。第1点は、戸田の家族社会学を、欧米留学前の初期研究と結びつけたことである。その初期研究とは、貧困問題や労働問題に関する研究であり、東京帝国大学の助手時代と、それを辞して転職した大原社会問題研究所時代の研究である。具体的に検討されているのは、「何故細民が出来るか」〔戸田(1917)〕と「労働問題の一観察」〔戸田(1919)〕で、宇野〔宇野(1978), pp.44-45〕はこれらの論考から、「研究生活初期のこの時期に特に俸給生活者問題を労働問題の一つとして位置づけよう意識していた点」が、その後「大正期の都市家族とりわけ労働者家族および俸給生活者家族の生活を直接の分析対象とすることになる戸田」の家族研究に影響を与えたとしている。つまり、戸田が第1回国勢調査のデータを分析して明らかにしようとした最終的な目的は、その時点での日本の家族の全体的な実態だったが、家族研究の出発点で重要視していたのは、都市の下層労働者家族、俸給生活者家族だったということである。

第2点は、戸田が、当時、官庁用語としても家計調査の調査単位としても定着しつつあった「世帯概念」を用いて事実上の「家族」を明らかにしたということについて詳細な議論を提示したことである。戸田の世帯概念については、前述したように戦後、中野らによって批判されることになるが、戦前段階では高い評価を得ていた。それを、穂積重遠の『家族の研究』(1926)の書評にみてと

ることができる。「戸田君は大正九年十月の国勢調査の結果を資料として、現在の我国に於ける非家族的生活者が国民総数の一割以上に上ることを証明し、尚其状況を詳細に分析された。(中略)現在の民法はこの否認すべからざる事実を否認して居る。或は少なくとも無関心である。日本人はすべて家族生活をして居るもの、即ち『家』に属するものと前提して規定されて居る。然かもその『家』と云ふのが、実質ではなくて形式である。戸籍簿上の家が必しも事実上の家族的共同生活と一致せぬ。(中略)而して今又家族生活をして居らぬ者の数が予想以上に多いことが確実に証明された。誠に我々法律家に取つての絶好教訓であらねばならぬ。(中略)元来国勢調査が、戸籍上の家を単位とししないで、実際生活上の『世帯』を基準としたことは、当然過ぎる程当然な事とは云いながら、其の事業の一大価値である。戸田君の此の二論文は此価値を充分に発展させたもので、国勢調査の結果を資料とする斯う云ふ研究がモット出て欲しいものである」〔穂積(1927), pp.86-87〕。穂積が高く評価したポイントは、従来の「戸籍」にかわって家族の現実態を国勢調査は明らかにしているが、それを戸田が「世帯」概念を適用して見事に明らかにして見せることに成功しているという点である。世帯概念が確立されてきて、消費単位としての「世帯」をもとにして家族の研究を行うことが、この時代の傾向となってきた。

この時期、行政の側による「世帯」概念は、1914年の「寄留手続令」や1918年の「国勢調査施行令」などを通じて形成されていくが、そうした行政の動きとならんで戸田の世帯概念に大きな影響を与えたものは、大正期における家計調査の成立と展開であろう。その嚆矢とされる高野岩三郎の『東京ニ於ケル二十職工家計調査』では、調査対象の「所帯」は、「家族以外ニ異分子ヲ交ヘズシテ単純ナル家計ヲ営ムモノヲ選ンデ調査ヲ施スベシ。即チ夫婦子弟等ヨリ成ル所ノ一家約四五口ノ親族的所帯ニシテ、下宿人室借り人ト云フガ如キ人ヲ交ヘズ、又所帯主ノ子弟ト雖重ニ所帯主ヨリ扶養セラルルモノニ限ルベシ」〔中鉢編(1971), p.92〕とされる。これをふまえて宇野は、「典型的な労働

者家族の世帯構成を、少人数の親族世帯として把握しようとする視点は、第一次大戦前後の都市家族の実態に接近するための有力な手がかりとして、世帯概念を位置づけるのに強く作用したであろう」〔宇野（1980）、pp.141-142〕としている。そして、そのような世帯概念を「社会学的な家族研究に導入し、家族の実態分析の用具として初めて使用したのが戸田貞三であった」〔宇野（1980）、p.142〕のである。戸田は、東京帝国大学の助手をやめ、高野を初代所長とする大原社会問題研究所に一時所属することになるが、これは戸田の「学究生活の思い出」〔戸田（1953）〕にある、助手の給料は安く食べていけないから「大原社研にでも行って働きたいと思う」という説明をうのみにはしてはならないのではないかと。むしろ、高野の影響をつよく受けたためとみるべきだろう。そうした視点からは、戸田がその世帯概念の規定に当たって、高野の先行する家計調査をもとに、親族のみにそれを限定した理由が理解できる。

戸田は大正期の都市家族、なかでも下層労働者家族に少なくとも初期段階では大きな関心をもっていた。それは、国勢調査のデータを分析した結果として発表した最初の論考が「家族的生活者と非家族的生活者」〔戸田（1925）〕であることに示されている。戸田は、都市下層労働者家族や非家族的な生活者それ自体に直接関心があったというだけでなく、それらを通して家族の将来予測ができると考えていたのではないだろうか。つまり、都市化、産業化、近代化の進展によって、現在都市で生じていることが次第に日本全体に波及していき、ついには日本全体の問題になるという将来予測をしていたと考えることができる。戸田は、東京市、六大都市、全国郡部という地域変数や、年齢変数で国勢調査のデータをさまざまにブレイクダウンして多様な分析を行っている。それは、1回だけの国勢調査データからは家族の動態分析ができないことを理解していたがゆえに、このような都市化の進展の違いや年齢・世代の違いによって、横断分析ではあるにしても、家族の動態予測を試みていたものとみることができるとはならないだろうか。

さらに宇野の議論を補強すべく、別のデータを用いて戸田の初期の問題意識の補足的検討をしておこう。それは、「家族的な生活者と非家族的な生活者」の論考に関して、1937年の『家族構成』に収録された「家族の内に於ける人々と外にある人々」では削除されているが、1925年と1926年の論考には含まれていた自身の体験を赤裸々に述べている箇所である。「自分は長い間学生生活をなし、又学校を出てから後も僅かな俸給で生活を維持して行かなければならなかつたから、此間に於て自分の固有の家族的集団の内に於て暮す事は、極めて僅かであった。それは自分が好んで此様な生活を選んだと云ふよりは、寧ろさうするより致方なかつたのである。下宿の生活とか、寄食的の生活とか、又は他家への同宿と云ふ様な事は、好ましい事ではなかつたが、致方ない方法であつた。併し此様な経験を持つ人々は、単に学生生活をなす人々ばかりではないであらう。毎年大都市に流れ込む何十萬と云ふ賃銀生活者、俸給生活者、又は徒弟、雇人等になる人々の内には、必ず家族的集団の興味を味ひ得ぬ人々が多いであらう。此事は一つには従来自分の生活上の経験からの興味と、更に又それが国民生活上注意すべき事柄であると考へられるのによつて、自分には以前から多少注意を促して居た」〔戸田（1925）、pp.93-94〕。ここには、戸田の問題意識が、比較的ストレートに表現されているとみることができまいだろうか。

中野や森岡は、戸田の問題意識や研究のスタンスについても批判していた。中野は、戸田が『『家族主義』『大家族主義』的な当時の教義に対して、またディレッタント的な大家族への興味にながれる俗説に対して、科学的な啓蒙を行うことには成功しながら、かえってその問題点を充分にとらえられなかつた」〔中野（1958）、p.15〕としている。しかし、貧困問題や労働問題をベースにした戸田の家族研究への姿勢は、「科学的な啓蒙」というには当たらないのではないかと。また、森岡も、有賀と対比して戸田の説明原理を「経験的事実としての都市知識層の家族生活のなかから説明原理が抽出され」〔森岡（1957）、p.18〕たとしている。たし

かに、戸田自身は兵庫県の郡部出身ではあるものの、長年の東京生活で自身はまぎれもない「都市知識層」であった。しかし、かれの見すえていたのは、自身のような「都市知識層」が形成する家族というより、上記の自身の体験にも記されているように、農村から都市に大量に流れ込む賃銀生活者、俸給生活者、徒弟、雇人等の下層の労働者であり、その家族だったのではないか。明治以降の貧困、細民研究では家族すら形成できない都市スラム住民が研究の対象となっていたが、それ以降の近代化、産業化、都市化の進展のなかでは、そのスラムから脱出してまがりなりにも家族を形成することができる下層の労働者層が形成されるに至る。この層を対象にして高野らの家計研究はなされたわけで、その高野の影響をつよく受けたと思われる戸田も、同様にこれらの層を対象にして自らの家族研究を出発させたとみることができる。

IV むすびにかえて

山室の蒔いた種子によって、1980年前後に復活した戸田家族論をめぐる議論ではあったが、その後、1985年に山室が亡くなり、宇野も論考を発表しなくなる。そのなかで、森岡だけがその後も戸田の「非家族的生活者」にこだわり、論考を発表していく。森岡は、戸田が提示した命題を自らまとめ、その後の国勢調査のデータをもとにして、その命題の追跡的検証を行った。それは、戸田が果たせなかった複数の国勢調査のデータを用いた動態分析であった。しかし、森岡は戸田が「非家族的生活者」に注目した当初の問題意識に基づいて戸田の再評価を行うことはなかった。森岡のなかでは、自らの家族周期論を補完・補強するためにこの追跡的検証を行っていたとみることができる⁹⁾。

宇野にしたがって、戸田の貧困問題や労働問題をテーマとした初期研究と家族研究を架橋すると、戸田の家族論には見直しが必要だということ

が理解できる。宇野自身によるその見直しは未完のまま残されているが、最近では、石黒による論考〔石黒(2007)〕に類似した方針を見ることができ。さらにまた、家族社会学の領域ではないが、社会政策論の観点から戸田の初期研究の人口論を再評価した杉田の論考〔杉田(2010)〕も、これに連なるものであると位置づけることができるだろう。見直しの機運は、確実に高まっている。

「小さな世帯の増加」と「社会保障」の結びつきは、現代の増加する小さな世帯の背後に貧困や格差の問題や地域社会のつながりの希薄さがあることによる。それは、本稿で検討したように、日本の家族社会学の創始者といわれる戸田貞三が、戦前の1920年代に家族・世帯の実態を明らかにすべく研究に取り組んだときと奇しくも同じような構造である。戸田は1910年代20年代の窮迫する農村から都市への大量の人口移動によって増大した貧困の背後に家族をみた。戸田の家族論は、そうした出発点の問題意識によって再評価される必要がある。

戸田の家族の貧困へのまなざしは、戦後の家族社会学を立ち上げた小山隆にあっては、戦前から戦後への家族変動に起因する家族意識と行動、家族関係にまつわる家族問題が中心となっていた。さらに、その後は高度経済成長のもとで「家族問題」それ自体も後退し、「一般的な家族」を対象としたアカデミックな研究に特化していく傾向が顕著となる。家族社会学は、その創始者の初心と、戦後の高度経済成長期に核家族論反対の論陣を張っただけでなく、創始者の初心に光を当てようとした山室の孤軍奮闘を、今こそ想起すべきではないだろうか。

参考文献

- 中鉢正美編(1971)『家計調査と生活調査』、生活古典叢書7、光生館。
穂積重遠(1927)「戸田貞三『家族の研究』」、『社会学雑誌』第33号、pp.86-88。
池岡義孝(2016)「家族社会学からみる日本の社会と家族のリアリティー—家族社会学の成立と展開—」池岡

⁹⁾ 森岡(1981a, 1981b)などを参照のこと。森岡のこれら一連の研究については、別稿でさらに検討を加えることにしたい。

- 義孝・西原和久編『戦後日本社会学のリアリティー—せめぎあうパラダイム—』, 東信堂。
- 池岡義孝・木戸功(1996)『核家族論争』再考試論』早稲田大学人間総合研究センター『ヒューマンサイエンス』9(1), pp.126-140。
- 石黒史郎(2007)「戸田貞三の初期著作に見出される家族: 社会改良, 統計法と近代文明社会における家族」『家族社会学研究』19(1), pp.30-41。
- 久保田裕之(2012)「世帯概念の再編—非家族世帯と『家計の共同』をめぐって」『年報人間科学』第33号, pp.27-42。
- 森岡清美(1957)「家族の構造と機能」『講座社会学第4巻 家族・村落・都市』, 東京大学出版会, pp.17-43。
- (1964)「核家族論の有用性—山室周平氏の核家族論と日本の家族を読む—」, 『ケース研究』81, pp.22-26。
- (1968)「家族と社会保障」, 社会保障研究所編『戦後の社会保障 本論』, 至誠堂, pp.350-369。
- (1972)「序論」, 森岡清美編『社会学講座3 家族社会学』, 東京大学出版会, pp.1-12。
- (1981a)「非家族的生活者の推移」『季刊社会保障研究』16(3), pp.82-93。
- (1981b)「国勢調査による家族の動態分析—とくに普通世帯内の使用人・同居人について—」, 『家族史研究』第4集, 大月書店, pp.65-83。
- 森岡清美編(1972)『家族社会学講座3 家族社会学』, 東京大学出版会。
- Murdock, G.P (1949) *Social Structure*, Macmillan Company (内藤莞爾監訳(1978)『社会構造: 核家族の社会学人類学』, 新泉社)。
- 中野卓(1958)「家族と世帯」, 松島静雄・中野卓著『日本社会学要論』, 東京大学出版会, pp.1-35。
- 杉田菜穂(2010)『人口・家族・生命と社会政策—日本の経験—』, 法律文化社。
- 田中慶子(2015)「若年未婚『家族外生活者』にみる家族変動」『社会イノベーション研究』10(2), pp.1-14。
- 戸田貞三(1917)「何故細民が出来るか」, 『社会と救済』1-3, pp.200-214。
- (1919)「労働問題の一観察」, 『社会と救済』3-3, pp.200-207, 3-4, pp.274-281, 3-6, pp.445-452。
- (1925)「家族的生活者と非家族的生活者」, 『社会政策時報』62, pp.91-108。
- (1926)『家族の研究』, 弘文堂書房。
- (1937)『家族構成』, 弘文堂書房。
- (1953)「学究生活の思い出」, 『思想』第353号, 岩波書店, pp.86-95。
- 宇野正道(1978)「戸田家族理論における生活の視点」, 『家族研究年報』, No.4, pp.38-49。
- (1980)「日本における世帯概念の形成と展開」, 『三田学会雑誌』, 73巻5号, pp.136-155。
- (1981)「明治期における世帯概念の登場過程」, 『家族史研究』第4集, 大月書店, pp.38-64。
- 山室周平(1957a)「戦後イギリスの老人生活と親族集団—タウンゼントの東ロンドン調査報告に寄せて—」, 日本法社会学会『法社会学』10, pp.198-210。
- (1957b)「家族の歴史的発展」『講座社会学第4巻 家族・村落・都市』, 東京大学出版会, pp.1-16。
- (1958)「核家族論と西欧の現代家族社会学」, 『思想』404, pp.93-101。
- (1963a)「核家族論と日本の家族(1)」, 『ケース研究』77, pp.23-32。
- (1963b)「核家族論と日本の家族(2)」, 『ケース研究』78, pp.9-22。
- (1964)「核家族論批判の立場—現代家族社会学の前進のために—」『社会学評論』57, pp.2-13。
- (1968)「核家族は理想の家族か—核家族論と戸田理論をめぐって—」, 『ケース研究』109, pp.16-22。
- (1970a)「家族理論(1)—問題状況と当面の課題—」山室周平・姫岡勤編『現代家族の社会学』, 培風館, pp.201-222。
- (1970b)「日本における家族社会学の形成—とくに外山正一と戸田貞三との関係について—」青沼吉松・斉藤正二・富田富士雄編『現代社会の構造と変動—早瀬利雄博士退官記念論文集—』新評論, pp.256-274。
- (1981)「戸田貞三の家族学説—初期における家族史の研究を中心に—」『家族史研究』第4巻, pp.126-149。

(いけおか・よしたか)

The “Small Household” in Japanese Family Sociology

Yoshitaka IKEOKA*

Abstract

This paper examines some of the arguments that sociologists studying the Japanese family have been engaged in regarding the increase in small households and social security. The discussions considered are the “nuclear family controversy” of about 50 years ago and the discussion in the 1920s around the work of Teizo Toda, who was a founder of Japanese Family Sociology. It can be confirmed that even at these two quite distant times, there were arguments over the necessity for social security for small households. Therefore, when considering the current problem of the increase in the number of small households and the expansion of social security, it can be said that it is necessary to consider these old but important arguments.

Keywords : nuclear family controversy, family composition, household concept, social security, urbanization

* Professor, School of Human Sciences, Waseda University

特集：小さな世帯の増加と社会保障

子どものいる世帯の貧困の持続性の検証¹⁾

暮石 渉^{*1}, 若林 緑^{*2}

抄 録

本論文では、「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」における、子どものいる世帯が、どの程度持続的な貧困状態にあるのかについて分析を行った。

2001年、2004年、2007年、2010年、2013年の3年間隔の5期のうち1期以上貧困を経験する子どもは、5人に1人であり、3期間以上の持続的貧困の状態にある子どもの割合は、3.3%であった。どのような属性の子どものいる世帯が持続的貧困にあるかを調べたロジット分析からは、母子世帯の場合、そうでない場合に比べて、子どもがいる世帯が貧困状態にある比率が14.6%から41.5%ポイント高く、持続的な貧困状態にある比率が9.0%ポイント高いということがわかった。母子世帯の子どもの60%弱が貧困を1期間以上経験し、13.5%が持続的な貧困状態にあることから、母子世帯のほうが、二人親世帯よりも貧困期間が長いことが示唆される。

キーワード：子どものいる世帯の貧困，持続的貧困，一時的貧困，母子世帯

社会保障研究 2017, vol.2, no.1, pp.90-106.

I インTRODクシヨN

過去30年にわたり、日本社会の格差や貧困に関して多くの研究がなされてきたが、近年は阿部(2008)が母子世帯の子どもにおいて貧困が突出していることを示したように、子どもの貧困が注

目されている。最新(2012年)の厚生労働省が推定した子どもの相対的貧困率は16.3%で、子どもの6人に1人が貧困状態にあると話題になった。OECD(2015)によると、「日本の子供たちの幸福度は強弱交錯した結果となっている」とはいえ、「子供の貧困の割合はOECD平均以上である」としている。また、イノチェンティレポートカード

^{*1} 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第3室長

^{*2} 東北大学大学院経済学研究科 准教授

¹⁾ 本稿の作成にあたり、第11回(2017年)「実証的なモラル・サイエンス」研究集会とWorkshop on Household Economics(大阪大学社会経済研究所「行動経済学」共同利用・共同研究、代表者：チャールズ・ユウジ・ホリオカ)の参加者から有益なコメントをいただいた。また、コリン・マッケンジー先生(慶應義塾大学)と坂田圭先生(立命館大学)から細部にわたり有益な助言をいただいた。本研究は、JSPS科研費JP No. 16H03607(基盤研究B、親の就業・時間配分・考え方と子どもの人的資本形成に関する計量経済学的分析)の助成を受けたものであり、使用した厚生労働省の「人口動態調査」および「21世紀出生児縦断調査」の個票データは、同研究費のもとで統計法第33条に基づく二次利用申請により使用の承認(平成28年8月25日)を得たものである。

10 (2012) の図1bでは、日本の子どもの相対的貧困率は先進35カ国において悪いほうから9番目にランクされている。なお、本研究では、子どもには所得がない場合がほとんどなので、その子どもが属する世帯の所得をもとに計算された貧困の状態について議論をすすめる。

日本の子どもの貧困に関してなされた幾つかの研究は、成人後に現れる子どもの貧困の悪影響についてのものが多い。例えば、阿部 (2011) は、子ども期の貧困が成人後の生活の困難にどう影響をあたえるのかを、横断調査である「生活と支え合いに関する調査」を用いて分析している。大石 (2007) は、「所得再分配調査」と、2006年に首都圏のある自治体で実施された「社会生活に関する実態調査」の2つの横断調査を使って子どもの貧困の傾向をつかもうとしている。これらの研究は、教育や就業状況、現在の所得をコントロールしたとしても、子ども期の貧困は成人後の暮らし向きを悪化させることを示している。

子どもの貧困の基本的な推計は厚生労働省による公的な統計である「国民生活基礎調査」によってなされているとはいえ、子どもの貧困の詳細、特にその持続性に対してはあまり注意が払われていない。つまり、ある時期に貧困に苦しむ子どもは子ども期全体に渡って貧困に苦しんでいるのか、それともその数期後には貧困から脱出することができるのかということである。母親や父親の所得は、彼らの子どもの成長段階に応じて変化する。父親の所得は労働者としての経験を積むにつれて増加していく。また、母親が妊娠や出産を機に仕事をやめたり、産休・育休をとったりすると、家計の所得は低下するし、逆に子どもが大きくなって世話がかからなくなり仕事に復帰すると、家計所得は回復する。親の所得がこういったライフサイクルパターンをたどるのであれば、子どもの貧困は持続的なものではなく、一時的なものになるであろう。貧困が持続的であれば、生活保護や負の所得税、現物給付など貧困を救済する

セーフティネットを提供すべきなのに対し、貧困が一時的なものであり、ライフサイクル上の予測可能な所得の変化や偶発的な要因による所得の変化によるのであれば、消費の平準化を容易にするような政策が必要とされるであろう。このように取るべき政策に違いが出てくることから、貧困が持続的なものかどうかを判別することは重要である。

この論文の目的は、日本の子どもに関するパネルデータである「21世紀出生児縦断調査 (平成13年出生児)」を用い、子どもがいる世帯の貧困の持続性を分析することである²⁾。この縦断調査は、厚生労働省によって実施されており、2001年1月10日から17日と同年7月10日から17日に生まれたすべての新生児を追跡している。この縦断調査はこれら新生児の子ども期のライフコースを継続的に記録しているので、子どもがいる世帯の貧困を動的に把握することが可能である。つまり、ある時期において貧困状態にある子どもがいる世帯がその後の時期においても貧困であるのか、それとも、ある時期において貧困にある子どもがいる世帯とそうでない世帯のどちらにおいても、同じ程度にその後の時期において貧困であるのかを見ることができる。

この論文の構成は以下のとおりである。第2節で使用するデータとそれぞれの変数について示す。第3節では使用するサンプルの特徴を提示する。第4節で推定方法を紹介し、第5節で分析の結果が示され、第6節で結論付ける。

II データ

本論文で使用する「21世紀出生児縦断調査 (平成13年出生児)」は、厚生労働省によって自計郵送方式で実施されている調査であり³⁾、「人口動態調査」の出生票を基に、2001年1月10日から17日と同年7月10日から17日に生まれたすべての新生児 (53,575人) を追跡調査している。この論文では、

²⁾ 「子どもがいる現役世帯」の貧困率は子どもがいる世帯の大人を含めて算出するのにに対し、「子ども」の貧困率は子どものみで算出する。

³⁾ 坂田ら (2015) がこの調査の概要をまとめている。

第1回（2001年）から第13回（2014年）までの調査を使用する⁴⁾。

この調査の実施日時は次の通りである。第1回から第6回までの調査では、1月生まれの新生児に関しては調査年の8月1日であり、7月生まれの新生児については翌年の2月1日である。第6回と第7回の間には1年半のブランクが空いており、第7回から第13回までの調査では、1月生まれの子どもは調査年の1月18日、7月生まれの子どもは調査年の7月18日となっている。

調査票の配布数および回収数は以下のとおりである。すでに述べたように、第1回調査は53,575人の新生児（とその親）で始まり、毎年の回収率は89.5%から93.5%の範囲にある。最新の第13回調査では、30,331人の子どもが残っている。

1 子どものいる世帯の貧困

子どもの貧困を調べるためにさまざまな指標が考え出されている。本研究は収入という1変数にのみ着目した一元的なものであるが、複数の変数に着目した多元的な指標もあり、P. タウンゼンド（1979）に始まる相対的はく奪指標はその一つである。貧困を収入という1変数で測定することに問題がないわけではないが、定義の明確さから本研究では、収入による貧困線を用いている。実際、阿部（2006）は日本における相対的はく奪指標を構築し、はく奪の頻度が世帯所得400～500万円未満から下の所得層において急上昇していることを確認していることから、所得とはく奪が強く相関していることがわかる。さらに、山田ら（2010）は、所得による貧困線、とりわけ等価可処分所得の中央値の50%という相対的貧困基準と生活保護基準の重なりを「全国消費実態調査（2004年）」の個票データを用いて検討している。彼らは、要保護世帯率の傾向を把握する際に、容易に計算可能な相対的貧困率が、煩雑な計算が必要な生活保護基準を代用することを明らかにしている。

子どものいる世帯の貧困の持続性を調べるため

に、子どもがいる世帯の貧困を、家計の等価収入が貧困線以下だと1、超えていれば0となるダミー変数で表す。家計の等価収入は、

$$\frac{\text{1年間の世帯の収入}}{\sqrt{\text{母親と父親と子どもの数の合計}}} \quad (1)$$

である。この調査は、昨年1年間の夫婦の働いて得た年収（税込み）について、母親、父親、そのほかの収入に分けて尋ねている。そのほかの収入には、親からの援助、家賃、地代等の財産収入、児童手当・出産一時金など社会保障給付金などを含んでいる。前年の収入に関するこの問いは、すべての調査年で尋ねられているわけではなく、2001年、2002年、2004年、2005年、2008年、2011年、2013年、2014年の8つの調査年においてのみ尋ねられている。なお、この調査では、税・社会保険料が質問されていないので、手取り収入である可処分所得を計算することができない。そのため、本研究では世帯の1年間の課税前の収入を分子に用いている。石井・山田（2007）は、「慶應義塾家計パネル調査（KHPS）」においても、可処分所得を計算することができないことから、社会保険料・税負担前の総所得を用いて貧困の動態分析を行っている。彼らは、「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」を比較することで、日本の社会保険料・税がさほど累進的ではないことから、等価総所得の分布がそれほど大きく変化していないことを確認し、所得分布を分析するのに、等価可処分所得が計算できないことは、さほど大きな問題とはならないと結論付けている。

上の式において、同居する祖父母や父母の兄弟姉妹などそのほかの家族員の人数は分母に含んでいない。これは、この調査では、祖父母や父母の兄弟姉妹の収入の情報を尋ねておらず、分子と分母を一致させるためである⁵⁾。なお、第1回調査の結果の概要によると、同居している家族の構成員の構成は、20.5%の子どもが祖父母と同居し、0.5%がそのほかの家族員と同居している。

⁴⁾ この調査には、全国の2010年5月に出生した新生児を対象とした「21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）」があるが、本論文の分析では用いていない。

表1 税込み収入ベースの貧困線

年	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
貧困線（課税 前所得）	150.5	146.2	143.8	143.3	140.1	139.9	138.5	138.1	131.6	135.3	132.7	134.5	134.7	131.0
貧困線（等価 可処分所得）	137			130			127			125			122	

注：周（2015）を参考に、厚生労働省「国民生活基礎調査」から筆者ら作成。課税前所得の貧困線は、各年の所得の中央値の50% / $\sqrt{\text{平均世帯人員数}}$ である。単位は万円。

税込み収入ベースの貧困線の計算には、周（2015）にしたがう。つまり、「国民生活基礎調査」の各年の所得の中央値の50%を平均世帯人員数の平方根で割ることで求める（表1）。

2 母子世帯

この調査では父親と母親の婚姻状況について尋ねられていないため、本研究では母子世帯の定義に父親との同居の情報を用いている。つまり、子どもが母親と同居しているが父親とは同居していない世帯を母子世帯と定義する。なお、この調査では、おおむね3カ月以上にわたって父親が不在の場合は同居に含まれていないが、定期的に帰宅する場合は同居に含まれている。また、父親が単身赴任中かどうか尋ねられているので、父親と同居していなかったとしても、父親が単身赴任をしていると答えている世帯は母子世帯に含めていない。

この調査では、両親が離婚した場合の養育費については尋ねられていないが、もとの配偶者から養育費を受け取っている場合、「その他の収入」に含んで答えている可能性がある。なお、養育費については、厚生労働省による「全国母子世帯等調査」によって5年毎に調べられている。2003年調査によると⁶⁾、離婚後に父親からの養育費を「現在も受けている」と回答した者の割合は17.7%と低い。また、母子世帯となってからの年数が短いほど、「現在も受けている」と回答した者の割合は高

く、特に母子世帯となってからの期間が0から2年のものでは、26.0%が現在も受けていると答えており、最も割合が高い。さらに、養育費を現在も受けているか受けたことがあると答えた者の平均の養育費の額は44,660円である。

母子世帯のほうが、二人親世帯に比べ、その世帯の子どもが持続的な貧困状態にある確率が高いのであれば、ロジット分析における式（2）（3）において $\alpha_1 > 0$ 、 $\gamma_1 > 0$ となることが予想される。

3 そのほかの変数

同居に関しては、上述のように、父母以外に祖父母、兄弟姉妹、父母の兄弟姉妹、そのほかとの同居の情報があるので、祖父母と同居している場合は1、そうでない場合は0となる二値変数とそれ以外の父母の兄弟姉妹やそのほかの家族員と同居している場合は1を、そうでない場合は0となる二値変数を作成する。

母親の就業に関しては、無職（仕事を探している）、無職（探していない）、学生、勤め（常勤）、勤め（パート・アルバイト）、自営業・家業、内職、そのほかの8つのカテゴリーで毎年尋ねられている⁷⁾。これらのうち、勤め（常勤）をベースラインのカテゴリーとし、無職（探していない）と学生を一つのカテゴリーにまとめ、母親の各就業状況の説明変数としている。他方、父親の就業状況に関しては、本研究では分析にいていない。というのも、日本における、子どものいる世帯の父親

⁵⁾ この調査では、子どもが誰と同居しているのかが尋ねられている。選択肢は、父母、祖父母、兄姉、父母の兄弟姉妹、そのほかである。

⁶⁾ <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/01/h0119-1b17.html>（最終確認2017年4月25日）。

⁷⁾ ただし、第1回調査（2001年）における出産前の就業状況と第3回調査（2003年）では、異なる聞き方がされており、無職の場合に仕事を探しているか否かの区別がされていない。

の常勤での就業状況は非常に高く、母子世帯との相関が非常に高いためである。

学歴については、2002年の第2回調査で尋ねられており、母親と父親の学歴の高い方（中学校、専修・専門学校（中学校卒業後）、専修・専門学校（高校卒業後）、短大・高専、大学、大学院）をダミー変数でいれている。高校卒がベースラインである。母子世帯の場合は、母親の学歴だけが含まれている。両親の学歴が人的資本の蓄積を表しているのであれば、学歴が高いほど貧困に陥る確率が低くなると考えるため、中学卒の係数は正に、短大卒や大学卒の変数は負になると予想される。

そのほかの変数では、出産時の母親と父親の年齢の平均を用いており、10歳代、20歳代、40歳代をダミー変数でいれ、30歳代がベースラインである。母子世帯の場合は、母親の出産時の年齢だけが含まれている。また、子どもの性別の変数もいれている。

Ⅲ 記述統計

1 出産年齢、学歴、就業状況

子どもと親の社会経済状況は次の通りである。

第一に、子どもを生んだときの母親の年齢は、平均で30.2歳であり、父親のそれは32.4歳である（表2（a））。表2のパネル（b）は父親と母親の教育水準をまとめている。約40%の父親と母親は高校卒で最も割合の高いカテゴリーである。つぎに高いのが、父親の大学卒であり（約33%）、母親の短大・高専卒である（約24%）。

つぎに、親の社会経済状況が子どもの年齢とともにどう変化するのかを見る。図1では、2001年の子どもの出生から6カ月後には、母親（および祖父母等）とのみ同居している母子世帯の子どもはわずか2%弱しかいないことがわかる。しかしながら、時間の経過とともに、離別もしくは死別が発生するので、第13回調査において91.4%の子どもが父親と母親の両方と同居し、7.8%の子どもが母親（および祖父母等）とのみ同居するようになる。なお、第1回調査において父親とのみ同居している父子世帯の子どもは、ほとんどおらず、最も多い第13回調査においても全世帯の0.8%である。

図2は、親の就業状況を示している。13回の調査期間の各期において、90%以上の父親が常勤で勤めているが、母親に関しては、出産前は40%ほ

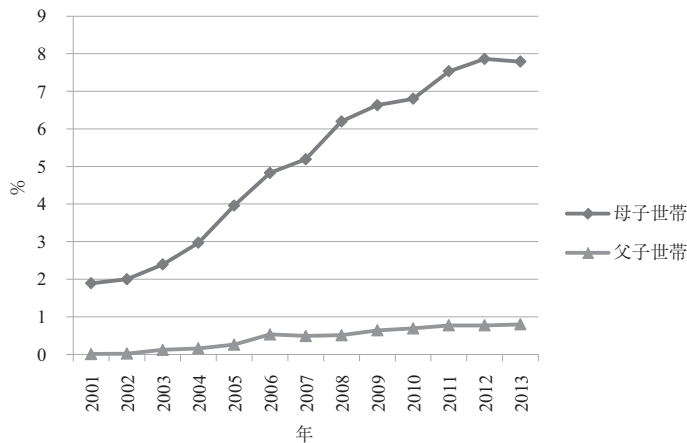
表2 (a) 子どもの性別と出産時の父母の年齢

	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大値
子どもの性別	42875	1.481	0.500	1	2
子どもが生まれたときの母親の年齢	42875	30.238	4.403	16	48
子どもが生まれたときの父親の年齢	42536	32.382	5.529	18	71
子どもが生まれたときの父母の年齢の平均	42875	31.281	4.588	16	54

(b) 父母の教育水準

	父親		母親	
	頻度	%	頻度	%
中学校	2,890	6.83	1,698	3.97
専修・専門学校（中学校卒業後）	577	1.36	559	1.31
高校	16,770	39.66	16,785	39.22
専修・専門学校（高校卒業後）	5,330	12.60	7,671	17.92
短大・高専	1,319	3.12	10,129	23.67
大学	13,933	32.95	5,720	13.37
大学院	1,469	3.47	236	0.55
合計	42,288	100.00	42,798	100.00

注：21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の第1回と第2回調査より、筆者ら計算。子どもの性別は、1が男児、2が女児である。父親の年齢の情報がない場合は、子どもが生まれたときの父母の年齢の平均には母親の年齢のみを使っている。



注：21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の第1回から第13回調査から筆者ら計算。子どもが母親と同居し、父親とは同居していない世帯を母子世帯と定義する。おおむね3カ月以上にわたって不在の人は同居とみなさないが、定期的に帰宅する人は同居とみなしている。父親と同居していなかったとしても、父親が単身赴任をしている世帯は母子世帯に含めていない。

図1 母子世帯と父子世帯の割合の推移

どいた常勤で勤める母親が、出産を期に約20%まで低下する。その後、子どもの成長にあわせて、常勤で勤める母親の割合は上昇するが、2013年においても30%弱ほどである。代わりに、パートやアルバイトで勤める母親の割合は46.2%まで上昇する。無職だが仕事を探していないか学生である母親の割合は、子どもが小さいうちは70%弱だが、2004年から低下していき、2013年には20%である。無職で仕事を探している母親は、2000年から2013年にかけて6~9%ほどいる。

IV 推定方法

1 子どものいる世帯の貧困のロジット分析

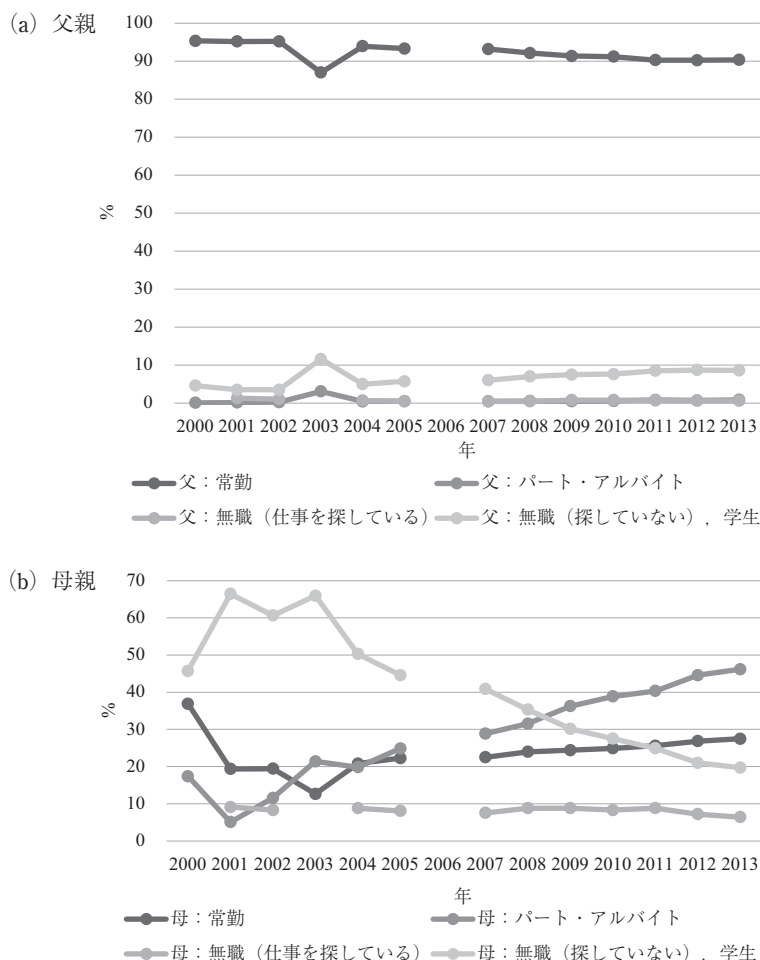
日本の子どものいる世帯の貧困の持続性を調べる前に、Lindquist and Lindquist (2012) を参考にクロスセクション分析を行い、子どものいる世帯の貧困が世帯のどのような社会経済的属性と関連しているのかを調べる。各期 t ($t=2000, 2001, 2003, 2004, 2007, 2010, 2012, 2013$) における、子どもがいる世帯の貧困を示すダミー変数のロジット分析を行うということである。

$$P(\text{子どもがいる世帯の貧困}_i=1) =$$

$$F(a_0 + \alpha_1 \text{母子世帯}_i + \alpha_2 \text{母親の就業状況} + \alpha_3 \text{祖父母との同居}_i + \alpha_4 \text{ほかの家族員との同居}_i + \alpha_5 \text{子どもの数}_i + \alpha_6 \text{中学卒}_i + \alpha_7 \text{高校卒}_i + \alpha_8 \text{短大卒}_i + X_i) \quad (2)$$

X には、出産時の親の年齢のダミー変数が入っている。各期 t において横断的に推定しているのので、教育水準といった時間に依存しない説明変数をいれている。家族には相互扶助や保険としての機能があることから (Kotlikoff and Summers (1981) や Kaplan (2012)), (子どもから見た) 祖父母との同居を無視して分析を行うことはできないので、本研究では説明変数として分析に加えている。

また、時間とともに子どものいる世帯の社会経済的属性が変化していくとしたら、彼らの貧困の状態はどのように変化するのかを調べるために、ランダム効果モデルと固定効果モデルによるパネル推定を行う。なお、固定効果を含んだプロビットモデルで記述されている場合、固定効果を消去することができないので (Chamberlain (2010)), 本分析ではロジットモデルを採用している。



注：21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の第1回から第13回調査から筆者ら計算。第1回調査における出産一年前（2000年）の就業状況と第3回調査における2003年の就業状況の質問文では、無職の場合に仕事を探しているか否かの区別がされていない。

図2 就業状況の推移

2 持続的貧困のロジット分析

この論文の目的は、子どものいる世帯の貧困が持続的かどうかを見ることにある。「21世紀出生児縦断調査」では収入は、13回の調査のうち8つの調査においてのみ尋ねられているが、その間隔は1年から3年までばらつきがある。ここでは、間隔を均等にするため、2001年、2004年、2007年、2010年、2013年の3年間隔の5期で分析を行う。子どものいる世帯が貧困に3期以上ある場合に1を、2期以下の場合には0となる二値変数を用いたロジット

分析を行う。

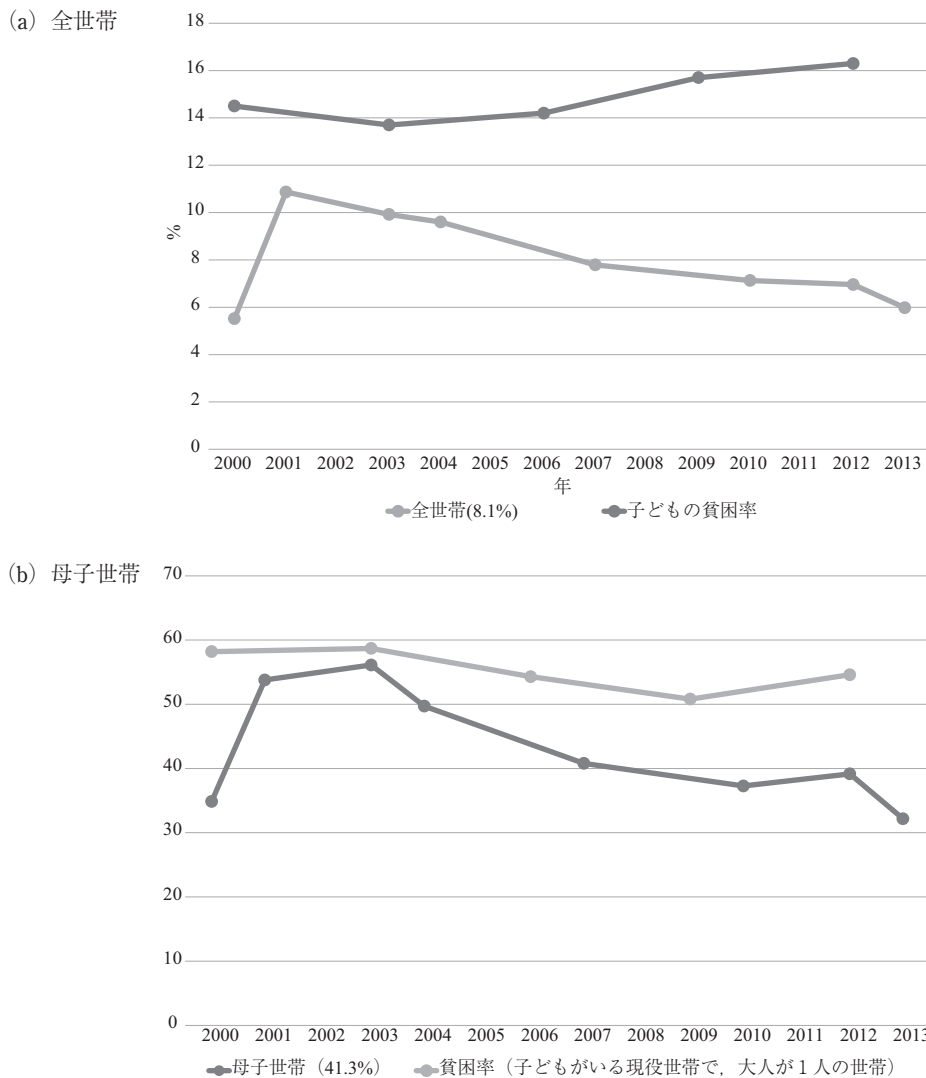
$$\begin{aligned}
 P(\text{子どもがいる世帯の持続的貧困}_i=1) = & \\
 G(\gamma_0 + \gamma_1 \text{母子世帯}_i + \gamma_2 \text{母親の就業状況}_i & \quad (3) \\
 + \gamma_3 \text{祖父母との同居}_i + \gamma_4 \text{ほかの家族員との同居}_i & \\
 + \gamma_5 \text{子どもの数}_i + \gamma_6 \text{中学卒}_i + \gamma_7 \text{高校卒}_i & \\
 + \gamma_8 \text{短大卒}_i + X\alpha) &
 \end{aligned}$$

V 結果

1 子どもがいる世帯の貧困の状況

2000年から2013年までの子どもがいる世帯の貧困の傾向をクロスセクションで見たのが図3である。第一に、図3 (a) の凡例のカッコ内に示して

あるように、全期間の平均を見てみると、全世帯では8.1%の子どもが貧困状態にあり、厚生労働省が「国民生活基礎調査」を用いて計算している3年おきの子どもの貧困率と比較すると、約6%から8%ポイントほど低い。第二に、時系列では、本分析で用いる子どもがいる世帯の貧困のプロファイルは、「コブ状」の形をしている。つまり、子ど



注：21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）から筆者ら作成。カッコ内の%は全期間の平均を示している。子どもの貧困率および子どもがいる現役世帯で、大人が1人の世帯の貧困率は、平成25年 国民生活基礎調査の概況 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/dl/03.pdf>（最終確認2017年4月25日））より作成。

図3 子どもがいる世帯の貧困の割合

表3 貧困状態にある期間

貧困状態に ある期間	全世界帯		母子世帯		母：勤め（常勤）		母：勤め（パート・ アルバイト）		母：無職（仕事を探し ている）		母：無職（探していな い）、学生	
	unbalanced	balanced	unbalanced	balanced	unbalanced	balanced	unbalanced	balanced	unbalanced	balanced	unbalanced	balanced
0	80.57	80.90	40.98	37.89	83.75	82.75	74.73	75.62	68.99	70.39	87.10	87.45
1	12.06	11.65	30.25	29.66	9.96	10.68	13.93	13.61	13.95	13.49	7.76	7.30
2	4.11	3.94	15.30	16.42	3.09	3.39	5.51	4.84	7.36	6.91	2.88	2.70
3	1.97	1.89	8.09	8.73	1.76	2.00	3.26	2.97	5.23	4.28	1.32	1.36
4	0.89	0.97	3.98	4.75	0.82	0.81	1.89	1.91	3.10	2.63	0.58	0.60
5	0.40	0.66	1.40	2.56	0.62	0.37	0.68	1.05	1.36	2.30	0.38	0.60
観測数	42,875	25,890	4,771	2,613	7,501	4,498	7,336	4,754	516	304	13,563	8,557
平均	0.32	0.32	1.08	1.20	0.29	0.28	0.46	0.45	0.64	0.62	0.22	0.22
標準偏差	0.78	0.81	1.21	1.30	0.75	0.77	0.96	0.98	1.16	1.19	0.67	0.71
3期以上の 貧困の割合	3.26	3.52	13.47	16.04	3.20	3.18	5.83	5.93	9.69	9.21	2.28	2.56

注：21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）より、筆者ら計算。母子世帯は、5期のうち1期でも母子世帯になったことがある世帯を示し、勤め（常勤）、勤め（パート・アルバイト）、無職（仕事を探している）、無職（探していない）、学生は、それぞれのカテゴリーを3期以上経験したことがある世帯を示している。

もが生まれる前の2000年に5.5%であり、2001年の子どもの誕生とともに10.9%に跳ね上がる。その後、単調に低下していき、2013年には6.0%の子どものいる世帯が貧困状態にあるということである。このような、貧困の割合におけるコブ状のパターンはクロスセクションデータである「国民生活基礎調査」の子どもの貧困率においては見られない。この理由は、「国民生活基礎調査」が繰り返しの横断調査であり、調査対象である子どもの年齢がほとんど変化しないのに対し、本分析で用いる「21世紀出生児縦断調査」はパネル調査であり、子どもと親は毎年1歳ずつ年を取っていくことにあるといえるであろう。

母子世帯に限定した図3（b）において、全期間の平均で41.3%の子どもの貧困状態にあり、全世界帯の場合と比べて5倍ほど高いものの、「国民生活基礎調査」における子どもがいる現役世帯で、大人が1人の世帯の貧困率（50.8～58.7%）よりは低い。時系列では、2000年には34.9%だったものが、子どもの誕生とともに53.8%まで高まり、2003年に56.1%とピークを打つ。その後はおおむねコンスタントに低下していき、2013年に32.2%まで低下するというコブ状をしている。

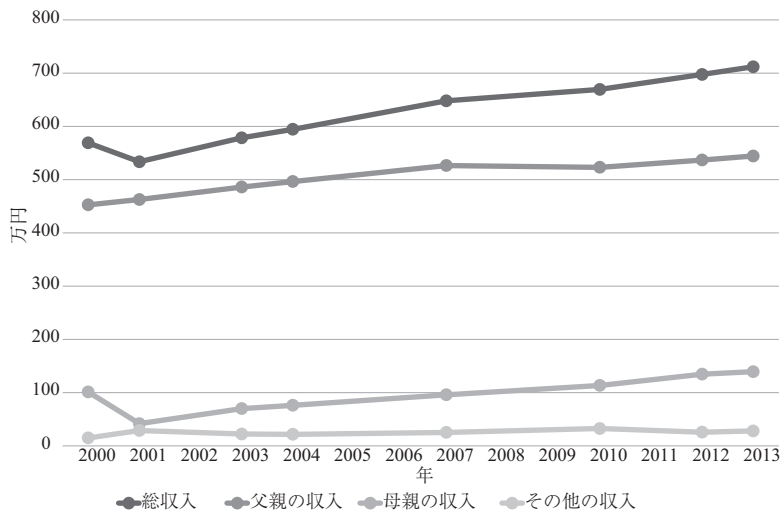
子どもがいる世帯の貧困が持続的なのか、それとも一時的なのかをみるため、表3において、子ど

もがいる世帯が何期の間、貧困状態にあるのかを示している。なお、前述の通り、本研究で使用する「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」では収入に関する問いは、8つの調査年におけるみ尋ねられているが、その間隔が等しいわけではない。ここでは、等間隔にするため5つの期に限定している。全世界帯においては、約80%の子どもの一度も貧困を経験しておらず、子ども期において1期でも貧困を経験する子どもは、5人に1人ということである。また、本研究で持続的貧困の基準とする3期以上の貧困状態にある子どもは、約3.3%いる。5つの期すべてで貧困状態にあった子どもは、0.4%とかなり少ない。つぎに、5期のうち一度でも母子世帯になったことがある世帯においては、60%弱の子どもの貧困を1期以上経験しており、13.5%の子どもの貧困状態を経験している。5回とも貧困だった世帯は1.4%いる。最後に母親の就業に関しては、それぞれのカテゴリーに3期以上当てはまる世帯の状況を見ている。母親が常勤で勤めている世帯や無職だが仕事を探していないか学生である世帯で、3期以上の貧困の割合が低く、母親がパート・アルバイトとして勤めていたり、無職で仕事を探している世帯で高いことがわかる。

最後に、所得を構成する3つの要素（夫の収入、

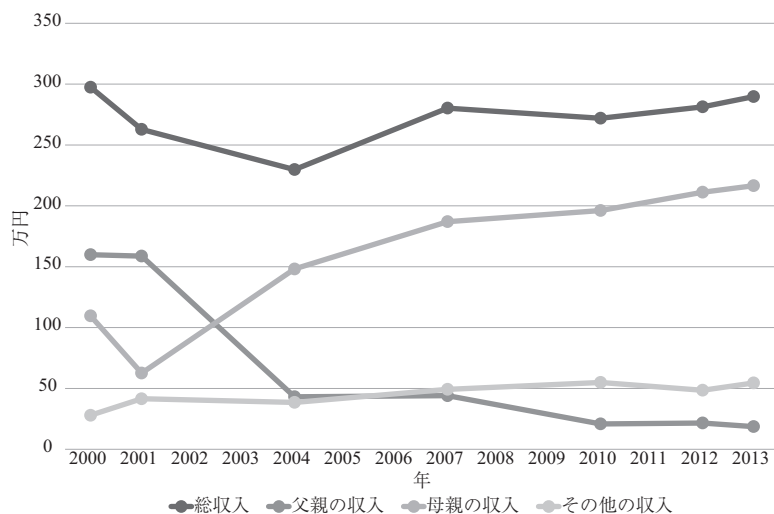
妻の収入、そのほかの収入)についてみる(図4)。図4-1から、世帯の総収入は、2001年に出産とともにいったん減るものの、その後は子どもの年齢とともに増えていく。要素別では、母親の所得が出産とともに低下しており、その後は回復

していくが、出産前の金額を超えるのは2010年になってからである。父親の収入はコンスタントに上昇し、そのほかの収入は期間を通してほぼ一定である。母子世帯に関しては(図4-2)、総収入の水準は全世帯のその4割から5割程度で、子ども



注：21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)から筆者ら作成。総収入は父親の収入，母親の収入，そのほかの収入の合計。

図4-1 2000年から2013年にかけての総収入の構成要素の推移 (全世帯)



注：21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)から筆者ら作成。総収入は父親の収入，母親の収入，そのほかの収入の合計。

図4-2 2000年から2013年にかけての総収入の構成要素の推移 (母子世帯)

の年齢とともに増えているわけではない。要素別では、母親の収入は、全世帯での場合と同じパターンをたどるが、金額は約1.5~1.9倍高い。そのほかの収入も、全世帯のそれより金額は

1.4~1.9倍高く、おおむね子どもの年齢とともに増えている。なお、母子世帯においても、2000~2001年で約37%~44%、2003年以降は約4~11%の世帯で父親の所得の情報があるので分

表4 結果 (子どもがいる世帯の貧困のロジット分析)

	ロジット (限界効果報告) : 子どものいる世帯の貧困							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	2000 dy/ dx	2001 dy/ dx	2003 dy/ dx	2004 dy/ dx	2007 dy/ dx	2010 dy/ dx	2012 dy/ dx	2013 dy/ dx
母子世帯 (*)	0.146*** (0.014)	0.256*** (0.019)	0.415*** (0.019)	0.355*** (0.016)	0.310*** (0.014)	0.317*** (0.014)	0.363*** (0.014)	0.283*** (0.013)
母:勤め(パート・アルバイト) (*)	0.016*** (0.003)	0.055*** (0.009)	0.053*** (0.007)	0.035*** (0.005)	0.023*** (0.004)	0.026*** (0.003)	0.024*** (0.003)	0.017*** (0.002)
母:無職(仕事を探している) (*)		0.112*** (0.009)		0.072*** (0.008)	0.043*** (0.007)	0.076*** (0.009)	0.091*** (0.010)	0.063*** (0.009)
母:無職(探していない), 学生 (*)		0.024*** (0.003)		0.019*** (0.003)	0.019*** (0.003)	0.031*** (0.004)	0.040*** (0.005)	0.043*** (0.005)
母:無職, 学生 (*)	0.021*** (0.002)		0.046*** (0.004)					
母:就業状況無回答 (*)	0.168*** (0.024)	0.133*** (0.024)	0.105*** (0.033)	0.060*** (0.020)	0.030** (0.015)	0.057*** (0.022)	0.041* (0.025)	0.090** (0.042)
子どもの数	0.026*** (0.001)	0.052*** (0.002)	0.051*** (0.001)	0.051*** (0.001)	0.040*** (0.001)	0.033*** (0.001)	0.029*** (0.001)	0.026*** (0.001)
祖父母との同居 (*)	0.012*** (0.002)	0.033*** (0.004)	0.027*** (0.003)	0.020*** (0.003)	0.019*** (0.003)	0.012*** (0.003)	0.009*** (0.002)	0.009*** (0.002)
そのほかの家族員との同居 (*)	0.004 (0.003)	0.023*** (0.005)	0.018*** (0.005)	0.017*** (0.005)	0.008* (0.004)	0.010** (0.005)	-0.002 (0.004)	0.000 (0.004)
出産時の年齢:10代 (*)	0.226*** (0.021)	0.220*** (0.020)	0.166*** (0.021)	0.130*** (0.019)	0.041*** (0.012)	0.021** (0.010)	0.003 (0.007)	0.002 (0.006)
出産時の年齢:20代 (*)	0.021*** (0.002)	0.046*** (0.003)	0.039*** (0.003)	0.031*** (0.003)	0.019*** (0.003)	0.006*** (0.002)	0.001 (0.002)	0.000 (0.002)
出産時の年齢:40代 (*)	0.006* (0.004)	0.007 (0.007)	0.009 (0.006)	0.015** (0.007)	0.030*** (0.008)	0.037*** (0.008)	0.049*** (0.009)	0.037*** (0.008)
学歴:中学卒 (*)	0.154*** (0.018)	0.263*** (0.023)	0.201*** (0.024)	0.173*** (0.023)	0.192*** (0.026)	0.160*** (0.025)	0.189*** (0.028)	0.160*** (0.026)
学歴:高校卒 (*)	0.046*** (0.003)	0.104*** (0.005)	0.098*** (0.005)	0.080*** (0.005)	0.065*** (0.005)	0.058*** (0.005)	0.055*** (0.004)	0.047*** (0.004)
学歴:短大卒 (*)	0.025*** (0.003)	0.059*** (0.005)	0.064*** (0.004)	0.054*** (0.004)	0.037*** (0.004)	0.033*** (0.004)	0.032*** (0.004)	0.024*** (0.003)
子どもの性別 (*)	-0.001 (0.001)	0.002 (0.002)	-0.001 (0.002)	-0.002 (0.002)	-0.001 (0.002)	0.000 (0.002)	0.002 (0.002)	0.004** (0.002)
観測値	40,192	38,839	36,602	35,092	31,539	28,356	26,966	26,647
尤度比の $\chi^2(15)$, (1)と(3)は $\chi^2(14)$	3,337.13	4,416.93	4,595.03	4,089.50	3,308.69	3,125.25	3,532.66	2,777.48
Prob > chi2	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
擬似R2	0.1945	0.1654	0.1942	0.1843	0.1917	0.2144	0.2592	0.2302
Log likelihood	-6,909.9219	-11,140.1600	-9,534.6748	-9,051.8608	-6,975.3268	-5,725.1074	-5,048.3860	-4,643.2364

注: 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)より筆者ら作成。括弧内は標準誤差。(*) dy/dxは、0から1へのダミー変数の離散の変化に対するもの。*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1。母親の無職について、2000年と2003年に関しては、仕事を探しているか、いないかが尋ねられていないので、母親無職という変数を入れている。

析に加えている。

2 子どものいる世帯の貧困のロジット分析

各期の子どもがいる世帯の貧困についてのロジット分析の結果を示す。表4には、限界効果が報告されている。2000年から2013年まで8つの期の推定すべてにおいて、母子世帯の係数が正で有意であった。つまり、子ども期を通じて、世帯に父親がいない場合は、そうでない場合に比べて、子どもがいる世帯が貧困状態にある比率が14.6%から41.5%ポイント高いということである。つぎに、母親の就業に関しては、8つの期の推定すべてにおいて、母親のパート・アルバイトでの勤め、無職で仕事を探している、無職で仕事を探していないか学生（2000年と2003年の推定では無職か学生）の係数はどれも、正で有意であった（ベースカテゴリーは母親の常勤での勤め）。特に、子ども期を通して、母親が無職で仕事を探している場合は、常勤で勤めている場合に比べて、子どもがいる世帯が貧困状態にある比率が4.3%から11.2%ポイント高いということである。

世帯の規模に関しては、子どもの人数、祖父母との同居、ほかの家族員との同居は、どれも正で有意であった。つまり、世帯に子どもの人数が一人増えると、また、祖父母と同居をすると、ほかの家族員と同居をすると、子どもがいる世帯が貧困状態にある比率がそれぞれ2.6から5.1%ポイント、0.9から3.3%ポイント、0.8から2.3%ポイントだけ高いということである。

出産時の年齢に関しては10代での出産が、学歴に関しては中学卒が、それぞれ子どもがいる世帯が貧困状態にある比率が最も高い。

子どもがいる世帯の貧困についてのパネル分析の結果を表5に示す。母子世帯の係数が正で有意であった。つまり、世帯に父親がいない場合は、そうでない場合に比べて、子どもがいる世帯が貧困状態にある比率が6.7%ポイント高いということである。つぎに、母親の就業に関しては、母親の常勤での勤めが負で、パート・アルバイトでの勤め、無職で仕事を探している、無職で仕事を探していないか学生は、どれも正で有意であった。

世帯の規模に関しては、子どもの人数、祖父母との同居、ほかの家族員との同居は、どれも正で有意であった。ハウスマン検定では固定効果モデルが選択される。

表5 結果（子どもがいる世帯の貧困のパネル分析）

	ロジット（限界効果報告）： 子どものいる世帯の貧困	
	(1)	(2)
	固定効果モデル	ランダム効果モデル
	dy/ dx	dy/ dx
母子世帯	0.067*** (0.005)	0.249*** (0.010)
母：勤め（常勤）	-0.036*** (0.005)	-0.0105*** (0.001)
母：無職、学生	0.024*** (0.003)	0.0013** (0.001)
母：就業状況無回答	0.015** (0.007)	0.0071*** (0.003)
祖父母との同居	0.012*** (0.003)	0.0097*** (0.001)
そのほかの家族員との同居	0.010** (0.004)	0.0119*** (0.001)
子どもの数	0.059*** (0.003)	0.0161*** (0.001)
年ダミー（2001年）	0.042*** (0.003)	0.0246*** (0.001)
年ダミー（2004年）	0.024*** (0.002)	0.0098*** (0.001)
年ダミー（2010年）	-0.017 (0.004)	-0.0046*** (0.001)
年ダミー（2013年）	-0.038*** (0.005)	-0.0083*** (0.001)
/ Insig2u		1.479 (0.0274)
sigma_u		2.095 (0.0287)
rho		0.572 (0.0067)
Number of obs	27,663	160,473
Number of id	6,634	41,952
LR chi2 (11)	1983.99	
Wald chi2 (11)		6652.30
Prob > chi2	0.0000	0.0000
Log likelihood	-9196.6477	-35910.9800
Hausman検定 (ランダムvs固定)		chi2 (11) = 12201.61 Prob>chi2 = 0.0000

括弧内は標準誤差。

*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1。

3 子どものいる世帯の持続的な貧困のロジット分析

最後に、子どものいる世帯の貧困が持続的（3期以上の貧困）かどうかのロジット分析の結果を表6に示している。まず、列（1）の全サンプルを使った分析では、母子世帯の係数が正で有意であった。つまり、1期でも世帯に父親がいない場

合は、そうでない場合に比べて、子どもがいる世帯が持続的な貧困状態にある比率が9.0%ポイントだけ高いということである。

母親の就業に関しては3期以上該当のカテゴリに当てはまるかどうかを見ているが、母親の常勤での勤めの係数は有意ではなく、パート・アルバイトでの勤め、無職で仕事を探している、無

表6 結果（持続的貧困のロジット分析）

変数	ロジット：持続的貧困	
	(1) unbalanced dy/ dx	(2) balanced dy/ dx
母子世帯 (+)	0.090*** (0.006)	0.058*** (0.006)
母：勤め（常勤）(++)	0.002 (0.002)	0.010*** (0.004)
母：勤め（パート・アルバイト）(++)	0.017*** (0.003)	0.025*** (0.005)
母：無職（探していない）、学生 (++)	0.007*** (0.002)	0.005* (0.003)
母：無職（仕事を探している）(++)	0.035*** (0.012)	0.087*** (0.026)
母：就業状況無回答 (++)	0.017*** (0.005)	0.006 (0.005)
祖父母との同居 (++)	0.006*** (0.002)	0.006*** (0.002)
そのほかの家族員との同居 (++)	0.005** (0.002)	0.009*** (0.003)
子どもの数の最大値	0.013*** (0.001)	0.012*** (0.001)
学歴：中学卒	0.062*** (0.014)	0.038*** (0.014)
学歴：高校卒	0.024*** (0.003)	0.019*** (0.004)
学歴：短大卒	0.013*** (0.002)	0.013*** (0.003)
出産時の年齢：10代	0.004 (0.004)	-0.004 (0.004)
出産時の年齢：20代	0.001 (0.001)	-0.003* (0.002)
出産時の年齢：40代	0.010** (0.004)	0.016** (0.007)
子どもの性別	-0.001 (0.001)	-0.001 (0.002)
観測数	25,890	12,060

注：21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）より筆者ら作成。括弧内は標準誤差。（*）dy/ dxは、0から1へのダミー変数の離散の変化に対するもの。*** p<0.01, ** p<0.05, * p<0.1。

職で仕事を探していないか学生の係数が正で有意であった。つまり、5期のうち3期以上において、パート・アルバイトで勤めているか、無職で仕事を探しているか、無職で仕事を探していないか学生である場合は、そうでない場合に比べて、子どもがいる世帯が持続的な貧困状態にある比率が、それぞれ1.7%ポイント、0.7%ポイント、3.5%ポイントだけ高いということである。

世帯の規模に関しては、子どもの人数、祖父母との同居、ほかの家族員との同居は、どれも正で有意であった。つまり、世帯に子どもの人数が一人増えると、また、祖父母と同居をすると、ほかの家族員と同居をすると、子どもがいる世帯が3期以上の貧困になる比率がそれぞれ1.3%ポイント、0.6%ポイント、0.5%ポイントだけ高いということである。

出産時の年齢に関しては40代での出産が、学歴に関しては中学卒が、それぞれ子どもがいる世帯が持続的な貧困になる比率が最も高い。

VI 結論

本論文の分析の結果から、「21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)」における、子どものいる世帯の貧困の持続性について、以下のことが分かった。

クロスセクションで見た場合、子どものいる世帯は全期間の平均では8.1%の子どもが貧困状態にある。動的にみると、子どもがいる世帯が貧困状態にある割合は、子どもの誕生とともに10.9%まで上昇するが、その後は2013年の6.0%まで低下していく(図3(a))というように貧困状態は子ども期においてコブ状の形をしている。次に、子どものいる世帯の貧困が持続的なのかを見るため、貧困状態にある期間を調べた。すると、5つの期のうち1期以上貧困を経験する子どもは、5人に1人ということであり、3期以上の持続的貧困の状態にある子どもは、3.3%であった(表3)。

上記の結果を、海外の子どもの貧困の持続性と比較する。Lindquist & Lindquist (2012)は、1987年から1991年に生まれたスウェーデンの子どもの

貧困の動的側面を調べている。14年の分析期間中における7年以上の貧困経験を持続的貧困と定義しており、5人に1人の子どもが1回以上の貧困を経験し、持続的貧困は2%だけであると報告している。したがって、本分析では調査が3年間隔であるのに対し、Lindquist & Lindquist (2012)は毎年であることに注意が必要であるが、本分析の結果は、日本の子どもの貧困は、スウェーデンよりも若干ではあるが持続的であるといえる。

日本の子どもの貧困の持続性を分析したものは、筆者らの知る限り存在していないので、子ども以外の日本の貧困の持続性を扱った分析と比較する。「消費生活に関するパネル調査」を用いた濱本(2005)は、1994年から2002年の追跡期間において、333人の女性が属する世帯の31.8%が少なくとも1回は貧困を経験しており、9回すべてで継続して貧困である世帯も1.5%いると報告されている。また、濱本(2005)の図3-2からは、貧困回数が追跡期間の半数の5回以上である世帯が9%いることが読み取れる。したがって、生活保護制度における最低生活費の1.2倍を各世帯の貧困の基準として利用しているため比較には留保が必要ではあるものの、本研究における子どもの貧困は、日本の女性の貧困ほどは持続的ではないといえる。そのほかの日本の貧困の持続性を調べた論文には以下がある。全国の高齢者を対象とした縦断調査データを用いた原田ら(2001)は、22.9%の高齢者が恒常的な貧困固定層であると結論付け、全国を対象とした慶應義塾家計パネル調査を用いた石井・山田(2007)では3期間中に1~2回貧困を経験したことがある人の割合が16%、継続的に貧困を経験したものは5%であったと報告している。とはいえ、どちらの研究も3時点の動的側面と短いことから、本分析の結果と比較することは難しい。

どのような子どものいる世帯が持続的貧困にあるかを調べた本論文のロジット分析からは、母子世帯の場合、そうでない場合に比べて、子どもがいる世帯が貧困状態にある比率が14.6%から41.5%ポイント高く(表4)、持続的な貧困状態にある比率が9.0%ポイント高い(表5)ということ

がわかった。クロスセクションの分析においても、母子世帯は、平均で41.3%の子どもが貧困状態にあり、子どもの出産とともに貧困状態にある割合は高くなり、その後下がっていくというパターンをたどるとはいえ、貧困の水準は高い(図3(b))。また、60%弱の子どもが貧困を1期以上経験しており、13.5%の子どもが持続的な貧困状態にあることから(表3)、母子世帯のほうが、二人親世帯よりも貧困に苦しんでいるといえるであろう。

世帯の規模に関しては、子どもの人数が多い場合や祖父母やほかの家族員と同居している場合は、そうでない場合よりも、子どもがいる世帯が貧困状態や持続的な貧困状態にある比率が高かった。世帯規模が大きいほど貧困状態にある比率が高い理由としては、子どもが多いほど、等価尺度により補正はされるものの、一人当たりの収入は小さくなることがある。また、養育が必要な子どもや介護を必要とする高齢者が多くいることで、働きに出ることが難しくなっているのかもしれない。

本研究では、貧困の基準に国民生活基礎調査による貧困線をもちいたが、今後はほかの基準をもちいて調べることも必要である。濱本(2005)は、各世帯の構成や世帯員の年齢、所在地域などに応じて、母子加算、児童養育加算、妊婦加算、産婦加算や教育扶助や住宅扶助、基礎控除、勤労控除をあてはめて得られた、生活保護制度における最低生活費の1.2倍を利用している。貧困とされる厚生水準の設定にはさまざまなバリエーションがあるため、今後は異なる貧困基準を使った研究を試みる必要がある。

さらに、より精緻な統計的手法を用いて分析する必要がある。駒村(2007)が述べるように、本論文で用いた離散選択モデルのほかにも、ハザード関数モデルやマルコフ推移モデルを用いることが考えられる。例えば、Arranz and Cantó(2012)は、スペインの縦断データを用い、multi-state multi-spell hazardモデルで推定を行い、貧困の動態に対して、貧困の再発(poverty recurrence)が影響を与えていることを示している。また、

Cappellari and Jenkins(2004)は、低所得の推移の決定要因を1階のマルコフ過程モデルを用いて調べている。今後は、これらのモデルを用いて日本の子どもの貧困の動態を明らかにする必要がある。

引用文献

- Arranz, J. M., & Cantó, O (2012, June) Measuring the effect of spell recurrence on poverty dynamics-evidence from Spain. *The Journal of Economic Inequality*, 10(2), pp.191-217.
- Cappellari, L., & Jenkins, S. P (2004) Modelling low income transitions. *Journal of applied econometrics*, 19(5), pp.593-610.
- Chamberlain, G (2010) Binary Response Models for Panel Data: Identification and Information. *Econometrica*, 78(1), pp.159-168.
- Kaplan, G (2012) Moving Back Home: Insurance against Labor Market Risk. *Journal of Political Economy*, 120(3), pp.446-512.
- Kotlikoff, L. J., & Summers, L. H (1981) The role of intergenerational transfers in aggregate capital accumulation. *Journal of political economy*, 89(4), pp.706-732.
- Lindquist, M. J., & Lindquist, G. S (2012) The dynamics of child poverty in Sweden. *Journal of Population Economics*, 25(4), pp.1423-1450.
- OECD (2015) *How's Life? 2015 Measuring Well-being: Measuring Well-being*. Paris: OECD Publishing.
- Townsend, P (1979) *Poverty in the United Kingdom: A Survey of Household Resources and Standards of Living*. University of California Press .
- UNICEF Innocenti Research Centre (2012) *Measuring child poverty: New league tables of child poverty*.
- 阿部彩(2006)「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」『社会政策学会誌』16, pp.251-275。
- (2008)『子どもの貧困—日本の不公平を考える』岩波書店。
- (2011)「子ども期の貧困が成人後の生活困難(デプリベーション)に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』46(4), pp.354-367。
- 駒村康平(2007)「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本労働研究雑誌』49(6), pp.48-60。
- 原田謙, 杉澤秀博, 小林江里香, Liang Jersey (2001)「高齢者の所得変動に関連する要因：縦断調査による貧困のダイナミクス研究」『社会学評論』52(3), pp.382-397。
- 坂田朗広, 田野淳子, 布施香奈(2015)「厚生労働省縦断調査について」『社会と調査』15, pp.21-29。

- 山田篤裕, 四方理人, 田中聡一郎, 駒村康平 (2010) 「貧困基準の重なり—OECD相対的貧困基準と生活保護基準の重なりと等価尺度の問題」『貧困研究』4, pp.55-66。
- 周燕飛 (2015) 子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査2014 (第3回子育て世帯全国調査)。独立行政法人労働政策研究・研修機構。
- 石井加代子, 山田篤裕 (2007) 「貧困の動態分析」樋口美雄, 瀬古美喜編, 21世紀COE慶應義塾大学経商連携 (共同編集), 『日本の家計行動のダイナミズムIII』 (pp.101-129)。慶應義塾大学出版会。
- 大石亜希子 (2007) 「子どもの貧困の動向とその帰結」『季刊社会保障研究』43 (1), pp.54-64。
- 濱本知寿香 (2005) 「収入からみた貧困の分布とダイナミックス」: 岩田正美, 西澤晃彦 (共同編集), 『貧困と社会的排除 福祉社会を蝕むもの』 (pp.71-93)。ミネルヴァ書房。

(くれいし・わたる)
(わかばやし・みどり)

Investigation into Chronic Poverty of Households with Children

Wataru KUREISHI*¹ and Midori WAKABAYASHI*²

Abstract

This paper investigates how chronic the poverty of households with children in Japan is, using Longitudinal Survey of Newborns in the 21st Century (2001 Cohort).

During five periods with three year interval (year 2001, 2004, 2007, 2010, 2013), one in five children suffers from poverty one period or more and 3.3% of the children suffer from chronic poverty three periods or more. Our logit analysis for examining which households with children are more likely to be in chronic poverty shows that single mother households are 14.6-41.5%points more likely to be in poverty and 9.0%points in chronic poverty, compared to two parents households. Moreover, a little less than 60% of single mother households suffer from poverty one period or more and 13.5%are in chronic poverty. These imply that single mother households suffer from poverty more than other types of households.

Keywords : poverty among households with children, chronic poverty, temporal poverty, single mother households

*¹ Senior Researcher, National Institute of Population and Social Security Research

*² Associate Professor, Graduate School of Economics and Management / Faculty of Economics, Tohoku University

社会保障と法：社会保障と法政策

遺族年金の法的論点と法政策
——生計維持要件を中心として——

黒田 有志弥*

I 遺族年金の男女で異なる支給開始年齢の定め

遺族年金は、国民年金法に定める遺族基礎年金、厚生年金保険法に定める遺族厚生年金、労働者災害補償保険法に定める遺族給付の一部、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法の遺族年金をいう。このうち、遺族基礎年金は、制度創設当初は「母子年金」という名称で、夫をなくした母子家庭を対象とした給付として導入された。それは、一家の中心となって働く夫が死亡した場合に、自ら生計を維持できない妻に対し、一定の所得を保障する必要があったためである。すなわち母子年金は、夫が一家の中心となる稼ぎ手であるということと、夫に先立たれた妻が子を抱えながら労働して所得を得ることは困難であることを前提としている（堀（2017）pp.475-476）。これに対し、父子家庭は給付の対象から除外されていたが、近年では労働を取り巻く状況が変化し、父子家庭でも就業が不安定で所得が高くない者もいることから、平成24（2016）年改正によって夫も遺族基礎年金の対象者とされるようになった。

他方、昭和29（1954）年に旧厚生年金保険法を全面改正して定めた（新）厚生年金保険法では、遺族に該当する妻については40歳以上であること（ただし55歳までは支給停止）とし、遺族に該当する夫については60歳以上であることとしていた。なお、妻については55歳未満であっても、18歳未満の子あるいは一定の障害の程度にある子と生計を同じくしている場合、あるいは妻自身が一定程度の障害を負っている場合には、遺族に該

当するとされていたが、その後の改正により、遺族厚生年金の受給権者たる妻については、ほかの被用者制度と併せるかたちで年齢要件が撤廃され、夫を亡くした妻と妻を亡くした夫との受給要件における差は拡大した。

このように、夫を亡くした妻に有利な受給要件を定めているのは、女性の雇用機会や雇用条件が男性と比べて劣っているという雇用の実態を考慮したものであると考えられる（堀（2017）pp.483-484）。

しかしながら、遺族年金につき男女で異なる支給開始年齢が定められていることについては、その合憲性が問題となる。そのうち、遺族基礎年金については、先に述べたように、受給権者は妻と子に限られていたが、妻を亡くした父子家庭に遺族基礎年金が支払われない（子に対する遺族基礎年金は生計を同じくするその子の父があるときは支給停止される（国年41条2項））ことが問題視され、平成24（2012）年改正（年金機能強化法）によって夫も受給権者に含めることとされた。

これに対して、被用者年金各法、労災、公務災害等の災害補償各法では、遺族年金につき、依然として男女で異なる支給要件が定められている。この点について、最近の最高裁判決（最判平成29年3月21日）は、「男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差および一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものと

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第4室長

いうことはできない」とし、地方公務員災害補償制度上の遺族補償年金の男女で異なる支給要件の定めにつき合憲とした。この判決により、被用者年金各法、労災、公務災害等の災害補償各法における、遺族年金の男女で異なる支給要件については現在のところ違憲ではないと評価される。ただし、妻の置かれている社会状況に結論が左右されうことは最高裁も認めていると考えられるため、社会経済状況の変動に伴い、あらためて男女で異なる支給開始年齢の是非について検討する余地は残されている。

II 配偶者の生計維持要件

次に、厚生年金の遺族厚生年金の受給要件である生計維持要件について検討する。厚生年金保険法59条1項は、遺族厚生年金を受けることができる遺族について、被保険者の死亡当時、「その者によつて生計を維持したるもの」であることを要件とし、同条4項の委任規定を受けて、厚年法施行令3条の10は、生計維持要件を満たす配偶者について、被保険者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のもの（以下「施行令3条の10前段」という。）そのほかこれに準ずる者として厚生労働大臣の定める者（以下「施行令3条の10後段」という。）と規定している。

他方、厚生労働省年金局長は、日本年金機構理事長宛に、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年年発0323第1号）（以下「本件認定基準」という。）により生計維持要件の認定の取扱うべき旨の通知を發出している。本件認定基準の内容をみると、同認定基準3は、「ア 住民票上同一世帯に属しているとき」、「イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき」、「ウ 住所が住民票上異なっているが、（ア）現に起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき、又は（イ）単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により、住所が住民票上異なっているものの、生

活費、療養費等の経済的な援助が行われていることや、定期的に音信、訪問が行われていることといった事実が認められ、上記の事情が消滅したときには、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき」、という3類型を挙げ、これらのいずれかに該当するときは、施行令3条の10前段にいう「生計を同じくしていた者」に該当するものとする旨定めている（生計同一要件）。厚生労働大臣の定める金額とは年額850万円であり、これ以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者とは、①前年の収入が年額850万円未満である者、②前年の所得が年額655.5万円未満である者、③定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められる者とされている。年収850万円（年所得655.5万円）という基準は、所得分位の上位10%に当たる者の推計年収をもって設定されている。生計維持要件は、遺族基礎年金の権利発生要件であることから、社会通念上著しく高額な収入を有している者以外は生計が維持されていたものとして、広く遺族年金の支給対象とする考えによる。また、同認定基準1（1）ただし書は、このような定めにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、社会通念上妥当性を欠くことになる場合は、例外的な取扱いをする旨定めている（例外条項）。

要するに、遺族年金の支給要件として、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、その者によって生計を維持していたことを要するという意味で、生計維持要件を充足しなければならず、これは配偶者であっても同様である。後述の社会保障判例研究で取り上げる事例は、この点について争われた事例であり、法律上の配偶者が別居状態にあつて音信不通の状態であつたとしても被保険者の残置していった夫婦共有財産に依存して生活を営んでいれば、生計維持要件を充足しており遺族厚生年金の受給者として認められると判断されたものである。

他方で、こうした法的紛争の場面とは異なり、主として制度論の場面で、生計維持要件が問題と

なっている(菊池(2016), pp.360-364)。つまり、遺族年金の支給開始時における上記の収入・所得制限が高すぎるという指摘である(社会保障審議会年金部会(2014b), p.5)。しかしながら、もともと上記の収入・所得制限の趣旨は、遺族年金が、主たる生計維持者の死亡による遺族への生活保障の必要性に着目して設けられた仕組みであることから、生活保障の必要性が低い者に対してまで給付する理由はないという考え方から設けられたものであり、裁判例もこうした基準を適法と解してきた。また、収入・所得制限が支給開始時のみに判断される点については、生計維持要件は、保険事故発生時に受給権が発生するかを判断するための要件(権利発生要件)であり、受給権が発生しなかった場合は、たとえその後収入が下がっても、支給停止の解除と異なり、支給が開始されることがない性質のものであるとされ、政府の説明によれば、こうした法的性格から、通常の所得制限による支給停止と同様の考え方は採ることができず、社会通念上著しく高額な収入があるもの、すなわち通常の所得分類の最高位に該当する者ということで被用者年金の上限10%にあたる年収を基準として採用したとされている〔社会保障審議会年金部会(2014b), p.5〕¹⁾。この点につき、従来の社会保障審議会年金部会における議論として、2003(平成15)年の意見書「年金制度改正に関する意見」では、「生計維持要件の850万円については、高すぎるとの指摘があった」としながらも、「この要件は、死亡時点において判断するものであり、将来の収入を見通すことは困難であることから、広く受給権が発生するよう設定されているものであることも考慮して検討していくべきである。なお、基準以上の収入が見込まれ受給権が発生しなかった遺族は、その後予測できない収入の変化があった場合でも遺族年金の支給を受けるこ

とができないことについても、併せて検討すべきである」〔社会保障審議会年金部会(2003)〕と述べ、改正に対し消極的である。

生計維持要件が権利発生要件であることからすれば、遺族にある程度の収入があっても、生計維持関係の存在を認めるのは合理的である。ただし、子の扶養に対する配慮(扶養子を含めた従前生活の一定水準の確保)は必要と思われるものの、遺された配偶者が自らの収入で自身の平均的水準の生活を賄えるのであれば、併せて遺族年金を支給し続ける必要性は高くはないと言わざるを得ない。一定期間経過後の遺族の所得水準低下のリスクは、当該遺族自身の生活保障リスクとして独自に対応すべきであろう。遺族年金に、抛出と給付の直接的なけん連性が認められず、抛出に基づく給付という意味での権利性が相対的に弱いことからすれば、生計維持要件、とりわけ収入・所得による制限について、その水準を検討すべきであろう。

参考文献

- 堀勝洋(2017)『年金保険法〔第4版〕』法律文化社。
 菊池馨実(2016)「遺族年金制度の課題と展望」社会保障研究Vol. 1 No. 2。
 江口隆裕(2016)「社会の変化と遺族年金のあり方」社会保障研究Vol. 1 No. 2。
 社会保障審議会年金部会(2003)「社会保障審議会年金部会年金制度に関する意見」(平成15年9月12日)。
 ———(2014a)「第27回社会保障審議皆年金部会資料1：働き方に中立的な社会保障制度」(平成26年11月4日)。
 ———(2014b)「第27回社会保障審議会年金部会資料3：遺族年金制度の在り方」(平成26年11月4日)。
 ———(2015)「厚生労働省「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(平成27年1月21日)。

(くろだ・あしや)

¹⁾ なお現在の収入金額850万円という基準は、1994(平成6)年改正において、厚生年金の報酬月額の上位約10%にあたる者の変動に合わせて、600万円から850万円以上へと引き上げられたものである。

遺族厚生年金の受給者たる配偶者の生計維持要件

（東京地方裁判所平成28年2月26日判決

平成26年（行ウ）第502号，遺族厚生年金不支給決定取消等請求事件）

判例時報2306号48頁

黒田 有志弥*

I 事実の概要

1 (1) A(男性，昭和14年生)は，昭和37年4月14日，X(女性，昭和9年生)と婚姻し，長男B(昭和38年生)および二男C(昭和42年生)をもうけた。Xは，Aと婚姻した後，死亡時まで専業主婦であった。

Aは，上記勤務地で稼働していた昭和55年頃から，D(昭和25年生，女性)と知り合い，親しく交際するようになり，平成元年に転勤に伴い石川県P市に単身赴任した頃からDと不貞行為に及んでいた。

(2) Aは，平成5年に転勤となり，単身赴任は解消され，川崎市のA名義の自宅(以下「自宅」という。)で家族と同居するようになった。その後，Aは，平成10年からは別の会社に勤め始めたが，Dとの不貞関係を続けていた。

Aは，平成17年にさらに別の会社に転籍となった(なお，Aは，平成24年3月頃に同社を退職した)が，その後胆管癌が見つかり，平成21年9月17日から平成22年2月9日まで入院した。Xは，Aの入院中，前記の公団住宅を訪れ，Aの実印，パスポート，不動産の権利証，年金証書，同人名義の通帳および保険証券等を持ち帰った。その際，Xは，AがDと不貞関係を続けていることを認識した。

(3) Aは，退院後自宅に戻ったが，平成22年7月21日，Xに対して「出て行くから」などと述べ，衣

類等も持たずに自宅を出て(本件別居)，石川県P市のアパート(以下「P市のアパート」という。)203号室に移り住み，住民票も移動したが，同アパートの1階にはDが居住しており，やがてDと同居するようになった。

Xは，本件別居の直前頃の時期には，Aの企業年金(2か月で41万円程度)，X自身の老齢基礎年金，Aから不定期に渡される金員等により生活をしてきたが，Aは，本件別居の際，自身の企業年金の振込口座を変更し，自己名義の口座をすべて解約した。また，Aは，本件別居後，自宅に荷物を取りに戻ることはなく，本件別居時から死亡時に至るまで，Xに対して送金や仕送り等を一切しなかった。Xは，本件別居後，弁護士や親族を通じないでAと直接の話合いをしたことはなかった。

Xは，本件別居当時，現金300万円ないし500万円程度，X名義の預貯金として合計約340万円および保険証券(平成24年11月5日時点の評価額の合計約438万円)を保管していた。そして，Xは，本件別居後も，自宅において居住を継続し，生活費として，自身の老齢基礎年金(2か月で13万円程度)のほか，上記の現金や預貯金を使用していた。

(4) Xは，平成22年9月，横浜地方裁判所川崎支部に対して，AおよびDを被告として，不法行為(不貞行為及び悪意の遺棄)に基づく損害賠償請求訴訟(以下「別件損害賠償請求訴訟」という。)を提起した。

この頃，XとAは，代理人弁護士を通じて，婚姻

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第4室長

関係の調整等に関して協議を行い、Xの提案に係る合意書案が作成されたが、Aはこれに合意しなかった。また、上記の協議において、AがXに対して、A名義となっている財産の用途について説明を求めたり、あるいはXがAの公団住宅から持ち出した物品等の返還を求めたりしたが、Xは、この返還要求に応じなかった。

Aは、平成22年11月25日、一切の財産をDに遺贈する旨の遺言公正証書を作成した。なお、当該公正証書遺言については、X、BおよびCがD等に対して当該遺言の無効確認等を求めて提起した訴訟において、平成27年2月25日、当該遺言の無効を確認すること等を内容とする和解が成立している。

その後、Xは、Aが石川県P市所在の病院に入院していることを知り、平成24年6月15日、同病院を訪れ、Aとの面会を申し入れたが、面会をすることができず、また、Aの病状を尋ねたが、説明を受けることはできなかった。

平成24年6月、Xは、Aを相手方として、横浜家庭裁判所川崎支部に対し、夫婦関係（離婚等）調停の申立て（本件調停申立て）をし、離婚、財産分与、慰謝料の支払および年金分割を求めた。

(5) Aは、平成24年7月7日、死亡した（このときAは、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）上の被保険者であった者（老齢厚生年金の受給権者）であった）。この当時、Aの住民票上の住所はP市のアパート203号室にあり、Xの住民票上の住所とは異なっていた。Dは、同居者としてAの死亡届を提出し、また、その喪主としてAの葬儀を行った。Xは、Aの葬儀が終了した後、Aの遺言執行者から、Aが死亡したこと等を知らされた。

Xは、Aの死亡後、別件損害賠償請求訴訟において、Aに対する請求を取り下げた。同訴訟につき、横浜地方裁判所川崎支部は、平成25年7月29日、XのDに対する請求につき、損害賠償金550万円（慰謝料500万円、弁護士費用50万円の合計額）およびこれに対する遅延損害金の支払を認容（一部認容）する判決を言い渡した。同判決においては、AとDが不貞行為に及び、Aが本件別居によりDと生活を始め、Xとの同居協力義務を拒絶するに至ったものであり、Xに対する悪意の遺棄が認め

られ、Dはこれに協力、加功したことが認められるなどの認定判断がされていた。

2 Xは、平成24年8月14日（受付日）、処分行政庁（厚生労働大臣）に対し、Aの死亡当時、Aによって生計を維持していた配偶者であるとして、遺族厚生年金の裁定請求をした（以下「本件裁定請求」という）。これに対し、処分行政庁は、平成25年3月6日付けで、Xに対し、XがAの死亡当時においてAによって生計を維持されていたとは認められないとして、遺族厚生年金を支給しない旨の決定（以下「本件不支給処分」という。）をした。

本件不支給処分に対する審査請求および再審査請求がいずれも棄却されたため、Xは、平成26年10月10日、本件不支給処分の取消しと支給裁定の義務付けを求めて提訴した。

3 なお、厚年法59条1項は、遺族厚生年金を受けることができる遺族について、被保険者の死亡当時、「その者によつて生計を維持したもの」であることを要件とし、同条4項の委任規定を受けて、厚年法施行令3条の10は、生計維持要件を満たす配偶者について、被保険者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であつて厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のもの（以下「施行令3条の10前段」という。）そのほかこれに準ずる者として厚生労働大臣の定める者（以下「施行令3条の10後段」という。）と規定している。

他方、厚生労働省年金局長は、日本年金機構理事長宛に、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年年発0323第1号）（以下「本件認定基準」という。）により生計維持要件の認定の取扱うべき旨の通知を發出している。本件認定基準の内容は以下の通りである。

1 総論

(1) 生計維持認定対象者

次に掲げる者（以下「生計維持認定対象者」という。）に係る生計維持関係の認定については、2の生計維持関係等の認定日において、3の生計同一要件および4の収入要件を満たす場合（中略）に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者

であった者と生計維持関係があるものと認定するものとする。

ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。

①～⑦ (略)

⑧遺族厚生年金 (昭和60年改正法による改正後の厚生年金保険法による特例遺族年金を含む。)の受給権者

⑨ (略)

(2) (略)

2 生計維持関係等の認定日

(1) 認定日の確認

生計維持認定対象者および生計同一認定対象者に係る生計維持関係等の認定を行うに当たっては、次に掲げる生計維持関係等の認定を行う時点 (以下「認定日」という。)を確認した上で、認定日において生計維持関係等の認定を行うものとする。

①受給権発生日

②～④ (略)

(2) (略)

3 生計同一に関する認定要件

(1) 認定の要件

生計維持認定対象者および生計同一認定対象者に係る生計同一関係の認定に当たっては、次に該当する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとする。

①生計維持認定対象者および生計同一認定対象者が配偶者又は子である場合

ア 住民票上同一世帯に属しているとき

イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき

ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

(ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

(イ) 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを

得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

(ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

(イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

② (略)

(2) (略)

4～6 (略)

4 争点

本件における争点は、Aの死亡当時、XがAによって生計を維持していたといえるか否か (厚年法59条1項。以下「生計維持要件」という。)であり、具体的には、(i) 本件につき本件認定基準3「生計同一に関する認定要件」の(1)「認定の要件」① (以下「生計同一要件」という。)を適用すべきか否か、(ii) 本件は生計同一要件を充足するか否か、(iii) 本件は本件認定基準1(1)ただし書 (以下「例外条項」という。)に該当するか否かである。

II 判旨

請求認容

1 「本件認定基準の定めは、被保険者によって生計を維持していた遺族の生活を保障するという遺族給付の目的並びに厚年法59条および厚年法施行令3条の10の規定の内容に沿うものであり、合理的なものといえることができる。そして、上記の例外条項は、本件認定基準の定める生計同一要件に該当するとはいえない場合であっても、被保険者の死亡当時、被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろうという関係が認められるような事案において、適用されることが予定されているものと解される。」

「また、厚年法59条1項および4項の規定を受けて設けられた施行令3条の10前段の規定は、被保険者の死亡当時、同居等により被保険者と生計を

同じくしていた配偶者であれば、原則として被保険者により生計を維持していたものと推認されるから、当該配偶者が例外的な高収入を自ら得ていると認められる場合を除き、それだけで生計維持要件を満たすことを定めたものと解され、施行令3条の10後段の規定は、前段の規定に該当しない場合であっても、配偶者において、被保険者に経済的に依存しなければその生計の維持に支障を来していたであろうという関係にあるときには、生計維持要件を満たし得ることを念頭において定められたものと解される。

以上のような解釈に照らすと、本件認定基準が、法律上の婚姻と事実婚とを区別することなく、上記のような生計同一要件とその例外条項を置いたことには、合理性があるということができるとする。

2 生計同一要件（本件認定基準3 (1) ①）該当性について

(1) Xは、Aの死亡当時において、その住民票上、Aと同一世帯に属しておらず、住所も同一でなく、また、現に起居を共にしていたものとは認められず、生計同一要件のA、イおよびウ（ア）のいずれにも該当しない。

(2) 生計同一要件ウ（イ）の要件が設けられた趣旨は、住所が住民票上異なっていると看做し、別居がその原因に照らして一時的なものであり、当該原因が解消すれば同居が再開されることが予定されているのであれば、社会通念上、生計が同一であると評価する基礎があるといえることを考慮したものといえることができる。そうすると、上記の「止むを得ない事情により」とは、別居が一時的なものであっていずれ解消されることが予定されているような原因によるものであることをいうものと解すべきである。

①Aの本件別居後のDとの同居、②Xによる別件損害賠償請求訴訟の提起、③XとAとの間の婚姻関係の調整等についての協議、④Xによる本件調停申立て、⑤Aによる、Xとの面会を拒絶などの各事情に照らすと、本件別居は、AがDと生活をするために、Xとの同居協力義務を拒絶し、悪意の遺

棄により開始されたものと認められる。そうすると、本件別居は、平成24年7月7日のAの死亡当時において、一時的なものであっていずれ解消されることが予定されている原因によるものとみることが困難であるというほかなく、「単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっている」場合に当たらないといふべきである。

(3) 本件認定基準において、「例外条項は、生計同一要件に該当するとはいえないものの、被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろうという関係が認められる事案において適用されることが想定されているものと解される。」

Aの死亡当時において、XとAの別居は一時的なものであるとみることができないが、他方において、①Xは、まずは平成22年9月に別件損害賠償請求訴訟を提起し、裁判所から離婚を前提とする和解案を提示されても、直ちにこれに応じることはなく、また、その後、本件調停申立てをしたものの、自宅の取扱いなど離婚給付の問題が残されており、Xとしては、扶養的財産分与を含む離婚給付の問題が包括的に解決される場合でない限り、直ちに離婚する意思を確定的に有していたと認めることはできないこと、②仮にAがXに対して離婚訴訟を提起したとしても、Aは明らかに有責配偶者であって、別居期間は短く、また、一切の財産をDに遺贈する旨の公正証書遺言をしており、直ちにXに対して相応の離婚給付をする意思を有していなかったものとうかがわれることなどの事情からして、その離婚請求が認められるとは考え難いことを勘案すると、XとAの婚姻関係は、Aの死亡当時において、両名が離婚しているのと同視すべき段階に至っていたと評価することは社会通念上適切ではないといふべきである。

Aは、本件別居後、その収入である企業年金等をXに渡さなくなったものの、①Aは、本件別居に際し、それまでの婚姻生活で形成された夫婦共有財産のうち、自己名義の口座を解約したほかは、現金、X名義の預貯金、証券等を持ち出さず、残置していったこと、②他方、Xは、Aと婚姻後、同人

の死亡当時までの間、専業主婦であり、その生計はAの収入に全面的に依存しており、本件別居後も、Xが独立して生計を立てることができるような独自の収入はなかったことがそれぞれ認められ、③以上の状況のもとで、Xが、本件別居後、Aに対し、婚姻費用の分担を求める法的手続に着手しなかったのは、本件別居当時、Xが当面の生活を維持するのに十分な夫婦共有財産を事実上管理していたことにあることがうかがわれる。これらの事情からすると、Aは、本件別居に際し、夫婦共有財産である現金、X名義の預貯金、証券等を残置し、本件別居後、Xは、その一部を費消し、生活費に当て、また、自宅を居住のために使用していたのであり、この状況を客観的にみれば、Xがこれらの夫婦共有財産に依存してその生計を維持しており、かつ、これらの夫婦共有財産に依存することなく、その生計を維持することは不可能であったということが出来る。

Aの死亡当時、XとAは別居しており、生計同一要件を満たす状態にはなかったが、両名の婚姻関係は、両名が離婚しているのと同視すべき段階に至っていたとはいえないこと、そして、その状況の下において、専業主婦であったXは、Aが残置していった夫婦共有財産に依存して生計を維持しており、Aに経済的に依存しなければ生計の維持に支障を来していたであろうという関係にあったということが出来ることを総合勘案すると、本件については、生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合に当たるといふべきである。

3 本件不支給処分の適法性について

以上によれば、Xは、A(被保険者)の死亡の当時において、厚年法59条1項の生計維持要件を充足していたものと認められる。したがって、この点についての判断を誤り、生計維持要件を充足しないとして、Xを同項の「遺族」に該当しないものと認定してされた本件不支給処分は、違法であり、取り消されるべきものである。

III 解説

判旨に疑問がある

1 本判決の意義

本判決は、法律上の配偶者の遺族厚生年金の受給要件の該当性が判断された一事例である。事例としては、いわゆる重婚の内縁関係またはそれに類する状況であるが、本件においては、いわゆる重婚の内縁関係の妻が遺族厚生年金の受給権者となりうるかという問題ではない。

本判決は、法律婚の配偶者につき、遺族厚生年金を受給できる者の要件について、生計維持要件の充足性のみを根拠として判断した点に特徴がある。また、今1つの特徴として、本件認定基準、とりわけただし書の「生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合」の趣旨を具体的に解釈し、当てはめを行っている点にある。

2 配偶者要件と生計維持要件の関係について

遺族厚生年金を受給できる遺族は、被保険者または受給者等の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のうち、被保険者または受給者等が死亡した当時、その者によって生計を維持していた者である(厚年法59条1項)。被保険者によって生計を維持していたこと(生計維持要件)の認定に関して必要な事項は政令で定めるとし(同条4項)、同法施行令3条の10は、この生計維持要件を満たす者について、被保険者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者であって、厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものそのほかこれに準ずる者として厚生労働大臣の定める者と規定し、これを受けて本件認定基準が定められている。このように、遺族厚生年金を受給できる遺族の要件は、厚年法59条1項に列挙する遺族に該当し、かつ、生計維持要件を満たす者である。

他方、厚年法における配偶者は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含む（厚年法3条2項）。この文言を素直に解釈すれば、配偶者には法律上の婚姻関係がある者は当然に含まれる。したがって、法律上婚姻関係にある者は、遺族年金を受給できる遺族としての配偶者要件を満たす。

しかしながら、この場合、法律上婚姻関係にある者（配偶者）と事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実上の配偶者」という。）の双方が存在した場合（いわゆる重婚的内縁関係）に問題となる。法律上の配偶者を無条件に遺族厚生年金を受給できる遺族としての配偶者要件を満たしているとする、重婚的内縁関係が存在する場合の事実上の配偶者は、仮に生計維持要件を満たしていたとしても、常に遺族厚生年金を受給できる者に該当しないからである。

この点につき、既に最高裁は、重婚的内縁関係が存在する場合において遺族年金を受給できる配偶者について判断基準を示している。すなわち、最判昭和58・4・14民集37巻3号270頁は、農林漁業団体職員共済組合の遺族給付の対象となる配偶者とは、組合員等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者をいうとして、法律婚の配偶者でも事実上の離婚状態にある場合には、遺族給付を受けるべき配偶者に該当しないと、最判平成17・4・21判時1895号50頁は、そのような場合には、重婚的内縁関係にある者が遺族給付の対象となる配偶者となるとしている。また、これらの最高裁判決の射程は、重婚的内縁関係が生じている場合に限られるとされる¹⁾。

このようにして、理論上は、遺族厚生年金を受給できる配偶者たる遺族の要件は、配偶者要件および生計維持要件であるが、法律婚の配偶者の場合には、配偶者要件が問題となるのは、重婚的内縁関係が存在している場合だけとなり、それ以外では生計維持要件について判断すれば足りる。

ところが、法律婚の配偶者の遺族厚生年金の受給要件が問題となった事案においては、程度の違いはあるものの、夫が妻と別居し、妻以外の女性

と不貞行為に及んでいる場合がほとんどである（本件も例外ではない）。このような場合に、従来の裁判例は、法律婚の配偶者につき配偶者要件について判断し、それが肯定されれば生計維持要件を判断していた（例えば、法律婚の配偶者の配偶者要件、生計維持要件ともに肯定した事例として福岡地判平成20・8・26判タ1291号82頁、配偶者要件を満たさないとした事例として東京地判平成18・7・11判例集未登載）。

しかしながら、近年、同様の事案において、配偶者要件の判断に先立って、生計維持要件から判断する裁判例が見られるようになってきている。例えば、公刊されている裁判例でそのような判断手法を採用した端緒とされている事例として、東京高判平成26・3・13訟月61巻3号609頁がある。同判決は、配偶者要件に先だって厚生年金保険法59条1項本文そのほか関係法令等に照らし、配偶者要件の具備が問題とされる者につき、その判断に先立ち、遺族厚生年金の受給権者である「遺族」のもう一つの要件である生計維持要件の具備について判断することが許されないと解すべき理由はなく、また、別居中の配偶者につき、配偶者要件を満たすか否かは、生計維持要件の認定とは直接の関係がないとした上で、配偶者要件の具備が問題とされるものにつき、その判断に先立ち、生計維持要件の具備について検討し、生計維持要件を満たさないことを理由として法律婚の配偶者に遺族厚生年金を支給しないとした処分を適法であると判断している。その後、東京地判平成27・5・15判例集未登載は、遺族厚生年金について、法律上の配偶者に不支給決定をし、事実上の配偶者に対して支給決定をしたところ、法律上の配偶者が不支給決定の取消を求めた事案において、「本件においては、不支給処分が違法であって取り消すべきであると認めるためには、原告が配偶者要件および生計維持要件をいずれも満たしているということができなければならないところ、まず、原告が生計維持要件を満たすか否かについて検討する」とし、結論として生計維持要件を満たさないとし

¹⁾ 大村敦志「判批」法律協会雑誌102巻11号2170頁。

て請求を棄却している²⁾。

このような判断手法が現れたのは、配偶者要件にかかる前掲最判昭58・4・14の判断基準が抽象的であり、そのあてはめが、具体的な事案においては困難であることに起因しているものと思われる³⁾。

このような中で、本件も、配偶者要件について判断せず、生計維持要件のみで結論を導いた事例とも考えられる。しかしながら、法律婚の配偶者が生計維持要件を充足してしないと理由のみで、遺族厚生年金を受給できる者としての要件を満たさないとした前記の事例は、いずれも事実上の配偶者に遺族厚生年金の支給決定がなされている事案であり、仮に法律婚の配偶者の生計維持要件の充足性が肯定された場合、続いて配偶者要件について検討されることになるはずである（ただし、生計維持要件の充足性が肯定された時点で、法律婚の配偶者の配偶者要件が否定されることはないと思われる）。これに対して本件においては、Dが遺族厚生年金の請求等をしていないと思われること、また、（おそらくDが事実上の配偶者に該当しないと考えると推測されるが）YがXの配偶者要件について争っていないことから、本件の判断枠組みと結論は、それ自体は問題ない。それゆえ本件は、生計維持要件の充足性の判断のみで法律婚の配偶者の遺族厚生年金を受給できる者の要件を判断し、それを否定した前記の裁判例とは事例が異なる。

3 生計維持要件について

法律上の配偶者について、遺族厚生年金の受給要件である生計維持要件については、従来の裁判

例の中には、本件認定基準とは別に一般論を展開するものも見られたが⁴⁾、近年の裁判例は、本件認定基準の合理性を肯定した上で、それに依拠して生計維持要件を判断するものが多い。本件認定基準の合理性を肯定する根拠については、被保険者等によって生計を維持していた遺族の生活を保障するという遺族給付の目的並びに厚年法59条および厚年法施行令3条の10の規定の内容に沿うもの（東京地判平成27・3・17判例集未登載、東京地判平成26・7・25判例集未登載）などと簡潔に述べるものが多く、その点においては、本判旨も同様である（判旨1（1））。本件認定基準につき近年の裁判例がその合理性を肯定するのは、仮に認定の要件を充足しない場合であっても、例外条項によって個別事例にあわせて柔軟に解決を図ることができるからであると推測される⁵⁾。

そのような中で、本判決の特徴は、本件認定基準、とりわけただし書「生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合」の趣旨を具体的に解釈し、当てはめを行っている点にある。すなわち、本判旨は、上記ただし書を「生計同一要件に該当するとはいえないものの、被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろうという関係が認められる事案において適用されることが想定されているもの」と解する。

上記ただし書については、本判旨の解釈とは逆の方向の解釈、すなわち、生計同一要件に該当するけれども、そのまま受給要件の充足性を肯定すると社会通念上妥当性を欠く場合に適用されるものと解するのが素直な解釈であろう。しかしなが

²⁾ ほかに、東京地判平成27・3・17判例集未登載等。

³⁾ なお、配偶者要件について判断している裁判例も存在する。例えば、東京地判平成26・3・13判例集未登載、東京地判平成26・7・25判例集未登載、東京地判平成27・4・9判例集未登載。

⁴⁾ 東京地判平成5・3・3判タ859号129頁、東京地判平成10・3・25判タ987号165頁等。これらは本件認定基準の通知時以前の事例であるが、当時も同内容の通知がある（昭和61年4月30日庁保発29号）。

⁵⁾ 東京高判平成26・3・13訟月61巻3号609頁は、「生計維持関係認定基準（本件認定基準：筆者注）が、生計維持要件として原則として生計を同一にすることを要するとし、その認定において、別居中の配偶者については、生活費、療養費等の経済的な援助等が行われ、消費生活上の家計を一つにする実態を必要としていることは、生計維持関係認定基準が例外的にこれによらない場合を定めていることも考え合わせれば、上記厚生年金保険法1条の定める制度趣旨並びに同法59条および厚生年金保険法施行令3条の10の定めに沿うものであり、合理的なものといえることができる。」と述べる。

ら、本件認定基準の文言上は、本判旨のただし書の解釈を排除する理由もないため、本判旨の示すように生計同一要件に該当するとはいえないものの、そのまま受給要件の充足性を否定すると社会通念上妥当性を欠く場合にも適用されると考えるべきであろう。しかしながら、ただし書をどちらかの事案に限定することは妥当ではないため、判旨の示す、被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろう関係が認められる事案は、生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合の例示と読むべきであろう。

ただ、このように判旨を解釈したとしても、「被保険者に経済的に依存しなければ生計維持に支障を来していたであろう関係」が、そもそも「生計同一要件により生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くことになる場合」の解釈として疑問が残らざるを得ない。すなわち、本件は、XがAに経済的に依存していた関係にあったが、Aの名義の住居および残っていた金銭がなければ生計維持に支障を来していたかは定かではない。判旨は経済的な依存について、Xが夫婦共有財産に依存してその生計を維持しており、かつ、これらの夫婦共有財産に依存することなく、その生計を維持することは不可能であったとするが、少なくとも後段については、問題があると考え。す

なわち、経済的に依存できる環境にあれば、それに甘んじるのが通常であって、それがなかった場合に生計を維持することができなかった否かは判旨からは明らかではないからである。翻って経済的に依存できる環境になかったときに、自助努力によって生計を営まざるをえない状況にあり、実際に自ら生計を営んでいた場合、例えば、別居の夫の名義の住宅に居住し、それが黙認されている状態であるが、残された預貯金や仕送り等は一切ない場合や、あるいは、別居の夫が賃貸人となっている賃貸住宅に居住している場合で、妻が自ら労働によって生計を営んでいるときは、生計維持要件を満たさないという不合理な結果に至ることがありうる。

この点につき、最近の裁判例⁹⁾を参照しても、生計維持要件について特に重視されているのは、法律婚の配偶者がどのように生活費を得ているかであり、法律婚の夫から経済的な援助を受けておらず、また、生活費を自力または何かの手段で得ていると、生計維持要件の充足性が否定される傾向にある。本判決は、Aの死亡当時、XとAは別居しており、生計同一要件を満たす状態にはなかったが、その婚姻関係は、両名が離婚しているのと同視すべき段階に至っていたとはいえないこと、そして、その状況下において、専業主婦であったXは、Aが残置していた夫婦共有財産に依存して生計を維持しており、Aに経済的に依存しなければ生計の維持に支障を来していたであろうという

⁹⁾ 従来の裁判例のうち、最近の事案で、法律上の配偶者につき生計維持要件が問題となったものについて、その内容と結論をまとめると以下の通りである。

・老齢厚生年金の受給権者と法律上の婚姻関係にあった原告について、配偶者からの経済的援助や音信・訪問はなく、仕事の収入や実母からの援助等により生活していた場合において、遺族厚生年金不支給処分の取消請求が棄却（東京高判平成26・3・13訟月61巻3号609頁）。

・老齢厚生年金の受給権者と法律上の婚姻関係にあった原告について、配偶者からの経済的援助や音信・訪問はなく、着付師の仕事と年金で自活していた場合において、遺族厚生年金不支給処分の取消請求が棄却（前掲東京地判平成27・5・15）。

・老齢厚生年金の受給権者と法律上の婚姻関係にあった原告について、配偶者からの経済的援助や音信・訪問はなく、音信・訪問が途絶えて2年間は自活（会社勤務、アルバイト、実兄の死亡により退職手・当金の半額を相続）していた事案において、遺族厚生年金不支給処分の取消請求がただし書の要件も満たさないとして棄却（前掲東京地判平成27・3・17）。

・老齢厚生年金の受給権者と法律上の婚姻関係にあった原告について、14年間、経済的な援助や、音信・訪問はなく、パートの仕事をして生活費を得ており、不足分は親族の援助を受けて生活しており、事実上の配偶者に遺族厚生年金の支給決定あった事案において、遺族厚生年金不支給処分の取消が配偶者要件、生計維持要件ともに満たさないとして、棄却（東京地判平成26・7・25判例集未登載）。

関係にあったということができることから、生計維持要件を充足する（例外条項に該当）とする。要するに、本判決においては、Aのたまたま残していった夫婦共有財産のみで生計を営んでいたために、生計維持要件の充足が認められたのであって、その意味では、従来裁判例の傾向に従うものである。しかしながら、遺族厚生年金は、被保険者または被保険者であった者に生計を維持されている遺族に支給されるものである。その趣旨としては、被保険者等によって生計を維持していた遺族の生活を保障することであるが、遺族厚生年金の額は、被保険者の標準報酬月額や年金受給権者の年金額に依拠するものであるから、被保険者等による生計の維持は、被保険者あるいは年金受給権者の地位を根拠づけている金銭によることが通常解釈であると思われる。したがって、本件においては、遺族厚生年金の支給の基礎となりうる生計の維持がなされていないのであるから、本件認定基準（その例外条項を含む）を適用しても

Xが生計維持要件を充足しているとは言えないと考える。

4 おわりに

本件は、冒頭に述べたように、法律上の配偶者の生計維持要件のうち、「その者によつて生計を維持したもの」についての本件認定基準の解釈が問題となった事案である。

他方で法政策上は、生計維持要件のうち「厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたつて有すると認められる者以外のもの」について主に問題となっている。この点については、「遺族年金の法的論点と法政策—生計維持要件を中心として」を参照されたい。

参考文献

注で掲げたもの。

（くろだ・あしや）

情報（国際機関動向）

OECD Family Databaseの概要
——家族政策とその成果に関する国際比較データベース——

竹沢 純子*

I 背景と目的

近年、子ども子育て支援に関する政策論議において、国際比較データの引用が増えている。例えば、少子化対策において出生率上昇のために必要な家族支出規模をめぐる提言（内閣府2014a）、子どもの貧困対策においては相対的貧困率の国際比較が大綱にも引用された（内閣府2014b）。

本稿では家族支出や貧困率など子どもに関する主要な国際比較データを収録するOECD Family Database（以下FDBと略）について紹介する¹⁾。FDBではOECDにおける各種データベース（Social Expenditure database, Income Distribution database, PISA国際学力調査等）から子ども関連データが集められるとともに、WHO等ほかの国際機関や各国政府からの統計も加えて、総合的なデータベースとして整備されている。

FDBは2006年、国際比較データへの需要の高まりを背景に、家族政策とその成果をアセスメントする国際比較可能なツールを目的に開発された（Adema et al. 2009）。2006年当初は、仕事と家庭の両立政策に関する国際比較OECD Babies and Bossesシリーズ（OECD2007）で収集したデータを基礎に構築された。その後、OECDの家族政策とそのアウトカムに関するDoing Betterシリーズ（OECD2009；2011）、育児休業にフォーカスしたワーキングペーパー（Adema et al. 2015）等で、

FDBが活用されるとともに、各テーマに連動してさらなる指標の追加、データの拡充が進められてきた。2017年2月時点で70指標が公開され、うち約50指標は毎年、残る20指標は数年間隔で更新が行われている。

II データベースの構成

指標は4大領域（Ⅰ 家族構造、Ⅱ 家族の労働市場における地位、Ⅲ 家族と子どもに関する政策、Ⅳ 子どものアウトカム）から構成される。表1の通り、Ⅰには、子どもが属する世帯類型、親の婚姻状況、出生率など、Ⅱには、母親の就業率、男女の仕事とケア時間の格差など、Ⅲには家族支出、就学前保育教育の参加率、育児休業取得率、Ⅳ子どもへの成果には子どもの貧困率、学力、予防接種率や低体重出生児率などが含まれる。

なおFamilyを冠するデータベースであるが、Familyの明確な定義に沿った収集はなされていない。OECD事務局によれば、子どもだけでなく高齢者も対象とするが、現在までのところ、高齢要介護家族に関する指標は未整備である。その理由として、当該領域に関するデータの収集は多大な労力を要することが挙げられている（Adema et al. 2009）。

* 国立社会保障・人口問題研究所 企画部第3室長

¹⁾ OECD Family database (<http://www.oecd.org/els/family/database.htm>) およびOECD Stat (<http://stats.oecd.org/>) より入手できる。

表1 OECD Family Databaseの構成

1. 家族構造 (SF)	3. 家族と子どもに関する政策 (PF)
家族と子ども	子どもと家族に関する一般政策
SF1.1家族規模と世帯員	PF1.1家族政策支出
SF1.2子どもの親の婚姻状況	PF1.2公教育支出
SF1.3子どもの同居者	PF1.3家族現金給付
SF1.4子どもの年齢別人口と若者従属人口割合	PF1.4税制の中立性
SF1.5子どもの住まいの状況	PF1.5養育費に関する制度
出生指標	PF1.6子ども年齢別家族政策支出
SF2.1出生率	PF1.7世代間連帯
SF2.2理想と現実の子ども数	PF1.8成人年齢
SF2.3出生時母親年齢と年齢別出生率	PF1.9児童養護
SF2.4婚姻外出生	子ども関連休暇
SF2.5無子	PF2.1両親休暇の主な特徴
婚姻・パートナーシップ地位	PF2.2出産休業給付の利用
SF3.1婚姻、離婚率	PF2.3就労親のそのほかの休業受給権
SF3.2家族解体と子ども	PF2.4両親休暇代替率
SF3. 同棲等パートナーシップ	PF2.5出産前後の休業権の推移
SF3.4家族間の暴力	未就学児への保育と教育
2. 家族の労働市場における地位 (LMF)	PF3.1就学前保育教育への公的支出
家族、子ども、従業上地位	PF3.2就学前保育教育への参加率
LMF1.1親の従業上地位別子ども	PF3.3インフォーマルな保育
LMF1.2母親の就業	PF3.4子育て費用
LMF1.3婚姻属性別母親の就業	就学前保育教育の類型化
LMF1.4ライフコースと就業	PF4.1就学前保育教育の類型化
LMF1.5男女賃金格差と教育別収入	PF4.2就学前保育教育の質
LMF1.6雇用における男女差	PF4.3放課後保育
就業時間とケアの時間	4. 子どものアウトカム (CO)
LMF2.1週あたり男女労働時間	子どもの健康
LMF2.2有子夫婦の就業類型と就業時間の分布	CO1.1乳幼児死亡率
LMF2.3ひとり親の就業類型と就業時間の分布	CO1.2出生時平均余命
LMF2.4ファミリーフレンドリーな職場の実践	CO1.3低体重出生
LMF2.5仕事、ケア、家事に費やす時間	CO1.4予防接種率
LMF2.6通勤時間	CO1.5母乳育児率
LMF2.7ワークライフバランスに関する主観的満足感	CO1.6糖尿病とぜんそく
	CO1.7肥満 (11, 13, 15歳男女別)
	CO1.8喫煙 (11, 13, 15歳男女別)
	CO1.9障害
	子どもの貧困
	CO2.1世帯類型別の格差と所得
	CO2.2子どもの貧困率
	CO2.3物質的剥奪
	教育学力
	CO3.1男女別教育達成とフルタイム教育期待年数
	CO3.2大学専攻の男女差
	CO3.3 10歳の男女別学力
	CO3.4 15歳の男女別学力
	CO3.5ニート率
	CO3.6移民学生の割合と教育アウトカム
	社会参加
	CO4.1 15-29歳のボランティアやNGOへの参加
	CO4.2初回投票率
	CO4.3男女別飲酒と麻薬の消費
	CO4.4 10代の自殺

出所：OECD Family Databaseより筆者作成。

Ⅲ 利用上の留意点と若干のコメント

国際比較データの利用、解釈に際して、まずは各指標に付属の解説編（PDFダウンロード可）の指標定義や国際比較の限界に関する記述、図表の注を十分に確認すべきである。同一の定義で国際比較するためにOECD事務局が努力をしているが、日本の制度、統計理解には限界があり、日本が不完全な比較データとなっている部分もある。一例として、筆者が2016年OECD出向中にFDBの日本データ更新に関わった際、0-2歳就学前教育保育参加率（PF.3.2）についてOECD定義に照らし当初の公私立認可保育園在園児数に加えて無認可保育園児数も含める修正を行った。

次に、日本のデータ欠損が多い。70指標下の272図表うち日本のデータが充足しているのは56%、約半数が欠損である。特に低いのは第2の指標領域「家族の労働市場における地位」であり75%が欠損である²⁾。この領域ではEU-SILCなど個票を再集計した指標が多く、日本は公的統計二次利用が国際機関において困難なため欠損となっている。他方で、日本の公表統計から利用可能であるにもかかわらず、欠損となっている指標も散見される。例えば配偶関係別0-14歳児のいる母の就業率（LMF1.3）は国勢調査より利用可能である。そのほか、理想と現実の子ども数（SF2.2）も欠損であるが出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）から利用できる。

子ども子育て支援の政策論議における国際比較データの活用が広がる中で、FDBの半数が欠落し、日本との比較が十分行えないことは宝の持ち

腐れである。今後、OECDおよび日本政府の協力によりさらなる改善が図られ、日本の政策論議に資する国際比較データが増えることを期待したい。

参考文献

- OECD (2007), *Babies and Bosses*, OECD Publishing, Paris.
- (2009), *Doing Better for Children*, OECD Publishing, Paris.
- (2011), *Doing Better for Families*, OECD Publishing, Paris.
- Adema, W., M. del Carmen Hueta, A. Panzera, O. Thevenon and M. Pearson (2009), “The OECD Family Database: Developing a Cross-National Tool for Assessing Family Policies and Outcomes”, *OECD Child Indicators Research*, 2: 437-460.
- Adema, W., C. Clarke and V. Frey (2015), “Paid Parental Leave: Lessons from OECD Countries and Selected U.S. States”, *OECD Social, Employment and Migration Working Papers*, No. 172, OECD Publishing, Paris.
- 竹沢純子 (2017) 「OECDにおける児童家族、住宅に関する指標整備の動向 - Family DatabaseおよびAffordable Housing Databaseの概要 -」 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究平成28年度総括研究報告書188-198頁。
- 内閣府 (2014a) 「少子化危機突破タスクフォース第2期とりまとめ」（平成26年5月26日）http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taskforce_2nd/pdf/torimatome.pdf（平成29年3月10日最終確認）。
- (2014b) 「子どもの貧困対策に関する大綱について」（平成26年8月29日閣議決定）<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>（平成29年3月10日最終確認）。

（たけざわ・じゅんこ）

²⁾ 70指標272図表の充足状況に関する詳細表は竹沢（2017）を参照。

情報 (各国の動向)

韓国の社会保障 (第5回) 韓国の公的扶助について

小島 克久*

I はじめに

韓国でも所得格差や貧困の問題は深刻である。生活に困窮した者への公的扶助として、「国民基礎生活保障」,「医療扶助」(それぞれ第1回,第2回で言及)等がある。そこで今回はこれらの制度について取り上げる。

II 韓国の公的扶助制度の沿革

韓国の公的扶助制度として,独立後は「朝鮮救護令」(1944年)に準じた制度運営(厚生国報第3号),1961年制定の「生活保護法」があった。しかし,対象者が高齢者や児童(18歳未満の者)等に限定されていた。1977年に医療保護法が成立し,医療扶助が生活保護から独立した(1979年実施,その後は医療扶助法に衣替え)。1990年代後半のアジア通貨危機を背景に,低所得層の国民に基本的な生活保障制度の必要が高まってきた。そこで,単なる生活支援ではなく,人々の自立を促すための総合的な低所得者対策として,1999年に「国民基礎生活保障法」が成立し,「国民基礎生活保障」制度が2000年から実施された。2005年には,失業,病気等により所得が一時的に大幅に失われることで緊急の支援を要する者を対象とした「緊急福祉支援」の法律が成立し,2006年から実施された。

III 韓国の公的扶助の概要

1 「国民基礎生活保障」制度の概要

「国民基礎生活保障」の目的は,「生活に支障をきたしている者に必要な給付を行い,彼らの最低生活を保障し,自立を促すこと」である。この制度の対象となるのは,世帯の所得(控除額あり)と金融資産(控除額あり,一定の乗数をかけて所得として換算する)の合計(所得認定額)が,保健福祉部が定めた基準を下回る世帯である。その基準は世帯員数別の世帯所得の中央値(世帯中位所得)の29%に相当する所得である。ただし,後述の医療扶助はこの中央値の40%,住宅扶助は同43%,教育扶助は同50%が基準となっている。つまり,所得水準が上がった場合に一度に公的扶助のすべての給付の対象外になるのではなく,一部の給付は継続して受けることができる。また,扶養義務者(受給しようとする者の1親等の直系血族(両親,子どもなど)およびその配偶者)の有無や彼らの経済力の程度も受給の要件である。扶養義務者がいる場合でも彼らに所得や資産が一定の基準を満たさないことが条件となる。これらの審査は基礎自治体(市町村に相当)で行う。

審査を通過すると,「国民基礎生活保障」からの給付を受けることができる。なお,年齢,就労能力は受給の可否の条件とはならないが,就労できる場合は,自立支援事業への参加等が給付の条件となる。そして,給付の決定にあたっては,補足性(認定される所得が基準を下回る分を補助),ほ

* 国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析研究部長

かの法制度優先（ほかの法律で給付されるものがある場合はそれを優先すること）等の原則もある。給付には、生活扶助（生活費の補助）、住宅扶助（世帯人員・地域別に定められた家賃、持ち家の場合は修繕費用を補助）、教育扶助（小学生には副教材費、中学生は副教材費等、高校生には副教材費や授業料等）がある。そのほかに、「国民基礎生活保障」、「医療扶助」の受給者になると、住民税の一部の非課税、KBSテレビ受信料の免除や電気料金等の割引を受けることもできる（表1）。

2 「医療扶助」の概要

韓国では「医療扶助」は独立した制度であるが、「国民基礎生活保障」と密接な関係がある。受給対象者は世帯中位所得の40%相当以下の世帯である。対象者は1種（世帯に就労能力のある者がいない）と2種（世帯に就労能力のある者がいる）に分かれている。1種にはホームレスの者等も含まれる。給付は、診察・検査のほか、薬剤、治療材料の支給、入院、看護等である。自己負担もあり、入院では1種は無料であるが、2種は医療費の10%を負担する。外来では、1種、2種それぞれで医療

表1 韓国の公的扶助制度の概要

1. 国民基礎生活保障	
目的	生活に支障をきたしている者に必要な給付を行い、彼らの最低生活を保障し、自立を促すこと
対象者	以下の条件に該当する世帯に居住する者 ・世帯の所得（控除額あり）と資産（控除額あり、所得換算額）の合計が世帯所得中位値（中央値）の一定割合の金額である所得認定額の基準※を下回ること ※扶助の種類によって異なる ・扶養義務者がいない、いる場合は所得や資産が一定以下の金額であること ・年齢、就労する能力は受給の可否の条件とはならないが、就労できる場合は、自立支援事業への参加等が求められる。
所得認定額の基準	・「相対的貧困」の考え方から、世帯員数別の世帯所得の中位値（中央値、2016年度は3,579,019ウォン、月額）を基準に、その一定割合とする ・基準（2016年度・月額） 生活扶助 世帯所得中央値の29%（3人世帯では1,037,916ウォン） 医療扶助 同40%（3人世帯では1,431,608ウォン） 住宅扶助 同43%（3人世帯では1,538,978ウォン） 教育扶助 同50%（3人世帯では1,789,509ウォン）
給付	・生活扶助 所得認定額の基準と世帯の所得認定額の差額を扶助 ・住宅扶助 賃貸住宅の家賃（世帯規模と地域による基準あり。例：ソウル市内の3人世帯では最低保障で26万ウォン、2015年度） 自宅の修繕費（持ち家世帯。例：軽微な修繕で最低保障で350万ウォン、2015年度） ・教育扶助 小学生は副教材費、中学生は副教材費等、高校生は授業料、副教材費等 ・その他 出産扶助、葬祭扶助、自立支援事業等
申請など事務手続き	基礎自治体（市郡など）に申請。広域自治体（ソウル特別市、京畿道等）でも異議申し立ての処理等を行っている。
2. 医療扶助	
目的	生計維持能力のない者などに医療サービスを提供すること
対象者	1種：国民基礎生活保障の受給者のうち、世帯員全員が就労していない世帯 そのほかの法律による対象者（被災者等） ホームレス、脱北者とその家族等 2種：国民基礎生活保障の受給者のうち、世帯員に就労能力がある者のいる世帯
給付	1. 疾病、負傷、出産などに対する診察や検査 2. 薬剤・治療材料 3. リハビリ、移送等
自己負担	1種：入院 無料、外来 医療機関などの種類による定額、定率（5%）の自己負担 2種：入院 10% 外来 医療機関などの種類による定額、定率（15%）の自己負担
3. 緊急福祉支援	
対象者	・主たる生計維持者の失業、疾病、災害などで所得を急激に喪失した世帯 ・火災などで住居を喪失した世帯 ・DVの被害者 ・家族から遺棄された者 ・矯正施設の出所者で生活に困窮した者等
給付	・生計費支援（原則1カ月） ・医療費支援（原則1回） ・住宅支援（原則1カ月） ・教育費支援（原則2回）等
受給後	・支援の必要性を審査（国民基礎生活保障の申請につながる場合もある）

出所：保健福祉部「保健福祉白書2015」、保健福祉部webサイト、高安（2014）、自治体国際化協会（2015）をもとに作成。

機関等の種類別に定められた自己負担を支払う(表1)。

3 「緊急福祉支援」の概要

「緊急福祉支援」とは、失業、病気、災害等により所得を大幅に失ったために困窮した者を対象に、緊急の支援を行うものである。いずれも急を要する事情であるため、担当者の職権等に基づいて支援を決定するが、所得や資産の基準があり、所得は世帯中位所得の75%以下となっている。給付として、生活支援、住宅支援、医療費支援、教育支援等がある。支援はその種類ごとに回数と期間の制限があり、例えば生活支援では1回(最長6カ月)の制限がある。この支援はあくまでも緊急のものであり、支援の必要性を改めて審査する。恒常的な支援が必要な場合は、国民基礎生活保障等の申請につなげる(表1)。

IV 韓国の公的扶助の状況

韓国の公的扶助の主な状況は表2のとおりである。この表から「国民基礎生活保障」の受給世帯数は2015年で約110万世帯(対世帯数比5.9%)、受給者数は約165万人(対人口比3.2%)である。

2001年からの動きを見ると、受給世帯数は増加傾向にあるが、特に2010年から2015年にかけて大きく増加している。一方受給者数は年による変動が見られるが、人口比で見ると3%程度の水準である。受給者のうち60歳以上の者の割合は、2015年で35.1%であり、高齢の受給者が多い。同じ年の受給世帯のうち高齢者世帯の割合も25.8%を占める。一方でひとり親世帯、障害者世帯はそれぞれ15.6%、18.9%を占める。「国民基礎生活保障」による支出額は、2015年では約3.4兆ウォン(約3,300億円)となっている。

「医療扶助」の受給者数は2015年で約154万人であり、対人口比では3.0%となっている。2002年の約142万人からみると、年による変動が見られる。受給者の種類別では、1種受給者が約108万人(2015年)と全体の約7割を占めている。また、「緊急福祉支援」の受給者は2015年で約25万人であり、約1,200億ウォン(約120億円)が支出されている。

参考文献

- 高安雄一(2014)『韓国の社会保障:「低福祉・低負担」社会保障の分析』,学文社。
自治体国際化協会(2015)『大韓民国における国民基礎生活保障制度について』 Clair Report No.428, 自治体

表2 韓国の公的扶助の主な状況

			2001年	2005年	2010年	2015年
国民基礎生活保障	受給世帯数 (対世帯数比)	(千世帯) (%)	698 4.7%	810 5.1%	879 5.1%	1,106 5.9%
	受給者数 (対人口比)	(千人) (%)	1,420 3.0%	1,513 3.1%	1,550 3.1%	1,646 3.2%
	受給者のうち60歳以上	(%)	31.0%	31.1%	31.7%	35.1%
	受給世帯の主な構成					
	高齢者世帯	(%)	34.0%	30.2%	27.7%	25.8%
	ひとり親世帯	(%)	12.8%	12.0%	12.2%	15.6%
	障害者世帯	(%)	14.4%	16.9%	19.7%	18.9%
	支出額	(億ウォン)	20,881	28,184	39,978	34,095
医療扶助	受給者数 (対人口比)	(千人) (%)	1,421 3.0%	1,762 3.7%	1,674 3.4%	1,544 3.0%
	1種	(千人)	829	996	1,072	1,078
	2種	(千人)	592	765	603	466
	緊急福祉支援					
受給者数	(千人)	-	-	45.3	251.3	
支出額	(億ウォン)	-	-	504.7	1,246.4	

注:2001年の医療扶助は2002年のデータ。2001年、2005年の緊急福祉支援のデータはなし。

資料:統計庁(人口),保健福祉部「保健福祉統計年鑑」(各年版)から作成。

国際化協会。
保健福祉部（2015）『保健福祉白書2015』。
保健福祉部webサイト，<http://www.mohw.go.kr>（2017

年3月9日最終確認）。

（こじま・かつひさ）

(所内研究報告：人口)

「長寿化・高齢化の総合的分析及びそれらが社会保障等の 経済社会構造に及ぼす人口学的影響に関する研究」 (平成26～平成28年度) について

別府 志海*

I 研究の背景と目的

わが国の平均寿命は20世紀後半に、国際的に見ても短期間のうちに著しい伸長を遂げ、2015年には男性80.75年、女性86.99年と、世界有数の長寿国となった。さらに、世界でトップクラスにある日本の女性の平均寿命は現在もお伸長を続けている。また、わが国は世界の中でも最も高齢化の進展が速い国の一つである。こうした動向から、わが国の長寿化・高齢化の水準と進行速度は世界的に注目されている。

このような、世界にも類を見ない長寿化・高齢化の進展について、そのメカニズムと背景、また、これらが日本社会に与える影響を的確に捉えるためには、死亡データベースの構築とそれに基づいた人口学的分析を中心としつつ、社会・経済面や医学・生物学的視点などに基づく学際的アプローチが不可欠である。また、寿命に大きく影響を与え、生存のクオリティ（QOL）の大きな要素である健康、ならびに社会保障を中心とした経済社会構造に及ぼすインパクトについても分析を行う必要がある。しかしながら、長寿化・高齢化の要因および影響について、人口学的分析を核としながら、関連分野との連携を図って総合的な知見を得る研究の蓄積は、国内外でまだ少ないのが現状である。

本研究プロジェクトでは先行となる研究プロジェクト「わが国の長寿化の要因と社会・経済に

与える影響に関する人口学的研究」（平成23～25年度）において整備・公開された「日本版死亡データベース（Japanese Mortality Database、以下JMD）」¹⁾の維持・更新・拡充に加え、このJMDを活用し、健康度改善が死亡率や高齢化にもたらす影響評価、またこのような高齢期の構造変化が医療費など社会保障制度に与える影響分析を行った。さらに、フランス国立人口研究所およびドイツ・マックスプランク人口研究所が中心となって立ち上げた、死因に関する国際研究プロジェクト（MODICOD）とも連携を進めた。同時にバイオデモグラフィー、医療経済学等、人口学の周辺領域などを含め、長寿化・高齢化に関する総合的な研究を蓄積するとともに、アクチュアリー分野など民間の実務領域とのコラボレーション等による総合的研究の推進を目指した。

II 研究の方法

本研究プロジェクトでは、研究領域を①データベース（JMD）の拡充・発展、②健康・長寿・高齢化に関する人口学的分析、③長寿化・高齢化の総合的分析、④長寿化・高齢化の社会保障等に対する人口学的影響評価、の4領域に分けて研究を行った。

* 国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部第2室長

¹⁾ 本研究の一つの柱であるJMDは、国際的な死亡データベースHuman Mortality Database（以下HMD）と整合性をもち、わが国の生命表を死亡研究に最適化して総合的に再編成した、わが国で初めての死亡データベースである。

Ⅲ 研究の成果

1 データベース (JMD) の拡充・発展

死亡データベースの維持・更新に加え、全国版は戦前、都道府県別は1974年以前の生命表推計手法に関する研究を行った。特に、戦前における死亡の届け出遅れ補正とその生命表への影響について詳細に分析した。また、HMD、MODICODとの連携等により、死因の長期系列の開発を行った。特に、HMDで検討されている死因分類のわが国への適用とその問題点の検討、またMODICODで行われている国際疾病分類 (ICD) 改定に伴う不連続性を修正した系列作成のための基礎的な研究を推進した。

2 健康・長寿・高齢化に関する人口学的分析

わが国の健康寿命研究の概要整理などによるレビュー、および患者調査や国民生活基礎調査を利用した健康生命表分析の深化について研究を進めた。

3 長寿化・高齢化の総合的分析

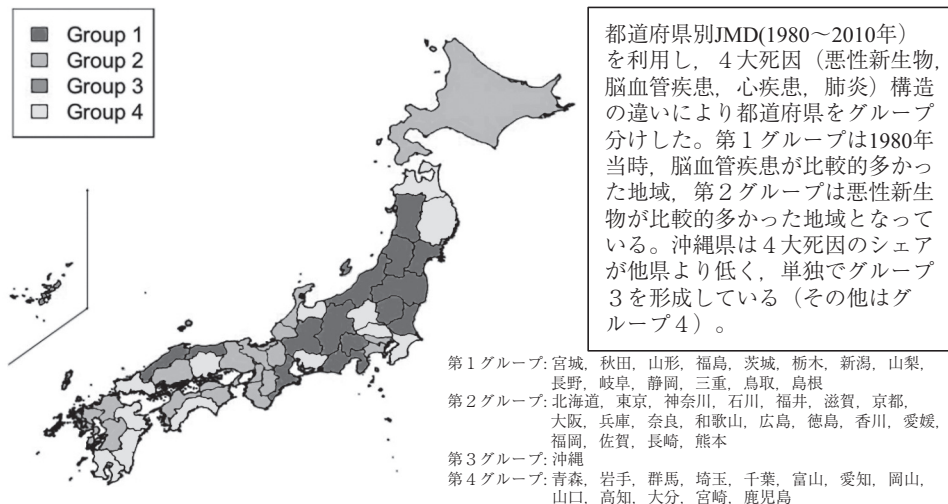
長寿化・高齢化に関連する研究者との討論によ

る学際的研究推進、また、健康寿命研究者たちの国際ネットワークであるREVESや、110歳以上といった超高齢者に関する研究報告会であるSupercentenarian Workshopなど海外の学会参加等を通じた国際的な研究ネットワークの構築を行った。

4 長寿化・高齢化の社会保障等に対する人口学的影響評価

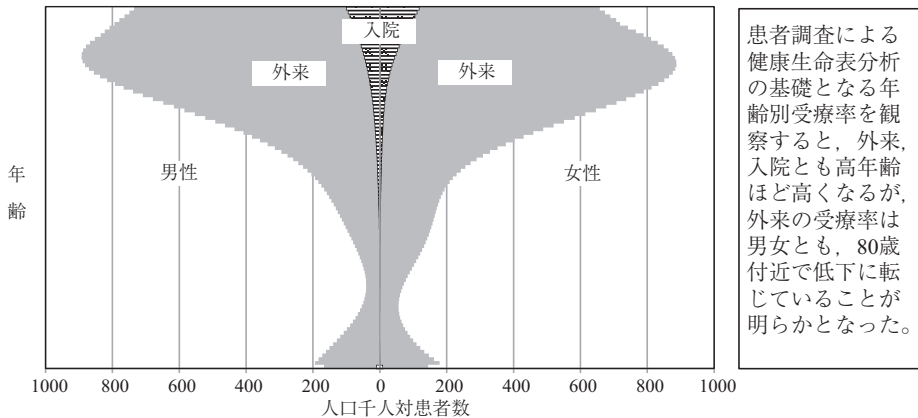
死亡率の変化やこれによる高齢人口の変動の仮想的人口シミュレーションを踏まえ、バンドポイント方式やクローバック制など、高齢化・世帯構成の変化に対応した公的年金制度改正案に関する検討を行った。また、団塊ジュニアの老後生計費を試算するとともに、これらの前提であり、長寿化の社会保障への影響を人口学的に評価する際に問題となる、社会・経済階層別の死亡率水準の評価について検討を行った。

また、本プロジェクトで構築されるJMDや、わが国の長寿化・高齢化に関する多角的なアプローチに基づく新たな知見を含む研究成果の蓄積から、将来人口推計の死亡仮定の精緻化に寄与する効果が得られる。当研究所が実施する将来人口推計は、各種の公的施策・計画などの立案に際し、



出所: 石井 (2015, p149)。

図1 プロジェクトによる成果例1: JMDを用いた都道府県別の死因特性 (女性)



出所：別府・高橋（2015，p32）。

図2 プロジェクトによる成果例2：患者調査からモデル化した入院・外来別受療率

人口変動に関する基礎資料として広範に利用されているため、本研究プロジェクトの成果は、将来人口推計の精度向上を通じてわが国の社会に小さな効果をもたらしているといえる。

Ⅳ 成果の発信

JMDについては研究所のホームページ上で公開している。また、各年度末に研究報告書を刊行するとともに、平成28年2月3日には当プロジェクトにおけるこれまでの研究成果の報告を中心に、わが国における今後の死亡・健康研究に関して幅広い観点から検討・展望を行うことを目的として、当研究所内においてワークショップを開催した。ワークショップには、研究者、政策担当者、生命保険会社などの実務者、報道関係者など報告者を含む76名の参加を得た。

Ⅴ 今後の展望

長寿化・高齢化に関する研究の重要性については誰もが認めながら、その人口学的、あるいは人口学を中心とした学際的研究は、国内外を問わず

これまであまり行われてこなかった。こうした状況に一石を投じ、研究所を中心に研究蓄積のみならず人的ネットワーク形成を進めたことは、当プロジェクトの隠れた成果といえよう。

幸いにも2017年度から後継プロジェクト「長寿革命に係る人口学的観点からの総合的研究」が立ち上がる。この新プロジェクトにおいて、従来行ってきた死亡データベースの維持・拡張、ならびに長寿・高齢化にかかる主に健康研究を進めると共に、これまでのプロジェクトでは扱ってこなかった死亡過程について、複合死因データの活用や国内における複数の自治体等へヒアリングを行い、こうしたプロセスの解明を試みていきたい。

参考文献

- 石井太（2015）「日本版死亡データベースの人口分析への応用」、『人口問題研究』第71巻第2号，pp.141～155。
 別府志海・高橋重郷（2015）「疾病構造と平均健康期間・平均受療期間の人口学的分析－疾病構造別にみたライフスパン－」、『人口問題研究』第71巻第1号，pp.28～47。

（べっぷ・もとみ）

情報（所内研究報告：社会保障）

社会保障サービスの受益・業務負担軽減に向けた
地域組織の空間的配置・人的連携の基礎的研究

西村 幸満*

I 問題の所在

2000年に地方分権一括法と社会福祉法が施行され、2005年に介護保険法が改正されるなど、地域の福祉関連事業（地域包括ケア、生活困窮者自立支援、子ども子育て支援など）の主体を自治体が担うことになった。国から地方自治体への権限の委譲は、不可避的に、自治体組織と職員（とその業務委託を受託する法人・団体・組織で働く従業者）の業務に影響を与える。特に、2015年の生活困窮者自立支援法の施行により、地域の実情に合った提供体制を構築することを求められるようになった。「寄り添い型」支援の拡充は、「『雇用保険未満、生活保護超』の稼働年齢層」（岩田2016, p.66）を対象に、効果的な支援とサービス提供者の負担抑制との両立が目指されている。そこで、自治体のサービス提供体制のあり方について、支援を求める住民と接する窓口の態勢に焦点をおき、地方自治体・関係団体（組織）の連携のあり方と業務負担、そして自治体の規模・地域事情などの特質を考慮した調査研究を実施した。

II 研究の対象と方法

本研究プロジェクトは2つに大別できる。一つは、「自治体等ヒアリング調査」である。生活支援・福祉サービスの提供体制として、自治体、社会福祉法人、NPOなどを対象に、3年間で都道府県・政令指定都市・中核市・市町で51カ所、116部

局・団体に調査・資料収集を実施した。その概要は全体像を整理・類型化して分析したⅢと、個々の自治体を取り上げ分析したⅣに示している。

もう一つは、「社会保障サービス事業所マップの作成」であり、窓口へのアクセス・マップの作成である。自治体の福祉事務所あるいは自治体庁舎の位置、出先機関、地域包括ケアセンター、生活困窮者自立支援の相談窓口、ハローワーク、委託先事業所などの位置情報を全国すべての自治体で収集し、車・徒歩それぞれの圏域（30分、15分、5分）を表示できるよう位置情報のデータベースを作成し地図に反映した。

Ⅲ以降は本研究プロジェクトの成果を要約したものである。

III 研究成果 I 総論・テーマ別成果

人口規模に関わる行政単位（都道府県（町村含む）・政令市・中核市・一般市）を考慮して支援体制を確認したところ、規模が大きな自治体ほど支援のメニューは多く、ニーズと資源が集中し、多様なニーズに対応している。多くの一般市・町村では、当初は自治体の6割が任意事業を回避する傾向にあった。民間委託の傾向は顕著であり、必須事業で4割、任意事業では半数以上（就労準備支援は88%、家計相談支援は87%を含む）であった。

自治体が提供する支援体制を類型化すると、福祉タイプ、就労福祉タイプ、家計相談包括タイプの3つが顕在化する。就労福祉と家計相談のタイプは、これまで自治体が直接支援してこなかった

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第2室長

相談内容である。

自治体の管理職以上の職員を取り上げ、情報収集の程度と支援体制の構築の2つの軸を設定し、類型化を試みた。支援体制の構築に遅れをもつ自治体には今後に期待がもてるのに対して、十分な情報収集をせずに支援体制を構築した自治体は、住民ニーズに応じておらず、潜在的なリスクを抱えているようにみえる。

任意事業に基づく就労準備支援と家計相談支援の2つについて制度の導入までの過程に遡って整理を行い、自治体が担う新しくかつ負担の大きな業務がもたらす影響について確認をした。ハローワークとの連携がカギとなる就労準備支援、自治体の組織改革（機構・職員の意識）を要求する家計相談包括という特質が見られ、後者の場合は、キーパーソンの存在も大きいことがあり、ほかの自治体で容易に導入できるものとは考えにくい。

Ⅳ 研究成果Ⅱ 自治体のケーススタディ

県の役割は、町村では十分に対応できない支援の実施と、広域的な相談支援の役割が重要であり、1) 地域の総合コーディネイト事業、2) 相談事業、3) 権利擁護事業を有機的に結合したものが求められる。ただし、ニーズは各町村や一般市では取り扱いが難しい障害者対応に集中し、4) 広域性ゆえに相談の容易さという特質が見いだされた。

政令市と区の関係は、都道府県と町村との関係に類似している。政令市は広域的というより、ニーズと資源の集中する区に拠点をおいて相談支援を実施する。この委託の事例では、主に就労準備事業を担うNPOが市に方策の提案を実施し、市の相談支援を牽引することが特徴である。一般市の委託も同様である。一般市の直営の事例では、自治体が事業主体となる過程で、制度の変更に対応している。関連する課から相談関係の集約化を実施して新設の課を設置し、組織の機構改革に明確な方向づけをおこなっている。

どの事例においても、ほかの自治体でも導入可能か否かについては、疑義が提示されている。県

の広域的な相談支援は、住民との合意形成のもとで構築された仕組みであり、政令市・一般市の委託の相談支援は、提案型のNPOによる強いリーダーシップが牽引する。このNPOが複数の福祉支援サービスの集合体という経緯も他市が容易に導入できない根拠となっている。また一般市の事例では、支援体制の構築に強力なリーダーシップをもつキーパーソンの存在が大きいことを指摘している。キーパーソンの登場は、Ⅲ. 研究成果Ⅰでも指摘したように、個人的資質の影響が大きいと考えられ、その登場には偶発性が伴っていることをほかの事例を考慮しても否定できなかった。

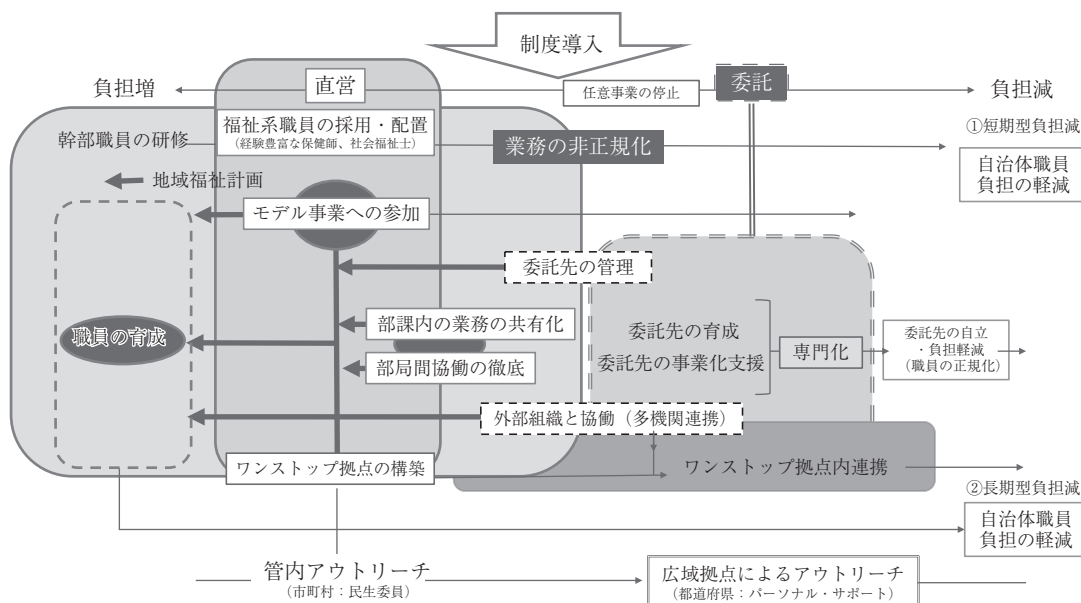
Ⅴ 自治体の方向性、選択

本プロジェクトでは自治体が提供する相談支援体制の構築に向け、人口規模（行政区分）、直営・委託の選択、管理職（キーパーソン）の役割、自治体が新たに担うことになった自立支援における任意事業の就労準備支援、家計相談支援（学習支援を含む）の位置づけ、広域相談・拠点化などにおけるワンストップ（組織内連携）と組織間連携という課題に対して検討を重ねた。成果を踏まえて整理した図をもとにわれわれが得た業務負担解消の構造について現時点の解説を加えておこう。

職員の業務負担は、直営で事業を実施すれば負担は大きくなり、委託を選択すれば負担は増えにくい。任意事業を実施しないことで負担増を抑制することもできる。直営の場合には、専門職などを中途採用し、非正規にすれば負担は増えない。しかし、中途採用は自治体にとって限られた選択肢である。もともと実施してきた福祉的な支援サービスは、業務負担増と認識されにくい。

自治体の地域福祉計画は、地域の支援ニーズに対して実情を把握する必要がある、その計画の企画・執筆・議会对策のために業務負担は増す。多くの自治体がモデル事業への参加のプラス効果を強調するが、それはモデル事業が業務負担増と引き換えに自治体は新たなノウハウを蓄積でき、費用の持ち出しがないというメリットである。

委託は短期的に負担がない。非正規職員への業



出所：筆者作成。

図 自治体のサービス提供体制

務委託は短期的には負担減である。長期的には、住民の多様なニーズ・制度の複雑さに対応した委託先の管理運営が求められ、負担増となる。

直営による長期的な負担軽減に向けて、自治体は、部課の横断性を高め、あるいは部局間の協働を実施して支援する。職員の育成は、すぐに効果をもたらさない。支援のニーズが多様であるほど、組織内の連携と組織間の連携が重要になり、負担を増やす。委託先が十分に機能していない場合にも、時間をかけて育成する必要もあり、負担は増える。

地域の支援体制の担い手は、自治体職員だけではなく、また社会福祉協議会、NPOなどの民間組織だけが優れているという状況も好ましくはない。現状ではⅢでみたように、生活支援・福祉サービスでは民間委託の比重が顕著であり、比較的自治体のパフォーマンス不足が示されている。事業に関わる主体と委託先の双方に支援体制の構築に向けた質の向上が要件となっていると考えられる。またワンストップのバリエーションの

多さは制度の運用を難しくしていると考えられる。

自治体規模の大きさは職員スキルの細分化を進めている。そのため制度に伴う業務の変化は、一般市よりも都道府県・政令市・中核市などの職員により大きな負担を強いてしまうだろう。これは自治体が短期的に業務委託を選択する理由の1つと考えられる。

参考文献

- 岩田正美 (2016) 『社会福祉のトポス—社会福祉の新たな解釈を求めて』 有斐閣。
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2016) 『社会保障サービスの受益・業務負担軽減に向けた地域組織の空間的配置・人的連携の基礎的研究 平成27年度報告書』 所内研究報告第65号。
- (2017) 『社会保障サービスの受益・業務負担軽減に向けた地域組織の空間的配置・人的連携の基礎的研究 平成28年度報告書』 所内研究報告第72号。

(にしむら・ゆきみつ)

書評

角谷快彦 著

『介護市場の経済学—ヒューマン・サービス市場とは何か—』

(名古屋大学出版会, 2016年)

岸田 研作*

I はじめに

本書の目的は、ヒューマン・サービス市場において「効率性と品質の担保」を両立させる仕組みを提案することである。本書において、ヒューマン・サービスとは社会福祉サービスを指し、高齢者介護を対象としている。

第1章「市場を通じた介護サービスの供給」では、財政的・技術的な制約から、政府がヒューマン・サービスを直接供給から市場を通じての供給にシフトするようになったことが述べられている。技術的な制約とは、民間と比べると、政府はニーズに柔軟かつ迅速に対応できないことである。しかし著者は、市場を通じたサービス提供では、低所得者に対して、最低限度の質を保証することができないと考える。これは、市場で提供されるサービスは「高価で高品質」から「安価で低品質」まで幅があるので、低所得者は低品質のサービスしか購入できないからである。また、低品質問題の解決には、適切な質の指標が必要となる。しかし著者は、既存の市場活用の行政理論(ニュー・パブリック・マネジメント)が用いてきたアウトカムは、ヒューマン・サービスの質の指標には適さないと考える。これは、ヒューマン・サービスの目標は、「人生の安らかな老後」等、曖昧さを含むため、明確で客観的なアウトカム指標を得ることが困難だからである。そのため、ケアの品質を担保するには、以下の2点が必要である

と結論付けている。

①政府は、競争が質を高めるよう市場を再設計すること

②政府は、アウトカムに代わるヒューマン・サービスの質の指標を導入すること

第I部「ヒューマン・サービス時代の経済学モデル」(第2章～第5章)は、上記①を扱っている。第II部「ヒューマン・サービス時代の経済学モデル」(第6章～第9章)は、上記②を扱っている。以下では、第2章以降について、各章の概要とコメントを述べる。

II 第I部 ヒューマン・サービス時代の経済学モデル

第2章「介護市場モデル」では、低品質問題を抱えるケア品質モデルについて述べるとともに、その問題点を克服する介護市場モデルを提示している。本書では、ケア品質モデルとは、通常の財が供給されるのと同様な性質の市場によってヒューマン・サービスが供給される市場設計を指す。著者は、ケア品質モデルでは、市場競争の結果、サービスは「高価で高品質」から「安価で低品質」まで幅が生じるので、低所得者は低品質しか購入できないと述べている。評者は、そのようなケア品質モデルが当てはまる市場が存在する可能性は否定しない。ただし、著者がケア品質モデルの説明として、アメリカのナーシング・ホームの行動を分析したNorton(2000)のモデルを引用してい

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授

ることには違和感を覚える。というのも、同モデルでは、ナーシング・ホーム入居者のサービスの質は、メディケイドの対象となる低所得者もそれ以外の私費利用者も同じだからである。

著者は、低品質のケアを淘汰するため、価格競争を市場から排することで、市場競争が質を向上させるよう働く介護市場モデルを提案する。そして、介護市場モデルは、以下の3つの要件を満たす必要があると主張する。それらは、①ユニバーサル給付制度、②被介護者のコンディションに応じた標準化されたケアの内容、③価格競争がないこと、である。ユニバーサル給付制度とは、政府が貧富に関わらず国民すべての受給に責任を持つ制度である。ユニバーサル給付制度を採らないアメリカなどは、政府は低所得者の給付のみに責任を負う。要件③の必要性については、利用者のサービス選択基準が品質だけになるので、市場競争が品質を向上させると述べられている。しかし、要件①が必要となる理由については記述がなく、②が必要となる理由の説明(55-56項)は極めて分かりにくい。これらは介護市場モデルがその目的を達成するメカニズムの理解に不可欠な内容のはずであり、著者は明確かつ論理的に記述すべきである。

第3章「実装可能性の検証」は、OECD加盟国の介護制度の中で、介護市場モデルの成立に必要な3つの要件を満たす制度が存在するか考察している。そして、日本だけが3要件すべてを満たすと結論付けている。さらに、介護市場モデルが機能するには、3要件に加えて、サービス選択に役立つケアの品質情報の公開が不可欠であると述べている。そして、介護保険サービスの中で、そのようなケアの品質情報が公開されているのは、グループホームのみであると述べている。グループホームは、認定を受けた外部評価者による評価を受けることが義務付けられており、その評価項目は、

介護の質の重要な要素について細部にわたって言及しているからである。

供給者と利用者間に介護サービスの質に関する情報の非対称性があると、介護市場モデルは機能しない。そこで、第4章「介護市場での実装効果性の検証」では、日本のグループホーム市場における情報の非対称性の検証を試みている。著者は、サービス提供者と利用者間に情報の非対称性が存在することを前提とした3つの仮説を検証し、いずれの仮説も成立しないと述べている¹⁾。それ故、日本のグループホーム市場においては、深刻な情報の非対称性は存在しないと結論付けている。さらに、その結論を根拠に、品質情報の公開が、情報の非対称性の解消に有効であると述べている。しかし、以上の著者の論理展開には明らかに大きな飛躍がある。

まず、仮説を棄却しても、そのことは情報の非対称性が存在しないことを意味しない。情報の非対称性は、仮説が成立するための必要条件ではあるものの十分条件ではないからである。また、仮説の検証過程では、品質情報の公開と仮説成立の関係が全く分析されていない。つまり、たとえ情報の非対称性が存在しないことが示されたとしても、本書の分析枠組みでは、それが品質情報の公開によるものか否かについては全く判断できない。このような論理の飛躍を伴う不自然な分析枠組みを用いた理由は、データの制約により、品質情報の公開が情報の非対称性を解消する効果を直接検証することができなかったからであると推察される。今後、著者には、オリジナル・データの利用を含めて、より直接的な手法による分析を期待したい。ただし、グループホームの外部評価調査員を長年務めてきた評者のヒアリング経験によれば、利用者が事業者を選択するうえで、グループホームの外部評価は全く活用されていないようである²⁾。

¹⁾ただし、3つの仮説のうち、サービス提供者と利用者間の介護サービスの質に関する情報の非対称性(以下、情報の非対称性)を明確に問題にしているのは、Hansmannの契約の失敗仮説だけである。残りの2つの仮説のうち、Medical Arms Race (MAR)については、関連研究を参照する限り、情報の非対称性は、MARが生じる十分条件でもなければ必要条件でもないように思われる。また、佐竹・鈴木(2001)を参照する限り、著者が佐竹・鈴木モデルと称する仮説は、情報の非対称性とは全く関係がない。

第5章「財政的持続可能性」では、低所得者のみへの給付に比べて費用がかさみ過ぎると批判されるユニバーサル給付制度について考察している。このような考察を行う理由は、ユニバーサル給付制度を前提とした介護市場モデルが、財政的に持続可能であることを検証するためである。筆者は、ユニバーサル給付制度を採用する国と低所得者のみを公的な給付対象とする国のそれぞれについて、GDPに対する公的介護支出と民間介護支出の割合を比較している。そして、公的介護支出の割合は、ユニバーサル給付制度を採用する国と低所得者のみを公的な給付対象とする国の間でほとんど差がないことを示している。それに対して、民間介護支出の割合は、低所得者のみを公的な給付対象とする国の方が高いことを示している。そのため、介護支出全体で考えると、ユニバーサル給付を採用する国の方が効率的であると述べている。著者によれば、ユニバーサル給付の国の方が効率的なのは、ユニバーサル給付の国では、規模の経済が働きやすいからであるという。著者は、ジニ係数が低い国ほどユニバーサル給付制度を採用する傾向があることを示している。そして、所得格差が低い国ほど、国民間で求める介護サービスの質の水準について合意が得やすくサービスの質が均質化するので、サービス生産に規模の経済が働きやすいと述べている。しかし、実際にユニバーサル給付の国の方がサービスの質が均質であるかは示されていない。また、規模の経済が働くメカニズムについての具体的な言及もない。さらに、本章では費用のみを議論し、国によってサービスの質の水準が異なる可能性を考慮していない。そのため、そもそも効率性や規模の経済について議論すること自体に無理がある。

Ⅲ 第Ⅱ部 ヒューマン・サービス時代の品質評価

供給者を選択する利用者および競争市場を管理

する政府は、供給者の介護サービスの質を知る必要がある。第6章「アウトカム評価とプロセス評価」は、介護サービスの質を把握する手法として、アウトカム評価とプロセス評価について考察している。著者は、アウトカム評価は、目標が曖昧なヒューマン・サービスでは明確な目標設定ができず、利用者のニーズと乖離した低質な介護の原因となるという致命的な欠点を有すると述べる。それに対して、提供されるケアを対象とするプロセス評価は、結果ではなく過程を見ることから、政策目標の曖昧さに対応できるという。

第7章「プロセス評価の優位性」では、アウトカム評価を採用するアメリカとプロセス評価を採用する日本を取り上げている。アメリカでは、ナーシング・ホーム入所者を対象に、その状態把握ツールであるミニマム・データ・セット (MDS) を用いたアウトカム評価が行われている。しかし、アウトカム指標では客観的に定義しにくい「生活の質」が考慮できず、利用者のニーズを充分反映できていない。それに対して、日本のプロセス評価では、評価項目の作成に現場のケア・ワーカーの声を反映させることで、利用者のニーズに対応できている。そのため、介護サービスの質の評価手法としては、プロセス評価の方が優れていると結論付けている。

第8章「ケア・ワーカーの訓練」では、プロセス評価に必要な訓練について述べている。被介護者には、認知症のため自分の意思をうまく伝えることができない者も多い。諸外国と異なり、日本のケア・ワーカーの訓練では、そのような利用者の潜在的なケア・ニーズの汲み取りに重点が置かれていることを指摘している。

以上、第6章から第8章の内容を紹介した。以下では、評者が解釈するところの第6章から第8章の要点およびそれに対するコメントを述べる³⁾。

MDSを用いたアウトカム指標は項目が医療面に偏っており、生活の質を充分反映できていない⁴⁾。それに対して、ケア・ワーカーの声を反映し

³⁾その理由の一つは、グループホームの外部評価項目が非常に多岐に渡ることであるように思われる。Dranove (2012) は、利用者の選択に活用される品質の情報は、シンプルで分かりやすいものでなければならないことを指摘している。

たプロセス評価は、利用者に提供されるケアを対象としており、生活の質を適切に評価できる。例えば、グループホームの外部評価の項目には、「家庭的な共有空間づくり」や「食事を楽しむことのできる支援」など、生活の質に関わるものが多い。そのため、アウトカム評価よりプロセス評価の方が、評価にあたって最も重視すべき利用者のニーズをよりの確に反映できる。以上が、評者が解釈するところの第6章から第8章の要点である。評者の解釈が正しいとすれば、評者は著者の主張には部分的には賛同できるかもしれない。しかし、イギリスのように生活の質をアウトカム評価の対象とすることを試みている国もあるなど、本書の議論は、日本とアメリカ以外の国の介護サービスの質評価の状況や介護サービスの質評価に関する研究の蓄積を充分踏まえていない〔長澤 (2012)〕。

第9章「介護政策モデルの持続可能性を担保する産業政策」は、ケア・ワーカーによって汲み上げられたケア・ニーズが、今後、適切な産業政策とマクロ経済政策によって、産業界には新たなビジネスチャンス、介護サービス供給者にはより良いケアを、そして政府には財政的持続可能性をもたらすという予測が述べられている。著者によると、このことは、以下のような展開によって生じる。訓練されたケア・ワーカーは、高齢者の潜在的な介護ニーズを汲み取り顕在化させる。ここで、介護ニーズに則した福祉器具や生活支援ロボット等の産業を創出すれば、産業界は新たなビジネスチャンスを楽しむことができる。新たな福祉器具や生活支援ロボットの出現は、労働集約的な介護分野の生産性を高めるだけでなく、ケア・ワーカーとともに潜在的な介護ニーズに対応することで、介護サービス供給者はより良いケアを提供できるようになる。ただし、生活支援ロボット等を創出

する産業政策には、政府の財政的な支援が必要である。財政危機状態にあるといわれる日本政府には、介護関連産業成長のために公共支出を行う余裕はないという見方もあるかもしれないが、著者によればそれは全くの誤りである。不況で失業率が高いときには、国家が歳出を拡大して需要創出を後押しすれば、生産が拡大し、雇用が生まれる。その結果、GDPの増加額は、政府支出額の数倍になり、税収も増えるからである。つまり、政府の財政的持続性も高まるというわけである。評者は産業政策およびマクロ経済学の専門家ではないため、ここでは著者の主張の妥当性については触れないものの、かなり大胆かつ楽観的であるという印象は否めない。

参考文献

- 佐竹秀展・鈴木亘 (2001) 「日本の介護サービス市場の実態」『エコノミックス』, pp.180-195, 東洋経済新報社。
- 長澤紀美子 (2012) 「ケアの質の評価指標の開発と課題—国際的な動向とイギリスにおけるアウトカム指標を中心に—」, 『季刊社会保障研究』, Vol.48, No.2, pp.133-151。
- Dranove, David (2012) “Health Care Markets, Regulations, and Certifiers.” In Mark V. Pauly, Thomas G. McGuire and Pedro P. Barros eds., *Handbooks of Health Economics*, Vol.2, North-Holland, pp.668-679.
- Norton, Edward C. (2000) “Long-Term Care.” In A.J. Culyer, J.P. Newhouse eds., *Handbooks of Health Economics*, Vol.1B, North-Holland, pp.955-994.
- Rahman, Anna N and Applebaum, Robert A. (2009) “The Nursing Home Minimum Data Set Assessment Instrument: Manifest Functions and Unintended Consequences—Past, Present, and Future,” *The Gerontologist*, Vol.49 (6), pp.727-735.

(きしだ・けんさく)

³⁾ 本書において著者の意図を理解するには、引用文献を参照するとともに、かなりの推理力が必要とされるように思われる。

⁴⁾ この問題はMDS2.0からMDS3.0に代わったときにある程度改善されたが、それでも充分ではないという指摘がある〔Rahman et al. (2009)〕。

新刊紹介

岩本康志・鈴木亘・両角良子・湯田道生 著
『健康政策の経済分析：レセプトデータによる評価と提言』
(東京大学出版会, 2016年)

泉田 信行*

本書は福井県との連携により、国民健康保険・介護保険のレセプトデータ、特定健診・特定保健指導データを利用した分析とそれに基づく経済学の観点からの政策提言の試みである。

本書の分析で使用されている診療報酬明細書(レセプト)は公的医療保険制度の審査支払業務において利用されている。そのため公的医療保険加入者の受診行動は漏れなく把握され、個人の医療機関受診行動がすべて明らかにできる。本書に収録されている分析は医療(国保)と介護のレセプトを突合して分析していることが特徴である。このデータが利用できる優位性は第1章の医療・介護費の集中・持続性の分析、第2章の死亡前1年間の医療費・介護費、第3章の社会的入院の分析、において遺憾なく発揮される。

日本を代表する医療経済学者である4人の著者はデータの優位性のみならず、優れた分析手法を適用することで分析上の困難を克服し、さらに興味深い分析を進めていく。日本の公的医療保険制度は健康保険法・国民健康保険法をはじめとする医療保険各法によって、働き方や年齢によって加入する制度が異なるものの、全国一律なシステムとして形作られている。それゆえ、給付条件は制度間で差が無いなど平等なシステムである。しかしながら、個人が直面する制度に差がなければ制度の善し悪しを検証するすべがない。その困難を克服すべく、第4章では通所リハビリテーション施設の有無の地域差を用い、第5章では介護給付と介護予防給付の差を用い、第6章では特

定健診・特定保健指導の効果について分析を行っている。その後、第7章でのレセプトデータを用いた国保財政予測を経て、第8章で健康政策への提言と内容が進んでいく。

書き下ろし部分である第8章に著者のレセプトデータを用いた研究に対する展望が含まれている。レセプトデータの品質向上について焦点を当てた記述となっているが、著者の指摘する課題の多さに、その前途をやや悲観するかも知れない。

評者は、他方で、悲観的になる必要は無いという印象も持った。近年厚生労働省が政策を新規導入(ないしは修正)する場合に「モデル事業」が実施されることが多い。モデル事業は手上げ方式で実施されるため、そのままではやや躊躇はあるものの、著者が必要と述べている社会実験の環境とすることもできるかも知れない。モデル事業の実施地域においてレセプトデータを収集しておけば、政策の事前評価を行うことも可能であろう。行政の最前線に経済学者が積極的に接近し、歩み寄り、協働していくことで経済学の分析に耐えるデータが経済学者自身の手で構築され、分析結果が政策評価に活用されることを期待したい。

レセプトデータ分析の現状の到達点と将来の可能性を把握するために、医療・介護の分野に関心のある研究者は必読であるし、根拠のある政策を追求したい政策担当者も、いささか難解ではあるかも知れないが、挑戦すべき書と考える。

(いずみだ・のぶゆき)

* 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部長

「社会保障研究」への投稿論文の査読状況について

『季刊社会保障研究』と『海外社会保障研究』が2016年4月1日を以て発展的に統合され、『社会保障研究』となりました。統合後6カ月間の受理された投稿論文数、一回目の査読結果が投稿者に通知されるまでの期間（査読期間）、採択率はそれぞれ下記のとおりでした。

期間	受理された投稿論文数（本）	査読期間（日；平均値）	採択率（％）	採択率に関する備考
2016年4月～2016年9月	9	65.6日	42.9	2017年3月31日までの決定分
2016年10月～2017年3月	4			2017年3月31日までの受付分

引き続き、皆様の論文の投稿をお待ちしております。

『社会保障研究』編集委員会

『社会保障研究』執筆要領

1. 原稿の書式

原稿はA4版用紙に横書き（40字×36行）とし、各ページに通し番号をふってください。

2. 原稿の分量

原稿の分量は、本文・図表・注釈・参考文献を含めて、それぞれ以下を上限とします。なお、図表については、1つにつき、A4サイズ原稿の1/2までの大きさのものは400字とし、1/2以上のものは800字に換算するものとします。

- (1) 論文：20,000字 (4) 社会保障判例研究：12,000字
 (2) 動向・資料：12,000字 (5) 書評：6,000字
 (3) 情報：3,000字

3. 原稿の構成

1) 表題

和文表題とともに英文表題を記載してください。

2) 見出し等

本文は、必要に応じて節、小見出しなどに分けてください。その場合、I II III … →123… → (1) (2) (3) … → ① ②③ …の順に区分し、見出しを付けてください。なお、本文中に語や箇条書きの文などを列挙する場合は、見出しと重複しないよう、(a) (b) (c) または・などを使用してください。

3) 抄録・キーワード

「論文」、「動向・資料」については、和文400字程度、英文250語程度で抄録を作成してください。また、和文、英文各5語以内でキーワードを設定してください。

なお、編集委員会では、英文のネイティブ・チェックは行いませんので、執筆者ご自身の責任でご確認をお願いいたします。

4) 注釈

注釈は脚注とし、注釈を付す箇所に上付きで1) 2) …の注釈番号を挿入してください。注釈番号は論文末までの通し番号としてください。

5) 参考文献

参考文献は、論文の末尾に列挙してください。表記の方法は下記を参考にしてください。

金子能宏・川越雅弘・西村周三（2013）「地域包括ケアの将来展望」、西村周三監修、国立社会保障・人口問題研究所編『地域包括ケアシステム―「住み慣れた地域で老いる」社会をめざして』、慶應義塾大学出版会、pp.311-318。

泉田信行・黒田有志弥（2014）「壮年期から高齢期の個人の健康診断受診に影響を与える要因について―一生活と支え合いに関する調査を用いて―」、『季刊社会保障研究』、Vol.49, No.4, pp.408-420。

森田朗（2014）『会議の政治学Ⅱ』、慈学社出版。

Finkelstein, Amy and Kathleen McGarry (2006) "Multiple Dimensions of Private Information: Evidence from the Long-Term Care Insurance Market," *American Economic Review*, Vol.96, No.4, pp.938-958.

Poterba, James M., Steven F. Venti, and David A. Wise (2014) "The Nexus of Social Security Benefits, Health, and Wealth at Death," In David A. Wise ed., *Discoveries in the Economics of Aging*, University of Chicago Press.

Le Grand, Julian (2003), *Motivation, Agency, and Public Policy: Of Knights and Knaves, Pawns and Queens*, Oxford University Press.

インターネットのサイトを引用する場合は、そのページのタイトル、URL、および最終確認日を明記してください。

United Nations Development Programme (2010) Human Development Report 2010, <http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2010/> (2010年10月5日最終確認)

4. 引用方法

本文または注釈において、ほかの文献の記述を引用する、または、参照する場合は、その出典を以下のように引用文の末尾に亀甲括弧で明記してください。この場合、当該引用文献を論文末尾に参考文献として必ず挙げてください。

(例1) … [森田 (2014), p.45] … [Le Grand (2003), p.3]

… [森田 (2014), pp.45-46] … [Le Grand (2003), pp.3-4]

(例2) 著者が2人の場合

… [泉田・黒田 (2014), p.408] … [Finkelstein and McGarry (2006), p.938]

(例3) 著者が3人以上の場合

… [金子他 (2013), p.311] … [Poterba et al. (2014), p.159]

ただし、本文中における、ほかの文献の引用または参照について、その出典を注釈で示す場合は、亀甲括弧は必要ありません。

(例) 1) 森田 (2014), p.45

また、注釈などで、参考文献として列挙しない文献を挙げる場合は、上記の参考文献の表記に準じてその著者名、著書・論文名、頁などを記載してください。

(例) 1) 森田朗 (2014)『会議の政治学Ⅱ』慈学社出版, p.45。

5. 表記

1) 年号

原則として西暦を用いてください。元号が必要な場合は西暦の後に括弧書きで挿入してください。ただし、元号を用いることが慣例となっている場合はその限りではありません。

2) 敬称

敬称は略してください。

(例) 西村周三教授は→西村は 京極氏は→京極は

6. 図表

図表にはそれぞれ通し番号および表題を付け（例参照）、出所がある場合は必ず明記してください。図表を別ファイルで作成した場合などは、論文中に各図表の挿入箇所を指定してください。なお、他の出版物から図表を転載する場合には、執筆者自身が著作権者から許諾を得てください。

（例）〈表1〉受給者数の変化 〈図1〉社会保障支出の変化

7. 倫理的配慮

原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記してください。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をはらってください。

8. 利益相反

利益相反の可能性がある場合は書面で報告してください。なお、利益相反に関しては厚生労働省指針（「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」）を参照してください。

9. 原稿の提出方法など

1) 原稿の提出方法

投稿論文を除き、本誌掲載用の原稿は原則としてデータファイルを電子メールに添付する方法で提出してください。ファイル容量などの理由により、電子メールに添付する方法での提出が困難な場合は、CD-Rなどの媒体に記録の上、郵送で提出してください。また、当方で受信したファイルの読み込みができない、あるいは、特殊文字の認識ができないなどの場合には、紙媒体による原稿の提出をお願いすることがありますので、その際にはご協力ください。原稿のデータファイルが存在しない場合は、紙媒体の原稿を郵送にて提出してください。

2) 図表について

図表を別ファイルで作成している場合は、当該図表ファイルも提出してください。提出方法は、原稿の提出方法と同様です。データファイルが無い場合は、図表を記載した紙媒体の資料を郵送してください。

3) 投稿論文の提出方法

投稿論文の提出については、『社会保障研究』投稿規程に従ってください。審査を経て採用が決定した場合には、前2項に従って当該論文のデータファイルを提出していただくことになります。

『社会保障研究』投稿規程

- 本誌は、国内外の社会保障およびその関連領域に関する理論的・実証的研究、国内外の社会保障制度改革の動向などを迅速かつ的確に収録することを目的とします。
- 投稿は、「論文」、「動向・資料」および「社会保障判例研究」の3種類とし、いずれかを選択してください。なお、「論文」、「動向・資料」はおおむね以下のようなものとします。
「論文」：独創的かつ政策的有用性に優れた社会保障に関する研究論文
「動向・資料」：政策的有用性に優れた社会保障に関する研究論文、資料（独創性は問わない）であり、おおむね以下のようなものとします。
 - 独創性や政策的有用性は「論文」に及ばないが、今後の発展が期待できる研究論文
 - 政策的有用性に優れた社会保障に関する調査・分析に関する報告
 - 国内外における社会保障の政策動向に関する考察
 投稿者の学問分野は問いませんが、本誌に投稿する論文等は、いずれも未投稿・未発表のものに限ります。
- 投稿者は、投稿申込書とともに審査用原稿（PDFファイル）を電子メールにて送付してください。投稿申込書は研究所ウェブサイトよりダウンロードし、各欄に必要な事項を記入してください。なお、投稿論文の審査は執筆者名を伏せて行いますので、審査用原稿には執筆者が特定できる情報を記入しないでください。電子メールによる送付が難しい場合には、投稿申込書1部、審査用原稿4部を、郵送してください。
- 採否については、編集委員会が指名したレフェリーの意見に基づき、編集委員会において決定します。ただし、研究テーマが本誌の趣旨に合致しない、あるいは学術論文としての体裁が整っていない場合など、審査の対象外とする場合もあります。採用するものについては、レフェリーのコメントに基づき、投稿者に一部修正を求めることがあります。なお、原稿は採否に関わらず返却いたしません。また、本誌において一度不採用とされた論文等の再投稿は受理しません。再投稿に当たるとどうかの判断は編集委員会が行います。
- 原稿執筆の様式は『社会保障研究』執筆要領に従ってください。
- 掲載された論文等は、他の雑誌もしくは書籍または電子媒体等に収録する場合には、国立社会保障・人口問題研究所の許諾を受ける必要があります。なお、掲載号の刊行後に、国立社会保障・人口問題研究所ホームページで論文等の全文を公開します。
- 原稿の送り先・連絡先
電子メールによる提出：e-mail: kikanshi@ipss.go.jp
郵送による提出：〒100-0011
東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル6階
国立社会保障・人口問題研究所 総務課業務係
電話03-3595-2984 Fax: 03-3591-4816

編集長

遠 藤 久 夫 (国立社会保障・人口問題研究所長)

編集委員

大 石 亜希子 千葉大学 法政経学部教授
 尾 形 裕 也 東京大学 政策ビジョン研究センター特任教授
 駒 村 康 平 慶應義塾大学 経済学部教授
 高 橋 紘 士 一般財団法人 高齢者住宅財団 理事長
 武 川 正 吾 東京大学大学院 人文社会系研究科教授
 田 辺 国 昭 東京大学大学院 法学政治学研究科教授
 金 子 隆 一 (国立社会保障・人口問題研究所 副所長)
 深 田 聡 (同研究所 政策研究調整官)
 新 俊 彦 (同研究所 企画部長)
 林 玲 子 (同研究所 国際関係部長)
 小 島 克 久 (同研究所 情報調査分析部長)
 山 本 克 也 (同研究所 社会保障基礎理論研究部長)
 泉 田 信 行 (同研究所 社会保障応用分析研究部長)

編集幹事

竹 沢 純 子 (同研究所 企画部第3室長)
 渡 辺 久里子 (同研究所 企画部研究員)
 佐 藤 格 (同研究所 社会保障基礎理論研究部第1室長)
 菊 池 潤 (同研究所 社会保障基礎理論研究部第3室長)
 西 村 幸 満 (同研究所 社会保障応用分析研究部第2室長)
 暮 石 涉 (同研究所 社会保障応用分析研究部第3室長)
 黒 田 有志弥 (同研究所 社会保障応用分析研究部第4室長)
 藤 間 公 太 (同研究所 社会保障応用分析研究部研究員)
 大 津 唯 (同研究所 社会保障応用分析研究部研究員)

 社会保障研究 Vol.2, No.1 (通巻第5号)

平成 29 年 6 月 25 日 発 行

編 集

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 03-3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>

印 刷

日本印刷株式会社

〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-41-24

Tel: 03-5911-8660

JOURNAL OF SOCIAL SECURITY RESEARCH (SHAKAI HOSHO KENKYU)

Vol.2 No.1

2017

Foreword

Individualization of the Nuclear Family and Social Security System ... Shogo TAKEGAWA **002**

Special Issue: Increase in the Number of Small Households and the Number of Households Claiming Social Security

Increase in the Number of Small-size Households and Social Security System in Japan
..... Sawako SHIRAHASE **004**

Change in the Poverty Rate of Children in Lone Parent Households by the Difference
in the Marital History of the Parents: the Influence of Family Structures
and the Social Security System..... Yuko TAMIYA **019**

Mental Health of Elderly Adults in Japan: Marital Status, Gender, Household Conditions
..... Kei SUEMORI **032**

Single Mother Households and Child Maltreatment: Including Thoughts on Depression
..... Ryoichi YAMANO **045**

A Consideration on Issues of the Daily Living of Single Male Caregivers and the System of Social
Support for them: Through Recent Researches on “Social Support for Male Caregivers”
..... Yasuta WAKE and Takahiro MOCHIZUKI **060**

The “Small Household” in Japanese Family Sociology Yoshitaka IKEOKA **077**

Investigation into Chronic Poverty of Households with Children
..... Wataru KUREISHI and Midori WAKABAYASHI **090**

Social Security and Law

Legal Issue and Policy of Survivor’s Pension Ashiya KURODA **107**

Benefit Requirements of Survivor’s Welfare Pension for Surviving Spouses
..... Ashiya KURODA **110**

Report and Statistics

Basic Information about the OECD Family Database - A Cross-National Database for
Family Policies and Outcomes - Junko TAKEZAWA **119**

Social Security in Korea (5) Korean Public Assistance Katsuhisa KOJIMA **122**

Demographic Research on Longevity Extension, Population Aging, and their Effects on
Social Security and Socio-Economic Structures in Japan Motomi BEPPU **126**

A Study of Work Load on Social Welfare in Local Governments ... Yukimitsu NISHIMURA **129**

Book Review

Yoshihiko KADOYA, *Managing the Human Service Market: The Case of Long-Term
Care in Japan* Kensaku KISHIDA **132**

Yasushi IWAMOTO, Wataru SUZUKI, Ryoko MOROZUMI and Michio YUDA,
*Economic Analysis of Health Policy: Evidence and Suggestions from
Social Insurance Claims Data* Nobuyuki IZUMIDA **136**

Edited by
National Institute of Population and Social Security Research
(KOKURITSU SHAKAI HOSHO•JINKO MONDAI KENKYUSHO)